

平成 3 1 年 3 月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成 3 1 年 3 月 6 日 開会

平成 3 1 年 3 月 2 0 日 閉会

飯 島 町 議 会

平成31年3月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成31年3月6日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 教育長の任命について

日程第 5 第 2号議案 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 6 第 3号議案 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 7 第 4号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 8 第 5号議案 飯島町屋外広告物条例

日程第 9 第 6号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 第 7号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第11 第 8号議案 飯島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

日程第12 第 9号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第13 第10号議案 平成30年度飯島小学校冷房設備設置工事請負契約の締結について

日程第14 第11号議案 平成30年度飯島町一般会計補正予算（第5号）

日程第15 第12号議案 平成30年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第16 第13号議案 平成30年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第17 第14号議案 平成30年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第18 第15号議案 平成30年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

※第11号議案から第15号議案まで一括議題

・提案説明、補足説明、議案ごとに討論、採決

日程第19 第16号議案 平成31年度（2019年度）飯島町一般会計予算

日程第20 第17号議案 平成31年度（2019年度）飯島町国民健康保険特別会計予算

日程第21 第18号議案 平成31年度（2019年度）飯島町後期高齢者医療特別会計予算

日程第22 第19号議案 平成31年度（2019年度）飯島町介護保険特別会計予算

日程第23 第20号議案 平成31年度（2019年度）飯島町公共下水道事業特別会計予算

日程第24 第21号議案 平成31年度（2019年度）飯島町農業集落排水事業特別会計予算

日程第25 第22号議案 平成31年度（2019年度）飯島町水道事業会計予算

※第16号議案から第22号議案まで一括議題

・提案説明、補足説明、総括質疑、委員会付託

- 日程第 26 第 23 号議案 飯島町障がい者地域活動支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第 27 第 24 号議案 飯島町介護予防等拠点施設の指定管理者の指定について
- ※第 23 号議案、第 24 号議案一括議題
- ・提案説明、一括質疑、議案ごとに討論、採決
- 日程第 28 第 25 号議案 飯島町弓道場の指定管理者の指定について
- 日程第 29 第 26 号議案 飯島町文化館の指定管理者の指定について
- 日程第 30 第 27 号議案 飯島町道路線の認定について
- 日程第 31 第 28 号議案 飯島町道路線の変更について
- ※第 27 号議案、第 28 号議案一括議題
- ・提案説明、一括質疑、討論、採決

○出席議員（１２名）

１番	本多 昇	２番	滝本登喜子
３番	久保島 巖	４番	好村 拓洋
５番	橋場みどり	６番	浜田 稔
７番	竹沢 秀幸	８番	折山 誠
９番	坂本 紀子	１０番	三浦寿美子
１１番	中村 明美	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 那須野一郎 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 下條 伸彦 会 計 管 理 者 大島 朋子 企画政策課財政係長 林 成昭
飯島町農業委員会 会 長 片 桐 孝 明	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育長 澤 井 淳	教 育 次 長 林 潤
飯島町代表監査委員 羽 生 收 一	飯島町監査委員事務局 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議開会

開 会	平成31年3月6日 午前9時10分
議 長	おはようございます。町当局並びに議員各位におかれましては大変御苦勞さまです。これから平成31年3月飯島町議会定例会を開会します。 本定例会におきましては、羽生代表監査委員、片桐農業委員会長の御出席をいただいております。大変御多忙のところ、よろしくお願いをいたします。 3月定例会は、平成31年度各会計予算を初め重要な案件の審議が予定されております。議員各位におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的に御審議をいただくとともに、円滑な議事運営に御協力いただきますようお願いをいたします。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。 開会に当たり町長からごあいさつをいただきます。
町 長	おはようございます。平成31年3月議会定例会の招集に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。 平成31年2月13日付、飯島町告示第2号をもって平成31年3月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄御多忙中にもかかわらず全員の皆様の御出席を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。 また、羽生代表監査委員さん、片桐農業委員会会長さんにおかれましても、お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。 さて、早いもので3月を迎えました。気温の変動の激しい時期ではありますが、日差しは日に日に濃さを増してきております。桜の開花時期の予報は平年よりやや早いとなっておりますが、予想以上に早い春の訪れが予感されるきょうこのごろであります。 さて、今議会では、平成31年度の予算を上程いたします。新年度予算は、行政の3大事業である教育・福祉増進事業、産業振興事業、安全管理事業の着実な実施と私が公約で掲げました3つのチャレンジを推進し実現するための予算であるとともに、住民ニーズに即した生活基盤の増強と保育・教育環境の改善を最重点とする中で、リニア新時代に向けた魅力あるまちづくりのための体質強化予算と位置づけたものであります。後ほど、新年度予算の提案時における施政方針の中で詳しく考え方を申し上げる所存でございます。 本議会定例会に御提案申し上げます案件につきましては、人事案件4件、条例案件5件、新年度予算を含む予算案件12件、その他案件7件の計28件でございます。いずれも重要な案件でありますので、何とぞ慎重な御審議をいただき適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、議会招集のあいさつといたします。ありがとうございました。

議 長	日程第2 会期の決定についてを議題とします。 本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議をいただいております、議会運営委員長より会期は本日から3月20日までの15日間とすることが適当との協議結果の報告がありました。お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長からの報告のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月20日までの15日間とすることに決定しました。会期の日程は事務局長から申し上げます。
事務局長	(会期日程説明)
議 長	日程第3 諸般の報告を行います。 議長から申し上げます。 最初に、平成30年12月定例会において議決された意見書2件の処理について報告します。安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書、上伊那の高校再編を早急に進めないように求める意見書、以上2件の意見書につきましては、12月19日に衆議院議長初め関係機関へ送付しましたので、報告します。 次に、請願、陳情等の受理について報告します。受理した請願、陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条及び第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託いたします。 次に、例月出納検査の結果について報告します。12月から2月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。 次に、議会閉会中に実施されました議員研修については、お手元に配付のとおり報告がありました。研修、大変御苦労さまでした。 次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。また、予算議会でありますので、企画政策課財政係長に出席を願うこととしております。 次に、町当局から報告を求めます。
町 長	それでは、私から2件について御報告を申し上げます。 初めに、飯島町土地開発公社の平成31年度事業計画及び予算について申し上げます。飯島町土地開発公社の平成31年度事業計画及び予算につきましては、去る2月22日の飯島町土地開発公社理事会において審議をお願いし、御議決いただきましたので、その概要を地方自治法の規定により御報告申し上げます。初めに、昨年11月末に土地の賃貸借契約を結んでいたクリ加工販売施設用地につきまして、株式会社信州里の菓工房と土地売買契約の締結に至りました。また、町内企業の動きとしましては、株式会社南信精機製作所の工場拡張工事が終盤を迎え、中田切工業団地内のひかり味噌株式会社の工場拡張についても進んできているとのことでございます。御報告申し上げます。さて、平成31年度の事業計画であります、公有土地取得事業につきましては、久根平工業団地の拡張、町内楽器製造企業用地取得を計画しております。土地の処分計画につきまして

は、主に久根平工業団地、陣馬工業団地、町内楽器製造企業用地の売却に力を傾注して進めてまいりました。また、未販売の分譲宅地につきましても、価格改定を行い、定住促進事業との連携や不動産業者への働きかけ、パンフレットやホームページなどを活用した販売促進に努めてまいります。次に、予算概要について申し上げます。主な収入見込みとしましては、工業団地、住宅分譲地等の売却による土地造成事業収益などにより収入合計でおよそ2億2,900万円を予定しております。これに対し、支出見込みとしましては、土地造成事業原価およそ2億900万円など、事業支出およそ2億1,400万円を予定しており、この結果、単年度収支ではおよそ1,500万円の黒字を見込む予算であります。詳しくは、お手元の事業計画並びに予算書のとおりでございますので、後刻お目通しをいただきたいと思います。

続きまして、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳の平成31年度事業計画及び予算計画について申し上げます。株式会社エコーシティー・駒ヶ岳の平成31年度事業計画及び予算計画につきましては、去る2月15日開催の取締役会において承認されましたので、地方自治法の規定により、その概要を御報告いたします。初めに、本年度の事業実施状況等につきまして御報告申し上げます。今年度の事業は、おおむね順調に進んでおります。加入の状況につきましては、テレビはほぼ横ばいですが、インターネットとケーブルプラス電話については、伊南全体の光化工事の完了により順調に増加してきております。決算見込みですが、計画を1,400万円上回る利益計上できると見込んでおります。次に、平成31年度事業計画及び予算計画について御説明申し上げます。基本方針につきましては、本年度と同様でございます。運営方針では、無線サービスへの取り組み等、新たなサービスの展開を進めるべくサービスの多角化を追記したところでございます。主たる事業といたしましては、新規加入者及び各サービス利用者の獲得に向け、通信事業者との連携によりセット割の推進を引き続き実施いたします。既存のサービスに関しましては、音声告知放送料金の見直しを行います。自主放送チャンネルであるみなこいチャンネルの充実では、データ放送についての研究を行ってまいります。新4K・8Kの衛星放送が昨年12月から開始され、今後は一般家庭でも視聴できる機会が増えると思われますので、高度BS放送の普及促進を図ってまいります。また、設備面では、放送設備の更新や地域BWA導入のための設備整備を行ってまいります。BWAは、括弧して広帯域移動無線アクセス、いずれにしても難しい言葉でございます。予算では1,700万円の利益を見込んでおります。詳しくは、お手元の事業計画及び予算計画のとおりでございますので、後刻お目通しをお願いいたします。

以上2件について報告申し上げます。

議長 ただいま報告のありました2件につきましては、最終日の議会全員協議会において質疑を受けることとします。

以上で諸般の報告を終わります。

暫時休憩とします。そのままお待ちください。

休憩 午前9時26分

再 開	午前9時27分
議 長	会議を再開いたします。
議 長	日程第4 第1号議案 教育長の任命について を議題といたします。 事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	(議案朗読)
議 長	本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第1号議案 教育長の任命について提案理由の説明を申し上げます。 現在、教育長としてお務めいただいております澤井淳さんがこの3月31日をもって任期満了となります。任期満了後の教育長として、山積する多くの教育課題に対処いただくため、また人格、見識とも最適任と考え、澤井淳氏を引き続き教育長として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をお願いするものであります。 経歴につきましては、お手元の資料をごらんください。 また、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により平成31年4月1日から3年間であります。 よろしく御審議の上、議員各位の御同意をお願い申し上げるところでございます。 以上で説明といたします。
議 長 6 番	これから質疑を行います。質疑はありますか。
浜田議員	それでは、再任の理由についてお尋ねしたいと思います。 ただいま町長のほうから再任の理由の御説明がございました。大変温厚な人格をお持ちで、教育分野に対しても深い造詣をお持ちだということについては十分理解するところであります。 しかしながら、澤井教育長は、高校再編を検討する協議会、18人の中で教育長の肩書を持つただ1人の委員として参加されてまいりました。協議会は、大半の会議を非公開として、住民懇談会も計画しておりませんでした。協議会の議事録や傍聴者のメモから理解する限り、澤井教育長は、このような運営や県の方針に対して教育行政の自立性を求める立場からの発言をされていないというふうに私は理解しております。この点、協議会の設立にかかわった町長は、今回の再任提案に対して、これを好ましいというふう に判断されたのかどうかお尋ねしたいと思います。
町 長	新しい高校教育を考える教育審議会につきましては、当初、限られた範囲で、確かにやっていたかと認識しております。しかし、もっと多くの意見をということの中で、会議数も増やしてきておりますし、多くの方々の参加を求めるよう、その流れが今変わってきているんじゃないかなと。やはり、このことについては、地域の方々が自分のこととして考えるということがまず大事で、これからも多くの方々の御意見をお伺いしなけ

		ればならないかなあというふうに思っております。その流れに沿って、教育長もそのメンバーとして一生懸命努力しているところは、私は評価しております。
議 長		ほかにありませんか。 (なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 本案は討論を省略し、これから第 1 号議案 教育長の任命についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。 お諮りします。 本案は、これに同意することに賛成の方は御起立をお願いします。 〔賛成者起立〕
議 長		お座りください。起立多数です。よって、第 1 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。 暫時休憩といたします。
休 憩		午前 9 時 3 2 分
再 開		午前 9 時 3 3 分
議 長		会議を再開いたします。 ここで、ただいま教育長に選任同意されました澤井淳さんからごあいさつをいただきます。 〔澤井教育長 登壇〕
教 育 長		教育長の任命同意に当たり議会の貴重なお時間をお借りしまして所信を申し上げます。 これまでの 3 年間は、引き継ぎました子育て支援センターの建設、中学校未来塾の開設、伊那県 150 年のさまざまなイベントなどを町民の皆様や議会の皆様の御理解、御協力、職員の熱意によって順調に進めることができました。これらの未来を担う子どもたちの健全育成、文化や歴史を伝え継承していくこと、スポーツを通じた生涯学習の進展などが教育行政の大きな役割とっております。今後もその視点を大切に、皆様の御協力を得ながら安定した教育行政を進めてまいる覚悟であります。 教育環境整備に関しましては、エアコン設置などの学校環境整備、本格化してまいります新給食センターの建設が大きな課題であります。給食センターは大変大きな事業であり、子どもたちや町にとってどういった施設であるべきかを考え、対応してまいります。教育内容では、小学校新学習指導要領、続く中学校の新学習指導要領に伴う新しい視点での教育に対応してまいります。それに伴う I C T 機器の整備、小学校英語教育の充実、プログラミング教育の導入に伴うハード、ソフトの充実を図っていききたいと思います。それと同時に、子どもたちの抱える不登校課題や発達に関する課題に対応する施策など、多くの皆様の御協力や御理解をいただきながら進めてまいりたいと思っております。子どもの発達は一様ではありません。それぞれの子どもがそれぞれの時期に必要な

とする教育や合理的な支援を保育園や学校とともに考えてまいりたいと思います。さらに、少子化の進行に伴い規模が縮小する中でも子どもたちが輝く学校生活を送ることができる教育課程や郷土理解にも視点を当てたキャリア教育を推進したいと思います。子どもたちの個性や可能性を伸ばし、広い世界で個性を発揮できる人材とともに、将来、郷土の中心として活躍できる人材を育てたいとの思いを持っております。

生涯教育の分野では、町民の皆さんが生涯にわたって学ぶことへの支援や健康で生きがいを持った生活ができるよう、社会教育やスポーツ活動を進めてまいりたいと思っております。特に文化館を中心とするエリアに多くの皆様が集える取り組みの充実をしてまいりたいと思っております。

最後に、私がこの3年間感じました飯島町の最も特徴的なことは、人とのつながりがあり、人が温かいことあると思います。雪が降れば、暗いうちに通学路の雪かきをしていただいている地域の皆さんや見守り隊の皆さん、ソバ、稲、リンゴ、大豆などの栽培や加工の体験の御協力をいただいている個人、企業の皆さん、鼓笛隊、ドラム、リコーダー、大正琴の指導、漢字や俳句、詩吟の指導をしていただいている皆さん、託児ボランティアや特別支援を含めた授業支援、保健室支援のボランティアの皆さん、クラブ活動などでパソコンやスポーツ、工作、手品などを教えていただいているボランティアの皆さん、生け花によって子どもたちの情緒を育てていただいている皆さん、ミシンや裁縫を教えていただいている皆さん、学校の草刈りを買って出ていただいている皆さん、そのほかにも多くの方のお力添えが飯島町にはあります。その皆様に対する子どもたちの感想は、すごい、格好いいであり、うれしいであつたりします。この飯島町の最大の資産をこれからも大切にしていきたいと思っています。

微力ではありますが、子どもたちの未来のために飯島町教育の充実、発展のために全力で取り組むことをお誓いし、私の所信表明といたします。(一同拍手)

〔澤井教育長 降壇〕

議長 ありがとうございます。

議長 日程第5 第2号議案 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議長 本案について提案理由の説明を求めます。

町長 第2号議案 人権擁護委員候補者の推薦について、議会に意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣が任命する任期3年の委員でございます。

現在、米澤長實氏、本島佳代子氏、中村敬氏、竹澤綾子氏の4名が在任中ですが、本島佳代子氏が平成31年6月30日をもって1期目の任期が満了となります。任期満了後の後任の委員候補者として、再度、本島佳代子氏を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものでございます。任期は平成31年7月1日から3年間でございます。

議 長 なお、法務省の手続は任命までに3カ月程度要しますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。
 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 本案は討論を省略し、これより第2号議案 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。
 お諮りします。
 本案は、これに同意することに賛成の方は御起立を願います。
 [賛成者起立]

議 長 ありがとうございます。起立全員です。よって、第2号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議 長 日程第6 第3号議案 人権擁護委員候補者の推薦について
 を議題といたします。
 事務局長に議案を朗読させます。
 (議案朗読)

議 長 本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第3号議案 人権擁護委員候補者の推薦について、議会の意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。
 人権擁護委員は、法務大臣が任命する任期3年の委員であり、このたび米澤長實氏が平成31年6月30日をもって1期目の任期が満了となります。任期満了後の後任の委員候補者として倉澤信二氏を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものでございます。任期は平成31年7月1日から3年間でございます。法務省の手続は任命までに3カ月程度を要しますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。
 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 本案は討論を省略し、これより第3号議案 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。
 お諮りします。
 本案は、これに同意することに賛成の方は御起立を願います。
 [賛成者起立]

議 長 ありがとうございます。起立全員です。よって、第3号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議 長 日程第7 第4号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任について
 を議題といたします。

事務局長	事務局長に議案を朗読させます。 (議案朗読)
議 長	本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第 4 号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。 固定資産評価審査委員会の委員は、地方税法第 423 条第 3 項により町民で町税の納税義務がある者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て町長が選任するとされております。また、同条第 6 項により任期は 3 年とするとし、飯島町税条例第 78 条の規定により固定資産評価審査委員会の委員の定数は 3 人とされております。現在、中町自治会の生田順市氏、本郷第 1 自治会の片桐邦彦氏、北村自治会の宮下好矢氏の 3 名が在任中ですが、そのうちの 1 人であります片桐邦彦氏が平成 31 年 3 月 31 日をもって任期満了となります。後任の委員として春日平自治会 内山喜夫氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。 よろしく御審議の上、委員の同意を賜りますようお願いいたします。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありますか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 本案は討論を省略し、これから第 4 号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。 お諮りします。 本案は、これに同意することに賛成の方は御起立を願います。 〔賛成者起立〕
議 長	ありがとうございました。起立全員です。したがって、第 4 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。
議 長	日程第 8 第 5 号議案 飯島町屋外広告物条例 を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第 5 号議案 飯島町屋外広告物条例について提案理由の説明を申し上げます。 本条例案は、長野県屋外広告物条例にかわり屋外広告物法に基づく町独自の規制基準により屋外広告物に対してきめ細やかな規制、指導による良好な景観の保全を図るため、必要な関係条例の整備を行うものでございます。 細部につきましては担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。
建設水道課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。 なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。

9 番	それでは、質疑はありませんか。
坂本議員	非常に、この屋外広告を早急につくったということはすごくいいことだと思うんですけども、現在、これをつくる以前に、この禁止区域にあった看板なんかでとか、そういう中では、一応今のお話からすれば許可を得ていると、この条例の以前の許可を得ている中に入っていると思うんですけど、それでないものというのではないというふうな認識でいいんでしょうか。
建設水道課長	現在の禁止地域につきましては、県条例をそのまま引き継ぐものでございますので、基本的には、それにのっとった運用がされているといたしまして、ないものとしております。
議 長	先ほどの経過措置につきましては、新たに設ける許可地域につきましての運用でございますので、そちらについては規定に基づき指導してまいりたいと思います。
議 長	ほかにありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 ここでお諮りします。 ただいま議題となっております第 5 号議案については総務産業委員会へ審査を付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。第 5 号議案については総務産業委員会に審査を付託いたします。
議 長	日程第 9 第 6 号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例 を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第 6 号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。 本条例につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員が行っております農地利用の最適化業務の取り組みを活性化し、担い手への農地の集積、集約などの取り組みを促進することを目的といたしまして、委員の報酬に能率給を加算するため所要の改正を行うものでございます。この改正につきましては、昨年 11 月に開催いたしました飯島町特別職報酬等審議会にお諮らいし、能率給の加算制度の創設について答申をいただいております。
総務課長	細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。
議 長	(補足説明) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6 番	
浜田議員	この能率給は日本語の文章で書いてあるわけですがけれども、具体的な金額の上限等についての規定は何もないのでしょうか。
産業振興課長	上限がございます。1 人当たり 6,000 円が上限になっております。
6 番	
浜田議員	その金額の規定はどこでなされているのでしょうか。
産業振興課長	規則を設けておりまして、その中では、県等から交付される額を人数で割るというふうになっております。したがって、12 月に活動計画をまとめまして県のほうに上げます。そうすると、県が金額を算定してきますので、それが 6,000 円掛ける 12 人全員、満杯来ればいいんですが、それは県の予算等もありますので、はっきりはわからないということで、人数でいただいた交付金を割って支給するというような規則で定めてございます。
9 番	
坂本議員	金額のことはわかりましたけれど、仕事の内容なんですけれども、現在、農業委員がやっている実施計画というか、それに対して、この能率給というものができると、もう少し仕事の範囲が増えるとか、そういうふうに変わってくるというふうに認識していいのでしょうか。
産業振興課長	新たな業務を行うということはございませんが、今までやってきている業務を、もう少し精度を上げていただくというような形になろうかと思います。
議 長	ほかにございませんか。
3 番	
久保島議員	先ほど説明の中で県からの支給のものを人数で割るという話がございました。役職によって差が出るということはないのでしょうか。その辺のところをお聞かせください。
産業振興課長	役職による差は設定してございません。
議 長	ほかにありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 6 号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 6 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 10 第 7 号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

	を議題とします。
	本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第 7 号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。
	本条例は、過日の飯島町国民健康保険事業に関する協議会において県の国保運営方針である保険料水準の一元化等の検討が行われ、保険税率の見直しについて答申が出されたことを受けまして税率の一部を改正するものでございます。
	細部につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。
住民税務課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。
	なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。
	それでは、質疑はありませんか。
7 番	
竹沢議員	お伺いします。国保運営協議会の答申に基づいて国保税を減額するということですが、確か昨年ですかね、平成 30 年、7 年ぶりに国保税を引き上げた経緯がありまして、30 年からこの制度は長野県のほうに移管したわけです。そういうことで、ここで先ほど説明ありました 1,100 万円ほど減税になるっちゅうことで、納税者にとってはいいのかもしれないませんが、今後の国保運営について、今回減額することによって将来の財政見通しがどうなるかについてお尋ねします。
健康福祉課長	それでは、国保の経営のほうを担当しております健康福祉課から御説明申し上げます。
	国民健康保険につきましては、ただいま基金として 1 億 9,800 万円ほど持っております。この基金につきましては、今までは医療費の不足の場合の担保として持っておったものでございますが、こちらは、経営が県に行ったことによりまして基金を持たなくてもよいということになりました。それで、協議の中で、この 1 億 9,800 万円を活用しながらということがありまして、今回引き下げをということになりました。毎年毎年、納付金につきましては計算を県がして、それによって町はどのようにするかを決めてまいりますので、はっきりとした見通しがつくことはなかなか難しゅうございますが、1 億 9,800 万円あれば 5 年～10 年ぐらいは経営をしていけるのではないかというふうに協議会の中では言った次第でございます。
議 長	ほかに質疑はありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	ここでお諮りします。
	ただいま議題となっております第 7 号議案については社会文教委員会へ審査を付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。
	(異議なしの声)

議 長	異議なしと認めます。第 7 号議案については社会文教委員会に審査を付託いたします。
議 長	日程第 1 1 第 8 号議案 飯島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第 8 号議案 飯島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。 本条例は、本年 4 月より上伊那広域連合のごみ処理施設の本格稼働による廃棄物の処理方法の変更に伴い指定ごみ袋の分類等が変更されることから、所要の改正を行うものであります。 細部につきましては担当課長より説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
住民税務課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありますか。——ありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありますか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 8 号議案 飯島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 8 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 1 2 第 9 号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例 を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第 9 号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。 今回の改正につきましては、介護保険料の減額賦課について、介護保険法施行令に規定される減額賦課規定の内容に基づき当町介護保険条例の条文との整合を図るため、条文の整備を行うものでございます。 細部につきましては担当課長より説明を申し上げますので、よろしく審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。
保健福祉課長	(補足説明)

議 長	これから質疑を行います。 なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。 それでは、質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 ここでお諮りします。 ただいま議題となっております第 9 号議案については社会文教委員会へ審査を付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。第 9 号議案については社会文教委員会に審査を付託いたします。
議 長	日程第 13 第 10 号議案 平成 30 年度飯島町小学校冷房設備設置工事請負契約の締結について を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第 10 号議案 平成 30 年度飯島町小学校冷房設備設置工事請負契約の締結について 提案理由の説明を申し上げます。 平成 31 年 2 月 18 日に飯島町財務規則第 114 条の規定により一般競争入札を行いました平成 30 年度飯島小学校冷房設備設置工事について工事請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び飯島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。 当工事の事業費につきましては、平成 30 年度ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金、学校教育施設等整備事業債を充当するものであります。 契約金額は 5,940 万円、契約の相手方は株式会社ヤマウラ飯島支店となります。 また、工期につきましては、議会議決の日から平成 31 年 3 月 29 日を予定しております。 細部につきましては教育次長から説明させますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。
教育次長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
9 番 坂本議員 企画政策課長	これにかかわる入札参加企業が幾つで、落札率は幾つだったんでしょうか。 この件につきましては企画政策課のほうで答えをさせていただきたいと思います。 応札者につきましては 2 社、落札率は 96.8%でございました。
議 長	ほかにありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。

議 長	(なしの声)
	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第10号議案 平成30年度飯島小学校冷房設備設置工事請負契約の締結についてを採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声)
	異議なしと認めます。したがって、第10号議案は原案のとおり可決されました。 ここで休憩といたします。再開時刻を10時50分といたします。休憩。
休 憩 再 開	午前10時31分
	午前10時50分
議 長	会議を再開します。 大変失礼しましたが、議長の早とちりで日程を1つ飛ばしましたので、ここで申し上げますので、お願いします。
	日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により5番 橋場みどり議員、6番 浜田稔議員を指名します。
議 長	日程第14 第11号議案 平成30年度飯島町一般会計補正予算(第5号) 日程第15 第12号議案 平成30年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) 日程第16 第13号議案 平成30年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第4号) 日程第17 第14号議案 平成30年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号) 日程第18 第15号議案 平成30年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号) 以上5議案を一括議題とします。 それでは、提案理由の説明を求めます。
	第11号議案から第15号議案について、一括して提案理由の説明を申し上げます。 まず、第11号議案、平成30年度飯島町一般会計の補正予算(第5号)について提案理由の説明を申し上げます。 予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,533万円を減額し、歳入歳出それぞれ50億5,176万6,000円とするものであります。 今回の補正につきましては、平成30年度の決算を迎えるに当たり、事業実績等の見通しにより必要な補正を行うものであります。

主な歳入の内容としましては、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金およそ 2,550 万円、社会資本整備総合交付金事業補助金およそ 2,110 万円、これらの事業にかかわる学校教育施設等整備事業債 5,100 万円、公共事業等債 1,630 万円をそれぞれ減額する一方、財政調整基金繰入金 1,000 万円、地方消費税交付金およそ 840 万円、認可保育園保育料 400 万円の増額補正を計上いたしました。

主な歳出の内容としましては、歳入の減額に伴い中学校冷房設備設置工事設計監理業務およそ 2,270 万円、社会資本整備総合交付金事業道路改良工事およそ 4,220 万円、その他農業集落排水事業特別会計繰出金およそ 850 万円、上伊那広域連合及び伊南行政組合負担金をそれぞれ減額する一方、国の補正予算に対応する中央道跨道橋長寿命化修繕工事に 560 万円、道路除雪・融雪剤散布業務及び融雪剤購入に 290 万円の増額補正を計上いたしました。そのほか、各種事務事業において決算を見込み、それぞれ補正計上したところがございます。

続きまして、第 12 号議案、平成 30 年度飯島町国民健康保険特別会計の補正予算（第 4 号）について提案理由の説明を申し上げます。

予算の規模につきましては、歳入歳出それぞれ 2,978 万円増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 9,738 万 8,000 円とするものであります。

歳入の内容につきましては、保険給付費等交付金およそ 5,180 万円、指定公費納付金 6,000 円を増額する一方、基金等から繰入金をおよそ 2,200 万円減額するものです。

歳出の内容につきましては、保険給付費をおよそ 5,180 万円、国庫補助過年度返還金およそ 11 万円をそれぞれ増額する一方、上伊那広域連合情報センター負担金およそ 6 万円を減額し、予備費を調整するものです。

続きまして、第 13 号議案、平成 30 年度飯島町介護保険特別会計の補正予算（第 4 号）について提案理由の説明を申し上げます。

予算の規模につきましては、歳入歳出それぞれ 198 万円増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 1,636 万 1,000 円とするものであります。

今回の補正は、介護給付費の高額介護サービス費及び一部の国庫支出金が確定したことによるものです。

歳入の内容につきましては、国庫支出金およそ 160 万円、支払基金交付金 17 万円、県支出金およそ 7 万円、繰入金およそ 7 万円を増額するものです。

歳出の内容につきましては、保険給付費を 63 万円増額し、予備費を調整するものです。

続きまして、第 14 号議案、平成 30 年度飯島町公共下水道事業特別会計の補正予算（第 4 号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 527 万 3,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 4 億 4,119 万 5,000 円とするものであります。

歳入の内容につきましては、事業状況の見込みにより補正するもので、一般会計からの繰入金およそ 250 万円、町債の借入れ基準再算定及び事業の実績に基づき 270 万円、それぞれ減額といたしました。

歳出の内容につきましては、公共下水道費を事業実績に合わせ全体でおよそ 520 万円

	減額するものですが、懸案でありました汚泥の移動脱水車の後継車両の取得及び関連経費としておよそ 190 万円を計上したところでございます。
	続きまして、第 15 号議案、平成 30 年度飯島町農業集落排水事業特別会計の補正予算（第 4 号）について提案理由の説明を申し上げます。
	今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 480 万円を減額し、歳入歳出それぞれ 2 億 4,126 万 2,000 円とするものであります。
	歳入の内容につきましては、事業状況の見込みにより補正するもので、一般会計からの繰入金およそ 850 万円を減額する一方、消費税の確定に伴う還付金およそ 370 万円を増額いたしました。
	歳出の内容につきましては、農業集落排水事業費において消費税及び地方消費税を 480 万円減額いたしました。
	その他細部につきましては、11 号議案 一般会計から第 15 号議案 農業集落排水事業特別会計まで、順次担当課長からそれぞれ説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。
企画政策課長	（補足説明）
総務課長	（補足説明）
企画政策課長	（補足説明）
住民税務課長	（補足説明）
健康福祉課長	（補足説明）
産業振興課長	（補足説明）
建設水道課長	（補足説明）
地域創造課長	（補足説明）
教育次長	（補足説明）
健康福祉課長	（補足説明）
建設水道課長	（補足説明）
議 長	ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後 1 時 30 分といたします。休憩。
休 憩	午前 1 1 時 5 9 分
再 開	午後 1 時 3 0 分
議 長	会議を再開します。 提案理由の説明が終わりました。 これから本 5 議案について一括して質疑を行います。質疑はありますか。
11 番	
中村議員	それでは、3 点ほど質問をいたします。 初めに一般会計、ページ 24 ページ、事業コード 2821 感染予防事業についてお伺いいたします。先ほど説明の中で成人風疹の増加により増額というふうに説明がありました。その何人分に当たるのかということをお聞きするのが 1 点。

そして、40 ページ、一般職の給与費で 50 万円余の削減がされておりますが、これは、要因は何なのか、職員の労働環境が改善された中でのことなのか、また、1 カ所の職場に特化した努力によってこのような結果になったのか、そのほかなのか、その要因をお伺いいたします。

続いて国民健康保険特別会計、ページ 10 ページ、6010 でお伺いいたします。一般被保険者療養給付費の関係でございます。ここで 5,100 万円余の増額になっております。説明があったわけですが、3 月まで、年度末までを見込んでの補正であるというふうに伺いましたが、それはどのようなことを見込まれているのかということ。そして、この国民健康保険特別会計全体を見ますと、30 年度の当初予算では、昨年よりも 1 億円まではいかないんですけれども、減額の 10 億 3,000 万円余の当初予算でありました。このまま——このままっていうか、今回の補正で増額されて 9 億 9,738 万 8,000 円ということになりますと、3,000 万円ほど、予定、当初予定、本年度予算の予定よりも 3,000 万円ほど減額になるのかなあというふうに見ているわけなんですけれども、これは保険事業に対する成果なのか、この辺はどのように、最終閉めてみないとわからないと思うんですけれども、この保険事業の中で 3 月末に持ってきて昨年度よりも低いというのは、単純に医療費がかからなかったということだと思うんですけれども、その辺のところを伺いたいと思います。

以上 3 点をお伺いいたします。

総務課長

御質問いただきました職員等の給与にかかわります職員手当の関係でございますけれども、40 ページのほうで一般職の給与の関係の明細書をおつけしてございます。その中で職員手当 50 万 9,000 円の減額という形でございまして、その下に職員手当の内訳を明記してございます。この中で時間外手当が 50 万 9,000 円という減額でございまして、これにつきまして、やはりこれまでの実績、またこれからの見込み等を含めまして、それぞれの事業の中で時間外手当、勤務手当につきましては不用額が見込まれるということで積み上げたもので、今回減額をさせていただくという形になったものでございます。

健康福祉課長

よろしくお願いいたします。

まず、2821 コードの風疹の予防接種なんですけれども、おおむね 10 人でございます。ワクチンが 2 種類ございますので、単価がちょっと違ってきますが、そのように組んでございます。

それから、国民健康保険の医療給付費の関係なんですけれども、決算の関係なんです、今年度の当初予算にしましては、県が算出した額をもとに立てておりますので、そことの差になって決算が出てくるということになります。昨年度との比較になりますと、まだ何とも言えませんが、医療給付費の減ったのは、国保の被保険者数の減も影響していると思われますし、もしかしたら保健事業もいい影響を与えているのかもしれない。そこのところは、ちょっとまだ分析がなかなか難しいんですけれども、予算の大まかなところに関しましては、昨年度と今年度については予算立てが全く違いますので、比較はなかなかしづらい、大枠での比較はしづらいというふうに考えております。

議長
3 番
久保島議員

ほかにありませんか。

私のほうは 2 点、大きく 2 点についてお尋ねします。

一般会計 29 ページ、3734 道の駅田切の管理費なんですが、食堂子メーターの設置ということでございます。食堂という言い方がちょっと私のほうとしては不明瞭かなと、そば店とレストラン部分とあるわけですが、その辺の関係はどうなのかと。関連しまして、ここのレイアウト等もちょっと問題があるんじゃないか。それから、スモークガラスが非常に評判悪いというようなこともあって、この辺のリニューアル、改築等は考えていないのか。また、もしやるとすれば、町のほうとしてはここの費用を出すつもりがあるのかどうか、その辺のところについてお聞きます。

もう 1 点は、32 ページ土木費の社会資本整備事業総合交付金なんですが、2 次補正で 560 万円プラスになって非常にありがたいなあというふうに思っていますが、この中央道の長寿命化、歩道橋の長寿命化ですが、これどの程度の進捗と考えていいのか、この 560 万円でどの程度進むのか、なかなか安全・安心と言っている割には、この辺のつきが悪いというふうに思っていますので、この辺の進捗状況について、課長のほうでわかれば教えていただきたい。以上です。

産業振興課長

田切の里の管理費の関係でございます。まず、食堂部門の子メーターという表現、ちょっといろいろな表現はあると思うんですが、議員さんのおっしゃられたとおり、レストランの部門と、それからそば店の部分、合わせまして食堂という言い方をさせていただきました。田切の里のほうでも食堂部門という言葉を使っておりましたので、ちょっとこういった表現を使わせていただいたということで、対象となる施設はこの 2 つの施設ということで御理解いただければありがたいと思います。

また、スモークガラスですとか中のレイアウト、入り口のどっちを向いているんだという点、これについては、いろいろな御意見をいただいておりますので、新しく 4 月から行政財産の使用許可でレストランとそば部門の方に違った形でまたお願いするわけなんですが、その方もちょっとやってみていただいて、その様子で、いろいろと田切の里とも検討した中で、課題については、解決できるものは解決していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

建設水道課長

中央道の橋梁修繕でござひます。今回の国の 2 次補正 560 万円いただいたわけでございます。中央道にかかる橋梁につきましては、町管理のもので 12 橋ござひます。そのうちの 1 橋である上ノ原橋を現在 3 年計画の 3 年目ということで施工をし、先日その施工が、外側の施工ですけれども、終わったところでござひます。今回の 560 万円につきましては、その内側の高欄という部分ですけれども、そちらの補修、それと前後の舗装の修繕に充てていきたいと考えておりますので、この 560 万円だけで 1 橋が全部できるとか、そのレベルのお金ではないですけれども、有効に活用してまいりたいと思ひます。

議長

そのほかにいかがですか。

1 番
本多議員

企画政策課長

議 長
7 番
竹沢議員

13 ページです。財政調整基金 1,000 万円を繰り入れしています。それに関連して 2 つ質問させてください。

1 つです。財政調整基金を繰り入れせず、予備費で調整しなかったのはなぜか。

それから、もう 1 つ、実質単年度収支の赤字要素になる基金の取り崩しを行っているわけですが、これは 6 月の補正で戻すのか。この 2 つをお聞きします。

ただいま財政調整基金に係る関係で 2 件お尋ねをいただきました。

まず、今回、予備費の残を見ながら、予備費が手薄になることと今年度いっぱいまでの事業等を鑑みた中で、財政調整基金からの繰り入れ 1,000 万円ということで計上をさせていただきました。

それと、もう 1 点でございます。先ほど予算の説明でも申し上げましたが、今後につきましては、できるだけ抑制を図りたい。もう少し言いますと、できれば、これを取り崩さなくても済むような形で、実質単年度収支に影響ないような形でできるよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

そのほかにありませんか。

町長に 1 つ、それから建設水道課長に 1 つお伺いします。

今回の補正でもそうなんですけれども、歳入では約——予算でいうと 11 ページ、歳出は 31 ページ、社会資本整備総合事業交付金のことです。交付率は、先ほども説明ありましたように 43%、歳入で 2,100 万円減額で、歳出で 4,900 万円かな。要するに、これ全国的に社会資本整備事業で各市町村が手を挙げてインフラの整備しとると思うんですけれども、例えば北街道縦 3 号線、それから町道南田切線を含めまして、補助金が少ないがために、町で計画しとる計画の進捗の計画の年度よりもおくれて、予算が少ないからおくれていくと。北街道縦も本当は 30 年度には踏切までできるわけだったけれども、それがお金が少なかったもんでできなんだということでありまして、要は、町長として国に対して、この補助金をもっとたくさんくれるように働きかけをすべきでありますし、また、後ほど提案ありますけど、新年度予算でも 5,545 万円かな、計上してありますけど、確実にそうした財源が確保できるように国に対して働きかけをするべきだと思いますが、これについての町長の見解をお伺いします。

2 つ目、建設水道課長さんにお伺いします。道路維持費の委託料で、雪かきですとか融雪剤の散布の話なんですけれども、融雪剤の散布は、これからも寒い日が続くもんでいいと思うんですけど、ことしは極めて雪が少ない、皆さん御承知のように、南駒ヶ岳の雪形も今も五人坊主が見える、こういう状況でありまして、ことしの夏、水田農業の水が足りなくなるのかなあということを水利組合の役員としても心配しとるところです。お伺いしたいのは、ことしは確か 1 月の 31 日に雪が降りまして、2 月 1 日に私もかきましたけど、各業者にも依頼して、町道とか、いろいろ主要幹線もかいたんですけど、先ほどのお話ですと、あともう 2 回降るという想定で予算をしておるんですけど、この見通しは大丈夫ですかね。以上 2 件。

町 長	社会資本整備の国からの交付金につきましては、私ども町村の団体として常に政府に対しまして要望活動はその都度しております。今後も、それを引き続いて要望活動はしていきたいと思っております。
建設水道課長	除雪費の関係についてお答えさせていただきます。ことしは雪が少ないということで、除雪、機械除雪については1回出動したのみということでございます。ですが、道路を預かる側といたしましては、予算、補正予算要求時に、こういった状況を推測をしていくわけですが、予算ぴったりの状況ということはなかなか推測もできませんし、安全側で、やはり予算を要求してしまう、要求していくものですから、これから雪が降るかどうかはまだわかりませんが、少し多い予算要求かと思えますけれども、御理解をいただきたいと思います。
議 長 9 番 坂本議員	そのほかにありませんか。 やはり、ちょっと雪のことなんですけれども、29 ページの 3742 と 3743 で道の駅の管理費で、ここにも除雪業務で予算計上されているんですけれども、当初予算だと 10 万円ずつ盛っているはずなので、それを使ってしまっていないから、再度ここで3月末までで足りなくなる可能性があるということで盛られたかどうか。 それと、同じ 29 ページの 3856 の松くい虫防除、その下、樹幹注入業務なんですけれども、この 145 万円の減額なんですけれども、御説明では、予算要求したけれども要求した額より少なかったということなんですけれども、県のほうの——今は長野県内で北信のほうで、結構、松くい虫が空中散布とかいう問題で、ほかの北部のほうの市町村では、ネオニコチノイドの影響っていうか、そういうこともあったりなんかして反対、反対運動なんかも結構あるわけなんです。そういう中で、本当は、私としては空中散布をやるよりかも樹幹注入、お金はかかりますけれども、このほうが大気や環境に対しては安全だと思って、そのほうが私はいいいとは思っているんですけれども、県がその予算飲んでくれなかったっていうことは、県としてはどういう考えで考えているかっていうところをお聞かせ願えればと思います。
産業振興課長	まず、道の駅関係の除雪でございますけれども、当初予算で、今議員おっしゃったとおり 10 万円ほど予算あります。先ほど出たように、1 回出動しておりますので、支出をしてございますが、残を計算したときに、先ほど建設水道課長も申し上げましたが、これから雪が降った場合に予算が足りないということで、計算的には8時間分を予算を持てるように、現計予算の残額に計算しまして足りない分を計上させていただいたという計算でございます。 それから、松くい虫の関係でございますが、樹幹注入の業務につきまして減額したのは、与田切公園に対する樹幹注入のものが補助金の対象となっておりますので、その部分、予算要求をさせていただきました。しかしながら、今おっしゃられたとおり、ほかの地域の状況もございまして、飯島町にちょっとその補助金をつけることができないという県の判断でございます。したがって、一応その施工はやめたということになっております。県の配分のことでございますので、やはり北信なり、上伊那の中でも北の

ほうにだんだん集中してっております。飯島町が本当に一番大変だったときは、逆に飯島町にお金をつけていただいて、北のほうはまだだったのでちょっと我慢いただいたというようなこともございますので、なかなか私ども過去には手当をいただいておりますので強く言えない部分もございますけれども、できるだけ、そういった樹幹注入について補助いただけるように、また働きかけをしていきたいと思っています。実情については以上でございます。

議長 そのほかにありますか。

10 番

三浦議員

それでは、20 ページ、プレミアム商品券事業について質問をしたいと思います。国の政策としてプレミアム商品券の事業が入ってきたわけなんですけれども、実際にプレミアム商品券が、事業者の皆さんに協力していただくわけなんですけれども、これが事業者さんのところに収入として入ってくるに当たっては、しばらく期間がかかるっていうふうにお聞きをされていて、なかなかこの事業を受け入れるのも大変だっちゃん話も前に聞いたような気がするんですけれども、この課題、問題について、今後受ける事業者さんのこともありますし、どんなふうを考えておられるのか、課題がありましたら教えていただきたいと思います。

健康福祉課長

お答えいたします。プレミアムつき商品券の事業でございますけれども、詳細について1 回県のほうで説明会がございましたが、本当にこういうことをやりますというような説明会で、購入手続とか、どういうスケジュールでやるのかという、そういうところでございます、額面とか。それからの細かいことにつきましては、これからということなので、詳細については詳しくまだ検討はしてございません。議員のおっしゃることにつきましては、十分に配慮しながら、お願いをしながら取り組みたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 そのほかにも。

9 番

坂本議員

たびたびすみません。33 ページの 4511 の町営住宅の管理費なんですけれども、陣馬の雨漏りということで 35 万円盛られているわけなんですけれども、現在、CEK なんかを聞いて、有線を聞いていますと、北梅戸と陣馬の入居率が、あいている部屋が多くて、そのコマーシャルはしているわけなんです、築大体 44 年ぐらいたつと思うので、今後の、こうやってももちろん住んでいらっしゃる方もいるので対応はしていかなければいけないんですけれども、今後の考え方はどういうものを持っていらっしゃるのでしょうか。

建設水道課長

陣馬住宅につきましては、議員の今の御指摘のとおり、もう数年で町営住宅法の網が外れてまいります。その後については、広く御意見いただく中で活用をしていきたいと考えております。

また、今回の雨漏りにつきましては、昨年从我慢していただいている部分もございます、今回 3 月補正で計上させていただいて修理をするものでございます。

議長 ほかにございませんか。

6 番

浜田議員

一般会計の 35・36 ページ、事業コードよりも小中学校のエアコンと申し上げたほうがいいと思うんですけども、12 月補正の目玉で、そのときの審査では要綱がまだ固まっていないからという説明で、非常に概略的な予算だと思います。今回の説明は、要綱が決まった中での予算ということになっているわけですけども、その全体像を御説明いただけないでしょうか。要するに、何が制限されて何が可能になって、全体として何が実現して何が実現できなかったのか、その全体像についての御説明をお願いしたいと思います。

教育次長

小中学校のエアコンの整備の関係につきましては、国のほうの補助金の交付要綱のほうがこのたび示されたということでございます。12 月の段階では全くその辺の情報が無いということで、本当に工事費の 3 分の 1 という国庫補助ということで予算のほうを立てさせていただきました。今回示された要綱につきましては、まず、事業の補助金の補助の対象額につきまして、事業の実施面積掛ける国の単価ということで、国の単価が 1 平米当たり 2 万 3,700 円と、こういったものが示されたということが一番大きなところでございます。それから、工事につきましても、12 月の補正の段階では教室等につきましてまだわかっていなかった状況ということで、想定できるようなところについては全てつけられるところということで考えていたんですが、今回の示されたのは普通教室ということで示されましたので、普通教室の部分につきまして今回計算のほうをさせていただいたということでございます。概略的な部分につきましては、そういうことでございますが、よろしいでしょうか。

6 番

浜田議員

もう 1 つ、1 点、12 月に計画していたものの中で実施できなかったのは何かということ。

教育次長

12 月の段階で入れていたんですけども、その後、検討の中で落としてきたのは特別教室の関係でございます。中でも使用頻度の高いようなところについては、どうしてもということで、まず飯島小学校につきましては、先ほどもお話ししましたとおり図書室、少人数教室、音楽室、これについては今回の補正工事の中に入れさせていただきたい。同じように七久保小学校につきましては図書室、家庭科教室、音楽室を入れさせていただいたと、それから飯島中学校につきましては心の相談室、これを入れさせていただいたという形になります。

なお、この後というか、次年度でございますが、実施の予定といたしまして各小学校の職員室、それから校長室、それから事務室、こちらのほうを次年度の予算というふうを考えておるところでございます。

議 長

そのほかにありませんか。

5 番

橋場議員

そうしますと、実施面積掛ける今 2 万 3,700 円ということだったんですけども、そうすると、学校によって実施面積が違いますと、当然違ってくると思うんですが、そうするとエアコン自体の差が学校によって出るんじゃないかと思うんですけども、その

教育次長	品質の差というか、それはどうなんでしょうね。
議 長 8 番 折山議員	品質の差というものは、こちらでは出ないというふうに考えております。それぞれ学校によってやる教室、それぞれあるんですけども、教室の大きさも各学校によって違いますし、今のお話につきまして、一番は補助額が変わるということで、それをつ直接そのまま工事のほうへ当てはめるというふうには考えておりませんので、ちょっと具体的にどのくらいの冷房能力というには、ちょっと今数字を持っていないのであれなんですけれども、最低子どもたちが涼しく過ごせるレベルのものをに入れていくということになりますので、教室によっては室内機が2台体制になる部屋もありますし、1台になる部屋もあるということで、それぞれの部屋に合う形で設計のほうをしておるというような状況でございます。
	ほかにありませんか。 29 ページ、道の駅田切の里の食堂子メーター設置工事に関連してなんですが、初めて、また道の駅で 230 万円くらいですか、220 万円っていう新たな予算をここで提示があったわけなんです。ちょっと私も振り返りながら、道の駅が発足するときにどういう状況であったかっていうと、議会の議員の多くの皆さんが、あそこの経営のことをうんと、やり切れるのかっていう心配をなされていたと思います。その中で田切の道の皆さんは、地域がこのまま行くとだめになってしまうと、地域の交流の核にしたい、地域が生き残っていくための地域のための地域の施設を地域の住民がやっていくというコンセプトで、その情熱に議会の議員の皆さんは折れて、この道の駅はスタートしたというふうに私は理解しております。新たに、またここへ税金を使うことになりました。これ、指定管理者として株式会社田切の里が、どういういきさつの中で食堂部門を切り離すことになったのか。簡単にいいますと、食堂の部門って道の駅では核になる部分だというふうに考えるわけなんです。食に人が集まるということで。我々議会のほうでいろんな議員が開設後も経営状態はどうだという質問の中で、議場で示されるのは、花の里いいじまと、それから経過の売り上げがこういうふうになっていて、当初の構想はこういうふうになっていて、ですから大丈夫だという資料をみんなに見せられてきて、しばらくたって、しかもバイパスが全線開通して、さあ、これから勢いに乗ってっていう、このタイミングで、なぜなんだろうかっていう素朴な疑問がございます。この出された補正予算云々について不満を申し上げるものではありませんが、新たな町税をここへ投入しなければならぬ、そのいきさつについては明確に議場の中でお示ししていただけるものというふうに思っ質問をいたします。
産業振興課長	田切の里の施設の運営というか、経営についてということだと思いますけれども、議員おっしゃられたとおり、田切の里については田切区民の皆さんの熱い熱意の中で、国の補助金等を使いながら、町も施設をつくってまいったという経過でございます。田切の里については当初から区民みんなで一生懸命やるということでスタートしてきた、そのとおりでございまして、今回、食堂というか、レストランとそば部門を会社として切り離させていただきたいというような結果になっております。このことについては、議

員と、町も議員と同じ考え方でおります。田切の里に頑張ってもらいたいというのは、町も同じ考えでありました。ただ、1つの経営体としてやっていく中で、会社内部でも一生懸命こうやったらどうだ、こうやったらどうだということをやってきたという話を聞いておりますけれども、なかなかそれに対する解決策が見出せなかったということで、やはり不採算といいますか、経費のほうがかかってしまうと、会社として全体を、施設全体で1つの会社をやっておりますので、自分のほかのところでもうけた部分が、そちらのほうでなくなってしまうというのは、会社としても非常に苦しい部分があるというのが実態と聞いております。ただし、新しい人が今度入ってやっていただくっていうことで先ほど説明申し上げましたけれども、その方についても田切の里と一緒にあって、田切の農産物を使ったり、いろいろして、農民レストランというのが最初のコンセプトでございますので、そこら辺はしっかりと連携をとってやっていただきたいというような話をしております。七久保の道の駅は、それぞれ別々で行政財産の使用許可を出しておりますが、組合というか、一緒になってみんなやっておっていただきますので、田切のほうも同じような形で連携をとってやっていただけるかなあというふうに思っております。本来ですと、田切の皆さんの熱意のとおり田切の里ですと経営をしていただいてきたかったというのは町も同じ気持ちでございますが、会社の経営のことの考え方で、町のほうもそれについて一定の理解を示したというところでございます。

8 番

折山議員

町も一定の理解を繰り返していけばいいと思うんですが、ただ、今度見える方は、私は飯田の方だというふうに承知しております。地元のあの場所で運営できないあの店を、現状ですと、飯田から通って見える方たちが、時間のロスをかけて、運営できる、そういった見通しまで御確認をされているのでしょうか。何かあればこういった町費を投入するものであれば、当然町はある程度の関与をしていかなければならないものだと思います。今、久保田課長からは、地元のものを使って農民レストランっていうようなことをお願いしたと、直接本人にお願いしたんですか、その点を伺います。

産業振興課長

直接話をしております。それについては努力をするという話を回答いただいておりますが、経営の部分でございますし、田切の里のほうにも農産物が集まってまいりますので、田切の里にも、そっちのほうに、食堂部門に野菜とかそういうものを提供するような仕組みづくりも頼むということでお願いしてございます。今予定しておるといって、ほぼ確定に近いのが、おっしゃられたとおり町外の方が来てやっていただくっていうことですけれども、その中で1人は、何人か新しい方入ってもらうんですが、調理人の1人は飯島町に住んでおられる方ということで、一番のオーナーは飯田のほうの方だということでございますが、そういった感じで地元にも1人料理人が住んでおって、すぐに対応するという話も聞いておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

8 番

折山議員

ちょっと私の得ている情報と大分違うんで、よそから見える方も、そこで益が見込めるから頑張つて来ようとしているんでありまして、そこの部分が曖昧なままに来ると、4月1日のはずですが、もう入って、株式会社の今の中でちょっと始めていると思ひま

す。確認をしてみてください。どんな状況で、その方が4月1日、逃げ出さないように、本当にそこで頑張ってくれるように、仮に頑張っていたとしても当初のコンセプトからは、地元の人たちで頑張るっていうところから一歩外へ出てしまうわけです。飯田へ行っちゃうわけです。ということは、なし崩し的に当初のコンセプトが崩されて、目の前の収益を上げることに頑張る株式会社田切の里になってもらっては困りますので、予想ではなくて、ちょっと詰めはきっちりきっちり、どんな契約でもってあそこへ入られるかは、一般財源を使う限りはそこまで関与すべきだと思いますので、その点いかがですかということを申し上げて、私の質問を終わります。

産業振興課長

議員と全く同じ考えで、しっかり新しく入っていただく方には確認をするとともに、地元に根差した活動をしていただくと。当然もうけがなくて、ボランティアではありませんので、ある程度もうけがなければできないと思うんですが、やはりそこも、田切の里も一緒になって、先ほど言ったように一体的な施設として協力をもってやっていただくということで、田切の里及び新しく入ってくる方には、行政も一緒になってしっかりと話をしてみたいと思っております。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

最初に、第11号議案 平成30年度飯島町一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第11号議案 平成30年度飯島町一般会計補正予算（第5号）について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。したがって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第12号議案 平成30年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第12号議案 平成30年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。したがって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第13号議案 平成30年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第4号）につ

		いて討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第13号議案 平成30年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第4号)について採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第13号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第14号議案 平成30年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第14号議案 平成30年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第14号議案は原案のとおり可決されました。 続いて、第15号議案 平成30年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第15号議案 平成30年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第15号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第19 第16号議案 平成31年度(2019年度)飯島町一般会計予算 日程第20 第17号議案 平成31年度(2019年度)飯島町国民健康保険特別会計予算 日程第21 第18号議案 平成31年度(2019年度)飯島町後期高齢者医療特別会計予算 日程第22 第19号議案 平成31年度(2019年度)飯島町介護保険特別会計予算 日程第23 第20号議案 平成31年度(2019年度)飯島町公共下水道事業特別

会計予算

日程第24 第21号議案 平成31年度(2019年度)飯島町農業集落排水事業特別会計予算

日程第25 第22号議案 平成31年度(2019年度)飯島町水道事業会計予算

以上7議案を一括議題といたします。

町長の施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

町 長

平成31年3月議会定例会を招集し、平成31年度の一般会計予算初め特別会計及び事業会計予算を含めた7議案を提案するに当たり、新年度の施策に関する私の所信の一端と、これに基づく予算案の大綱について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと思います。

関係各議案及びあらかじめ配付いたしました予算概要書をあわせてごらんいただければと思います。

まず、今国会の施政方針の中で安倍総理は、全世代型社会保障への転換、成長戦略、地方創生、戦後日本外交の総決算をテーマに掲げ、次の世代の子どもたちが輝かしい未来に向かって大きな力を感じることができる、躍動感あふれる時代をともに切り開こうとして、平成のその先の時代に向かって日本のあすを切り開く姿勢と責任の共有を前面に押し出しているところであります。

その一方で、国全体が少子高齢化と人口減少という大きな課題に直面する中で、財政問題、憲法問題、原発問題、経済雇用問題を初め、米国やロシア、北朝鮮、韓国、中国など近隣諸国との外交問題など、さまざまな課題が山積しており、我が国をめぐる情勢は、さらに混迷を深めております。

このような状況の中にあつて、安倍政権には、十分な国会議論を重ね国民本位の政治を進めるとともに、地方創生や地方経済再生などの課題にも積極的に対処してほしいと期待するところであります。

当町においても、人口減少を初め少子高齢化の進行や景気回復の実感を伴わない長引く景気低迷による厳しい財政運営など、多くの課題を抱えておりますが、私は、飯島町に暮らす全ての町民の皆様にとって安心して暮らせる豊かな町となるよう、幸せと生きがいを感じることでできる地域づくり、また子どもたちが夢や希望を感じられるまちづくりを根幹に据えて、日々行財政運営に取り組んでおります。

議員各位並びに町民の皆様には、よりよいまちづくりのために格段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げる次第であります。

初めに、国の経済情勢と予算編成について申し上げます。

政府によると、我が国の景気は「緩やかに回復している。」とし、「先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあつて、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としています。直近のGDP速報値では、実質0.3%と2四半期ぶりのプラス成長となり、一部に改善の兆しも見られますが、貿易統計では4カ月連続で赤字とな

るなど、世界経済のグローバル化の推進力が弱まり、中国を初めアジア新興国等の経済の先行き、政策に関する不確実性による影響、米国の政策の動向と影響、イギリスのEU離脱をめぐる混迷といった諸情勢を踏まえ、通商摩擦の激化や景気の動向が心配されるところであります。

こうした中において、平成31年度の国家予算は、平成30年度補正予算の対応とあわせて新経済・財政再生計画で位置づけられた社会保障改革を軸とする基盤強化期間の初年度の予算、また経済再生と財政健全化を両立する予算として編成されました。その結果、一般会計予算は、通常分に臨時・特別措置を含めおよそ101兆4,500億円、前年度比およそ3兆7,400億円、率にして3.8%の増となり、当初予算としては過去最大となった平成30年度をさらに上回る規模となりました。

歳入につきましては、税収をプラス5.8%の増と見込み、一方、公債金を3.1%の減額としています。

歳出については、社会保障費関係費が3.2%、およそ1兆700億円の増となり、地方交付税交付金等は地方税収の伸び等を反映し3.0%、およそ4,700億円の増となっています。

また、歳入に占める新規に発行する国債の割合は32.2%と前年度より2.3ポイント改善されたものの、依然として高い水準で推移しており、公債費への依存度が高く、借入金に頼る財政運営の構造には変わりありません。

このような国家財政の現状を考えますと、今後さらに国民や地方自治体の負担が増えることが予想されることから、国の動向や消費税増税の影響も鑑み、経済動向に注視しながら足元を見据えたまちづくりと堅実な行財政運営に努めつつ、町民の皆さんが生き生きと暮らせるまちづくりに取り組んでいかなければならないと考えております。

地方財政について申し上げます。

平成31年度における国の地方財政計画を見てみますと、歳入では、地方税、地方譲与税、地方特別交付金及び臨時交付金、地方交付税、国庫支出金、地方債、雑収入の増額を見込み、一方で使用料及び手数料を減額としており、歳出では、人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう配慮されております。その結果、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額については、前年比1.0%増の62兆7,000億円が確保された形となっております。一般財源総額も確保と質の改善が最大の争点となっておりますが、地方税が増収となる中で、地方交付税の原資をできる限り確保し、臨時財政対策債は前年度から大幅に抑制されております。これらにより、平成31年度の地方財政計画の規模は、総額およそ89兆6,000億円で、前年度と比べるとおよそ2兆7,000億円、3.1%増となっており、別枠で東日本大震災の復旧・復興事業分がおよそ1兆1,000億円、全国防災事業分がおよそ1,000億円確保される仕組みとなっております。このうち地方交付税総額を見てみますと、およそ16兆2,000億円で、前年度に比べておよそ1,700億円、率にして1.1%の増額となっておりますが、関連する臨時財政対策債については前年度に比べ18.3%、およそ7,300億円の減額となっており、この2つを合わせた実質的な交付税総

額はおよそ 5,600 億円の減額となり、地方財政への影響は避けられない状況となっております。

次に、長野県の平成 31 年度当初予算であります。確かな暮らしが営まれる美しい信州の実現を目指し、しあわせ信州創造プラン 2.0 に位置づけられた施策の本格展開を図るための予算として、未来への投資の充実、人口減少社会への対応、SDGs 未来都市の創造、国の緊急対策予算の活用、持続可能な行政経営体制と財政構造を構築するための改革、以上を念頭に置いて 4 つの政策推進の基本方針に基づき編成されています。

予算総額はおよそ 8,900 億円で、前年度に比べ 4.7%、およそ 400 億円の増となっております。

歳入面では、国庫支出金は前年度に比べ 17.2% の増、繰入金は前年度に比べ 23.8% の増、県債は前年度に比べ 14.0% の増を見込む一方で、県税は 0.1%、地方消費税清算金は 0.4% の減額を見込んでおります。

歳出面では、公債費、人件費といった義務的経費が抑制されたものの、頻発する自然災害を踏まえ県民の命と暮らしを守る事業を増額したほか、社会保障関連費が大幅に増加しております。

町の財政見通しについて申し上げます。

飯島町の平成 29 年度決算数値を見てみますと、経常収支比率は 0.2 ポイント増加し 76.4% となりました。

また、全基金の残高については、前年度より 9,900 万円ほど増加しおよそ 21 億 7,400 万円となったところであります。

地方債に関係する指標である実質公債費比率については、前年度より 0.2 ポイント減の 8.1% でありました。また、将来負担比率については 9.7 ポイント増の 59.3% となり、健全化判断比率の各指標から見ても、当町は健全なレベルであると判断できます。

歳入を見てみますと、税収入が歳入全体の 2 割強にとどまるなど、依然として自主財源の確保が難しい状況にあります。また、一部の交付金を除く国からの譲与税やその他交付金については年々減少傾向にあり、地方交付税と臨時財政対策債についても国の財政事情や方針、地方財政計画、景気の状況によってその都度変わってまいりますので、自主財源の割合が少ない当町の財政状況は、今後も極めて厳しい状況が続くものと判断しております。

歳出面でも、社会保障費の自然増は抑えられない状況にあるほか、インフラを含む公共施設の維持補修や長寿命化への経費の増などが予測されることから、新たな事務事業に充てる財源確保は今後さらに厳しくなると考えております。

このように、当町の行財政運営につきましては、昨今の経済情勢はもとより、国の地方財政対策による地方交付税や臨時財政対策債に依存する財政構造であるため、その見通しは不透明な部分が多くあることから、引き続き情報収集と分析に努め、継続的な行財政改革を進めることにより堅実な運営に努めてまいります。

予算編成の考え方とまちづくりの重点施策について申し上げます。

飯島を初めとする伊那谷地域、伊那バレーは、昨年全線開通となった国道 153 号伊南

バイパスはもとより、近い将来、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通により都市との時間的距離が飛躍的に縮まり、地域の姿も大きく変化することが見込まれるところでもあります。少子高齢化や地域活力の低下といった地方が抱えるさまざまな課題が浮き彫りになる中であって、交通網や通信網の整備により、文化交流や経済交流など、これらを通じた関係人口の増加による新たなまちづくりへの期待が高まっています。

こうした時代の背景を踏まえ、新年度予算におきましては、より町民の皆さんと行政が協力し合う中で、町の将来像「人と緑輝くふれあいのまち」を目指し、「みんなが安心して暮らせる豊かなまち」となるよう、教育・福祉増進事業、産業振興事業、安全管理事業の行政3大事業の推進により風通しのいい行政へのチャレンジ、儲かる飯島町へのチャレンジ、田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジの実現に向けて、第5次総合計画後期計画やまち・ひと・しごと創生飯島町総合戦略、そして行財政改革プランに基づき、住民要望等を総合的に判断する中で、各種補助事業や基金等を活用し、創意工夫しながら予算編成を行いました。

行政3大事業における重点、視点について申し上げます。

まず、教育・福祉増進事業では、設備の充実と施設修繕による快適な保育・学校環境の構築といたしまして保育園や小中学校の冷房設備設置工事を行い夏場における保育と教育環境の改善を進めるとともに、次期学習指導要領で位置づけられている情報教育を学ぶための環境整備として小中学校に電子黒板やタブレット型パソコン等の機材を順次導入しICT環境の整備を進めてまいります。

あわせて、命を守り寄り添う、ひきこもり・自殺対策の強化として、ひきこもりサポーターの派遣や家族会の立ち上げ支援、ゲートキーパー養成研修や心の相談などを一体的に進めてまいります。

2つ目に産業振興事業では、地域経済の活性化と雇用創出に向けた企業支援の充実としまして、商工業振興における新たな補助メニューの創出により企業や担い手支援を強化してまいります。

あわせて、農業・農村活性化に向けた地域複合営農への道パートVの策定として持続可能な農業、農村の土台づくりを進めるほか、新たな取り組みとして農家民宿開業支援などを進めてまいります。

そのほか、観光分野では、観光戦略会議を中心に与田切公園や千人塚公園のにぎわいの創出、飯島町営業部と連携して地域資源を活用した各種振興策を進めてまいります。

3つ目に、安全管理事業では、住民ニーズに即した道路等インフラ施設整備の促進としまして住民生活に直結する主要幹線道路における舗装補修工事や安全・安心でおいしい水を安定的に供給するための老朽配水管布設がえ工事の増額確保など、道路、橋梁、用水路等、町内各所の改修・改良工事がスピード感を持って計画的に進められるよう重点配分いたしました。

あわせて、有事に備え、消防団装備品と地域防災の強化としてデジタル簡易無線、ホイッスルなどの装備充実や防災メール配信対象の拡大なども進めてまいります。

これら行政3大事業の根幹をなす地方自治の強化では、町の将来を見据えた官民協働

による第6次総合計画の策定として 2021 年度からスタートする新たな総合計画づくりに着手してまいります。

あわせて、公共施設のあるべき姿を見据えた劣化調査、長寿命計画の策定としまして、安全で快適に利用できる公共施設の提供と財政の健全化に向けた効率的かつ効果的な改修と維持管理といった両方の視点を持って、個別施設計画の策定作業に向けた実務を進めてまいります。

その他、基本計画に掲げた重点プロジェクトの推進、国・県事業の建設促進に取り組むとともに、国の平成 30 年度補正予算と平成 31 年度当初予算との連携による各施策にも対応してまいります。

以上が本予算での重点項目取り組みについての考え方であります。

それでは、提案いたしました平成 31 年度の各会計の予算概要について総括的に説明を申し上げます。

各会計の予算規模であります。一般会計は 47 億 4,300 万円で、前年度に比べ 2.8% の増、国民健康保険特別会計はおよそ 9 億 3,700 万円で 9.4% の減、後期高齢者医療特別会計はおよそ 1 億 3,500 万円で 7.6% の減、介護保険特別会計はおよそ 11 億 3,400 万円で 3.2% の増となっております。

また、公共下水道事業特別会計はおよそ 4 億 1,900 万円で 3.3% の減、農業集落排水事業特別会計はおよそ 2 億 2,700 万円で 1.9% の減、水道事業会計はおよそ 4 億 3,900 万円で 3.3% の減であります。

これら 7 会計の合計予算規模はおよそ 80 億 3,600 万円で、前年度に比べ 0.3% の増として編成をいたしました。

一般会計の当初予算は前年度に比べて 1 億 3,100 万円増額となり、過去 10 年間で 2 番目の大きな予算規模となりました。限られた予算ではありますが、「みんなが安心して暮らせる豊かなまち」を目指し、住民ニーズに即した生活基盤の増強と保育・教育環境の改善を最重点とする中で、リニア新時代に向けた魅力あるまちづくりのための体質強化予算といたしました。

国民健康保険特別会計は、県に経営が移り 2 年目となりますが、県が算出した額をもとに予算化しております。歳出では、国民健康保険事業納付金及び保険給付費、歳入では県支出金の額をもとに編成しており、予算規模は被保険者数の減少に伴い減額しております。引き続き国民健康保険事業計画に沿った保健事業を推進してまいります。

後期高齢者医療特別会計は、保険料の減が見込まれることなどから減額といたしました。引き続き高齢者の保健事業に取り組めます。

介護保険特別会計は、介護給付費の伸びが見込まれるため増額といたしました。また、地域包括ケアシステムのさらなる推進のため、地域における通いの場の創出による高齢者の自立支援、介護予防を行い重度化防止に努め、給付費の抑制を目指します。

公共下水道事業特別会計は、引き続き維持管理経費が主な内容となっております。全体では減額ですが、次年度から公営企業会計に移行するため、その準備費を計上し、あわせて計画に基づき起債の繰上償還を実施してまいります。

農業集落排水事業特別会計につきましても維持管理経費が主な内容であり、前年同規模の予算となりました。公共下水道事業特別会計と同様に公営企業会計への移行に向けての準備を進めてまいります。

水道事業会計につきましては、前年同規模の予算となりました。維持管理経費及び早期の老朽配水管布設がえを目指した工事費の計上、浄水場の機器更新などの実施により、引き続き安全・安心な水道の維持に努めてまいります。また、水道事業の将来的な経営安定を目指し、広域連携も研究してまいります。

それでは、一般会計の主な歳入について説明を申し上げます。

町税は、前年度に比べ 0.6%の増額を見込みました。内訳としましては、前年度実績や制度改正などから、固定資産税と軽自動車税について増額としたところであります。一方で、町民税とたばこ税につきましては減額といたしました。

次に、地方譲与税と各交付金及び地方交付税につきましては、予算編成時における国などからの情報や前年度までの交付実績などから推計し、それぞれ増減を見込んでおりますが、地方消費税交付金につきましては 400 万円、2.3%増の 1 億 7,900 万円、新たに創設された環境性能割交付金は 300 万円を予算計上いたしました。

次に、地方交付税にあつては、予算編成時における国などからの情報や前年度までの交付実績など考慮し、また各種補正や算定費目等を総合的に判断した上で、普通地方交付税で 3,000 万円、1.9%増の 15 億 8,000 万円、特別地方交付税で 1,000 万円、12.5%増の 9,000 万円を予算計上いたしました。

国庫支出金につきましては、社会資本整備総合交付金を活用した道路関係事業や学校環境改善交付金を活用した冷房設備設置工事等で増額を見込み、前年度と比べおよそ 600 万円、2.0%増額となりました。

県支出金については、農村漁村地域整備交付金を活用した林道改良事業や参議院議員選挙委託費等の増額を見込み、およそ 1,300 万円、4.5%増額となったところであります。

繰入金につきましては、前年度と比べおよそ 2,700 万円、12.4%増額となりましたが、各種基金からそれぞれの事業への繰り入れを計上いたしました。特に、減債基金は起債の繰上償還に対応するためおよそ 7,500 万円の繰り入れを行うほか、財政調整基金は各種施策に幅広く対応するため 5,000 万円、また公共施設等整備基金は保育園 3 園の年中・年長保育室へのエアコン設置や飯島小学校のプール改修工事等に対応するためおよそ 5,000 万円の繰り入れを計上したところでございます。

最後に町債は、予算編成時における国などからの情報により、臨時財政対策債で 2,600 万円、18.3%減の 1 億 3,400 万円を見込んだものの、道路・農道・用水路・学校整備を目的とした起債が増加し、全体ではおよそ 1,700 万円、6.3%増額し、継続事業を進めていくこととしております。

以上、歳入について申し上げましたが、制度改正や景気の動向などにより不確定な要素を含んでおりますので、現時点で得た情報をもとに慎重に精査の上、それぞれ予算計上したところであります。

なお、森林環境譲与税、幼児教育・保育無償化、プレミアムつき商品券事業、風疹感

染拡大防止追加対策事業にかかわる特定財源等につきましては、国から示される各事業における制度概要を参照して、新年度に入り、改めて予算化を進めてまいります。

次に、歳出予算の概要について、基本構想に掲げております町の将来像実現のために進むべき方向８項目に沿って主な内容について説明を申し上げます。

第１、ふれあいときずなを広げるまちづくりについてであります。

町民の皆様や企業、行政が対等な立場で協力し、自助、共助、公助の実践による触れ合いときずなを広げ、一体感のあるまちづくりを目指してまいります。

具体的には、自治組織を中心とした住民の主体的な活動を支援する協働のまちづくり推進事業や多面的機能支払交付金を活用した水路等の整備、現物支給事業や除雪対策等についても継続して支援するとともに、人口減少と地域活力低下といった大きな課題に対応できる自治組織のあるべき姿の研究も進めてまいります。

そのほか、奈良県斑鳩町や三重県鳥羽市等との交流事業の継続、さらには、都市と農村との交流促進事業では農家民宿事業を含めた対外的な取り組みにより人と人とのつながりを育んでまいります。

第２、誰もが健康と笑顔で暮らせるまちづくりについてであります。

全ての方がお互いを助け合い、支え合い、健康で安心して生活できるよう、健康長寿を目指して、保健、医療、福祉の連携のもとに各種事業を推進してまいります。

具体的には、昨年８月から１８歳までの医療費完全無料化とした福祉医療給付事業による子育て世帯の負担軽減を初め、母子保健における産後ケア・産後サポート事業を充実することにより子どもを産み育てやすい体制整備を進めます。

また、いのち支える自殺対策推進計画に基づき、ゲートキーパー養成研修や心の相談の強化、学校におけるＳＯＳ発信プログラムの実施など、幅広く対応を講じてまいります。

そのほか、地域ポイント制度の創設に当たっては、健康ポイントのみならず、越百黄金の地産地消を推進するなど、多面的効果を狙って取り組みを進めていくほか、従前からの予防事業による健康増進事業を進め町民の皆様の健康と福祉の向上のため、さらに各種検診や健康教室などを充実してまいります。

第３、みんなが支えあう福祉のまちづくりについてでございます。

町民みんなが、高齢者や障害を持つ方など分け隔てなく、地域全体でお互いを尊重し合い助け合うことのできる福祉のまちづくりを進めてまいります。

高齢者福祉では、介護予防・日常生活支援総合事業を重点的に進めるとともに、地域包括ケアシステムの構築を進め、生活支援コーディネーターを配置することで地域における生活支援や介護予防、通いの場の創出などを実現するほか、福祉タクシー券や高齢者活動交付金、介護慰労金や障害者福祉金の継続にも取り組んでまいります。

また、複雑な社会環境により増加しているひきこもりについて、ひきこもりサポーターの派遣や家族会の立ち上げに向けた支援を進めることで本人の自立と家族を含めたサポートを進めてまいります。

あわせて、障害者総合支援関係につきましても、必要な福祉サービスを受けられるよ

う、各制度に従い、町の負担する部分について引き続き対応してまいります。

人を育むまちづくりについてです。

飯島版ネウボラ+を進める中で、町の将来や日本の未来を担う子どもたちが確かな学力と豊かな人間性や他人を敬う心などを身につけ、地域に誇りを持ち、生きる力を育む教育を推進するとともに、家庭や地域が一体となって子どもを育てる環境づくりを進めてまいります。

あわせて、生涯学習やスポーツ・文化・芸術活動を通じ、心の豊かさを醸成するための支援を行ってまいります。

具体的には、子育て支援センターと保育園の連動により幼少期における子育て支援の充実を図るほか、保育園の年中・年長保育室のエアコン設置工事や子育てPRステッカーを作成するほか、子育て支援の継続事業も進めてまいります。

また、国策として10月から始まる保育園無償化への対応について、子育てしやすい町を目指して、町独自の支援を含めしっかりと準備をしてまいります。

そのほか、小学校における学童クラブや各地区の子ども広場につきまして、そこにかかわる多くの皆さんの協力をいただく中で、町としましても引き続き側面支援してまいります。

次に、学校教育について、今年度に続き小中学校の冷房設備設置工事を行うほか、飯島小学校のプール防水改修工事など、学校環境整備を進めてまいります。

また、海外の文化や生活に触れる中で日本文化の再認識や自分の生活の振り返り、将来を考える機会とするための中学生海外派遣国際交流事業の本格実施、次期学習指導要領で位置づけられる情報教育を学ぶためICT環境整備を継続的に進め、わかりやすい授業と学びの楽しさを醸成し、学習意欲の向上を図ってまいります。

その他、就学援助では、小中学校入学前年度での支援や学校学習支援の各種事業の継続、いじめやひきこもり問題には相談事業を通じて適切な対応に努めてまいります。

生涯学習に関しては、文化館、図書館一帯が住民の皆さんの気楽な集いの場となるよう文化館の管理運営や機能の抜本的な改善を図るため指定管理を改めるほか、各地区公民館やいいじま文化サロンといった地域住民の自主的な学びや活動についても継続支援してまいります。

第5、地域特性を生かした産業の創造と振興のまちづくりでございます。

2つのアルプスに囲まれた豊かな自然やすぐれた農村環境などの地域資源を生かし、6次産業化による産業振興を進めるとともに、活気、にぎわい、楽しみを取り戻すことで誰もが住みたくする活力に満ちた魅力あるまちづくりを進めてまいります。

まず、商工業への支援策といたしまして、商工業振興補助金の拡充を図り、町や土地開発公社が所有する産業用地等を企業が取得する際の補助として工場等用地取得事業補助金を計上したほか、新技術・新製品研究開発事業補助金や商工会青年部等後継者育成に対する補助メニューを新設するなど、厳しい経営環境にある企業支援の強化を進めることで地域経済の発展と雇用創出を目指してまいります。

次に農業振興の取り組みであります。農業・農村活性化に向けた次期計画、地域複

合営農への道パートⅤの策定に着手するとともに、農家民宿開業支援やＪＡ上伊那の果実選果場の再編に伴う生産者補助への対応を行うほか、引き続き集落営農の組織強化及び集落営農・複数個別経営の取り組み支援などを進めてまいります。

土地改良・林業関係では、県営事業として原井用水調査設計業務や中央道跨水路橋の耐震工事を中心に実施することとし、森林の木材生産機能の発揮と町民の森や傘山への安全な往来を確保するため、林道辰巳ヶ沢入線の舗装・のり面保護工事を３年計画で進めるほか、県企業局の助成を受けた林道横根山線の改良工事も継続して実施いたします。

そのほか、飯島町観光戦略会議を中心に町の観光資源の商品化に向けた検討や取り組みを進めるほか、専用ウェブサイトを活用した行政と観光協会の連携による対外的な情報発信の強化に取り組み、飯島ファンの獲得を目指します。

新たな時代の生活基盤と安全安心のまちづくりについてであります。

災害に強いまちづくりと快適で活力のあるまちづくりのため、道路、橋梁の長寿命化を初め、住宅、環境衛生、交通安全から防災に至るまでのインフラ整備を進めてまいります。

まず、防災関係についてであります。災害時に複数の連絡手段を確保することを目的に、自主防災リーダーである区の役員等、防災メールの対象範囲を拡大するほか、同報系無線親卓の自動通信記録装置及び防災行政無線の直流電源装置の更新を行うとともに、地域における防災訓練や災害時対応の見直し、各地区に非常用備蓄品の配備を継続してまいります。

次に、消防関係では、常備消防と連携する非常備消防について、消防団員の活動支援として、デジタル簡易無線やＬＥＤ懐中電灯、ホイッスルなど、装備品の充実を図ります。

建設・土木関係では、主要幹線道路である広域農道の改良工事につきまして、今年度も県営事業として与田切橋歩道橋の架設工事と歩道整備工事の延伸を進めるとともに、町道では社会資本整備総合交付金事業を活用し北街道縦３号線の改良工事完了と南田切線の改良工事に本格着手してまいります。その他道路の維持管理・補修工事につきましては、地元要望を踏まえ、特に広域農道高尾地区において、当初予算を増額して大規模な舗装補修工事を行うよう計画しております。

なお、中央道を渡る跨道橋及び跨水路橋の長寿命化工事につきましても、引き続き計画的に実施することとしております。

第７、生活を豊かにする快適環境と循環型のまちづくりについてであります。

自然との共生による快適で心豊かな暮らしのできる循環型社会の実現を目指し、住みたくなるまちづくりを進めてまいります。

まず、定住促進事業では、住宅取得者への支援事業の見直しや空き家改修補助事業の拡充を行い、お試し居住用トレーラーハウスの活用など継続事業も進める中で、引き続き多様な施策による定住促進策を推進してまいります。

あわせて、役場庁内の職域を越えた女性職員による女性に優しく女性が住みたくなる町を目指した検討とアクションをゼロ予算事業として本格的に進めてまいります。

住宅環境整備の取り組みではありますが、公共下水道事業、農業集落排水事業ともに維持管理業務を中心に行いますが、良好な生活環境の確保と下水道事業会計の経営改善のため、一日も早いつなぎ込みをお願いするところであります。

また、水道事業では、引き続き老朽配水管更新事業等を充実するほか、樽ヶ沢浄水場施設の計器更新工事を行うなど、安全・安心な飲料水の供給と健全経営に努めてまいります。

そのほか、昨年6月に景観条例の施行と景観行政団体への移行をしたところでございますが、この8月には屋外広告物条例の施行を予定する中で、代々受け継がれてきました2つのアルプスに象徴される農村の原風景を後世にわたって守り育む取り組みを進めてまいります。

また、環境衛生への取り組みにつきましても、上伊那広域連合における新ごみ中間処理施設の本格稼働やそれに伴うごみの減量化対策など、継続して対応してまいります。

第8、みんなで進める健全で開かれた行政運営によるまちづくりであります。

質の高い行政サービス提供、持続可能なまちづくりのため、身の丈に合った簡素で効率的な行政経営の確立と財政の健全化を進めてまいります。

財政健全化への取り組みではありますが、町税等の未収金は年々減少しておりますが、引き続き税の公平性と税收確保、税收以外ではふるさといいじま応援寄附金なども含め、自主財源の確保に努めてまいります。

公債費関係では、一般会計につきまして、財政状況や国の補正予算にかかわる繰り越し事業への対応を踏まえ、新規発行額は最小限の増加に努めたところでございます。起債を財源とした公共事業については、必要な手続を踏んで計画的に進めるとともに、年度途中における国の補正予算債には臨機応変に対応してまいります。

あわせて、計画的かつ継続的に進めております起債の繰上償還につきましては、新年度も一般会計及び公共下水道事業特別会計の2会計において実施することといたしました。特別会計を含む全会計を通じ財政健全化を目指してまいります。

また、公共施設の劣化調査、施設長寿命化計画への取り組みに着手し、公共施設等総合管理計画における個別施設計画策定を目指すとともに、行政ホームページの構築、マイナンバーカードによるコンビニエンスストアでの各種証明書の発行拡充、上伊那広域連合による共同の航空写真撮影、アルコール検知器導入など、行財政運営の基盤強化を図ってまいります。

また、人事交流については、引き続き国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所、長野県後期高齢者医療広域連合、上伊那広域連合へそれぞれ職員派遣を行い、その一方で、引き続き県からの人材登用を行います。

また、従前からの人事評価と行政評価を行い、よりよい行政サービスの提供に向け事務事業の適正化及び効率化を図るほか、会計年度任用職員制度導入に向けた準備を進めてまいります。

そのほか、住民と行政の知恵を融合させながら進めていく飯島町営業部の取り組みでは、町が明るく元気になる取り組みを目指し、地域資源の活用検討、各種団体と連携し

た都市農村交流事業の推進など、5つの部会における実践活動を展開してまいります。

以上、新年度の施策に関する所信の一端と新年度予算案の大綱について申し上げます。

冒頭でも申し上げましたが、安心して暮らせる豊かなまちを目指していく中で、現在の行政サービスの水準を維持しながら住民ニーズを的確に捉えスピード感を持って対応していくこと、また5年後10年後といった町の将来を見据えての対応が求められており、多岐にわたる事務事業の取捨選択については今まで以上に慎重かつ大胆に進めていかなければなりません。

こうした状況の中、新年度予算に計上した事務事業の推進に当たっては、時代の流れを的確につかむとともに、入念な計画に基づき各種補助事業の積極的な活用と交付税措置のある有利な起債の活用を原則とした事業の実施、また基金を繰り入れても適切な時期に適切な事業を実行することが町民の皆様から信頼される行政に求められる重要な要素であると考えております。そのためにも、町民の皆様からの負託と信頼に応えるべく、町長以下職員が心をついに同じ目線に立ち、意思疎通を図りながら常に前を向き、新たな発想と行動力を発揮し、全力で行財政運営に当たってまいります。

町民の皆様とその代表である議員各位の格別なる御理解と御協力を切にお願い申し上げます。平成31年度の施政方針と一般会計並びに特別会計の予算概要の説明といたします。

議 長 ここで休憩といたします。再開時刻を3時40分といたします。休憩。

休 憩 午後3時20分

再 開 午後3時40分

議 長 休憩を解き会議を再開します。

引き続き各課長から補足説明を求めます。

なお、説明に当たっては、主要な事務事業を中心に要点を捉えて的確な説明に努めていただくようお願いをいたします。

初めに一般会計について補足説明を求めます。

企画政策課長 (補足説明)

総務課長 (補足説明)

企画政策課長 (補足説明)

住民税務課長 (補足説明)

健康福祉課長 (補足説明)

産業振興課長 (補足説明)

建設水道課長 (補足説明)

地域創造課長 (補足説明)

教育次長 (補足説明)

議 長 次に各特別会計について補足説明を求めます。

健康福祉課長 (補足説明)

建設水道課長	(補足説明)
議長	これから平成 31 年度会計予算 7 議案について一括して質疑を行います。 なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑をされるようお願いをいたします。 質疑はありませんか。
11 番 中村議員	町長に伺います。 まずは、将来負担比率について、今回 9.7 ポイント増の 59.3%となりましたが、この将来負担についての考え、また主な要因となったものは何かをお聞きいたします。 また、12 ページ施政方針の中にあります「リニア新時代に向けた魅力あるまちづくりのための体質強化予算」というふうに文言を厚い字で強調されて示されております。新しい事業と見受けられるわけですがけれども、町長は、このリニアの新時代に向けてというところで特化した事業を、幾つかあると思うんですがけれども、その辺のところをお聞きいたします。
町長	将来負担比率につきましては、指標とされる部分が 400%という部分がありますんで、それから比べれば、もう格段の差でいいんですけれども、しかし、それが低いからっていいいいわけじゃなくて、逆に消極的な予算を組んでいるんじゃないかなというような見方もあるわけでございます。現時点は、そうやたらにお金を使うことだけがいいわけじゃなくて、リニア新時代に向けての着実な計画のもとに使うべきときには使うと、そのときに数字が多少悪くなくても仕方ないと、このように考えております。 それで、新しい時代の準備なんですけれども、まずは魅力あるまちであるかたどうかということが大事だと思います。それは、ほかにはない新しい奇抜なものがあるというよりも、生活が安定してできる魅力のあるまちだと。そこら辺は、子育ての子どもさんの出生率ということにも数字があらわれてくるんじゃないかと思えますけれども、今回は、その子どもたちの人数が減ってきているという部分が新聞等に出ていますけれども、それは、まさしく、こういう数字というのは 10 年 15 年の政策の結果であるというふうに思っていますので、今回我々が新しい、そういった整備を整えたところで、すぐその数字が上がるわけじゃありません。10 年 15 年かかる問題というふうに思っていますけれども、まずは、その町の魅力として欠けている部分、幾つかあるわけでございますけれども、そこら辺をしっかりと整えていきたいと、いわゆる生活、暮らしの基盤として必要な魅力ある要素、それと、もう 1 つは地域産業として魅力ある要素がそこにあるかどうかといったことが大きな着目点ではないかなというふうに思っております。
議長 3 番 久保島議員	ほかにありませんか。 今町長のお話にあった町の魅力を発見していくんだってということで、女性職員のプロジェクトってということで、ゼロ予算と、ゼロ予算はないだろうと、検討とアクションをしていくということであるので、しっかりこれは予算を盛って検討してもらい、アクションを起こしていただくということが必要ではないかなと思いますが、あえてゼロ予

算とした真意をお伺いいたします。

町 長 具体的な計画がまだない状態でございます。初めてこういったものに取り組むものですから、いろいろの予算のことを考えずに、どういったことができるかというところから手始めにやるのが大事ではないかなというふうに思っています。その中で、「お、これはいいぞ。」と、予算どれだけ要ると、「よし、行こう。」と、こういう段階ではないかなと、第一段階、今はこれでいいんだと思っております。

議 長 そのほか。

3 番

久保島議員 そうしますと、もしこのプロジェクトでいいものが出てきたというときには予算をしっかり盛っていただけるということではよろしいのでしょうか。

町 長 職員の提案で行政の施策が実行できるなんていうのは、職員冥利に尽きることではないかなというふうに思っているわけでございます。ぜひ、どしどしと、この女性プロジェクトだけでなく、職員からのそういった政策を打ち立てていただけるということを私は望んでおるところでございます。おっしゃったとおり、女性プロジェクトでもいいものが出れば積極的に推し進めていきたいと思っています。私の行政に携わる時代というのは、本当わずかなもんです。今働いている女性じゃなくても、職員の皆さんは、もっと多くこの行政に携わるわけですから、もっともっと真剣にいろいろの行政の提案をしてきていただきたい、してくるべきだと思っておるところでございます。

議 長 そのほか質問はありませんか。

9 番

坂本議員 営業部についてお聞きしたいんですけども、営業部が立ち上がってきて3年たつと思うんですけど、ことしで4年に入るのか、営業部の中では幾つかの部会に分かれておりますが、その中で町長は、そこから人材が育成され、なおかつ手を挙げていただける人がいたら、それで企業的にというか、個人企業、株式かわかりませんが、そういうふうになればいいという形で立ち上げたと思いますけれども、私も営業部に所属しておりますが、なかなかそれは簡単なことではないというふうに見ております。そのためには、やはり営業部に対して、この間も観光関係で講演会がありましたけれども、やはり、人材はばらばらといたとしても、そこにかかわる立ち上げるための費用とか方向性なんかを、やっぱり行政に長いこといた方たち、職員であれば目鼻がつくと思うので、そういう方たちに、ピックアップをして、お金の問題と人材の問題が出てくると思いますので、そういう点をもう少し町としても突っ込んだ形で積極的な支援をしたほうがいいかと思うんですけど、そこら辺の考え方はどうなっているのでしょうか。

町 長 一般質問のような厳しい質問をいただいておりますけれども、営業部というのは特定の人材を発掘するためが目的ではない、飯島町の地域資源を掘り起こし、磨くために、みんなの知恵を寄せ合おうよと、また、行政だけに政治を任せるんじゃないくて、地域住民の方が参画できる場所をつくりましょうということが営業部の目的です。営業部という名前から、そこが何かもうかる仕事を始めるということは、認識が違います。もうかる資源、もうかるもととなる基盤をつくりましょうと、魅力あるまちをつくりましょうと

というのが本来の目的でございます。5つの部会をやっております。

坂本さんは食部会に入っております。今までにいろいろなことを研究されて、いろんな方といろいろのお話をされたと思います。実質的な行動として越百黄金の販売に携わっていただきました。それで、結局、飯島町の外へ出て売ったんでは、そこにもお米があるから、持ってきては困るぐらいのことまで言われて、そこはちょっと控えた、しかし、控えて、ようやくわかって、ああ、やっぱ飯島町内でこれは消費すべきじゃないかと、地産地消にもっと力を入れようじゃないかというところに行きつきました。そして、今回の飯島町の月刊誌にも挟まれたように、注文書が各ついたわけでございます。そんなことを進めておるっていうことは、非常に大事なんです。それで、そういったことを我々は見えていましてね、地域ポイントについても、越百黄金を買っていただいたらスタンプを押してもらうようにしようよと、そこら辺をバックアップしようよと、こういう風潮になってきたんです。この風潮というのは大事なんです。

文化もそうです。文化の皆さんは、お祭りをやったり、地域の文化のあるところを、場所を見に行きました。そういったことの中から、今ある文化、フルートの演奏、この竹中先生、竹中先生たちの飯島町音楽親善隊の方々と一緒に何回かのコンサートをやっていただきました。先日もひな祭りのコンサートをやりました。そういった活動が、あのミヤザワフルートさんが飯島へ腰を落ち着けて拡大しようということの1つの考え方の基盤にもなっていることも確かです。竹中先生は、ミヤザワフルートの監修をやっている方でございます。そういった知能的な方々が飯島町と深くかかわるということは、この地域に産業として根づくということをバックアップしておったわけでございますから、そこにも大きな効果が出てきている。また、自然部会は、あの町民の森をこつこつと木を切り倒し、道路をつくり、チップをまいて環境整備をしてきました。そういったことにおいて傘山に非常に登りやすくなったし、土地にも寄れる、そのことを見て、飯島町は、町としては、あの道路を舗装して通りやすくしようよと、こういうところへ行政が動き始めたわけでございます。全然町人の皆さんがそういうところはやらずに、あそこへ投資していくということは、やっぱし考えざるを得ないんですけれども、そういった町民の皆様の活動があるということを前提に町が動き出しているということでございます。

そのほかに、何がありましたかな。（「花部会です」と呼ぶ者あり）花部会。花部会は、きょうせつかく時間を与えていただいたんで、時間が長くなったついでに申し上げますけれども、一般質問にはこういう質問がなかったものですから、答えますけれども、花部会は、本当苦労して3年かけてポピーを何度も何度もつくって、一応見られるようになってきました。その付録の話で、ひょうたんから駒が出たんです。あの隣へフジバカマを植えたんです。フジバカマを植えたらね、シラサギじゃなくてなんだっけ、（「アサギマダラ」と呼ぶ者あり）アサギマダラ。アサギマダラの大群がぞっとあそこへ来るようになって、非常に環境がよかったんですね。それで、昼間はそこで暖かくひなたぼっこしておって、夜、西山へずっと引き上げていくと。宮田村でもアサギマダラを売り出しにしていますけれども、言っている割に10頭とか20頭ぐらいしか来ていない。飯島町

は、50 頭一気に来ちゃった。そういった効果も出てきております。それは、まずはお花畑をつくろうよというところから入ったことであって、その予備から、そういうものが広がってきたと。

全て、5 つ部会がありますけれども、私は、みんな効果が出てきていると。それで、最初ぐっと人が集まりました。今、人が少なくなつて、引いているような感じです。また、そこへ寄ってきてもらいたいなというふうに思うんですね。具体的な効果が出ると、また認識を新たにして、ああ、飯島町応援しようというふうになると思います。最初、やっぱりね、興味半分で当然来る。来ていいんです、興味があつて。そのうちに、しっかりやってくれる人が残つて、それが時間をかけて花が咲いて、そこに魅力が加わってくると、飯島町の町民がまた集まってくると。こういう繰り返しが町でなされるのがまちづくりの原点だと思っていますので、何ら、私は成果が上がっていないなんて 1 つも思っておりません。飯島町営業部の皆様に頭が下がることでいっぱいでございます。以上です。

6 番

浜田議員

一般質問答弁を誘発しないような質問にいたしますけれども、今ちょうどお話があつた林道の整備事業 5,000 万円余、財源はともかくとして、かなりの財源を使うわけですが、説明、私、ダブルのように聞こえたんですよ。つまり、町民の森、あるいは傘山への登山を 1 つの説明にしながら、実際に、この文言では木材の生産機能拡大、間伐の促進っていうことになっているわけです。もし、これが経済的な効果を目的とする予算であるのならば、そのための間伐率の向上だとか、材の生産金額とか、こういう裏づけがある計画なのかどうかについてお尋ねします。

産業振興課長

ここの概要に書いてございます「森林の木材生産機能等を最大限に発揮」っていう言葉ですが、補助事業をもらうためのこういった計画というのが 1 つ必要になってまいりますので、そういったところで書かせていただきました。ただ、国の補助事業上、1,000 万円以上の事業費でないとできないということもございますので、金額的には大きくなっておりますけれども、だからといって上のところ、ことし、ちょっと間伐を、町民の森の左側の山ですけれども、やりましたけれども、あそこを間伐して伐採するという計画は、今のところはございません。補助事業上で、ちょっとこういう言葉を使わせていただいたというふうに理解いただきたいと思います。

議 長

ほかにありませんか。——ありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。ここで質疑を終わります。

ここでお諮らいをいたします。第 16 号議案から第 22 号議案は、議長除く 11 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思います。御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。したがって、本 7 議案については、11 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、第 16 号議案から第 22 号議案までの予算 7 議案をこれに付託して

	審査することに決定しました。
議 長	日程第 2 6 第 2 3 号議案 飯島町障がい者地域活動支援センターの指定管理者の指定について 日程第 2 7 第 2 4 号議案 飯島町介護予防等拠点施設の指定管理者の指定についてを一括議題とします。 提案理由の説明を求めます。
副 町 長	第 2 3 号議案 飯島町障がい者地域活動支援センターの指定管理者の指定について及び第 2 4 号議案 飯島町介護予防等拠点施設の指定管理者の指定について、一括して提案理由を申し上げます。 この 3 月をもって指定管理期間が終了いたします飯島町障がい者地域活動支援センターやすらぎ及び同一敷地内にあります飯島町介護予防等拠点施設コスモス園、この 2 つの施設の管理及び運営について、地方自治法の規定に基づきまして、指定管理者として社会福祉法人親愛の里を指定するものであります。 細部につきましては担当課長から説明させますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。
健康福祉課長	(補足説明)
議 長	提案理由の説明がありました。 それでは、提案のありました 2 議案について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 初めに、第 2 3 号議案 飯島町障がい者地域活動支援センターの指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 2 3 号議案 飯島町障がい者地域活動支援センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 23 号議案は原案のとおり可決されました。 続いて、第 2 4 号議案 飯島町介護予防等拠点施設の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 2 4 号議案 飯島町介護予防等拠点施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

	お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 24 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 28 第 25 号議案 飯島町弓道場の指定管理者の指定について を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。
副 町 長	第 25 号議案 飯島町弓道場の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。 飯島町弓道場につきましては、本年度まで 13 年間、飯島町弓友会を指定管理者に指定して施設の管理運営を行ってまいりました。 飯島町弓道場は、県下弓道大会を初め各種大会や月例射会、また高校生や大学生の合宿など、町民はもとより県内外の多くの愛好者に利用されております。 指定管理者制度に移行しました平成 18 年からは飯島町弓友会が献身的な取り組みで経費の節減に努めていただき、適切な管理運営が行われているところでございます。このたび指定の期間が満了いたしましたので、これまでの実績を踏まえ、引き続き 5 年間、飯島町弓友会を指定管理者として指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。 細部につきましては教育次長から説明させていただきますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
教育次長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありますか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありますか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 25 号議案 飯島町弓道場の指定管理者の指定についてを採決いたします。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 25 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 29 第 26 号議案 飯島町文化館の指定管理者の指定について を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。
副 町 長	第 26 号議案 飯島町文化館の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げ

	げます。 飯島町文化館は、平成5年の開館以来、町民の学びの場であるとともに、文化やレクリエーション活動、実践の場、また多様な文化芸術に触れる場として利用されてまいりました。 平成27年度からは一般財団法人まちづくりセンターいいじまを指定管理者に指定して施設の管理運営を行ってまいりましたが、この3月の指定の期間が満了となります。そこで、文化館を地域の皆さんの集いの場としてより一層有効に活用するため、指定管理者の公募を行い、新規に特定非営利活動法人アクターズゼミナール伊那塾を指定管理者候補として決定いたしました。 本議案は、公募審査の結果、候補者と決定しました特定非営利活動法人アクターズゼミナール伊那塾を指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決を求めるものであります。 細部につきましては教育次長から説明させますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
教育次長 議 長	(補足説明) これから質疑を行います。 なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。 それでは、質疑ありませんか。
6 番 浜田議員	今、ここの文化館の新しい性格の定義づけがなされたように私は聞きました。もともと、あの文化館は中央公民館で、社会教育の中心だったというふうに思っております。ですので、教育委員会の所管だったのかなあと。ところが、実際にこれまでのところは、どなたの責任かわかりませんが、建物の管理の状態になっていたのではないかと。そうすると、集いの場という定義は、社会教育の機関という定義とはどういう関係にあるのか、それについてもう少し明確な御説明をいただきたいと思います。
教育次長	社会教育との関係ということでございますが、利用につきまして、今まで、中央公民館の時代を経まして生涯学習センターという形で行ってきておりますので、生涯学習センターの事業につきましては、そのまま継続して教育委員会のほうで行っていくというふうに考えております。ただし、生涯学習センターの事業におきましても、文化館のほうを使つての各種の講座等で活動が行われておりますので、また、そういったところとの連携ということも、次年度一年間をかけてうまい方法等を検討していければというふうに考えておりますので、今のところ指定管理が変わることによって直接的に何か生涯学習センターのほうまで変わってくるということは、今のところは考えてはございません。
議 長 9 番 坂本議員	ほかにありませんか。 アクターズということで、公募で、この1つだったと思うんですけども、このアク

ターズは、今まで280万円で大ホールだけの、まちセンのほうから、照明とか、そういう舞台の装置とか、そういうことで受けていたわけです。それで、アクターズの中身なんかを私も調べたんですけども、先ほど言われたみたいに演劇とか演劇指導というジャンルのものでありまして、館の有効活用という形とは少し違うのではないかと、実際にやっている内容が、それで、まちづくりセンターいいじまに7年間預けた中でやってこられなかったっていうことは、本当にまちづくりセンターに管理だけっていうことで、もっと積極的な利用の方法がどうかとか、そういうことが、町の施設であるにもかかわらず、教育的なとか生涯学習の部分でとか、そういうことの手だてをしてこなかったせいだと私は思っておるんですけども、そういう点、この一年間の中で、もう少し、例えば駒ヶ根の文化館が、図書館と、あそこにレストランも入り、一体的な人の流れを持つようなものになっているような、ああいうふうにしていきたいんだったら、もう少し町自身がどういうふうやっていくかっていう方針を持ってやっていかないと、うまくいかないと思うんですけど、その点はどういうふう考えているのでしょうか。

副町長

今御質問のありましたように、集いの広場、そのエリアということで、文化館、それから図書館、子育て支援センター、それから、またこれから一般質問もありますけれども、いろいろな施設、これを複合的に、いろんな地域の皆さんが集まってきていただいて有効活用できるような仕組みをつくっていききたいと、その一環として1つ文化館を広く集いの場として活用できるような団体に指定管理をしていきたいということで御提案したものであります。

内容的には、先ほど次長も申し上げましたように、まだ具体的には決まっておりませんけれども、なぜまちづくりセンターいいじまが管理だけの運営に終わってしまったかということ、やはり教育委員会との連携がなかったということが1つあるかと思います。それぞれの施設はそれぞれの所管課がありますので、所管課と連携を密にしながら、所管課の意向を十分に取り入れて指定管理者が運営していくというような方式をとっていききたいというふうに考えております。

特に、先ほど質問のありましたように、やはり、いろんな方がごちゃまぜの中で、来ていただいて交流をしたり学習をしたり、あるいはいろんな活動をしていくという場にしていきたいということでは、このアクターズゼミナールもきちんと計画の中に織り込んでいただいておりますので、今回、候補者として決定をして御提案を申し上げたところでございます。

3番

久保島議員

3番。今、坂本さんからは公募は1件しかなかったのかっていう話がありましたが、公募は何件あったのか、また、候補者の選定に当たっては、どなたがどのような選考をされたのかお聞きしたいと思います。

教育次長

今回の公募に関しまして、応募をしていただいたのはアクターズゼミナール伊那塾のみでございました。

選考に当たりましては、副町長、それから教育長、それから教育委員会の私と、あとは生涯学習係長、それから生涯学習担当幹、それから企画政策課のほうで課長さんのほ

議 長	う、齊藤企画調整係長、この方もお願いして、そこで選考をしたところでございます。
議 長	ほかにありませんか。
議 長	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	ここでお諮りします。
	ただいま議題となっております第 26 号議案については社会文教委員会へ審査を付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。第 26 号議案については社会文教委員会に審査を付託いたします。
	議長から申し上げます。本日の議事日程にあります審議が終了するまで会議延長になるかと思いますが、よろしくお願いします。
議 長	日程第 30 第 27 号議案 飯島町道路線の認定について
	日程第 31 第 28 号議案 飯島町道路線の変更について
	を一括議題とします。
	提案理由の説明を求めます。
副 町 長	第 27 号議案 飯島町道路線の認定について及び第 28 号議案 飯島町道路線の変更について、一括して提案理由の説明を申し上げます。
	認定につきましては、田切地区の国道 153 号伊南バイパス建設に伴う町道のつけかえによるもので、道路法第 8 条第 2 項の規定により町道北河原横断線ほか 3 路線の認定をお願いするものです。延長は 521.5 メーター、幅員は 4 メーター～6 メーターでございます。
	次に、変更につきましては、田切地区の国道 153 号伊南バイパスの建設に伴う町道のつけかえや道路改良工事などにより道路区域が変更となった路線について、道路法第 10 条第 3 項の規定により町道本郷中央縦断線ほか 18 路線の道路区域変更をお願いするものでございます。
	詳細につきましては、御質問により担当課長から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
議 長	提案理由の説明がありました。
	それでは、提案のありました 2 議案について一括して質疑を行います。
	質疑はありませんか。——ありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	初めに、第 27 号議案 飯島町道路線の認定について討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これから第 27 号議案 飯島町道路線の認定についてを採決いたします。

		お諮りします。
		本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 27 号議案は原案のとおり可決されました。
		続いて、第 28 号議案 飯島町道路線の変更について討論を行います。討論はありま
		せんか。
		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから第 28 号議案 飯島町道路線の変更についてを採決いたします。
		お諮りします。
		本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 28 号議案は原案のとおり可決されました。
		以上で本日の日程は全部終了いたしました。
		本日の会議を閉じ、これで散会とします。
		御苦労さまでした。
散	会	午後 4 時 58 分

平成31年3月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成31年3月8日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

久保島 巖 議員

本多 昇 議員

橋場みどり 議員

滝本登喜子 議員

坂本 紀子 議員

折山 誠 議員

○出席議員（１２名）

１番	本多 昇	２番	滝本登喜子
３番	久保島 巖	４番	好村 拓洋
５番	橋場みどり	６番	浜田 稔
７番	竹沢 秀幸	８番	折山 誠
９番	坂本 紀子	１０番	三浦寿美子
１１番	中村 明美	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 那須野 一郎 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田 浩克 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 下條 伸彦 会 計 管 理 者 大島 朋子 企画政策課財政係長 林 成昭
飯島町教育委員会 教育長 澤 井 淳	教 育 次 長 林 潤

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	平成31年3月8日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。議事日程についてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 これから一般質問を行います。通告順に質問を許します。なお、一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問するようお願いします。 3番 久保島巖議員。
3番 久保島議員	おはようございます。それでは、私の一般質問を通告に従いまして進めてまいります。今回は大きく2点について御質問をいたします。1点目は人口減少問題でございます。2点目はまちづくりセンターいいじまの件でございます。お手元に資料を配付しております。1ページ目は、本年の2月1日付の長野日報さんの記事でございます。長野県の人口は17年連続減少しているというものでございます。左の上とといいますか、上段のほうに上伊那管区の様子が表で表示されています。箕輪町、南箕輪村、宮田以外は、市町村、軒並み増減率でマイナスということでございます。特に我が飯島町はマイナス1.75%、辰野町のマイナス1.0を大きく引き離して最下位ということでございます。資料は用意してはいないんですが、信濃毎日新聞さんでは転入と転出という形で捉えておりまして、それによりますと、上伊那管区では辰野町がマイナス58人、飯島町がマイナス82人ということで、ほかの市町村は転入がいずれも上回っているという状況でございます。飯島町は早くから移住、定住に積極的に取り組んできたというふうな自負もございますので、人口の1%弱が減ってしまったということで非常に残念ではあるんですが、自然減は、これはしょうがないとしても、転入、転出、ここだけはちょっとプラスにしてほしかったなあ、プラスになりたかったなあっていうふうに思うんですが、まず、この増減率、マイナス1.75%、そして転入転出差マイナス82人、これを町長はどう捉えておられるのか、そこをお尋ねいたします。
町 長	おはようございます。久保島議員の質問にお答えいたします。平成30年の年間人口減少率が上伊那管区で最も高かったということにつきましては、当町の人口減少の実態として、まずは真摯に受けとめたいと思っております。少し詳しくお話ししますと、このマイナス1.75%というのは約160人減ったということでございます。それで、人口には自然増と社会増というものがあるんですけれども、自然に増減するものと社会的に増減するものというものがあるんですけれども、自然では、死亡した人が生まれた人よりも80人多かったということで、死亡による減がマイナス80でございます。それと転入してきた数と転出した数を比べると、転出した人が80人多かったということでございます、約。合わせて160人減少したと、こういうことになります。この人口数というものをどうい

うふうに捉えているかということを御紹介申し上げますと、まずは、人口の増減は町の魅力のバロメーターだというふうに思っていますので、軽視できないと。それなりに注視をして、気を配って見ているということでございます。しかし、その町の魅力、ここに住んでみたいという人が増えてくるということは、そう簡単には魅力は発揮できないなど、10年スパンでの時間がかかることだなというふうに思っております。総体的な魅力を発揮するには。ですから、人口対策についてはつけ焼き刃になってはならないなどというふうに思うところでございます。まずは、この回答をさせていただきたいと思います。

久保島議員

魅力のバロメーターだということでございます。まさしくそうなのかなあということで、今後の質問を展開してまいりたいと思いますが、お手元の資料の2ページ3ページをごらんいただきたいと思います。これは、飯島町と南箕輪村の過去5年間の人口推移と本年1月の状況でございますが、県と町村によっては人口統計の基礎数値をとると多少差がありますので、町分は、私は行政報告書から年度末の人口ってということで調べています。南箕輪は、行政報告書では毎年1月1日の人口をとっていますので、ちょっとずれがあります。しかし、双方を比べてみますと、飯島町の指標は黒三角が非常に目立つと、南箕輪は黒三角なしということで、ざっとそういう見方ができるかなあということでございます。人口増減では、飯島町ほとんどマイナスなんですけど、わずかに平成27年、つまり平成28年の3月31日現在、集計で外国人の方がプラス13人、日本人の方がマイナス13人で、相殺してプラマイゼロというふうになっているというところだけでございます。また、町は、今町長のお話がありましたように、自然減っているのが非常に大きいと、人口減の大きな要素になっているなあというふうに思っています。南箕輪は、うらやましいことに、平成29年はプラス3でございましたけれども、それまでは64、50、45、43と大きく出生ほうが上回っているってということでございます。この社会増減につきましては、我が町は平成26年プラス3、平成27年プラス62と2年間だけでございまして、あとは社会増減についてもちょっと減っているなあということでございます。ここ3年は、またちょっと下がり気味と、外国籍の方の転入で多少、幾分改善されているかなあというふうに思うところです。最終4ページをごらんいただきますと、これは飯島町と南箕輪村の人口推移を1940年、つまり昭和15年から比較したグラフでございます。1940年ころに飯島の2分の1ほどでした南箕輪なんですけど、昭和45年ころから、このときに人口増対策をしなければならないという判断が生じたというふうに書いてある書物がございまして、そこから効果があらわれてきて、徐々に徐々に、それこそ町長の言う話ではないですが、10年スパンというような形の中でぐんぐんと伸びてきたということでございます。配付してはございませんけれども、人口ビジョンっていうのをつくっていますよね。飯島町もつくりました。南箕輪もつくったんですが、これをちょっと比較してみたんですね。ほとんど同じ内容なんですけれども、2、3違いがあります。ビジョンの中の7つ目の項目、基本視点というところでは、飯島町は(1)人口の定常状態に向けた結婚・妊娠・出産・子育て支援及び転入・定住の促進、(2)が安心して働ける雇用の受け皿づくり、(3)が健康寿命の延伸、(4)が公共施設等総

合管理計画の策定推進の4項目でございます。南箕輪はついていきますと、(1) 転入・定住のための戦略的な取組み、(2) が結婚・妊娠・出産・育て支援、ふるさと回帰の取組み、(3) が安心して働ける就労場所の確保という3項目なんですね。やっぱ絞られているなというふうにちょっと感じたんですね。南箕輪は、飯島町の(1)を2つに分けていると、「人口の安定的な状態に向けた」云々っていうのを2つに分けて考えていると、そして、しかも(1)のところには「転入・定住のための戦略的な取組み」という中に「南箕輪村へ転入する理由を分析し、今後も転入・移住を促進するための戦略的な取組みが重要」というふうに書いてございます。文章表現、それからまた解釈の問題なので、受けとめ方に多少違いはあると思いますが、私としては、ちょっとこれ町とはスタンスが違うのかなっていうふうに、ちょっと感じたんですね。もう一点は、意識調査の仕方です、アンケートですね。飯島町では、19歳～23歳の町外在住者を含む男女350人と24歳以上の町内の在住者1,000人を抽出してアンケートをしています。一方、南箕輪はついていきますと、20歳～49歳の村民1,250人と10年以内に村内に転入・定住した25歳～49歳の750人を対象にしているというところで、何か、何が魅力でこの村に来てくれたかという調査をしっかりとここではしているということが言えると思います。町もいろんな施策をしています。町の子育て支援、医療費の無料化等もありますが、上伊那管区で劣ることはありません。これは言えると思うんですね。特殊出生率や非婚化の傾向っていうのはどこでも同じですので、微妙な問題も含みますから、ちょっとここでは議論の対象にはしません。外しておきますけれども、じゃあ何が違うんだろうなあとというと、私は、さっき町長がおっしゃった魅力の問題だろうというふうに思うんですね。私は、南箕輪が50年ぐらい続けてきた経過もあるでしょうけれども、文化的なもの、それから買い物、ショッピング、それから、まずは住宅用の土地、この辺の豊富さにあるんじゃないかなあというふうに思うんですね。先日、報道番組で最近の移住、定住の傾向っていうのを報道されていました。一時期は田舎暮らしへの憧れとか悠々自適のいわゆるリタイヤ組とか年配者だったんですが、最近は移住者の70%は20代30代40代の若年層ということでございます。その彼らはっていうと、都市生活に余り遜色のない地方都市を選ぶ、利便性とか文化とかっていうことだと思うんですが、傾向にあるというレポートでございました。そうした中で、じゃあ飯島町は、本当にこうした若い人たちに魅力を発信し選択してもらえるのか、その対象になっているのかということ考えてみます。そうすると、最近の移住セミナー、マッチングイベントとか、こういうのにどうも傾向が見えてくるんじゃないかなあというふうに思います。以前はいろんな問い合わせがあったというふうに聞いていますが、少し寂しくなっているということだと聞いています。そこで、今までの取り組みを振り返って、的確な戦略で取り組んできたのかどうか、また、有効な人口増対策、魅力発信、魅力の向上、それはなんなのかということについて町長のお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

町 長

最も勢いのある南箕輪村と飯島町を比較されたんで、差があり過ぎるところと比較されました。今、南箕輪は本当に増えて、今困っていることがある。保育園を幾つ建てても足りない、ということ、お金があっても足りない、そういったもとの村長さ

んは大変困っておられます。そういう状況が今なんですけれども、南箕輪という場所を考えてみてください。伊那市と箕輪に挟まれていると。人口が伸びたこのグラフ、御提示いただきました時期を見ますと、結構経済成長の華やかなときに伸びていらっしゃるんですね。失われた20年と言われますこの20年の景気低迷の中では、やはり頭打ちになってきていると、こういう状況かなと思います。その経済が果敢で華やかな伊那市と箕輪町に挟まれた好立地で、子育て支援しっかりいたしますと、こういういち早くその旗を挙げられたというところは、この倍増に近い人口増を得たという一つの戦略が功を奏したのかなというふうに思っております。村長さんに「どうしてそんなに人口が増えるんだ。」と、「10年がかりだよ。」と、「子育て支援訴えたのは。」と、こういうお話でございます。今どこの地域でも子育て支援で、子育ての家庭を支援するような施策がどこもかしこもとられておりまして、議員おっしゃられるとおり、飯島町も遜色のない、そういった支援をする中で、みんなそういった部分では魅力的なものは均衡がとれているのかなというふうに思っております。飯島町は指をくわえて待っていただけではなくて、いち早く定住促進ということで外に向かって、外に向かって移住、定住を推進してきたということは、ある意味、評価できることかなというふうに思っておるところでございます。先ほど減減の人口減の話をしましたけれど、25年26年27年は増えているんですね。プラス6、プラス3、27年に関してはプラス62と、こういうことなんですね。そして、28、29、30で数字が減ってきていると、マイナス8、マイナス22、マイナス80と、こういうことです。この部分は、転入してくる人が、社会減が多かったということでございますから、今までプラスの要因であったものが、ほかの地域も移住、定住にしっかり力を入れ出したから、その分も力加減が平等で、飯島町の得意な力がそがれていると、こういうことのあらわれかなあというふうに思っておるところでございます。その中で、やはり移住してくれたら幾らお支払いします、こういう支援がございます、子どもが生まれたらこういう支援がございます、幾らお支払いします、それも確かに一つの支援ではありますけれども、今後長期的に見たときに、それが本当のここに住みたいという町の要因であるかどうかということは、やはりちょっと力不足かなと、その部分だけでは、というふうに考えておるところでございます。南箕輪の状況の分析、また今まで飯島町がやってきたことの分析、また将来に向かっての問題点を申し述べさせていただきます。

久保島議員

確かに各市町村で飯島町の取り組みをまねして、移住、定住に対して、それに積極的になってきたということは、確かに分散傾向にあるのかなあというふうに思います。

1-3に入ります。町は、今まで効果があるという政策に、と思われるものに取り組んできた、セミナーとかフェアとかいうのに積極的に参加する中で努力してきたということでございますが、その結果は、残念ながら人口増には結びついていないというふうに見えていると、人口減を多少緩和する数字というふうなことでいいのかなというふうに思います。一つは、消滅危機自治体ということでセンセーショナルに取り上げられましてね、私も大変だということで一般質問をいたしました。町民の多くの方も、これは大変だということで関心を持ったところでございます。当時、町長、高坂町長も、飯島

町はなくなるしないし、なくさないんだ、これから移住、定住に力を入れていくというふうに明言されて、いろいろな施策に取り組んできたということでございます。当初は、見たように26・27年の数字を見て、私どもも、いや、これは人口減に歯どめがかかるかもしれないなあということでかすかな期待をしたわけでございます。しかし、ここ数年は、ああ、やっぱりちょっと陰ってきちゃったなあ、町長が人口1万5,000人、心意気だというふうに言われて取り組んできたということだったんですが、どうもそこは違うのかなあと、日本全体が人口が減っていくという中で、我が町だけが人口増を願ってくるということは、それは無理だ。町長も今おっしゃったように少ないパイを取り合うことで身の丈を越えたサービス合戦っていうことになりはしないのか、そこが負担にはならないのかということも心配されるところです。そこで、そもそも論なんですけど、人口減少で町にどのような影響が出てくるのか、何が問題なのか。よく人口が減ると交付税が減らされるという話がございます。人口が減れば人口割でかかってくる費用は減ってくるはずですので、さほど問題はないんじゃないのかなっていうふうに思うんですね。インフラ整備等については目的別の交付金が出ますので、そこは問題ないだろうと、直接関係ないねと。じゃあ何があるか。今後、人件費とか物件費とか、そういうところになってくると思いますが、これは、AIとかICT化とか、それから広域連携とかっていうことでもって対応してくれば、何とか対応できるんじゃないと思うんですね、私は。これ以外に人口減少によって町民生活にどのような影響が出ると、どうしても人口増をしていかなきゃいけないのか、町民にとって本当にそこが問題なのかどうか、そこを町の考え方っていうのをお聞きしたいと思います。

町 長

人口減少することが悪いことなのかと、こういう御質問でございます。行政的の資金的に見ますと、人口減少で町にどのような影響があるかについてですけども、交付税等の財政面からですけれども、交付税の算定には人口が基礎となっている項目が多数ありますので、交付税額は下がるということは言えます。その影響がどのように出てくるかということにつきましては、社会保障と義務的経費の増加が見込まれる、公共施設、インフラの老朽化に伴う維持管理費等が増える、負担が多くなる、さまざまな支出が想定されるから、財政運営は基本的に厳しくなるという見方でございます。それで、減ってもいいじゃないかということを私は言えないと思いますね。それは、先ほど申しましたとおり、減り、減り、減り続けるということは、魅力がないということなんです。それでもいいんですかということなんです。私は、1万5,000人という数字を挙げた、これは心意気だと申し上げました。全くそのとおりで、人口を増やしたいというふうに思わなければ、減る率がどんどんどんどん下がっていくんです。行政としては、増やそうと、何かしようと、魅力あるまちにしよう、この魅力で地域に住んでいただきたいという気持ちがなければ、どんどんどんどん減る一方だというふうに思いますんで、私初め役場の職員は、魅力あるまちづくり、この町に住んでいただく人を増やそうということが仕事でございます。そのための魅力をアップすることをなりわいとしておる仕事で、商売でございますんで、一生懸命そこに努めたいなというふうに思うところでございます。

人口を増やそうと思わないと魅力はないんだということでございます。私は、その点でちょっと角度を変えて話をしたいと思います。

1－4に入ります。世界一幸せの国ブータンというところがございまして、そこは国民総生産ではなくて国民総幸福量というのを重視してはかっているということでございます。足りることの幸せより当たり前の幸せ、生活を送れる幸せを享受していると、信仰心の高い国民性ですので、それが成り立つのかなというふうに思います。しかし、そうは言っても、小さくても豊かでなくても幸せはあるというふうに思っただけでいいんじゃないかと、背伸びはせずに身の丈に合った行政政策をして、和気あいあいと生きましようよというのが、最近、私の体の中から、また町民の幾人かからも聞こえてまいります。私は、人口増を望まないのではなくて、自然と人口が増えてくるふうに施策は切りかえていったらどうかっていう話でございます。このまま、人口増対策とか移住促進対策とか、これに力を注ぐ、金を注ぐってということではなくて、どうだろう、担当者が移住のセミナーとかフェアに出かけて行って面談をしてくる、ブースを開いてしてくると、「この間の結果どうだったの。」って聞きましたら「15人ほど来てくれました。」という話を聞きました。費用はともかくとして、日がな一日かけて10数人のお相手をしてくれるだけでは、これは担当者もたまらないですよ。そこで成果が上がっていないって言われても困る。その人が言っておるわけじゃないですよ。私がそう思うだけです。攻めなきゃいかん、それは確かにそうなんだけど、もう攻めてもしようがないと、セミナーとかフェアは、もう参加やめてもいいんじゃないかなというふうに私は思うんですね。ちょっと近々な例をします。1月の16日から20日まで東京ドームで開催のふるさと祭り東京、魅力発見ご当地マラソン2019っていうのに米俵マラソンが出展をいたしました。5日間でパンフレット2,500枚手渡しいたしました。米俵担ぎの写真プリント、プレゼントしましたら200人——200枚ですね、3～4人で一緒に写っているのがありますから200枚ですけれども、これ、私のカメラのメモリーカードを差しかえたりしてプリントするもんですから、ちょっとタイム差があつて写真を撮れなかった人もいたので、かなりの数の手応えはあったと。これに比べたらさっきの15人はちょっと寂しいなあと思うんですね、やっぱり。そういうことで効果が本当にあるのかっていうことも検証したほうがよいんじゃないかと。それから、定住促進にいろんな補助金ありますよね。この辺の利用度を見ますと、かなり低いと、余り利用がないんだったら、これもやめてもいいんじゃないのというふうに思います。南箕輪の話、先ほどしましたけれども、10年っていいですけど、もっと前から、50年ぐらいずっと、子育て支援とかで住宅地の供給とかっていうことに地道に取り組んできていたわけですね。そして、そこへもってきて子育て支援っていうことを打ち出したってということで、安定した人員、人口が増えてきていると、町長は少し伸び悩んでいるんじゃないのっていう見方もありましたけれども、しかし、そうは言っても確実に増えてきている。町は確実に減ってきているという状況でございます。我が町も、都市機能とまではいきませんが、現在お住まいの方々のためにも、買い物、

ショッピングのしやすい暮らしやすい町、それから安価でどこでも家が建てられるような住宅地の提供っていうことが、やっぱりよろしいんじゃないかと、ここの辺にシフトして、来るものは拒まず、よろしかったら来てくださいねということで、積極的な勧誘をしなくても、そここのところは手厚くしていくということが魅力向上につながるんじゃないかと。住宅地の件なんですけど、南箕輪、宮田村は結構土地があるんだという話を聞いています。それから、比較的自由にどこでもうちが建てられるというようなことも業者から聞いています。ところが、町は、全地区農振地区になっていますので、かなり条件が厳しいということで、業者の方からも「なかなか土地がないんだよね。」っていう話も聞いています。基盤整備から長年たっていますので、この辺の縛りはなくなっていると思いますので、この際、農振地区の指定見直していうのも必要なというふうに思います。このまま町長おっしゃるように攻めていくのか、人口増対策、移住促進、この辺のところのイベントに参加して、この辺の費用を使って、補助金をつくって攻めていくのか、外への働きかけはひとまずここで休んで、内なる固めといいますかね、ことし町長おっしゃっていましたが、そういうところにシフトすべきじゃないかなあというふうに私感じているんですが、その辺はいかがでしょうか。

町 長

少し誤解されているんじゃないかなというふうに思います。人口増をするのか諦めるのかではなくて、町の姿勢としては増やす、魅力を高めることをやりたいと言っているわけでございます。何でもかんでも人が来てくれればいいっていう話を言っているわけでもございませんので、極端にそのような理解をされないようお願いしたいと思います。私は、飯島町の魅力を向上するということは、住んでいる人にとってもさらに魅力ある町になるということが、これが大事ですよ。住んでいる人が魅力がなくて出ていってしまう、これは最悪ですよ。住んでいる人が気持ちよく住んでいて、魅力あるよということの中で情報発信して、外からそれを見て来るということが、これは当然やらなければならないことであって、私はめくらめっぽうに日本中に向かって飯島へ来い来いって言っている話をしているわけではございませんので、ぜひ、誤解されるような御発言をされて、私の信条にかかわることなんです。ぜひ控えていただきたいなというふうに思います。それと、移住、定住の担当者が東京や名古屋へ行ってお話をさせていただいています。目的は移住、定住なんですけれども、大きな意味で飯島町の情報発信をさせていただいているんです。「こういうところへ来てね。」と、「じゃあ行ってみましょうか。」と、今後観光をするにおいても、そういう外交というのは非常に大事な部分になってくるんです。確かに移住を目的にその窓口を訪れた人は少なくなっていると思いますけれども、不特定多数の方々が、あの方は、担当者はしゃべりが非常に上手、飯島町のアピールは非常によくされるんです。私がいいって言わない、聞いた人がいいって言っているんです。こういうことは、やっぱり評価しなきゃいけないと、やっぱりそういう人がなくなったら何も情報発信を生でできない、インターネットでは発信できますけど、面と向かって、言葉の使い方から優しさから、そういった顔の見える対応ができる人材がいますので、あの部分はしっかりと活躍してもらいたなというふうに思います。その補助金等も、おっしゃられたとおりに見直しが必要だと思います。何でもか

んでもじゃなくて、実質的なものに支援をするということは、今後考えていかなきゃならないという御指摘だと思います。それで、根本的な対応というのが必要だというふうにお話をさせていただきましたけれども、私は、この話をするときに、こういう数字を持ってお話させていただいております。0歳～19歳の人口、宮田と飯島を比べたいと思います。宮田は、その年齢の人口が1,800人、飯島町は1,500人、0歳～19歳の人間が宮田より300人少ないんです。これは問題だなというふうに率直思っております。先ほど申し上げましたとおり、この数字というのは積み重ねですから、政策、魅力の積み重ねですから、この20年間に300人失われた魅力というふうに解されると、ある数字を引き出すために、その中間の10年、0歳～19歳だから最初のとき19歳は19年前の施策ですから、その真ん中をとって10年の経済状況、飯島の状況、根本的な問題は何かということを探ってみますと、一つの数を頼りにしています。消費の地元対流率、地元の人たちが、飯島の人たちが地元のお店で生活費にかかわる消費を何%行うかという数字でございます。10年前、宮田は地元対流率が17%でございました。飯島町は4%でございます。地元対流率っていう数字が聞きなれないんで、ちょっと参考までに視点を变えてお話させていただきますと、長野の地元対流率は93%です。これ長野県でトップ、2番目が上田の91%、3番目が松本の90%、大都市でこういう地元対流率を誇っております。身近では飯田が4番につけております。90%。伊那が85%で6位につけております。駒ヶ根が64%で9位でございます。松川町18%、中川村13%、その中で飯島町が4%。率直に申し上げますと、昨年度の商工会の調べでは2.9%という数字でございます。この数字から言って、地域に住む方々の町の魅力の、僕は三種の神器と言っているんですけども、医療、教育、買い物。お医者さんありますか、学校ありますか、買い物できますか、これをまず基本の町の魅力の要素だと認識しております。その中で買い物という部分にスポットライトを当てると、当時で4%、今2.9%、その差は出てきているんじゃないかなとはっきり思っています。それで、私が町長という職を与えられてから、大きな目標として買い物のできる場所というのを至上の命題として持っております。これは、おおっぴらに、あそこで話した、ここで話した、こうだったああだったということをお話することはなかなかできません。相手もございますことですので、地下水脈の中でお話することになるんですけれども、はっきりロックオンしている相手はございます。そこまで、きょうは紹介できませんけれども、私の命題ですから、これはやらなきゃならないなと。ほかにも、これは暮らしの基盤、前回の議会の中でも申し上げましたけれども、これからやることは、やっぱし暮らしの基盤の強化と、産業の強化だと、こういうお話させていただきました。もう一つは、産業についても一つロックオンしているところがございます。もう食らいついたら離さないと、担当幹はぴたっと張りつけております。その成果が本当に明るみに出るのを楽しみに、もうじくじたる思いで、ここまですべて出ていることを言えない生活が続いていますので、非常に苦しい生活を送っているんですけれども、何かいい発表ができればいいかなあというふうに思っています。もう一つロックオンしていることは、町の魅力の中で、これからこういうだんだんに変えていくと思います。学校給食センターがもう年季を迎えていると、建てかえなければならな

いということですね。それで、皆様方からお叱りを受けました。何で後回しにするんだということ。その時点では、今までのものを今までどおりに建てかえようと、こういうお話でございましたんで、いや、10年後20年後、先を見据えたときに、それでいいのということをまず考えてよということなんです。あれは、小学校、中学校、何百人に食を提供する施設をつくるんですけれども、土日は休むし、夏休みは休むし、文科省のお金を使うと、災害時にはそこを使えないし、非常に制約のあるものを大金かけて、飯島町がそれを背負っていいのかどうかということなんです。せつかくそういった設備だとしたら、学校給食を町民の皆さんも食べられるようにしたらどうですかと、この食事は管理栄養士がきっちりと数字をもって、栄養バランスをもって計算された食事でございますから、小学校、中学校、量的な違いがあると思います。それを一般の方々も食べられる、それに集まってくる。お年寄りの孤食が問題になっております。一人でお弁当をとって、おうちの中で一人寂しく1つの弁当を3つに分けて、昼、朝、晩というふうに分けて食べるんじゃなく、みんなとわいわいがやがやしゃべることこそが人生の楽しみであります。そういうことを考えると、もっと機能を増そうよというお話をして、教育委員会の皆さんが一生懸命今考えていただいて、健康福祉課の皆さんも頭を寄り合わせて、そういった方向を考えているということでございます。こんなようなことが私の考えている魅力あるまちづくりの本当のやっていることなんです、地下水脈の中で。それは、心の中では減らしてはならないと思っていますよ。来ていただく、その窓を閉じるわけではありません。ぴしゃっと「結構です。」なんていうことは言いません。しかし、この魅力を増すということは飯島町の皆さんが住んでいる魅力が増すということでございますので、どうか僕の、私の本心を御理解いただきたいなというふうに思います。ここは重要なところでございますので、長々と話して、次の問題に進めるかどうかわかりませんが、あとはよろしく願いいたします。

久保島議員

スイッチを押してしまいまして、大変なことになってしまったんですが、思いは一緒です。町民の魅力を発するために、そこは、ぜひともロックオンしたところは離さないように、必ずオンしてもらいたいというふうに思います。

2番目の項目に入ります。ちょっと時間がなくなってきましたので、1と2とあったんですが、ちょっとはしりまして2-2に入りたいと思います。まちづくりセンターいいじまが休止ということでございます。ここが、どうもどこが責任なんだということもはっきりしないままに進んでいるということでございます。再構築するんだということをお示しいただいているので、その工程っていうのはどういうふうに進めていくんだっていうことがないと、骨太の政策なり方針がないと、どうもふらふらしちゃうんじゃないかなあというふうに思うんですね。今後いろんなことが出てくると思うので柔軟な対応をしていきたいということでございますけれども、4月からも決まっていなくて、見切り発車っていうことでございます。ただ、文化館のことについては、急遽公募をして候補を決めたようなんですが、その周知の仕方、これもちょっと期間が短くて、応募までの時間がなくて、非常に厳しかったという声もございます。まちセンをとりあえず休止して、あとはまた考えりゃいいやっていうふうにどうも見えちゃっているんですね、

町民の方には。先ほど町長の話、つけ焼き刃ってというような話ありましたが、どうも無計画でつけ焼き刃だというふうに見られてしまったということは、やっぱりまずいなど、切れ目のない行政運営ってということでは、まちづくりセンターいいじまの休止に伴って、いろんな施設の管理運営ってということが切れ目なく、町民の皆さんに御不便なく、また有効的に進んでいかなきゃいけないというふうに思うんです。そのためには、再構築までのゴールとしますかね、そこまでのステップを定めて、その工程に従って一歩ずつ進めていくということが必要だと、それが常套だというふうに思うんです。その責任、今回の休止になってしまった責任を分析する中で、なぜこうなってしまったのか、なぜこういうことになったかっていうこともしっかり把握して、今後の工程、今後どういうふうに進めていくかっていうことをお示ししていただく必要があるだろうと思います。一旦は町直営にするんだっていう話では、それも結構でございます。そこで、町民をまじえた中で骨太の計画、町民の皆さんはどの何を望んでいるのか、どういうふうに行ってほしいのかっていうことも捉えた中で方向を決めていただきたい、そういう工程をお出しいただきたいというふうに思いますが、その点、お考えはいかがでしょうか。

副 町 長

2番目の質問でございますけれども、まちづくりセンターの今後はということで、休止に追い込まれた原因はどこにあったのか、また責任はどこにあるか、また今後の工程はどうなっているのかという御質問でございますけれども、平成24年にまちづくりセンターできたわけですが、この経過としましては、前身の飯島町振興公社、こちらの業務を引き継ぎながら町の指定管理業務の受け皿という形で設立されて7期を経過したところであります。その中で、先ほど来、出ております関係人口を増やしながら町の魅力をつくっていくという、この本来の目的、これがやはり達成できなかった、そのためには、やはり職員体制をきちんとしながらやっていく必要があったわけですが、職員体制がきちんと構築できなかったということと、またそれぞれの施設の運営の基本理念に基づきます町からの指導がきちんとできなかったというところに原因があるのかなというふうに考えております。今後の工程でございますけれども、文化館につきましては、やはり集いの場ということで、いろんな方が来て生涯学習を行ったり、また近くにある図書館ですとか子育て支援センターを含めた中で、いろんな人が交流できるような場所にしていきたいということで、今それに見合う指定管理者を候補として議会に上程させていただいているところであります。こちらにつきましても、きちんと町の基本方針を伝えながら、運営については一緒になってやっていきたいというふうに考えているところであります。そのほかの観光施設につきましては、今、観光戦略会議で町の方向性、魅力あるまちづくり、観光を通じた関係人口を増やしていくということで今検討を進めているところでありますけれども、それらの方針に従いまして、今後どのように活用できるかというところを検討してまいりたいと思っております。当面は、与田切公園につきましては直営でそれらを研究していくということ、それから、千人塚につきましては今公募をしておりますけれども、また後刻、御提案を申し上げますけれども、今のところ業者的には4業者ほどやりたいという方が出てきております。そんなことで、できるだけ民間活力を使いながら、また町の方針を伝えながら、それぞれの施

久保島議員

設が有効に活用できるように運営してまいりたいと考えております。まちづくりセンターいいじまにつきましては、休止ということで1月に2回の理事会、それから評議員会で決定をしていただきまして、休止にしたほうがいいという方が5名、それから廃止にしたほうがいいという方が1名だったわけですが、その中で、休止ということで今後のあり方を検討していきたいと思っております。いずれにしても、今後の指定管理の状況、それから本当に魅力あるまちづくりをどうしていったらいいかということを実際に考えながら、31年度中にまちづくりセンターいいじまの今後のあり方について検討してまいりたいと考えております。

終わります。

議長
1番
本多議員

1番 本多昇議員。

それでは、通告に従いまして4件の質問をいたします。

1番目の質問です。「働き方改革について」残業の上限規制や非正規労働者の処遇改善を目指す同一労働同一賃金が盛り込まれた働き方改革関連法案が成立し、大企業は本年の4月1日から、中小企業は来年の4月1日から施行されます。地方自治体でも働き方改革への取り組みは急務となっています。民間企業での考え方を参考にして働き方改革の再定義をすることも必要だと考えております。日本経済新聞社によると、全国の都道府県と市区に聞いたところ「庁内の働き方改革の施策がある」という自治体は7割近くに上り、主流は残業時間の削減でした。私は、25年9月、時間外手当の質問で残業ありきの業務体系になっている、残業ありきという働き方自体を見直すことは仕事の効率化を全員で考えなくてはならないと考えを述べましたが、改善する様子が見受けられませんでしたので、以後は質問することをやめました。あれから5年経過しております。

1-1です。「庁内の働き方改革の政策がある」という自治体は7割近くに上り、主流は残業時間の削減でした。働き方改革、今町が取り組んでいることをお伺います。

町長

本多議員にお答えいたします。現在、働き方改革につきましては、全国的に最重要課題として認識がされてきており、地方自治体においても職員のワーク・ライフ・バランス、仕事と生活の調和の実現や心身の健康の向上を図ることにより住人サービスの向上につなげていくため、積極的な取り組みが求められてきているところであります。町といたしましても、働きやすい職場環境の整備を進めるとともに、行財政改革等の取り組みを行ってきております。取り組みにつきまして詳しくは総務課長から説明させていただきますが、職員の人数がそう増えない中で仕事量が増えてきているという実態、国からこれやれ、あれやれって言われてくるもののデータ取りとか、そういうことが非常に多いのかなあというふうに思うんですけれども、僕は「そんなもの、やめたらどう。」って気楽に言えちゃうんですけども、副町長さん以下役場の……、なかなかそれに踏ん切りがつかないような状況もあるということが実態なんで、3年足らずの私がこういうことを言っているのかも悩みますけれども、思い切ってそれやめてみて、どんなお叱りを受けるかやってみたらと、こんな気楽なことまで考えているんですけども、そういった

思い切りがこれから大事なあというふうに思います。しかし、一気になたを振るっても血が出るだけですから、なるべく痛くならないように穏やかに解決していただきたいなと思いますけども、余り悠長にはしとれんなあというふうに思っておる、複雑な心境でございます。総務課長が説明申し上げます。よろしくお願いします。

総務課長

それでは、町役場としての取り組み等について若干御説明申し上げます。まず、総務課のほうで中心となっておりまして、全職員を対象として取り組んでおります働き方改革につきまして、まず長時間労働の解決に向けての取り組みをしております。これにつきまして、役場庁舎への入退庁記録簿を設けておりまして、その記帳管理によりまして平日の時間外、また休日における職員個々の入退庁の記録をつけておりまして、月ごとの在庁時間を確認するという形でございまして、管理職の職員が所属の職員の長期間在庁の状況、これ結局、長時間職場で仕事していることにもつながってくる部分もございますので、そういったことを確認しながら、効率的な業務、また職員において業務のバランス等も見の一つのものではないかということで、そういった形での資料のほうもしておりまして、各課長のほうにもそういった部分での資料のほうも回覧提供してございます。また、毎週金曜日でございますけれども、5 S推進デー、またコミュニケーションデー、またノー残業デーと位置づけまして、早目、できれば定時の退庁を促すということで、勤務時間内での効率的な仕事を行うための職員個々の工夫を促すような働きかけ、また仕事以外での生活の充実を進めるような取り組みを進めておるところでございます。また事務事業の効率化、また処理方法の改善につきましては、職員からの提案制度によりまして職員みずからの気づきの誘導を目指した取り組みを行ってきておるところでございます。また、働きやすい職場環境への整備の取り組みといたしまして、子育てをしながら働くことのできる制度の整備や環境への配慮、また職員のメンタルヘルス対策、職場におけますあらゆるハラスメントの防止と、また問題が生じた場合の対応につきましての取り組み体制の整備を行ってきておるところでございます。また、それぞれの課におきましては、定期的に課長・係長会議、また係会を開催いたしながら個々の事務事業の効率化、また改善について検討、見直しが進められているということで、職場ごとでの働き方改革を進めてまいってきておるところでございます。

本多議員

数々の取り組み御苦労さですが、余り実績が上がっておるように見えません。

1－2です。「働き方改革を推進し、財政負担を軽減させるためには、業務効率化をはかる意識改革が絶対要件と考えるが。」の質問です。業務効率化を推進していくことによって、それぞれ個人の生産性が上がるということだけではなく、全体としての生産性の向上という効果を得ることができます。業務効率化の主な効果は、時間を短縮して業務ができるということになります。業務効率化の成果をアップさせるためには、それぞれの仕事を果たすために要する時間を正確に見積もらなくてはなりません。そのためには仕事の細分化をすることが必要となります。めり張りをつけて行えば、だらだらと1時間かけていた作業が10分程度で済ませることができる可能性もあります。また、作業の意味をよく知ることによっても業務効率化ができます。事務作業の中には——ここが問題です——前任者から引き継いだまま、その仕事をルーティーンワークとして行って

副 町 長

いる場合が多く見られます。その作業自体がほかの作業と全くつながっておらず無駄になっている場合もあります。無駄な作業は徹底的に見直し、庁内のルーティーンワークから排除する必要があります。これは、さっき町長も言っていました。業務効率化をすることによって得られるメリットを全ての職員がよく理解して取り組むことができるように意識改革を教育することが絶対要件と考えております。町長の所見をお伺いします。

意識改革が絶対要件ではないかという御質問でございます。先ほど町長が申し上げましたように、業務の見直し、これを徹底的に進めるというのが基本かなと思います。町の職員は、資質もさることながら、ホスピタリティーも兼ね備えておりまして、本当に丁寧な仕事をさせていただいていると自負しております。そんな中で、やはり時間をかけてしまうことも非常に多い状況も見受けられます。具体的にいい仕事、いい働き方っていうのは何かっていうところでありますけれども、その辺は、やっぱり何を重視して何を見直していくか、その辺をきちんと取り組んでいくことが必要だと思います。その中で仕事の優先づけをしながら、判断基準、自分の仕事をどうしていったらいいかっていう判断基準を明確にしていくということが重要かなと思います。やはり、そのためには、職員一人一人ではなくて、やっぱり職場として、その所属長が職場を理解して気配りしながら、所属長のビジョンを持って改善していく必要があるかなというふうに考えております。職員は目標の達成のために無駄をなくして改善を進めていくというところが必要かなと思いますけれども、やはり改善をしていくには、単に職場職員に任せておくのではなくて、町全体として、そういった仕組み、制度の改革をしていく必要があるかなと思いますので、そういった合意形成を図りながら働き方改革を進めていきたいと考えております。この働き方改革で重要なのは、やはり今申されました意識改革と人材育成、それから、それに伴う制度や環境の整備という、この2つの両輪で進めていく必要があるかなと思いますので、その点、できるところから働き方改革を進めていきたいと思っております。先般の駒ヶ根市の一般質問でも同じような働き方改革の質問が出まして、市長みずから休みをとって働き方改革を進めていくということでもありますので、私自身も職員と一丸となって、先頭に立って働き方改革を進めてまいりたいと考えております。

本多議員

そのとおりだと思います。ぜひ効率化を図って、自分たちも楽になると思いますので、人生一回しかありませんので、ぜひ頑張ってください。

町 長

今、副町長がお答え申し上げましたけれども、私の女房である副町長が役場の職員の皆さん方に気を遣っておる立場の中での発言をさせていただきました。私もそんなように思い切って変えたらというふうに思っていますし、議会の皆さんもそういう思いが統一しておるならば、思い切ってやってみようよっていう、そういう気分になるんじゃないかなというふうに思います。このテレビを見られている方々も、もっと改革せえよという町民の、そういった大勢の御支援をやっぱり気にしている、職員の皆さん、どこまでどういうふうに改革するかっていうのは現場なんだけれども、思い切ってやろうと、その中で、もしかしたらその過程の中で失敗もあるかもしれないけれども、それは真摯に受けとめますけれども、そういう過程も通らなければならないなというふうに思っておりますので、これは町挙げての改革だという認識で、きょう温かい言葉をいただいたんで、

職員の皆さん、課長さん、しっかりと改革をしていただきたいなというふうに思うところでございます。

本多議員 本日に町長の言葉、しっかり受けとめましたので、我々も協力しますので、よろしくお願いします。

じゃあ1－3です。同一労働同一賃金の義務化、32年度から実施される会計年度任用職員に関する質問です。「1、採用する職員人数は現在の嘱託・臨時職員全員か。」の質問です。総務省が発表した会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアル改定については126ページにもなっており、今後の事務作業は大変だと思います。制度の説明、導入事務処理事項は、質問内容からは除いてあります。それでは質問します。現在の嘱託・臨時職員数は、総務課7名、住民税務課5名、健康福祉課16名、産業振興課は11名、地域創造課9名、建設水道課8名、教育委員会97名、合計153名、地域おこし協力隊の皆さん13名も含んでおります。嘱託職員48名、臨時職員105名の体制となっていて、それぞれ必要な部署に配置され活躍されております。必要だから採用されているわけですので、全員を会計年度任用職員と採用すべきだと思いますが、予算があります。正規職員と同じ週38時間45分がフルタイムの会計年度任用職員、正規職員より1分でも短い勤務時間だとパートタイムの会計年度任用職員となります。フルタイムかパートタイムかによっても人件費負担は大幅に違ってきます。業務効率化を推進して改善できれば、採用人数は減少させることができます。採用する職員数は現在の嘱託・臨時職員全員なのか伺います。

総務課長 現在、町で任用を行っております嘱託職員、臨時職員につきましては、議員さんのお話のとおり来年4月からは会計年度任用職員という職に該当してまいりますので、その会計任用職員の職につきましては、その会計年度ごとに職の必要性を判断いたしまして、職員の定数内で新たに設ける職として位置づけてまいりますものでございます。来年4月以降、現在の嘱託職員、臨時職員が全員、会計年度に自動的に移動するかということにつきましては、まだ現在では判断してございません。その都度、職の必要性、業務の必要性を判断いたしまして判定をしてまいりたいというふうに思っております。

本多議員 そうですね。それは、今から人数をつていう僕の質問は無理に質問したことなんで、理解します。

それでは2つ目です。「物件費の人件費総額の範囲で抑える事ができるか。」の質問です。30年度予算で物件費に含む人件費は1億9,100万円、一般職員の人件費は6億3,700万円で、職員の人件費総額は8億2,800万円です。この人件費で通常業務を行っていることになります。人件費総額の23%を嘱託・臨時職員が占めていて、この力を借りて業務が成り立っております。嘱託・臨時職員の力がなければ現在の業務体制は維持できないわけです。業務効率化の推進によって改善されない限り現状の職員を必要とします。現状の約2億円の範囲で運営することが理想です。増加することは財政負担の増加につながり、住民が求める事業が少なくなることになります。物件費の人件費総額の範囲で抑えることができるか伺います。

総務課長 物件費に含まれる賃金を含めた人件費総額の範囲で抑えることができるかという御質

問でございますけれども、今回、着手しております会計年度任用職員制度の構築を行う中で、給与水準の考え方、また手当の支給等につきまして、町の状況、また近隣市町村の状況を踏まえながら適切な制度の整備を行っていく必要がございます。また、総務省からの通知を踏まえまして、地方公務員の共済制度、健康保険と年金制度ですとか、公務員の災害補償制度、また退職手当等の制度の加入という形も検討する必要が出てございます。この人件費につきまして、現在の額からは増額となるというような形を現在のほう想定をしております。具体的に、またちょっと金額的なものは、その制度の構築によりまして算定は、試算はしておりますけれども、確定するところではございません。

本多議員 　　ちょっと聞き逃したんだけど、増加するっていう、今言い方しましたよね。

総務課長 　　やはり、こういった部分で、年金制度ですとか健康保険制度、また公務員災害共済、また退職手当等への負担がする必要が出てまいる職員もありますので、現在よりも増加する要素があります。

本多議員 　　さっきはちょっと……。

3 番目の質問です。人件費は増加すると予想しています。これも今、総務課長の言ったとおりです。増加額の積算をしてみましたかの質問ですが、今、積算したと何か言っていましたので、お伺いします。

総務課長 　　先ほど申し上げましたように、制度の構築によりましてうんと変化がございます。現在やったところでございますけれども、一般会計では 3,000 万円以上の負担が出るという形で試算をしております。細かい特別事業会計等もございますので、そういった部分で、今後の制度の構築、給与体制も含めた構築の中で、そういった費用が必要と見込んでおります。

本多議員 　　今の 3,000 万円の積算は非常に甘い。私が計算しました。私は適当だからはっきり言いませんけれども、会計年度任用職員制度による人件費の増加は、現在の人数と 1 億 9,100 万円の人件費から推測して、基本給、期末手当、共済費の増加により、単純計算で 6,000 万～8,000 万円少なくとも増加すると私は考えております。1 億円の可能性もあります。大台に乗ったら大変なことになります。業務効率化の推進によって改善されれば、採用人数を減らすことができ、1 億円の増加は考えられません。正規職員の奮起を期待するばかりです。これが私の積算した数字。総務課長どう思いますか。

総務課長 　　給与水準、また、そういった採用人数等によりまして、やはり大きく変動する要素がございますので、31 年度制度構築に当たりまして、そういった部分の人員的なことも含めまして、また業務内容も見直ししながら、できるだけ大きな数字にならないように努めてまいりたいと思います。

本多議員 　　そうですね。努力していただきたいと思います。

じゃあ 2 番目の質問です。「定住促進について」さまざまな取り組みを展開し、緩やかな人口減少による持続可能な地域を目指すのが町の基本方針です。私は、住宅地は飯島町、近隣市町村のベッドタウンとなれるようにさまざまな質問をし、提案をしてきました。定住促進に関する質問は 6 回目です。町の住宅対策については、住宅建設資金利子

補給事業が主体となっています。現在の定住促進の取り組みで人口減少に歯どめをかけることはできるか疑問ですと再三にわたって言ってきました。最初に質問した久保島議員と重複した部分がありますが、思いは同じです。重複した部分を含めて、改めて質問しますので、久保島議員の質問の続きでもよいので、町長の考えを十分述べてください。

2-1です。県が公表した2018年一年間の県内の人口増減では、町は164人減少し、人口が9,192人となりました。人口増減率はマイナス1.75%、転入と転出の差はマイナス82人、上伊那郡ではいずれも最悪の状況です。30年6月、人口減少対策の質問の答弁で町長は、人口を増やす特効薬はない、伊那谷全体で魅力を増していくことが大事と答えています。飯島町は伊那谷から取り残されていく感じがしますが、この状況をどう捉えているかお伺いします。

町長 やはり、この164人減少したということは、皆様方センセーショナルに受けとめておられることのあらわれかなと、久保島議員に次いで本多議員も重ねての御質問でございますので、私も本当に真摯に捉えるところでございます。解決策は、先ほど申し上げましたような、しっかりとした土台づくりにあるというふうに思っておるところでございます。平成30年の年間人口減少率が上伊那管区で最も高かったことにつきましては、当町の人口減少の実態として、まずは真摯に受けとめさせていただいております。しかしながら、伊那谷から飯島町が取り残されていくとは全く感じておりません。今回、県が公表した人口統計についても、この結果がたとえ他と比べて上位であったとしても、それは手放しで喜べない全体としての問題であるなあとというふうに思っておるところでございます。上伊那管内においても個々の実情による一喜一憂はあるかとは思いますが、伊那谷全体で魅力を増していくことの重要性は、変わらない共通の認識となっております。リニア新時代、伊那谷新時代を迎える中で、飯島町も伊那バレーの一員として大きく輝くことが大事かなというふうに思うところでございます。また、報道の一端を捉えて、みずからの地域を必要以上に悲観的に捉え、みんなで復唱しながら拡散していくことについても、地域の元気を奪っていくものにもなるかもしれませんので、希望を持った意見をそれぞれ言い合おうじゃないかというふうに思うところでございます。先ほど申し上げました地元対流率につきましては、大きな原因はコスモ21の撤退、平成18年でした。ちょうど10年前でございます。いずれにしても、コスモ21だか、21だよ。ただ10年前、そのときから、やはり地元対流率がぐんと減ったんです。あれは大きな要因だったなと思っておりますし、もちろん、その後、受け継がれた行政担当者は一生懸命企業誘致に励みました。議員の皆さんも励みましたが、失われた20年の景気低迷の中で民間業者が一步踏み出せなかったと、こういう事実は否めません。そういった状況が続いておりましたので、現在のような状況になりましたけれども、先ほど申しました決意のもと、頑張らせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

本多議員 町長の謙虚な気持ちもあるということもわかりましたので、ぜひ頑張ってください。

2-2です。町は、民間業者に住宅開発を任せ、宅地造成を行わない方針です。移住、定住を図るためにも、宅地造成をして用地を確保していく必要があると考えています。

建築する場所がなければ家を建てることができません。定住も移住もできません。民間業者の住宅地開発を促進するためにも、土地を取得して住宅を建築した個人に土地取得費の20%の補助金を交付することを提案します。土地代は固定資産税の評価額、そして面積は100坪以内。将来の住民税、固定資産税を考えれば、決して負担となる数字ではありません。これは固定資産税の評価額で言っていますからね。民間業者の法人税、売却した個人の譲渡所得もあります。固定資産税の評価額ですので、30～40、50%でも構いません。町長の所見をお伺いします。

町 長

住宅地の対策につきましては、町内の多くの土地が農業振興地となっていることが新しい住宅を建設しにくい状況になっている一面は確かにあり、行政としても重要課題の一つとして解決策を検討しているところでございます。町としましては、今ある宅地をあっせんしていく方向で、新たな宅地造成を行う計画はございませんが、新年度に向けた定住促進関係の補助制度の見直しの中で住宅建設に対する補助金の拡充を予定しております。これまでは住宅建設に係る借入金利子に対する補助をしておりましたけれども、新年度からは、土地の取得にかかわらず、町内へ住宅を建設して定住する50歳未満の全世帯に対する補助を行います。また、空き家に係る補助につきましても、改修費用のほか、建てかえのための取り壊し費用を追加するなど、定住促進につなげていきたいと考えております。

本多議員

そういう改革、要するに、町長は28年の12月の質問の答弁で定住促進の新規補助金等は今までとの公平性や財政状況を考えると導入は困難だと言っていました。でも、今の答えは違います。それで、新規事業は今までとの公平性を考えたらもう何もできないんです。だから、今みたいな形でどんどん変換して、公平性も大事ですけども、公平性を考えていたら何もできないから、ぜひ、新しいもの、新しいのを考えてもらって、住民が定住できるように、そういう政策をぜひ続けていっていただきたいと思います。

それでは、3番目の質問です。「空き家対策について」空き家対策は、各市町村が喫緊の課題として取り組んでいます。空き家対策の質問は8回目ですが、今回は短く質問します。飯島町空き家対策計画ができ、4月より施行されます。ようやく本格的に空き家対策が動き出し、今後の空き家対策に期待するものです。飯島区では、区会議員で空き家の現状調査を実施したと聞きました。伊那市では、空き家対策等協議会が2月8日に初会合を開いたと報道で知りました。町の空き家対策計画による実施体制は建設水道課が窓口となっていて、建設水道課、総務課、住民税務課、地域創造課が4局部会を構成し、情報を共有し、提案し、助言していく対応となりました。前回の質問で私は定住促進室のある地域創造課に空き家対策係を提案しましたが、今回受け入れられませんでした。予定では建設水道課の調査計画係が窓口となりますが、空き家対策の業務内容から空き家対策の部署が必要ではないかと考えています。この考え方、町長の所見をお伺いします。

副 町 長

空き家対策係の部署が必要ではないかという御質問でございますけれども、当面は、今申されましたように調査計画係の中に住宅担当幹、担当係長を置きまして、その係長を中心に、今まで対応してきました4局部会、これらの総括をしながら、連携をとりな

がら空き家対策を進めてまいりたいと考えております。手始めに、新年度におきましては協議会の設置、それから空き家の全棟調査、これを担当係長を中心に行いながら、その結果に基づいて、4局部会でまた検討しながら対応を進めていきたいと考えております。

本多議員 わかりました。空き家対策は非常に大事なことです、ぜひしっかりとやってもらいたいと思います。

4番目の質問です。「町道整備事業について」4-1と2は26年9月、3は30年9月に質問しています。現在の状況と検討結果をお伺いします。

4-1です。「北街道縦3号線が完了する、呂久保横線の整備方針は。」の質問です。北街道縦3号線の工事も呂久保横線と接続する交差点部分だけを残すことになりました。26年の質問の答弁では、北街道縦3号線工事に関連づけて、距離はわからないが呂久保横線を改良することが効率的ではないかとのことでした。呂久保横線の整備方針についてお伺いします。

町 長 町道は、家の前から国道、県道までをつなぐ地域住民の皆さんの日常生活に直結した生活道路であり、町道整備事業は、こうした生活道路の安全性や利便性の向上に必要な事業でございます。これまでも地元や地域住民の皆さんから多くの道路改良事業の要望をいただいておりますが、全ての要望にお応えすることは現実的に難しい中で、その路線と効果的に整備するか検討し、町全体の道路改良計画として定め整備を進めてきております。町では、今後も計画されている路線を緊急度と優先度の中で総体的に整備を進めてまいります。今、町の内部では、土地利用等を考えた総合戦略会議というのを課長さん中心に、次世代に向けたことを、次の10年計画、総合計画を立てるまでちょっと時間が過ぎるものですから、早目にその傾向というものをやっばしつかんでいなきゃいけないということの中で、会社の取締役会に値する課長の担当部署の中で、そういった戦略も含めてやっております。当然その中にはどの道が優先度ということも出てくるかなあというふうに思いますので、そういったことを念頭に置きながら進めていきたいと思っております。現在の状況、詳細につきましては建設水道課長のほうからお話を申し上げさせていただきます。

建設水道課長 それでは説明させていただきます。まず北街道縦3号線につきましては、平成25年から工事に着手いたしまして、実は今年度完了の予定でございましたけれども、国の補助金等の都合によりまして残り約50メートルほど残すところまで来まして、来年度完成の予定で進めてまいりたいと考えております。御質問の呂久保横線でございますけれども、この路線は北街道縦3号線と県道北林飯島線を結ぶ幹線道路でございます。平成24年に特に狭隘でございました県道側から約100メートルの区間、これを2車線化の工事、それと一部退避所を設けまして、現在のところ一定の交通の確保はできているのかなあという状況でございます。道路改良の路線、数々ありますので、今後の交通量、また周辺の状況等を見る中で検討してまいりたいという考えでございます。

本多議員 そのときに、そこに流れている水路の関係がありまして、水路改修も水利組合から望まれていると思うんですけど、そこら辺は水利組合と話し合いをしていますか。

建設水道課長	この路線を広げるためには西側に広げていくのが一番ベターかなあというところまでございまして、西側には大きな用水路がございます。当時も一部退避所をつくらせていただくときに協議をさせていただきまして施工をいたしました。また、北街道縦3号線の一番の東側でございます。そこの交差点の改良も北街道縦3号線側で行う予定でございますけれども、一部水路のほうにもかかってまいりますので、協議をしながら進めておる状況でございます。
本多議員	わかりました。 それでは4-2です。「鳴尾北線道路改良は、森林税を活用できないか。」の質問です。土砂災害警戒区域にある鳴尾北線は、上通りから高遠原へ通じる町道で、距離が433メートル、幅員2メートルです。高遠原へ供給されている水道管が埋設されている重要な道路で、山間を走っています。町有林もあります。仲河原線が利用できない場合、緊急輸送避難道路となりますが、2メートルしかありませんので大型が入りません。水道管が壊れても重機が入りません。この道路は非常に重要で、町でも認識していると思います。10年前から七久保を通じて上通り自治会からの道路拡幅改良申請をしておりますが、地権者の同意、土地の提供がなければ進まないということです。土地の筆数が29筆、地権者が21人、自治会では地権者の同意、用地買収、とても対応できません。そこで、県の森林税を活用して改良できないかお伺いします。
建設水道課長	町道鳴尾北線についてでございます。この路線につきましては、今議員さんの言ったとおり、上通り自治会の仲河原地区と高遠原自治会を結ぶ路線でございます。森林内にございまして、約500メートル、狭いところで2メートルで、3メートルというところもございまして、狭い路線でございます。上通り自治会の仲河原地区への主な道路は、芝宮神社南からの町道仲河原線が幅員も広く、生活道路として利用され、緊急車両はこちらのほうを通っているのが現状かなあと思っております。ただ、この地区につきましては、日向沢と竹の沢の土石流によります土砂災害警戒区域に指定されております。万が一、土石流などの災害によりまして仲河原線が通行不能になった場合には、町道鳴尾北線が地区への代替道路としての役割を担ってまいります。そういったこともございまして、地元七久保区上通り自治会から改良要望をいただいております。御質問でございました森林税の活用についてでございますが、関係機関へ確認をいたしましたところ、この税につきましては、間伐などの森林整備ですとか、そういった森林整備に伴う作業道の整備へ充てるためのものでもございまして、町道の道路改良の適用は、その性質上、かなり難しいという御回答でございましたので、御理解のほどよろしくお願いいたします。
本多議員	ここに町有林がありますので、そこが一応町道になっているから問題あるかもしれないけど、作業道として何かうまく利用してもらって、ぜひ森林税を使ってもらって早く改良していただきたいと思いますので、よろしく検討をお願いします。 4-3です。「柏木北線道路延長の検討結果は。」です。柏木運動場は避難地に、B&G体育館は避難所に指定されていますが、大型車両が通行できる道路がなく、早急に大型車両が進入できる柏木運動場周辺整備構想を確立し、周辺整備は道路が最優先で、柏

建設水道課長	木北線の道路延長が最適と提案しました。この検討結果をお伺いします。 御質問の柏木北線道路改良の延長の検討結果はということでございます。御質問の箇所につきましては、主要地方道飯島飯田線から柏木運動場までを直線で結ぶということで、延長が約 300 メーターでございます。そのうち町道として供用を行っている区間が 160 メーターで、幅員が約 4 メーター前後でございます。それと未供用の今民有地の部分が 140 メーターとなっております。これを直線で結ぶということで、概略ではございますが、測量設計、用地費、工事費、もろもろ合わせまして全体事業費では約 2 億円と試算をいたしました。幅員については 2 車線ということで試算をしたところでございます。
本多議員	その結果で、やるか、やらないかは、まだ出ていないわけですか。
建設水道課長	やはり柏木運動場へのアクセスという面が一番と思いますので、運動場周辺の整備構想を見据えながらの総合的な検討になってまいります。やはり道路を先についていうと、やっぱり現在の交通量で縛られてきてしまうものですから、やはりそこへのアクセスという点では、柏木運動場周辺の整備、そこら辺の構想を見据えながらの進捗となると考えております。
本多議員	それじゃあ次回、教育長にまた質問しますので、これで質問を終わります。
議 長	ここで休憩をとります。再開時刻は 11 時 10 分といたします。休憩。
休 憩 再 開	午前 10 時 52 分 午前 11 時 10 分
議 長	会議を再開します。一般質問を続けます。
5 番	5 番 橋場みどり議員。
橋場議員	それでは、通告に従いまして質問いたします。今回は終末期医療を含めた終活について質問いたします。終末期、人は誰でも最期のときを迎えます。私も含め、介護をし、見送った経験を持つ者にとっては、あれでよかったのか、こうもしてやれなかったのか、もっと気持ちを聞いておけばよかったなど、少なからず後悔を持っています。国は地域包括ケアシステムの構築を進めていますが、そのなかに、ACP、アドバンス・ケア・プランニングといい、本人、家族、医療者、介護提供者などと一緒に、今かかっている病気だけでなく、意思決定能力が低下する場合に備え、本人にかわって意思決定をする人を決めておくことという、この意思決定支援を国として取り組んでいくことが表明されました。この取り組みのきっかけになったのが、2005 年から 2006 年にかけて富山県射水市民病院で末期がん患者の人工呼吸器を取り外し逮捕された医師の事件です。このことから 2007 年に厚生労働省が慎重な手続を踏まえた決定の必要性を強調したガイドラインをつくり、2018 年 3 月の改訂では、地域の包括ケア構築に対する必要があることや高齢者の終末期医療に本人の意思が十分に反映されていない状況を踏まえ、人生の最

	終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドラインにアドバンス・ケア・プランニングの概念がつけ加えられました。どのような介護を望むのか、介護をどのように迎えたいたのか、ひとり暮らしの方、親戚が遠くにいる方、家族が同居であっても、なかなか忙しくて落ち着いて話せないのが日常です。平成 25 年の終末期に関する関心調査によりますと、家族と話し合いをしたことがある割合は、一般国民では 4 割、医療・福祉従事者では約 5 割でした。医療・福祉従事者のように現場に携わる者であっても、半数が家族と話し合っていない。もし自分に何かあったとき、自分のことを決めるのは多くの場合自分の家族であり、家族はとても迷います。私も家族で話し合っているはいませんが、それ以上には進んでいないのが現状です。自分の意思を伝えておくのがとても大切です。介護のあり方、迎えるに当たっての現在の支援はどのようにになっているのかお尋ねします。
町 長	橋場議員にお答えいたします。高齢化社会が真ただ中に突入する中で、望む介護や最期を迎えることに対する支援でございますけれども、ここ数十年、人生の終えんを迎える場所としては、病院に任せて終えんを迎える方が多くを占めてまいりました。最近では長寿となり、自分のことを考え、終えんのスタイルを選択する時代となってまいりました。当町では、全般的な窓口として介護支援センターが日々の相談からの対応やケアマネージャー、事務所などからの相談に対応していく中で、後方支援または直接支援を行っております。今後につきましても、国が進める医療・介護連携の大きな課題と捉えて、医療連携、相談の強化、支援の仕組みづくり、住民の皆さんへの啓発など、取り組みをさらに進めるよう取り組んでまいりたいと思っております。
橋場議員	取り組みに進んでいくということで、うれしいなと思いますけれども、町長は、このアドバンス・ケア・プランニングについてどのくらいの認識をお持ちでしょうか。
町 長	どのくらいのと申しますと、私一度、上伊那広域連合でしたかね、伊南行政組合でしたかね、皆さんと一緒にどこかの病院を訪れました。そのときも昭和伊南病院の村岡先生も御一緒の中でエンディングノートについてのお話を聞きました。「おお、そこまで踏み込んでいるのか。」と、このように感じたところでございます。やはり、自分の人生をどのように閉じるか、生きる、どのように生きるっていうことも大事ですけれども、どのように閉じるかっていうことは、残されたものにとっても本人にとっても重要なことじゃないかなと、逆に野放しに生きられるという時代を迎えていますので、どこで終止符を打つか、病院側にとっては、そういった選択も患者さん、家族の皆さんとも相談をしながら、こういう時代を迎えているというふうに聞いておりますので、大事ななあというふうに思っております。今言った、その程度の認識でございますので、よろしく願います。
橋場議員	ありがとうございます。 自分の終わりをどう閉じるかっていうことも大事なんですけれども、終わりを迎えるまでの間をどう生きていくかっていうこともエンディングノートに書くことで、どう生きていくかっていうことの認識にもなると思うんですね。ことし 1 月に信毎に 2 つの記事が載りました。読まれた方もいらっしゃると思いますが、ちょっと紹介します。1 つ

は「斜面」からの記事ですが、「終活ブームと言われる。終末医療を含め元気なうちに親子で話し合っておくべきだろう。」「大切なことを先送りした感覚を引きずりながら、日常が過ぎていく。」という記事。もう一つは「人生行路の後半、生き方を考える」という76歳の方の「斜面」を読まれての投稿記事です。

斜面には、終末医療を含め、元気なうちに親子で話し合っておくべきだとあったが、子どもの方から話を持ち出すのは抵抗があるだろう。私たち親の側から場を設けるようにしなければと思い、そのために重要事項をまとめた資料作りに取りかかった。

残された家族の後処理での苦労を少しでも減らすための引き継ぎ書だ。先送りせず、子どもが全員集まる時に話し合いを実施しようと思う。

という記事でした。この記事の方を初めに多くの方が先送りしないで話し合わなければいけないということを考えています。元気なときに始めておかねばなりません。もう何が何だかわからないような時期になってしまっただけでは相談もできないということです。終活ブームと言われますけれども、残された家族が困らないように、本人が希望する老後の過ごし方や葬儀のあり方を事前に残そうという終活セミナーも開かれており、そこでは、先ほど町長も言われましたけれども、エンディングノートを活用した書き方などを教えてくれるんですね。2月20日の日報にも箕輪町で開かれた終活セミナーの記事がありました。そこでは、認知症になる前に「家族信託」で財産管理を」というものでした。このようにいろんなセミナーが開かれております。セミナー聴講後には、自分の生き方を考えるきっかけとなり、多くの方がノートを購入して、そこに書き込んで残すというようなことをされております。終活は、先ほども言いましたが、どう閉じるかではなくて、死ぬための、そういう閉じるための準備ではないんですね。これから残された期間をよりよく生きていくためにすることです。福祉サービスの質の向上を目指し、希望者の登録の記入や聞き取りなどをデータ化する自治体が全国で出始めております。このような方法を考えられたことはあるのでしょうか。お聞きします。

健康福祉課長

長寿社会を迎えまして、人生の終えんについて、自分が亡くなってから家族に任せるのではなくて、自分で準備をするという時代になってきました。現在、町健康福祉や高齢者福祉施策の中では、自分の生き方を考えることをテーマとしたり内容に含んでいたりする認知症の予防啓発や心の健康などの講演会や単発の講座を実施してまいりまして、今後も企画をしてまいります。また、このようなセミナーや講座といった啓発などは、医療機関や介護事業所などでも実施していますので、町は、これに共催したり協力したり、広報するなどの方法で住民の皆様が情報を得る機会を増やして、前向きに取り組んでいただくといいようにというふうに考えております。

橋場議員

町も情報の啓発に努めるということですが、県内では、初めて泰阜村でエンディングノートをヒントに2018年から住民が望む介護のあり方や最期の迎え方などを電子データにして登録し、家族や介護職員と共有することで福祉サービスの向上を図る事業「命のバトン」をスタートしています。(現物掲示)このような冊子で「命のバトン」というものをつくっております。この中身なんですけれども、この中には、若いころからとか、うれしかったこと、悲しかったこと、趣味ですとか、かかった病気ですとか、それから

受けた介護、介護をしてほしい人とか、介護を受けたい場所など、さまざまなことが書かれるようになっております。これは社協の方が、やはり啓発運動の中で説明をします。そうすると、その中で、やっぱり受けたいという方が出てくるんですね。このノートを書きたいという方、どう書いたらいいのかということになってきて、社協の担当の方が一軒一軒回って、これは聞き取りをしていくということです。なぜ聞き取りをするのかというと、例えば端的に「じゃあどこで介護を受けたいの。」「誰に介護されたいの。」と聞いても、なかなかそれは言えない、話の取っかかりにもならないんですが、一軒一軒訪ねながら「じゃあ、どこで生まれたの。」「若いころ何が一番うれしかったの。何が悲しかったの。子どもが生まれたことですか。」なんていうことを聞いていきますと、聞かれたほうは、ああ聞いてくれるんだ、もっと話したいなあ、こういうことがうれしかったんだよねっていうことをまた話したくなるんですね、そういう中からだんだんに追っていったって「じゃあ介護は誰にされたいの。」「どうしてほしいの。」というところに到達するわけです。それを何と3回〜4回かけて聞き取りをしているということです。その聞き取りをした後、やはり家族の皆さんと、こういう状況、こういうことを望んでいられますよという話をされるそうです。家族の方の受け入れの状況はどうかというと、非常によく受け取っていただけたということ。「ああ、そういうふう考えていたんだね。」「おじいちゃん、そういうことがあったのか。知らなかったよ。」っていうような話も弾みます。その中に書かれていることがおじいちゃんなりおばあちゃんなりの自分史にもなっているんですね。ですので、そういうどう死にたいのかとか、それまでをどうしたいのかっていうことも大事なんですけども、そこで、その方の自分史もできる、「ああ、そういうことがあったのね。そういうふうにしたいのね。」という家族の気持ちを家族で共有することができる、そういうことがとても大事なあということを感じました。中に書かれることなんですけれども、介護の終えんをどうするかという大事なところに来ましても、時間の経過とともに気持ちは変わるんですね。最初は「そんな延命治療はいいよ。」というふうに言っている、「いや、やっぱりしてほしいなあ。」「あ、でも、やっぱりそんなにしてくれなくてもいいよ。」というふうに人の気持ちというのは時間とともに変わってきます。けれども、そのたびに、1回書けばそれで終わりではなくて、何回でも、そうやって担当の方とか家族と話し合っていく中で書きかえをするということは可能なわけです。同居の家族の方にも反応がいいということですので、このような取り組みが全国でなされております。こうした自分らしく生きられる町ということで、この取り組みを町でもしていったらどうかなということを提案いたしますが、町長はどういうふうにお考えでしょうか。

町 長

エンディングノートは、自分の終末期や死後、また判断力、意思疎通能力の喪失を伴う病気にかかったときに、家族等が葬儀を初めさまざまな判断や手続きを進めるときに必要な情報を残すためのノートであります。遺言書のように法的根拠は持たないまでも、エンディングノートがあったために葬儀や相続、さまざまな手続きがスムーズにできたり、家族の大切な形見になったりします。高齢化が進み、大家族化から核家族化になるなど家族形態が変わってきた昨今、積極的に取り組むべきことと考える次第でございます。

エンディングノートの効用、ありがたさというものは、今、橋場議員が説明されたことが、お聞きになった方々には十分腑に落ちるものであったかなというふうに思うところでございます。地域の社会、福祉の向上の総合的な事業を今取り組んでおる中で、やはり個人にしっかりと寄り添っていく、こういう時代を迎えている。自殺対策もしかりなんですけれども、終活という部分へ、個人的な領域に入り込んでいくという時代なんだなあとというふうに再認識するわけでございます。これはやはり、そういった意識の醸成がしっかりできないといけないのかなあと、個人も納得して、そういったことを人に話したり、それを誘発するような活動もしなければならぬかなあと、テクニク的には非常に難しい部分だなというふうに思うわけでございます。現場での意見を聞きたいと思いますので、健康福祉課長に振りたいと思います。よろしくお願いします。

健康福祉課長

エンディングノートは、法的根拠のある遺言書よりもハードルが低くて、終活ブームの中、認知度も高くなっていて、60 歳以上の方の 65%の方が知っているというような調査もございます。その内容は、自分の今までの生きた軌跡を振り返ったり、家族や関係者の情報、介護や延命治療、緩和治療、臓器提供、資産状況、相続、葬儀の希望、残された方々へのメッセージ等ということが大方の流れのようでございます。身辺整理のための忘備録、残された遺族へのメッセージという意味合いを持っていて、遺族にとってはさまざまな手続が困らず行えるというメリットがあります。エンディングノートにつきましては、大切なことであると認識して、家族介護教室で取り上げた経過もございます。今、自治体によってはオリジナルのエンディングノートを作成し、配布やセミナー等を開催している先進例もありまして、お隣の駒ヶ根市で本年度において取り組みを始めたということもお聞きしております。町でも、今年度このことについて検討いたしました。しかし、限られたマンパワーの中で、まずは、飯島町としては地域包括ケアの構築を進めることを優先しようということで、エンディングノートについては、しっかり将来の実施に向けて今研究を進めていくことといたしております。エンディングノートに取り組むに当たりまして、先ほどの調査によりますと、書いてみたい方は47%、しかし、実際に書いている方は6%ということで、わかっているけれどもなかなか取り組めないということが現状のようです。まずは、エンディングノートの主役である御本人や御家族などに書き込む内容の講習はもちろんですが、最期の迎え方、相続の方法など、実際にどのような手続が必要であるとか、財産の処分や管理など具体的な内容も知識としてあることで、よりよいエンディングノートの作成や、残された家族なども困り感が緩和されることと思われまいます。今後、家族介護教室などで相続などのテーマを扱う等、住民の皆さんの意識、知識を高めたいと考えます。エンディングノートの町としての導入は町内の在宅のお医者様、医療の方々やケアマネージャーなど、多くの職種で連携した検討を踏まえて、町としてどのようにやっていくか、導入に向けて検討してまいりたいと考えております。また、町としての導入の検討が個人でエンディングノートを作成する妨げになるものではないことを申し添えます。以上です。

橋場議員

十分研究をしていくということですので、ぜひお願いをしたいと思います。1月の昭和伊南の広報でもアドバンス・ケア・プランニングをこの地域でも積極的に組み

		いという記事でございました。もう、これは時代の要請になっていると思いますので、ぜひ積極的に考えていただいて、このエンディングノートを活用したものをつくっていただきたいと思います。もう先進的にほかの市町でも始めているところがございますので、そこでも、もう新たなデータをデータ化して、それを共有している、病院なりとか、地域のそういう施設などと共有をしているということもございますので、ぜひ、これは早くに検討していただいて進めていただきたいと思います。先ほどの働き方改革の中で、町長も国からあれやこれやと言われて頭が痛いということでございますけれども、また、あれやこれやが増えますけれども、ぜひ希望を持ってこれは提案したいと思いますので、ぜひ早い、早期にこれを検討していただき、進めていただきたいと思いますことをお願いして、終わります。
議 長		ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後 1 時 30 分といたします。休憩。
休 憩		午前 1 1 時 3 2 分
再 開		午後 1 時 3 0 分
議 長		会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。
2 番		2 番 滝本登喜子議員。
滝本議員		それでは、質問を今回は 2 つお願いいたします。 まず初めでございます。「町内の「駅」と名の付く施設の活用・取り組みを問う。」ということでございます。 1－① 4 つの駅の連携はどうなっているかということでお聞きいたします。飯島には駅と名のつく施設が 4 つあります。七久保は花の里いいじま、そして田切の里、本郷道の駅、そして町の駅という名でございますけれども、1 万人未満規模の町に 4 つもの駅関連施設がそろっています。この道の駅などが 4 つもあるという特色を大いに PR すべきですが、これらの施設間の連携は行われていないようで、パンフレットもそれぞれで作成、イベントもそれぞれ関連なく行われていて、情報の共有もない状況とのです。観光で訪れる人や中高年の人たちの駅めぐりなどの利用も多く、道を尋ねられたりイベントの情報を求められたりもしているようでございます。共通のパンフレットづくりやイベント情報の発信を手始めに、管理の課は違いますが、4 つの施設の連絡会を行い、情報交換など一体となって進める必要があると思いますが、このことについてどうお考えでしょうか。お聞きいたします。
町 長		滝本議員にお答えいたします。4 つの駅と名のつく施設が連携して観光事業という振興を行ったらどうかと、こういう御提案でございます。4 つの駅には、施設の大小はありますけれども、それぞれ特徴を持った運営を行っていただいております。また、駅に立ち寄る方が飯島町の観光に関する情報を収集する観光案内所としての機能も持つ場所であると認識しております。現在、4 つの駅による連携事業や情報共有などの取り組み

は行われておりませんが、観光案内所としての役割の充実を図るため、観光の動向に関する研修の実施など、情報共有や4つの駅が連携した事業の実施について、町、業者とともに検討してまいらなくてはならないと思っております。今まで地域の地元の農産物の販売所という意味合い、使命が多かったのかなというふうに認識しております。それで、飯島町も観光産業に力を入れ、またリニア新時代を迎える中で、この伊那谷というのが日本の中でクローズアップされてくるに至り、観光DMOの連携、広域連携が始まったりしておる中で、当然そういう大きな目標を持ったときに初めて連携という必要性をひしひしとを感じるのではないかなというふうに思っております。これからは、4つの駅の担当、運営される方々も、そういった思いを募らせているのではないかなというふうに思いますので、しっかりと連携していかななくてはならないと思っております。

滝本議員 ただいま町長は、DMOの関連の事業が始まってから連携を組むということによろしかったですか。そうではないんですね。

町 長 それでは遅いでしょうね。今から、もうやらなくてはならないと思っております。

滝本議員 失礼いたしました。そういうことですけれども、ただいまの道の駅にありますそれぞれの施設のパンフレットですけれども、自分のところだけにしか置いてなくて、他の飯島町にこういう道の駅、また情報があるっていうところは、お互いのところが知られていないっていう状況でありますので、そこら辺はすぐに取り組めることだと思いますので、ぜひ早急に行っていただきたいと熱望するものでございます。

では、次の質問に参ります。これら施設の道の駅の従業員の共通の研修や相互間の訪問、交流を行い、観光客などに飯島の顔としておもてなしの心で対応する具体的な取り組みを考えていますでしょうか。以前にも田切の里がオープンしましてから従業員の研修の件で質問をいたしました。そのときの答弁では、両駅の道の駅とも研修をしたいとありましたけれども、その後どのような状況でございますでしょうか。お聞きいたします。

産業振興課長 連携しての研修というのはやっておらないというふうに認識しておりますけれども、それぞれの施設におきまして従業員の教育ということでしておるというふうに認識しております。

滝本議員 別々で研修をしているということではなくて、やはり飯島町の観光の窓口ということも先ほど町長もおっしゃいましたので、共通の認識を持って研修するということが必要ではないかと思いますが、今後は、そのような考えはおありでしょうか。

地域創造課長 今の共通の研修というお尋ねでございます。現在、4つの駅とも観光協会のほうに加入していただいております。観光協会では、平成30年度も情報発信ですとか地域資源の活用等の研修をしてまいりましたということでございます。議員さん今御提案のおもてなしの心っていうのは、やっぱり町の印象を左右する大事なところであるというふうに認識しておりますので、先ほども産業振興課長から答弁ありましたように、両駅それぞれ従業員研修を行うとともに、御提案ありますようにおもてなしの心を磨くための接遇ですとか、観光振興に必要な研修、あるいは意見交換、こういったものを町あるいは観光協会のほうでも企画をして、4つの駅の従業員さんを初め多くの観光協会の会員の

滝本議員

皆さんにも御参加いただけるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

では、よろしくお願ひしたいと思います。期待しております。

それでは、1－③の質問にまいります。2つの道の駅に専用の喫煙所を設置すべきではという質問でございます。厚生労働省は、昨年7月に成立した受動喫煙防止対策を強化する改正健康増進法で、学校や病院、福祉施設などの公共施設や人が多く集まる店舗や集会施設などでは、受動喫煙を防止するため、ことし夏をめどに屋内は完全禁止予定で、敷地内は原則禁煙とし、禁煙を認める場合は壁で仕切られた専用の喫煙室または屋外の喫煙所の設置を義務化することとしました。罰則金も禁煙場所で喫煙した場合30万円以下の罰金などと定めております。現在、多くの人が利用する場所である花の里いじまでは玄関入り口付近に、また田切の里でもトイレの入り口付近に喫煙所を設けておりますが、受動喫煙の弊害をもろに受けやすく、利用者からも多くの苦情が寄せられているということです。先日もちっと行ってみましたけれども、七久保の花の里ではトイレと五平餅屋さんへ行く通路のところに灰皿が置いてありました。本当に人が通りますと、もろにその煙っているのを感じましたので、これは早急に喫煙所、囲った喫煙所という場合で設置することが必要だと考えました。また、全国組織でもある全国道の駅連絡会からも早急な対策を求められております。屋外に設置する場合だと、1.5メートルから2メートルの簡易建物で10数万円くらいのものであるということです。当町で先駆けて早急に設置することが必要だと考えますが、どうお考えですか。

産業振興課長

今回の法改正につきましては、望まない受動喫煙をなくすこと、また受動喫煙による影響が特に大きい子どもさんや患者さんなどに配慮した、そういった趣旨で行われたというふうになっております。7月からの法の施行によりまして原則敷地内禁煙となる施設は、学校、病院、行政機関の庁舎など、第1種施設と言われる、そういったところに分類される施設が対象となっております。道の駅につきましては、この第1種施設ではなくて、第2種施設の分類されるようです。この第2種につきましては、専用の喫煙室を室内に設置することが可能、また屋外については特に規制がないという施設になるかと思います。現在、国では民間事業者が行う喫煙室等の処置から改修に関する助成制度、これを設けておりますけれども、地方自治体が実施する場合の財政措置につきましては、こういった措置を行うというふうにはしておりますが、詳細がまだ全然出てきておりませんで、不明となっております。国のこういった制度の詳細を確認するとともに、道の駅の指定管理者の意向もお聞きしながら検討してまいりたいと考えておりますが、法に沿った形、要するに受動喫煙をなくすと、そういったことはしっかりと守っていかなければいけないというふうに思っております。

滝本議員

法に沿ってということ考えているということですが、それを越えて、もっと積極的な姿勢というか、そういう事業の展開を求めたいと思います。

では、次にまいります。1－④です。2つの道の駅の防災拠点としての活用への取り組みで、防災への位置づけとして現状でよいのかということでお伺ひいたします。近年での大きな災害、平成16年の新潟中越地震や平成23年の東日本大震災が、また熊本地

震や北海道での地震など、最近も続いて起こりました。これらの災害発生時に道の駅が被災者支援や地域復興に大きく貢献したのをきっかけに、被災住民の避難所や水、食料、物資の補給基地として、その支援機能が見直されております。国土交通省の災害に強い国づくり施策でも、道の駅の防災拠点化をさらに進めるようになりました。そして、調査などから、平常時の機能向上が防災機能と両立し相乗効果を与える方法の提案を目指して研究を進めています。その中で有効と考えられている方策として、防災用設備に対する準備と日常利用の必要性が挙げられております。実際に災害時での道の駅の対応として行われたのは、移動中の道路使用者や観光客、近隣住民の避難受け入れや情報提供、また宿泊時には毛布などや暖房の提供、救援物資の輸送拠点など、さまざまな対応がなされてきたと報告されております。我が町の防災計画の位置づけでは両駅とも指定緊急避難所となっておりますが、指定避難所とすることはできないのでしょうか。施設の的にも広く、駐車場もあり、備蓄においても食料品なども日常的にあるということを考えますと、県の管理施設ではありますが、運営団体と災害協定を結ぶ必要が大いにあると思いますが、いかがお考えですか。

総務課長 現在、田切また本郷、七久保の道の駅でございますけれども、町の防災計画では指定緊急避難所ということで指定してございまして、主に仕事ですとか観光などで町外から訪れられた方々の一時的な避難所としての利用を想定してございます。御質問にありました指定避難所でございますと、やはりその建物、施設に長期間滞在をいたしまして生活をする場所という位置づけでございますので、現在の七久保の道の駅また田切の道の駅では、そういった部分がやはり対応ができないと考えておりますので、指定避難所としての指定は現在のところ考えてございません。

滝本議員 先ほども申しましたように、駐車場もあり、道の駅としての機能として休憩室とかを設けている場合もあります。そういう点からも考えて指定避難所としての機能というのを持たせたらいいかなということでお伺いしましたが、道の駅では、独自の防災の対応としてマニュアルの作成や防災訓練の実施などはどのように行っておりますか、その点をお聞きたいします。

総務課長 この2つの道の駅ですけれども、指定管理者によって運営がされております。所管課を通じまして、事業所としての災害時のマニュアルの整備、また災害発生時におきます指定緊急避難所としての避難者の適切な対応につきましては、お願いをしまいたいと思います。また、それぞれの事業所といたしましては、防災訓練等行われておるといふふうに聞いてございます。

滝本議員 では、もう一点お聞きたいしますが、備蓄についてお伺いいたします。現在は防災倉庫がありますけれども、復旧の資材や発電機、仮設トイレ、明かりの確保など備わっておりますが、すぐに必要となる水や食料、避難生活での必需品など備えることを考えることはしておりますか。

総務課長 まず、御質問いただきました、やはり2つの施設ですけれども、長野県との間に防災施設としての覚え書きを取り交わしておりまして、非常用のトイレ、また防災用の井戸、ポータブル発電機等の災害復旧等の資機材につきましては設置をしております。これ

	以外の備蓄につきましては指定管理者の判断に委ねているような状況でありまして、今後、食料ですとか飲料水等の備蓄、また災害発生時におけます対応等、防災時の必要な協定、また協議は進めてまいりたいと思います。また、田切、七久保もそうでございますけれども、各地区の公民館に近いということで、各地区の公民館につきましては町からの食料品等も配備してございますので、状況によっては、そういった部分を回すという形も考えられておりますので、そういうことも含めまして、指定管理者との間でまた協議をしてまいりたいと思います。
滝本議員	一つ関連でお聞きしたいんですけれども、花の里の休憩施設でございますが、花の里がお休みのときは閉まっておりますので、どうしてかということでお聞きしましたら、その管理は五平餅屋さんのほうで管理しているということをお聞きしましたけれども、それでは本当に非常時のときには当てにならないということになっておりますので、そこら辺のところはどういう関係になっておりますでしょうか。
産業振興課長	今、ふるさとの味ですかね、五平餅屋さんのほうで開け閉めをしているということで、その関係ですと、やはり防災というか、そういうことについて考えながらやっているというふうには思えないので、ちょっとそこら辺は責任がふるさとの味のほうにあるかという、そうではないような気がします。今後どうあるべきかは検討してまいりたいと思います。
滝本議員	わかりました。ぜひ前向きに検討をお願いいたします。 では、次の質問に参ります。1－⑤です。インバウンド対策ということでお聞きいたします。地方創生・地域活性化対策として、国交省ではことし7月までに地方向けインバウンド対策観光の促進に力を入れようとしております。この対策の一つとして外国人向け観光案内所の設置、外国語並列表記の推進を挙げております。2つの道の駅や町の駅で早急に取り組むことはできるのではないかと思います。また、外国語のできる職員は庁舎内にいますか。これを含めての配置ということで、どうお考えでしょうか。お聞きいたします。
地域創造課長	インバウンドに関しての取り組みということのお尋ねでございます。道の駅等で現在行っているインバウンド対策というものについては、正直、Wi-Fiの環境の提供のみというところにとどまっているというところでございます。例えば従業員の方による外国語対応ですとか、議員さんからお話がありました外国語表記までに及んでいないというのが現状であるというふうには認識しております。今後ですけれども、現在、長野伊那谷観光局、いわゆる上伊那DMOですけれども、ここでインバウンド対策の検討を行っております。飯島町においても上伊那DMOと連携をしまして、看板や印刷物への外国語表記というものを上伊那全域で統一していくと、こういった動きがございますので、それに対応して取り組んでまいりたいというふうに考えております。それから、今後インバウンドの取り組みが行われて外国人観光客の増加も予想されるわけでございます。職員の関係でございますけれども、外国語が堪能な職員がどのくらいいるかというのは正直把握しておりませんけれども、人事の関係ですとか職員構成の関係もありまして、課題であるということは認識しておりますけれども、今すぐ早急に対応という

	ことは、今のところ検討しているところでございます。
滝本議員	外国語のできる職員の配置ということで検討しているということですが、観光に限らず、町内に外国人の方は増えておりますし、大勢いらっしゃいますので、そういう方たちの対応のためにも、ぜひ、そういう措置をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。
地域創造課長	すみません。先ほど私の答弁がちょっとあれでしたけど、検討しているということではなくて、あくまでも検討課題であると認識しているということで御理解を賜りたいと思います。あくまでも、職員の採用の関係ですとか、従業員さんの構成とか、そういうのもありますので、非常に難しい課題であるなあというふうに思っています。当然、外国語をそれぞれの職員が研鑽して外国語能力を磨くということは、個人の自己啓発の中では大事なことでないかというふうに考えております。
町 長	そういう接客のときの外国語、ほぼ英語で共通されるかと思えますけれども、簡単な受け渡しの言葉でございます。中学、高校までの英語の知識があれば、ただ勇気さえあれば言葉は発せられるもんだというふうに思っています。そういうことに、やっぱしなれることも大事なあと、議論をそこで、相手を言い負かして、そういう話ではございませんので、案内する、こちらでございます、こちらでございますっていう話ですから、なれることが大事なあとと思っています。今後、心強いのは、翻訳機が非常に発達してきていると、物すごい速い感じでそのものずばりと伝わるものが開発されてきております。こういったものにも頼むということが出来るんだらうなというふうに思います。いづれにしても、そういったお客様がお見えになりますので、サービスの一環として準備をしなきゃならないし、先ほどの緊急施設なんですけれども、あれは、やはり飯島町の皆さんの避難所ということも、それは考えられますけれども、主にあの道の駅って、私もそうですけれども、全国ずっと道の駅を回ったんですけれども、よくとまらせていただきました。とまりやすい場所なんです。電気はついているし、トイレはあるし、朝、食事は来るし、おにぎりを持ってくるしね。そういうところでは、こういう流れているお客さんが、何かあって道が寸断されたときにずっと寄ってくれる場所であるということも、やはり想定の中に入れなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っております。そんなようなことも今後の課題かなというふうに思うところでございます。
滝本議員	今のお話を聞いて、ぜひ早急に検討していただきたいと思います。では、次の質問に参ります。1－⑥でございます。本郷道の駅のことなんですけれども、先日の全員協議会での説明では、食堂としての機能はなくし、テイクアウトなどは継続するというところでございました。五平餅屋のふるさとの味いいじまとして開業して、郷土食の伝統を未来につなげようと女性の皆さんが立ち上げて23年、伊那谷の伝統食、行事食として五平餅は町内外や他県のイベントなどで好評で、飯島を代表する特産品として長く愛されてきております。特産品販売の店として今まで以上に発展を図ることがこれからの観光誘客対策にも有効ではないかと考えておりますが、法人企業としての考えもあると思いますが、町ではこのことに対してどうお考えですか。
産業振興課長	建物を使用させていただいておりますふるさとの味いいじまに道の駅本郷の利用状況に

	ついてちょっとお聞きしましたところ、近年は、伊南バイパスの開通による交通量の減少、また若い人たちの嗜好の変化、こういったことにより五平餅やおやきをちょっと食べなくなってきているんじゃないかなあというようなこともあり、年々利用者が減少しているというお話でございました。建物も平成6年に建設いたしまして、昨年の4月でちょうど耐用年数の24年を経過したというような建物になっております。ふるさとの味としましては、飲食店としての営業はちょっと停止というような意向でございますが、今後も五平餅やおやきの製造拠点といたしまして使用していきたいというふうに言っておりますので、町としても当面はふるさとの味に施設管理をお願いいたしまして、有効に活用していただきたいというふうに考えております。
滝本議員	では、現在のままで維持をしていってもいいかなということなんでしょうかね。町の特産品ということで売り出しているものですから、ぜひ、そこら辺のところに力を入れていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。
産業振興課長	議員おっしゃるとおり町の特産品、動かざる五平餅、おやきっていうのは代表する特産品だと思っております。それぞれいろんなところ、県外のイベントにも出ていただいたり、町内の各施設で、そういった施設も売っていただいたり、イベントで出てきていただいておりますので、しっかり、これからも町としても一緒になって特産品の一つとして売り出していきたいというふうに思っています。
滝本議員	では、私も要望したいと思うのは、そういう特産品で、本郷の道の駅の場所の問題もあるかと思うしますので、町なかへの出店とか、あるいはおやきとか五平餅の体験施設としての活用ということを提案したいと思います、どうお考えですか。
産業振興課長	ふるさとの味いいじまのほうもスタッフの関係が大分苦しいというような話も聞いておりますので、ふるさとの味がそういったことに取り組んでいきたいというような話になれば支援をしていきたいというふうに思っておりますが、ふるさとの味がやっぱりやることですので、その意向を重視したいなというように思っています。
滝本議員	私も少しは実情を聞いておりますけれども、何とかしてもう少し広めていく方法っていうのを模索しておりますので、また支援がいただけるっていうことになれば、ぜひお願いしたいと思います。 では、次の2の質問にまいります。今年度発足した観光戦略会議の取り組みをお聞きしたいと思います。本年度の目標と成果はどうであったか、進行状況はということでお聞きいたします。
町長	観光戦略会議は、昨年度策定しました飯島町観光基本計画に基づき、観光にかかわるさまざまな取り組みを一元的に企画、運営、管理する機関として委員15名により設置されております。平成30年度は3回の会議、1度の講演会を実施いたしました。具体的には、与田切公園から坊主平、千人塚公園の現地を歩いて確認いただき、与田切溪谷の整備・活用案を示していただいたほか、観光戦略を立てる上での共通認識であるコンセプトについてもさまざまな意見をいただき、活動方針を整理してきたところであります。このような中で、今ある資源を生かし、町民も楽しめる観光を目指し、与田切溪谷ウォーターパーク構想の具現化の一部として与田切川左岸遊歩道の整備や千人塚公園のアウト

ドア利用など、一定の方向性をお示ししていただいております。観光戦略会議は、先ほどお話ししましたように昨年発足しました。観光については、飯島町営業部としまして5つの部会があります。その中でアウトドア部会というのも立ち上げております。アウトドア部会につきましては、アウトドアブランディングという調査、研究をしていただいて、具体的な方向性、ポンチ絵等も含めた中での提案をいただいております。飯島町の観光の中心にある場所というのは与田切川、千人塚、また対岸のアグリネーチャー、この一帯の観光地化ということを目指しておるんですけれども、中心になる与田切川の整備が進んだと、流域砂防と専門語的にはいうらしいんですけれども、与田切川の流域の全体にわたる砂防が国の直轄事業で進められてきたということが、大きな、そういった観光事業の転換できるときを迎えているというふうに認識しております。国交省中部地方整備局とか国交省の本部へ行く折々に、河川部長等にそのお礼を申し述べながら、地方創生の中で、せっかく大金をつぎ込んでいただいた部分を観光に利用したいんだと、こういうお話を、先ほど申し上げましたブランディングの計画図面等も示しながら、大風呂敷で説明した経緯を、何回もしてきております。そのようないろいろの活動の結果、このたび与田切川の左岸に遊歩道、実際は管理道です。新しい管理道を国がつくりましょうと、遊歩道に使ってください、マウンテンバイクのコースにも使ってくださいと、こういう幅のある御理解をいただく中で、その事業が具体化されたということでございます。詳しい設計図も示しておりますけれども、そういう協力が、戦略会議もできましたけれども、その前からのいろいろの活動の成果の中において、そういった国の支援、河川部長が「どんな計画があるのよ。見してみろ。」と、こういうような言葉もいただきましたし、いろいろのことをお話している中で、そういったことを御理解いただけてきたということでございます。ますます観光戦略会議が、今後、飯島町営業部と連携する中で、大きな方向を築いていきたいと思っております。

滝本議員

そうしますと、31年度の事業の取り組みとして、遊歩道とかマウンテンバイク、またアウトドア、そういう関係の事業がなされるということによろしいわけですね。それは、今具体的な取り組みということで2-②に書きましたけれども、それでお聞きしておきます。

では、次2-③の質問にまいります。戦略会議メンバーにアドバイザーの設置を提案するということでございます。先ほども町長のお話にありましたように、このところ町や営業部、観光協会でも観光に関しての講演会が開催されておりました。また、先日のむら夢楽塾でも地産地消の取り組み事例の講演などもあり、いろんな部署で飯島を売り出そうと取り組んでおります。しかし、取り組めそうなお話を聞いていても、さて実行するかというと、なかなか進まない、今の与田切川の遊歩道の件はお聞きしましたけれども、そんな状況でありますが、その中で、人材もそうなんですけれども、目標が多岐にわたっており何をすべきかわからないというのが現状ではないかと思います。戦略会議のメンバーも15名ほどおりまして、町内外のさまざまな分野で活躍されている方々の構成となっておりますが、方向性などのアドバイスや目標などのまとめ役としてのアドバイザーを置いてはいかがでしょうかということで提案をいたします。焦点を

町 長

絞って幾つかを決定し、モデル事業をつくり、そして、まず実践する。そのためにもアドバイザーの設置を要望いたしますが、いかがお考えですか。

御提案いただきましたアドバイザーの設置でございますけれども、観光戦略会議設置要綱にも必要に応じてオブザーバーを置くことができとなっております。また、同要綱には「委員 20 人以内で組織する。」としております。現在委嘱している委員は、御自身が観光や地域づくりをみずから実践されている方々であり、観光に対する熱意や実績が豊富な方々であります。今後、検討内容により専門家によるアドバイスが必要となった場合、この本会議の御意見を伺いながら、委員の追加やオブザーバーとして参加していただくことは可能であると考えております。まずは、地域住民がみずからの手でみずからの地域を掘り起こすということがまず大事だと思っています。そこへ遠くから連れてきた専門家がすぼんっておったときに、その会議の流れはおのずと知れてくるんではないかなあ、意外とそういう方向へ行ってしまうんじゃないかなあと、お任せになってしまうんじゃないかなというようなことも逆に考えられる、心配される部分でございます。まずは、自分たちの第一段階、まずは自分たちの手で、考え方で、今までやってきたことで、みんなの意見を統一しながら、こういう方向性ということ、まずは出していただくことが大事かなと思っています。もちろん、議員がおっしゃったように、全体的なグランドデザインというのは、またその人たち、そのプロとおっしゃる方々たちには独特のノウハウがあるかなというふうに思いますので、また、そのことを参考にしなければならぬときには参考にしていきたいなというふうに思っております。

滝本議員

ぜひ、そのような形でいってほしいと思います。そして、31 年度はアクションの年だと私も考えておりますので、具体的な例が幾つも出てきて活気づけばいいかと思います。よろしくお願いいたします。以上で終わります。

議 長
9 番

9 番 坂本紀子議員。

坂本議員

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。「消防団活動の現場を知り課題解決を進めているか。」という質問であります。常日ごろ、消防団員の皆様、また団員の家族の方々には、町の消防・防災活動や訓練に多くの時間を費やしていただき、町の安全・安心に協力していただき、まことにありがたく、頭の下がる思いであります。春季訓練での 1 カ月以上にわたる早朝・夜間訓練を思うと、そろそろ時代にマッチした大会のあり方に変えていかなければと、以前消防委員をやっておりました私としては長いこと考えておりました。まず、当町の消防団の現状をお尋ねします。各分団の年齢構成、人数、日中活動ができる人数、団員の職業別人数の状況はどうなっているのかをお尋ねします。

町 長

坂本議員にお答えいたします。昨年 4 月から消防団員の定数を 300 人から 250 人とし、50 人の定数削減を行いました。これは、消防団員となる対象者の適齢人口の減少や、ほとんどの消防団員がサラリーマンであり、遠隔地への勤務者が多くなったなどの社会情勢の変化により消防団員の確保が困難となったことを受けまして、消防団では、2 年前から幹部会や各分団での検討を踏まえ、この先 10 年は 250 人の定数体制で行けると見通

し、分団ごと地元の区との意見交換を経た上で、消防団から町へ定数削減の申し出があり、町では、消防委員会の御意見をいただいた上、定数の削減を行ったものでございます。御質問の現在の消防団の状況につきましては総務課長からお答えさせていただきます。

総務課長

まず、現在の消防団全体の年齢構成、人数等につきまして御説明申し上げます。団員定数250名に対しまして、途中で死亡退団がございましたことから現在員が249名となっております。年齢構成ですが、20代が約40%97名、30代の前半が35%89名、30代後半が20%52名ということで、30代で全体の55%141名を占めてございます。また、40代以上では5%12名となっております。これにつきましては団の幹部が中心という形でございます。日中活動等の状況でございますけれども、日中での災害出動という形でのちょっとお答えをさせていただきます。ことしの今年度の実績では、平日の災害出動につきましては50名ということで全体の20%、また休日につきましては約90名35%の団員の出動がございました。職業別でございますけれども、団員の90%225名がサラリーマンということでございまして、残りが自営業、家族従事者等でございます。続きまして分団ごとの状況でございますけれども、年齢構成につきましては、第2分団を除きまして、他の分団では30代が約40%でございます。第2分団は27%となっております。また、20代では35%の団員となっております。第2分団も同様となっております。30代後半でございますけれども、約20%の方が30代後半という形でございまして、第2分団では30%という形でございまして、分団によって若干特色がございすけれども、そういった形の年齢構成となっております。また、日中に出動した団員につきましては、先ほど御説明申し上げましたけれども、各分団とも平日で20%、休日で35%の出動という形でございます。職業別につきましては、約、やはり90%がサラリーマンとなっております。

坂本議員

ただいま説明いただきました。サラリーマンの90%というのは、6年くらい前も行政報告書を見ますと大体同じくらいで、そういう職業的な部分では変わっておりませんが、総体的に今のお話だと、やはり30代が中心として団活動に協力いただいているという現状がわかりました。

次の2に行きます。消防団の規則では、入団は18歳以上、退団は35歳からとなっております。現在、町内の18歳から35歳までの男性の人口の35%の方に協力いただいております。10年前は定数が300人ということで、平成30年から250人ということになっておりまして、今説明がありましたように、勤務時間の多様化や、また休日出勤等、いろいろありまして、入団を断る方も増えております。また、入団してもほとんど出席しない幽霊団員っていう方もおりました現状の中で、昨年から250人というふうな定数になりました。このような人手不足の原因というのは、調べると結構10年くらい前からそういう状況だったのを現状に合わせて250としたわけですが、その原因究明の無記名アンケートをとったことがあるのでしょうか、その点についてお尋ねします。

総務課長

アンケートにつきましては、消防団のほうに確認をいたしました。これまでは実施したことがないというふう聞いてございます。今後のアンケート実施につきましては、

坂本議員

消防団での判断によるものというふうに考えてございます。

ただいまアンケートはやったことがないということでした。ということは、団の中のいろいろなさまざまな内容というのは、表にはそうは出てこないのかなあと思っておりますが。

次の1－2であります。大会の考え方についてお尋ねします。先ごろ上伊那の操法大会や県での大会で何度も優勝していた辰野町消防団がことしから大会に出場しないと新聞報道がありました。その後、箕輪町消防団も出場を取りやめたと報道されております。その経過を知っていますか。また、今までに県や上伊那の関係者の間で操法大会に対する改革案というのは出ていたのでしょうか。

総務課長

町では、こういったことにつきまして新聞報道によりまして辰野町また箕輪町の消防団の取りやめとその経緯を、新聞で知ったところでございますし、大変驚いたところでございます。消防団長のほうに確認をしたところですが、昨年の12月の上伊那消防協会の団長会議で、辰野町では町の大会について検討中であるということ、また箕輪町では町の大会について31年度以降やめる方向で検討中ということの発言があった程度ということで、31年度からこの2つの町が大会を取りやめる、また県、郡の大会にも出ないということを知ったことは本当に突然だったということでございます。町でも操法大会の取りやめにつきまして事前に情報提供はございませんでした。後日になりまして辰野町のほうから団長のほうにこういった経過を説明する文書が送られてまいりまして、それによりますと、辰野町では、操法大会を実施しないことを決めた背景として、以前から団や家族、職場への負担が大きいこと、また上位を目指す競技性の高い操法と技術向上という本来の操法のあるべき姿との乖離に疑問を生じる、消防団を中核とした地域防災力の充実、強化を行おうとするのであれば、訓練、行事に関して全体的なバランスを考慮すべきなどの意見、また問題提起がありまして、長年にわたりまして町として、また消防団として検討をしてきた結果であるということ、今回この大会をやめたことにつきましては独自に判断をして決定してきたということでございます。また、県の消防協会、また上伊那消防協会では、市町村が操法大会を実施するか否かにつきましては意見をする立場にはないという見解であるということ、また、県また上伊那におきまして消防団関係者の間ではこれまでは議論されていないということでございます。ただ、3月に消防団の関係会議がございまして、こういった辰野町また箕輪町の状況を踏まえまして、各団としての考え方、意見等を持ち寄るという形で2～3日前に文書が参ったところでございます。

坂本議員

ただいま経過についてお話がありました。負担が大きい、それから大会と現実との乖離に疑問、あと訓練と行事に関して問題提起があったということでございます。それで、辰野町の議員の方に辰野町の至った経過の話を伺いましたら、やはり5～6年前から子育て世帯の団員の家族から苦情があり、訓練の時間を短くしてほしい、土曜・日曜日の休日が欲しいと意見があったそうです。伺った議員の方は、消防団に改善を求めたりとか、一般質問でも対応してきたそうですが、消防団OBの発言が強くて、なかなか改善が進まなかったようでございます。辰野町ではこんな話がありまして、消防団に入った

旦那様の奥様は消防未亡人ということと言われるんだそうです。そのくらいに、優勝するっていうか、大会で優勝してきたっていうことはかなり練習をやってきたということで、また、辰野町は消防団としてのPRもやっていて、ちょっと今忘れてしまったんですけど、何とかレンジャーというのをつくりまして、いろんな行事にそのレンジャーの格好をして消防団をPRしていたわけですね。だから、そういうことが、やはり、それを持ちながらも日々の仕事をしているということで、団員や家族の方からの要望がすごくあったようです。そういう中で大会には出場しないということになったそうですが、当町としては、そういうような団員とか家族からのそういう苦情というか、なかったのでしょうか。また、ここ数年の中では多少内容、練習の内容を変えてきていると思いますけれど、そこら辺のところはどうなんでしょうか。

総務課長

ここ2～3年前からでございますけれども、やはり消防団の行事ですとか訓練の多さ、また、その内容につきまして御意見を団員の御家族などから寄せられてきております。その都度、消防団の幹部会のほうにお伝えをして検討を願ってきたということでございます。具体的には、年末警戒の勤務時間等、泊りじゃなくて12時に終わるとか10時に終わるとか、そういった形で部分的には改善をされてきた部分もございます。

坂本議員

ここ2～3年の間に多少年末警戒の時間を短くしたというお話でございました。

次の②に行きます。消防団の活動は災害全体にかかわり、迅速な初期消火や災害を小さくしたり人命救助などが使命であります。現在の大会は、先ほど出てきました操法大会の内容は、水を的に短時間で当てる時間と操作のフォームで採点し順位を決める内容であり、私としては見ても形式的だなあとずっと思っております。また、この大会に出るために訓練のための訓練をしている現状に、団員の中にも疑問を持っている方もいると聞いております。そのため、短時間でこの形をとって、こういう格好で的に当てるということをやると、訓練中の事故が、ここ行政報告書を見ると毎年2～3件はあります。そういう大会の内容を、私としては実際の災害対応に沿った内容に変えていくよう検討すべきときが来たと思っておりますが、どうでしょうか。また他県、長野県以外の他県の状況はどうなっているのでしょうか。

総務課長

まず操法大会等の関係でございますが、やはり消防団活動の一環としての取り組みということで、やはり、まず消防団としての意向を尊重した上で、町としても研究をしてまいりたいと思います。また、これまでも消防団の事業ですとか訓練の見直しにつきましては、提言をして、先ほど申し上げましたように年末警戒等の時間の短縮などを行っております。今後も幹部会においては引き続き検討していただくよう働きかけてまいりたいと思っております。国におきましては、消防団と自主防災組織等との連携のあり方に関する検討委員会の中で、頻発します自然災害に備えて地区自主防災組織との連携ですとか災害現場の常備消防と消防団の役割等につきまして調査がされ、安全教育と訓練のあり方について調査、研究を進めておりまして、これらをもとにいたしまして、消防団とともに町としても研究をしてまいりたいというふうに思っております。また、他県での操法大会の取りやめ等につきまして、情報提供を上伊那消防協会等を通じて行っておりますけれども、県でも把握しないという形でございます。そう

坂本議員

いった部分での取り組みは徐々にされてきているというふうに認識はしてございます。
今の話だと、他県の状況は、まだちょっとわからないということですね。やめているところはないということかなあというふうにお伺いしておりますが、幹部会で検討していくということですが、防災と消火っていうのは、またちょっとジャンルが違うと思うんですよね。防災関係は、確かに地震とか土砂崩れとか、あとは水害、そういう点では初期ということでありますけど、火ということにおいては、やはり消防団が一番身近な存在であり、消防署が到着する前に地域の火災に対応するということで、さまざまあるわけでございます。順位を競うという、今の大会のあり方の順位を競うということよりも、私としては、火災の現場の種類というのは、山野火災とか建物火災など、また川のないところでどうやって消すのかとか、急傾斜地、当町のような山と段々のところの急傾斜地の対応などあります。その場合のどのようにすれば初期消火の効率が上がるのかは体験しなければわからないということであります。辰野の消防団員の方の中には、やはり体験したことがなくて、現場に行って、いつものやっているのとは全く違ったので、原野火災がばあっと広がっているところに行って、さあどうするっていうふうになったときに、すごくどうしていいかわからなくなったという、そういう意見があったというのを聞いております。だから、やはり消火ということに関しては、やはり実際の消火する現場で消火訓練をすとかね、あとは、実際にそうやって初期消火に携わった現場の状況を説明というか、こういうふうに行ったとかいう、それは、幹部の人たちはそういうビデオを見ながら勉強はするとは言っていましたが、団員の方たちは、それはやっていないようでありましたので、もう少し具体的な方法の消火訓練というような形に変えていくような提案をされてはいかがかと思いますが、その点はいかがでしょう。

総務課長

消防団の初期消火等の関係でございますけれども、現在、上伊那消防本部が発足いたしまして、日常的な小さい土手草焼きとか山林火災等につきましては、まず常備消防署のほうで出動いたしまして、ほとんどの小さい火災については消火がされてございます。消防団につきましては、やはり建物火災を中心に２次的に招集がかかるという形でございます。前面に立って消火活動をやるということはほとんどなくなってきておりまして、消防署が放水をしておりますところへの給水という形、あと予備的な消火活動という形に今はなっております。消防団と、また消防署との役割分担をしながら、後方での給水等の支援に当たるという形が主になろうかと思っておりますので、そういった部分の訓練、また調整のケースに対応しての打ち合わせがこれからは必要になろうかと思っております。

坂本議員

ただいま消防署と消防団との連携による消火ということで、団員の方たちがそこにすぐ飛んでいって消すという中では、そういう状況は減ってきているというお話でしたが、今後の課題としていただきたいと思います。

次に、１－３の団員への報酬について伺います。当町の団長の年俸は23万8,300円で、分団長が8万4,000円、班長2万7,600円で、この金額は上伊那の8市町村が大体横並びの金額となっております。今言ったのはピックアップして言うだけで、全ての金額

は言っておりませんが、大体上伊那、人口規模とか財政規模とかはかかわりなく、大体そんなに大きな差はありませんでした。しかし、松川から下伊那北部4町村は、約、団長が40万円、分団長が16万円、班長6万4,000円と結構高い金額であります。それはどういった考えによるものなのでしょうか。当町の団員たちは、その実態を知りながら納得しているのでしょうか。

総務課長

上伊那と下伊那で大きな開きがあるという御質問でございます。消防団員の身分は非常勤の特別職という位置づけになってございまして、その報酬の額につきましては町の特別職の職員等の給与に関する条例によりまして定められております。報酬の額の決定に当たりましては、飯島町特別職報酬等審議会での諮問と、また、その答申によりまして特別職の給与に関する条例の改正を議会にお諮りしながら決定をいただいていたところでございます。特別職報酬等審議会での審議に当たりましては、これまでは上伊那地区の市町村、とりわけ伊南地域の消防団員の報酬の年額等の比較また検討によりまして額の決定をしてきていただいているところございまして、下伊那地域との報酬についての比較、検討は行っていないことから、こういった差が出てきているものと思われます。それから、もう一点、消防団員への報酬等の説明でございますけれども、消防団において行われております消防団員の任命時におきます消防団活動についての説明の中、また毎年計画されております班長以上の合同訓練におきまして年報酬も含めまして説明をしております。納得をいただいているかどうかということまでは、やはり確認はしてございません。

坂本議員

私も松川の方に、松川の職員の方にお話をお聞きしましたが、どうも上伊那と下伊那と、消防団長になるといろんなところに出ていくという、そういうことの回数が下伊那のほうが多いようでございます。なので、団長、副団長に当たりますと、年度頭に、まだ年俸というか報酬が出ていない前に、自腹を切って全部そういうところに何か交際費の形で持っていく部分が多いので、立てかえが多いということで、一年を通算すると、金額たくさんいただいているんですけども、ほとんど残らないような感じだということを知りましたので、多分これは地域性の問題もあるかと思いますが、松川、大鹿、議員が交流しているように、松川、大鹿、飯島、中川の間では団員同士の交流があるということで、団員の方たち——団員っていうか、団長クラスですね、そういう話があるようで、その金額の差っていうのは、団員の方はわからないかもしれませんが、団長の方たちはわかっていると思います。

次に、②の日中の消防や災害に対応した場合の特別手当などありますが、全て個人に支払われているのでしょうか。分団によっては一部が分団費として懇親会に使われている団もあると聞いておりますが、どうなっているのでしょうか。

総務課長

町では、消防団員の年報酬のほかに、訓練日当、また消火活動や災害対応で出動いただいた場合の出動手当を支給しております。訓練日当でございますけれども、1日が2,500円、半日が2,200円、災害時の出動手当につきましては1回につき1,000円を出すという形になってございます。これらの日当ですとか手当につきましては、各分団から毎年、出動者の名簿をもとに算定をして支払っておりまして、その支払いにつきまし

ては、消防団員一人一人から分団の会計への支払いを行うことについての承諾書、受領委任書をいただいております、これに基づきまして消防団の指定の口座のほうに支払っているところをございまして、消防団員個人個人へは直接町からは支払っておりません。また、年報酬につきましても同様に処理をしております。団員一人一人へのお支払いにつきましては、この事務処理が大変であること、また、これまで団員の皆さんの御理解によりまして、このような処理をさせていただいております。

坂本議員

支払いの仕方についてお尋ねしましたが、個人的な部分もあるので、そこを団によってどうも違うということはわかっていますが、その団がどこがどうなっているかっていうことは私もちょっと調べていなかったのですが、運営費の不足分の中で、個人のそういう特別に出たのを、そこに充てているという団も聞いてはおりますけれども、近ごろお酒の飲めない方も増えておりまして、そういう中で懇親会に使われているという話もありましたが、それはそれぞれの団の考え方なので、それはそれぞれの団の今後の対応ということで、今回はお聞きしておきました。

次に、次の③に行きたいと思います。毎年、先ほど言いましたように、練習中の事故ということで、2～3人はポンプ操法の練習中のけががもとで、それを公務災害しております。保険対応しております。それで、消防団員の方たちが自己負担しているというところもありまして質問するわけですが、大鹿村では、普通傷害保険というのは全額村、村費対応となっております。福祉共済制度は、駒ヶ根は3分の1が市負担で、宮田、中川、大鹿は半額村費ということでございます。松川は全額町費となっていて、当町は個人負担となっております。その部分を半額町が負担してはいかがという提案ですが、いかがでしょうか。

総務課長

御質問の保険でございますけれども、日本消防協会が運営しております消防団員等福祉共済というものではないかと思っております。これにつきましては、やはり全団員が加入という形で一括加入をございまして、この共済ですが、消防団での活動以外の日常生活におけます死亡ですとか入院、障害にも対応しておるということで、保険料につきましては年額3,000円でございますけれども、全額自己負担という形でお願いをございまして、この福祉共済にかかわります保険料についての町負担につきましては、やはり消防団にかかわる予算、非常備消防費の全体を見ながら、町の負担すべき費用とするか、今後研究をしてみたいと思います。

坂本議員

ぜひ、先ほど年俸のことも言いましたが、そういう部分もあるので、何かがあった場合の対応ができるように、ぜひ町が対応していただければと思いますので、検討をお願いしたいと思います。

それと、今回の質問には載せなかったんですが、団員がいる企業、個人経営者への事業税の2分の1から最大10万円まで減税する県の消防団活動協力事業所減税制度というのがあります。これは、町の協力事業所の認定を受けた企業及び個人事業者が受けられる制度であります。現在6事業所が加盟しております。この制度を企業や事業主に広く周知し、また利用していただいて、企業にとっても、企業や個人事業者にとっても、消防団員の方がいても、この部分で多少仕事に影響があったとしても対応できる

というか、最大 10 万円しか出ておりませんけれども、少しでも減税できればと思いますので、町もこれに対応できるように努力していただきたいと思います。

次の 1－4 に行きます。団の運営についてでございます。

①として、訓練の後の懇親会が断りにくい、お酒が飲めないのに強要され、家族によっては消防団に入ってほしくないという意見もあります。近ごろ、かなり改善されてきたと見ていますが、個々人の意識改革も必要であります、中には、婿に入った方の中には消防団活動で多くの友人ができたという、よかったと言われる意見もあります。そういった中で、飲めない人たちにはどういう対応を団として図っているのでしょうか、そこら辺はどうでしょうか。

総務課長

先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、やはり数年前から、消防団本部、また町に対しまして、団員の御家族、または御本人からもメールや電話でこういった御意見を寄せられてございます。町は、その都度、個人が特定できないように配慮しながら幹部会のほうに情報提供をいたしまして、慰労会などの持ち方、また飲酒は強要しないことについて確認していただくとともに、分団また班への周知徹底をお願いしてきているところでございます。

坂本議員

この酒の件に関しては、以前よりは、そういう懇親会の場合に行っても、たくさんどうのとか、そういうことは多くの方がいるところではないんですけれども、団の中の小さな組織になると、どうしても縦割り——縦割りというか、年齢的には 18 歳から入れるので、二十くらいの人から 40 歳近い人たちがいるので断れないっていう御意見があって、飲まされてべろべろになって帰ってきて、もうやめてほしいというのを家族の方から私も聞いたので、今回こういう質問になりましたので、なかなかそれは難しいことですが、意識改革を図っていただければと思います。

それでは、②のところに行きますが、規則では入団年齢は 18 歳以上で、上限年齢が決まっています。以前は 40 歳半ば、先ほどの年齢構成の中でも 40 代の方がいらっしやいましたけれども、在籍しておりますが、一応のルールはあるのでしょうか。辰野町は 18 歳以上 50 歳未満、先ほど 40 歳の方たちは幹部クラスということでしたけれども、辰野町の 18 歳以上 50 歳未満という、この 50 歳未満のところがひょっとしたら幹部クラスになるかもしれませんが、そういう中で、年齢の幅を広げるっていうことで、日中ほとんどいないという、この日中の活動率を最初に聞きましたけれども、これは、ちょっと 10 年前より下がっているという、パーセンテージは下がっていると私は見ておりますので、団によっては日中ほとんどいない団もありますので、若者世代が少ない地域もあります。年齢の幅を広げてもいいのではないかと思います、その点はいかがでしょう。

総務課長

まず団員に加入する年齢でございますけれども、これは消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例で 18 歳以上の者が任命するという形で決めがしてございまして、消防団の団規則では、団員は 35 歳になれば退団することができるとしてございまして、一応上限年齢の考え方は示してございます。ただ、今のところ、こういった上限につきましては、この 35 歳を 40 歳にする、50 歳という形では、ちょっと考えてはございません。このルールにつきましては、やはり各分団で団員の確保をするために、やっぱりこれま

坂本議員

で40歳近い年齢まで一般団員としてお務めいただいた形もございまして、そういった部分での40歳近くまでという形でのお願いした経過があるとはお聞きをしております。

35歳で退団できるというのは私も知っておりますけれども、団によっては若者たちがいないような地域もございまして、団の運営上大変なところはやはり少し年齢の緩和もいるかと、これからの課題でありますけれども、いるかと思っておりますので、これからの課題として捉えていただければと思います。

③に行きます。3分団4分団の人数が減ってきて運営が難しくなっていると聞いております。分団の見守る地域の構成を見直すときが来ていると思いますが、その点どうでしょうか。さまざまな角度から……。すみません。とりあえず、見直すときが来ていると思いますが、その点はどういうふうに、地域の構成を見直すということです。どうでしょうか。

町長

昨年4月から消防団定数を250人に削減し、消防団組織を再編したばかりであります。定数削減に当たっては、分団ごと10年先までを見据えた定数の検討がされ、地元の区と意見交換を経た上で総定数を250人としたという消防団からの申し出に基づくものでありますので、今しばらくは様子を見たいというふうに思っています。分団が管轄する地域の割り振りの見直しの御提案をいただきましたけれども、今後、区や自治会の組織改革については考えざるを得ない時期にもなっていると思っておりますので、地区、地域の成り立ちや特色もそれぞれ異なりますが、地域の方々の御同意をいただきながら研究していかなければならない課題であると考えております。

坂本議員

ただいま、見直したばかりであるというので、このまま10年ぐらいいはという話でしたけれども、今回さまざまの、消防団に関しては、さまざまの角度から消防団について質問いたしましたが、すぐには改善できないこともあるでしょう。とにかく内部の無記名アンケートをとり、問題をあぶり出し、消防委員、団長、団員など、みんなで考え、消防団の人たちがやりがいを持って楽しいと言える消防団の集まりになっていただきたいと強く願っております。そういう部分で、やはり無記名アンケートをとっていただき、今後の地区の構成もありますでしょうけれども、団そのものの中の大会のあり方という部分もあるので、ぜひ検討委員会をつくり考えていただきたいと思いますが、検討委員会のようなものをつくる考えはあるのでしょうか。

総務課長

まず、やはり町の消防委員会等がございまして、その部分で話題にしながら、また消防団と協議しながら次のステップを考えてまいりたいと思います。

坂本議員

ぜひ時代にあった消防団の大会になっていただきたいと思ひまして、質問を次に行きたいと思ひます。

2であります。町長の掲げる儲かる飯島町への取り組みは進んでいるのかでございまして。ちょっと意味不明の内容になってすみません。儲かる飯島町への取り組みは進んでいるのかということでお伺いいたします。

2-1であります。既に成功している群馬県上野村に一昨年視察に行きましたが、当町のバイオマス事業は現在どこまで計画されているのでしょうか。西山の町有林も暗い森になってきており、何年も前から間伐をしたらという、対応策を考えないとまずいの

ではないかということと言われています。災害が発生する森になりつつあります。間伐材を使った発電所は、発電量の大きさを慎重に考えればとてもよい事業だと私は思います。何が問題で進んでいないのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

町 長

バイオマスに関する地域産業の掘り起こしについてですけれども、進んでいないように見えるだけでございます。民間事業者でございますので、いろいろの競争相手、いろいろの状況がございますので、あからさまに公開することはできません。飯島町の事業では、本体自体が、ではありませんので。しかし、大事なことは、この地域の森林計画をしっかりと立てることが大事だと思います。この事業に伴う森林資源を集めるという作業、それと、それでペレットをつくり発電をするという作業、この部分は50～60億円のお金がかかります。それから出る排熱の利用、これは考えますと大きな夢が膨らむものでございます。最初と最後については、この地域がしっかりと計画を立てて考えなければならないことだと思っています。民間企業が今慎重にことを進めております。どこかで不都合な状況が発生すれば、それは取りやめになる。しかし、ゴーとなればどんどん先へ進んでいくと、時間的な余裕がないほど。こういったことの中で、集木等の計画も、その量に合わせた、これは飯島町だけではないんですね、この伊那谷を見据えた森林作業の計画にもなりますので、広域的にこの事業について御了解をいただくということも逐次やっておるところでございますし、あわせて技術的な研究も今ドイツで長期に耐えられるのかと、こういう研究をしておるところでございます。そういったドイツとか、そういった言葉自体も余り言うてはいけない部分なんだろうなというふうには思いますけれども、いずれ、今その研究は進んでおりますので、大きな期待を寄せているところでございます。

坂本議員

とても期待をしておりますので、ぜひやっていただけるというふうになると、非常に間伐という、この伊那谷全体の間伐をいかにやっていくかということだと思っておりますけれども、早急に、間伐も早くしないと、もう大変な状況に山はなっておりますので、それが、この事業がうまくいけばとても山にとってもいいことだと思いますし、災害に対しても災害防止になると思っておりますので、その点はよろしく願いいたします。

次の2-2であります。与田切発電所の上流にもう一つの発電所をつくるのが県から出ていることは、報道でもありました。岐阜県は、市町村で運営している発電所が幾つもあり、また県も協力的であります。当町は手放しで与田切川の上流の発電所の事業を県に許可するのでしょうか。上流の山々は先代の方々が植林をした山であり、豊かな水も木が植わっていたからこそ保たれてきたものです。全額町が出資して発電所をやるべきと私は思いますが、それが無理なら、せめて半額出資町がするような提案を県にするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

町 長

県企業局では、安定した取水を確保するため、オンボロ沢の濁りが影響のない与田切川本流から取水できるよう調査を進めているところでございます。この調査の結果により事業決定となりましたら、現在通行どめにしております林道横根山線の整備も必要となってまいります。したがって、越百山への登山道やシオジ平自然園へ自由に行けるような林道整備についても、これによって協議が進めていけるというふうに思っております。

		す。そういった利点はあるというふうに思っております。また、企業局の発電事業に対する町の出資についてはでございますけれども、現在のところは考えておりません。独自ということは、ましてやノウハウ等については、余りにも危険なところへ手を出したくないなあというような気も半分しておるところでございます。しかし、協力費や交付金など何らかの形で御支援をいただけるのではないかなというふうに思っております。私どもも、あの水の管理は国の管理ですから、私たちが許可するという話ではございませんので、しかし、企業局はそれなりにもうけるだろうと、こういうふうに思っております。その分を、こっちへの分け前もくださいねという交渉は、したたかにやっております。その結果、近々の発表によりますと、その発電所のある自治体の、事業が特定されていましてね、この事業、この事業、この事業、この事業にかかわることについての交付金を出しましょうと、こういう計画も出てきておるところでございます。よく精査した中で、そういった部分を活用してまいりたいと思っております。
坂本議員		発電所には出資はしないというか、そういう考えはわかりましたが、それに付随する交付金関係や、ほかの町にとって有効な事業を、そこにお金を出していただけるということは、お話は聞きましたが、有効な、せっかくここに県が入る、国からのお金も入るんでしょうが、そういうことになれば、町にとって有益な形で事業が進んで行かれるように注視して、町にとって有利な事業にお金が出るような形をとっていただければと思いますので、頑張ってくださいと思います。もう一度お願いします。
町長		その利用として、発電所から出る排水、この有効利用も可能かと思っておりますので、その部分は前々からの課題をいただいている部分がありますので、その有効利用、きれいになった暁の水っていうのが大事なんで、それをうまく利用できたらいいなあというふうに思っておりますので、研究も進めてまいりたいと思っております。
議長		ここで休憩といたします。再開時刻は3時20分といたします。休憩。
休憩再開		午後3時04分 午後3時20分
議長		会議を再開します。一般質問を続けます。
8番 折山議員	8番 折山誠議員。	通告順に質問をしてまいります。 初めに質問事項1「町長任期終盤における公約の進捗状況は」ということでお尋ねをまいります。ただ、きょうの午前中から私の前任者までだか、前の議員まで、かなり一般質問を通じて、実は町長の政策、なかなかおっしゃってはいるんですけど見えにくいものがあるなっていう、太い部分で少しきょうはいろんな芽が顔出しできたいい一般質問の時間かなあというふうに受けとめまして、ちょっと私、それに比べますと、ちょっと一般論的になりますので、できれば町長の思いの部分で、職員ではなくて、胸

の中のお言葉を賜ればというふうに思います。今回の私の質問で町民の皆様に公約の現状と今後の展望を御理解いただくことができれば、それで、私のちょっと一般質問はそこの部分に重点を置きたいなあというふうに思います。そこで、現在も公開されておりますネット情報に掲げられている約束事を一つずつ伺ってまいります。公約には、直ちに実現できるものもあれば、昨秋に開通しました伊南バイパス、これはもう何十年という年月を要する、そういったものもあるということを承知しております。そこで、町長の今日までの取り組み成果は、質問事項の中で私なりに評価を申し上げますので、午前中のように全てにあふれ出る熱意の御答弁が続きますと、ちょっと私の持ち時間がとられまして、できたら全体像が見えなくなることはないように簡潔な御答弁をあらかじめ要請いたします。

それでは、質問要旨、下平洋一オフィシャルサイト、これは後援会のホームページであります。に掲載されている選挙公約、それから町の公式ホームページにごあいさつとして掲載されております就任時の公約、こういったものの進捗状況というものを伺ってまいりたいと思います。オフィシャルサイトを見ますと、最初に「低迷から脱出して、次世代へつなぐ!」「人口目標1万5千人。」という2行が掲示されておまして、続きまして「自主財源が確保できる元気な町に!」という全体のキャッチコピーが輝いております。こうした飯島町を実現するために町長は3つのチャレンジを政策として掲げ、それにそれぞれに4つずつの具体的なチャレンジ施策が整理をされております。順に伺います。チャレンジ1「「風通しのいい行政へ」のチャレンジ」、施策1として「一日中気楽に遊べる子供広場」の設置で子育て支援のさらなる充実」を掲げております。これにつきましては、いっ子センターの建設と運営などで子育て世代の皆さんの利便が増進されております。任期中に実現できた公約の一つとして評価されるべきものと思います。今後はセンターを核として、さらなる子育て支援の充実が求められていくものと期待をしております。2つ目「飯島の未来に活躍する、グローバルな人材育成のための海外留学支援」を掲げております。新年度予算案には中学生の海外派遣国際交流事業を新設しており、この予算が議決されれば、将来まちづくりの核となる国際感覚を持った人材育成の基盤となり、任期中に構築できる公約の一つと、これも評価をいたします。さて、質問ですが、3つ目には「買い物弱者を救済する、買い物バスの運行や買い物代行互助会等を設立」としています。これは達成期限を示せる公約の一つで、早急に行うこと記載されております。現在は実現できていないように思いますが、今秋までの達成は可能でしょうか。展望を伺います。

町長 折山議員の質問にお答えします。私の立候補時のオフィシャルサイトをごらんいただきまして、まことにありがとうございます。私も最近は見えておりませんが、課題はちゃんと認識しておるところでございます。ただいまは2つのことについてはほぼほぼできているだろうということでございます。買い物弱者についてでございます。これは、買い物弱者は、田切の里道の駅で行っております移動購買車、これが、ちょっとスタートは悪かったんですけども、今動き始めております。いろいろ利用のされ方等がございます。これが買い物弱者の利便を図れるような形に動いていただける

折山議員

といいのかなあというふうに、その部分では今実行中というところかなという認識でございます。

この中で買い物代行互助会の設立、こういう言葉がありまして、ちょっとこれおもしろい発想だなあということで注目しておりますので、ぜひ、移動購買車は買い物弱者対策の大きな部分は担えるにしても、ちょっと細部は難しいのかなと思いますので、またひとつ、その展望はどこかの部分で明らかにしてもらえればなというふうに思います。

4つ目、最後の、このチャレンジ最後の施策には「子育て世代、高齢化社会、福祉事業等を地域ぐるみで支える仕組みづくりを推進」するとしています。これは地域福祉、地域共助の仕組みづくりかと思いますが、今後どのような手法でこの仕組みづくりに町がかかわり、完成させようとしているのか伺います。これまで何回も一般質問で重ねてまいりましたが、いまだちょっと明確なところへたどり着いていないような気がするんで、方針が明確でなければ町長の思い描く漠然としたイメージでもいいんですが、どんな仕組みでもって、そういった地域の互助、共助、こういったものをつくり上げようとしているのか、頭に思い浮かぶことがあればおっしゃっていただきたいし、なければ答弁結構です。

町 長

この福祉に関する、今町が大きな地方創生と同じぐらいの重きを置いて総合事業というのに取り組んでおるところでございます。この部分は、非常にソフトの部分が多いわけございまして、地域のきずなを深めていくという部分が本当の肝になるかと思えますけれども、一つは目に見える部分のハードの部分も必要だというふうに思っております。一つは安心していただける医療についてでございます。私が就任して以来、開業医が2つ閉院といいますか、撤退されました。しかし、2つの医院が石楠花苑を中心に開業されました。それと同時に薬局も併設されたということでございます。ポイントは、あの場所に医療の施設ができたということが大事なあと、福祉とあわせて医療が近い所にあるというところは、大きなまちづくりを進めていくときに、そこにまとめた、それと、図書館、子育てセンター、この辺がぐっと、町民の皆さんのゆとり、楽しさを演出する部分がぐっとここにまとまりつつあるという形成が描けるのではないかなというふうに思います。あわせて、給食センターを先ほどお話をさせていただきましたけれども、あの部分にできるとすると、ぐっと手厚く、集まってくれば、歩きながら、足を使いながら転々と回っていける環境が整うのではないかなあというふうに、勝手なことを言わせてもらいたいと思っております。町の中で、そういったものがいろいろの人の集えるところ、各自治会にはそれぞれ3,300万円の資金を使いながら公会所が整備されて、それぞれに使っておりますけれども、それは自治会の中での活動が大事、また、飯島町の皆さんとの交流ができる場ということで、この近辺がそういった機能を果たしていただければいいのかなあというふうに考えておるところでございます。このような描きをしておるところです。

折山議員

2つ目のチャレンジについて伺います。「「儲かる飯島町」へのチャレンジ」「来たるべき農業イノベーション（革新）対応する行政の積極的支援」ということです。1つ目の施策としては「民間と行政が協働でマーケティング戦略を練る「飯島町営業部」を発足」、

これにつきましては、紆余曲折はありましたが、民間を取り込んだ町営業部が発足し、行政内部には核となる特命チーム営業部を設置しました。組織を構築するという意味では、かつてない組織が任期中に実現できた取り組みの一つかなあというふうに思います。飯島町営業部の掲示板がネット上に公開されております。ここには各部会の取り組みが随時掲出されておまして、それを見ますと、民間主導で今日まで活発にいろんな活動が行われている、こういったことが読み取れます。そこで伺います。営業部全体の取り組みによる成果は、まだまだ時間を要するものというふうに思います。そこで、各部会の目指す方向性は少しずつでも固まってきているのでしょうか。先ほど滝本議員が同様の心配の質問をいたしました。部会によっては広がり過ぎてしまって、どう——部会っていうか、滝本議員の場合は戦略会議という部分でしたが、広がり過ぎてしまってどう収集していいかというような状況があるのではということでアドバイザーを要求したところ、いや、今の段階ではいいんだと、いろんな議論がなされればいいんだっていうような御答弁でした。実は、営業部の部会によっては、同じように方向が広がり過ぎて収拾がつかない状況でっていうような部員の声もちらほら聞きます。求める戦略的な着地点がこのままだと見出せないのかなあって心配する方もいらっしゃいます。その点等、営業部各部会の皆様により練り上げられたマーケティング戦略に基づく具体的な取り組みの今後の展望、先ほど滝本議員は、これまでは発掘をし、選別をした年だと、31年度はいよいよ取り組む年度にしてほしいと、こういった質問がございました。私も同様に、取り組まないまでも方向性がきちんと固まってくる年度にはしてほしいなと思います。この2点伺うんですが、営業部活動の中でお花畑とアサギマダラの取り組みは予算総括質疑の議会初日に十分伺いましたので割愛をいただいて、簡潔な御答弁をお願いします。

町 長
折山議員
町 長

せっかくの時間をいただきましたので……

ちょっと短時間で。

営業部については、飯島町町民の皆さんの非常に関心のあるところだと思いますので、全員協議会の中で議員の皆さんにはお話し申し上げましたけれども、この場を通じて私が町民の皆さんにメッセージすることは非常に大事じゃないかなというふうに思いますので、ちょっと我慢をしていただいて、5つの部会がどういうふうに動いているのかというのをお話させていただければありがたいと思います。お許しいただきたいと思います。営業部の中には5つの部会がございます。文化部会、自然部会、花部会、食部会、アウトドア部会でございます。その中で総勢120人の一応メンバー表はございます。当初も、すごい勢いで会場がいっぱいになるぐらいに人がお集まりいただきました。そして、その中で5つの部会に分かれて、いろいろ何がしたい、あれがしたいということを行いました、部会で。そのときは、大勢、いろいろの御意見がありました。それは、もう収拾がつかない、誰がいつ、どういう順番でやるのかなということで、部会長になられた方は大変な苦勞をされたんじゃないかなというふうに思うところでございます。そういう右往左往する中で、やはり何か動こうよと、飯島町営業部本来の姿は、町民自身が飯島町の特性を掘り起こして、それを売り出していくんだと、そういう地盤をつくるんだという目的でございますから、いろいろな意見が出てきていい、けども具体的に

何か動こうよということで、苦労の中でも動いてきた。御苦労さまでございました。ありがとうございます。その中で、それぞれ成果と私が思っているのは、各5つの部会についてお話を申し上げさせていただきたいと思います。まず文化部会につきましては、歴史探訪等をまず知ろうよということで、町民の皆さんが飯島町の文化を探訪していただきました。もっと具体的に売り出すものないのかなということの中で、飯島町にフルートがあって、フルートの演奏家がおられると、有名な屈指な音楽家であって、ミヤザワフルートさんの楽器の監修、監修ですから企業イメージとか楽器のイメージとか、そういったものをデザインする担当なんですけれども、その方が毎月のようにミヤザワフルートへ来られておられると、その中でフルートの指導もしておられると、じゃあ、これを町民の皆さんに、そういった触れ合う機会を持ってくださいよということの中で、フルートの大演奏会をしていただきましたし、ミニコンサートもたびたび開かれております。そういったことで、今度は山の中でフルート会をやろうよという広がりを見せておるところでございます。これは地道。竹下先生は何百人を集めた大ステージの中でやるとは思っていないんです。地域の人たちに楽器の工場があるということを知っていただきたいと、この文化を小さな部分でも知っていただきたいというお考えだからこそ、小さな喫茶店、カフェでも開催するよと、それで、お弟子さんも5人連れてきていただきまして、そのたびにやっておられます。全員が飯島町の音楽大使になっておるところでございます。そういったこともありまして、ミヤザワフルートさんとは非常に長い深い関係になりました。そういったことも内部の力が働いて、あの世界的に有名なミヤザワフルートさんが今回飯島町で事業拡張するという判断に至った大きな要因もそこにはあるのではないかなと、拡張するにおいては飯島か駒ヶ根かと、こういう二者択一があったわけで、飯島町も駒ヶ根市とすごい競争をさせていただきました。結局、飯島へ残っていただきましたけれども、ミヤザワフルートの社長たちの判断とともに、そういった町の支援というものが功を奏したというふうに思っております。それも一つの成果だと、見えない成果だが。お祭りにも参加してもらっています。これは、これから成果が出るかなと思っています。自然部会です。自然部会は、飯島町の町民の森、以前町民の森をつくって、放っておかれたもんですから、あずまやから何から朽ちてきて、どこが町民の森よという感じになっております。しかし立派な石碑だけは残っております。そこは、今売出し中の傘山への通路でございます。そこを、自然部会、本当に何やるかって、みんな自然に関することですからいろいろあるじゃないかということの中で、いろいろ御意見出しましたがけれども、まずはそこを整備しようよということで、本当これも地道、土日を使いながら、休日を使いながら、木を切り、道をつくり、チップをまき、あずまやを直し、この間は私も行ってきましたけれども、丸太を切ってベンチをつくり、そういった作業をやっていただきました。この作業には、シチズンの社員研修の場としても20~30人が2回にわたって確か来られたかと思います。そういった都市と農村の交流の場もつくっていただきました。これがしっかりとできてきて、傘山へ上るルートの中の見どころができたということの中で、飯島町は、その道路を、今崩落して大変なんですけれども、道路を舗装しようよということの中で、3年にわたってあれを舗装

していこうという、そういったきっかけにもなったわけでございます。花部会、先ほどありましたけれども、ポピーを2～3年続けておりました。本当満開ということにはならなくて、ちょっと湿ったりなんかしていますもんで、いろいろまだ研究があるんだなと思いますけれども、しかし、確実に花は咲いて、人がちらほらと来るようになりました。しかし、一つはアサギマダラのアサギマダラを隣に試験的に——試験的に植えたというよりも、花部会のメンバーの一人に「ここ、アサギマダラを見たことあるよ。」と、こういう発想の中で「じゃあアサギマダラ植えてみましょうよ。」と植えたら、ことし一気に50頭の乱舞、アサギマダラのアサギマダラ。アサギマダラっていうのは、御存じのとおり沖縄からずっと渡り歩くチョウチョでございます、羽にサインペンでいろいろメッセージが書かれて、それをしょって歩く、そのチョウチョで、人懐っこい、非常に人懐っこいです。私たちが行っても逃げないですね。簡単にすつととれるチョウチョです。これが、大き目で、ミヤマシジミよりも見ばえのするチョウチョなんですけれども、これが50頭乱舞していると。この部分は非常にもうけちゃった部分で、花部会が動いて苦労していたからこそ、何かやったからこそ、そういった恵があったということでございます。これも今後大きな飯島町の見どころとして浮かび上がってくるのではないのかなというふうに思います。食部会でございます。食部会、最初はどんな名産品をつくろうとか、どんなものをつくって売ったらもうかるとか、そういうところから始まりました。しかし、今あるものをどのように売っていくかということで最初動きを始めたかなと、試食会もして。越百黄金、これ飯島町の農業者が全員協力して越百黄金、ネーミングつくって、ブランドをして売っていこうよと、地域の方々が、この自然環境がいいのは農業がちゃんとしているからだ。そういう思いの中で、じゃあ私たちはこのお米を食べようよと、みんなで。そうすりゃあ安心して農家がお米つくれるんじゃないと、こういう発想の中で、米をまずは外へ売りに行ったんですね、県外へ。県外へ売りに行ったら、そこでも米をやっぱしつくっているんで「うちへ米を売りに来られちゃかなわんよ。」と言う、それは当たり前ですわな、そういうことで、それを努力したんだけど、その努力、物すごく買いますよ、そこへ行って「買ってください。」って言っているんだから。だけど、戻ってきて、やはり9,500人の胃袋を満たすために、まずこのいい米は自分たちで食べようよと、地産地消で学校給食にも使うようになりました。今後は、この間の町民の皆さんに配られました広報誌の中に注文票が入っていたと思います。ぜひみんなでこれを食べようよと、こういう動きにもなりました。そして今後は、飯島町が新しくスタートする地域ポイントっていうのがあるんですけども、それをスタンプでやるんですね、それが10カ所ぐらいの押すところがあって、そのスタンプがいっぱいになれば、年末かいつか、抽選券があって何か豪華景品が当たりますと、こういうような健康ポイントも含めた中で、越百黄金の販売拡大にもつなげたいということの中で、町がそれを動き出しました。そういう動きができたということは大きな成果だなというふうに思っております。アウトドア部会については先ほど申し上げましたので、そういったアウトドアを、この自然を楽しむ一つの仕掛けとして国交省が御支援いただけると、こういう形になったわけでございます。地道な活動ではございます。当初どんと集まっ

折山議員

てきました。今は、一生懸命それを信じてやっている各部会、本当に真剣にやっている方々が数えるほどですけれども、そういった方々の努力の続き、継続こそ力なり、またそういったことを見直していただいて、町民の皆さんにもぜひまた戻ってきていただいて、できるところは手伝ってほしいなど、町民の皆さんがみずから手で飯島町をよくしていくと、こういう行動に参加していただきたいというふうに思うところでございます。せつかくの機会を与えていただきましたので、大変申しわけございません、時間をとってしまいまして。しかし、御理解、町民の皆さん、カメラはあそこでございますので、町民の皆さん、また一生懸命参画してくれそうですようお願い申し上げます。

私がお伺いしたのは、儲かる飯島町に向けて、そういった各部会の落としどころ、方向性が見えているかどうかということを中心に端的にお答えいただくつもりだったんですが、アサギマダラの話は、きょうここにいるメンバーは、当初と、もう2回、十分の時間のお聞きしております。お見えになっている方に向かってのお話だったかと思いますが、ぜひちょっと協力いただいて、ちょっと全体像が見えるように、もうちょっと簡潔、明快な御答弁を求めます。

3つ目です。「地産地消を強力に推進するシステムを作り、自給率日本一を目指す」こちらのほうへ飛ばさせていただきます。2つ目には、営業部がネット通販へってということで、これはきちんと取り組まれているなという評価を申し上げたいと思いましたが、御答弁は結構です。ただ、マーケティング力とブランド力がそれでついてきておるのかというと、販売実績その他から疑問が残るのかなあ、もうちょっとそこら辺をお聞きしましたが、アサギマダラで大分時間をとられましたので、3つ目へ行きます。本日は蕎麦の会の役員が傍聴をしていらっしゃいます。ちょっと御紹介しますと、蕎麦の会では、これまでそばの里づくりを目指して会を結成して以来、県や町の地域づくり支援金などを受けまして、そば打ち講習会の設備を取得し、何度もの講習を重ねながら打ち手を養成してまいりました。会の1号店そば道場ななくぼ、2号店そば処たぎり、3号店田舎の蕎麦屋ひなたというふうに順次組織内の店舗を広げ、今後も特徴ある手打ちそば店を複数店舗展開していく、こういった構想をもとに全員で一丸に努力しているところであります。本年度は、ソバの生産者、消費者など民間が協力して、町の支援を受けましてそば粉の製粉施設が完成しました。稼働を開始しております。そばの里づくりは、地産地消、さらには観光誘客に向けて確実な成果を上げているものとして、町長の自給率を、地産地消、自給率を目指す一部については成果を上げているのかな、こういった皆さんのおかげで成果が上がっているのかな、こういったことを評価しなければならないと思いますが、全体を見据えますと、地域資源、産物全体を見据えますと、公約の自給率日本一を目指す強力な地産地消を推進システムの形がまだ見えておりません。と思います。ただ、一部には、先ほどの御答弁の中で越百黄金、また、そういった地産地消のシステムが動き始めているっていうのがわかりますが、産物全体の構築っていう映像がまだちょっと見えづらいのかなあと思いますので、本当は御答弁を求めたいんですが、時間の都合で指摘だけをさせていただきます、次へ行きます。

4つ目「誰もが利用できる農産物・商品加工場を設置し、発売を目的とする商品開発

の推進」を掲げております。そばの里づくり製粉施設以外に、こういった施設の取り組みの芽は出ておりますかということをお聞きしたかったんですが、これも指摘だけをさせていただきまして、時間の都合で、ぜひ芽が出るように努めていっていただきたいなというふうに御期待を申し上げて、3つ目のチャレンジへ移ってまいります。

「田舎暮らしランキング日本一」地産地消に続き日本一が続くわけなんです、きっと町長の思いは、やっぱり2番目じゃだめなんですよ、一番を目指すってことだと思います。「アルプスの風景や災害の少ない土地柄を「生活安心空間」としてセールス」する。これにより暮らしたい町日本一を目指すということです。つまり、町の魅力を、こういったことの一つの町の魅力をセールスして歩く、いろんな町の魅力のあるうちの一つだと。このチャレンジにも4つの意気込みや設置策が掲げられております。

1つ目は、これはお聞きします。「町長は、町を売り込む「トップセールスマン」となる」というふうにずっとおっしゃってまいりました。ネット上にも掲げております。これまで、またそういった強い意気込みで取り組まれてきたかと思います。そこでお尋ねをいたします。民間でいうトップセールスマンっていうのは、一般的にはセールスマンの中の逸材、逸材者、優秀な人、営業成績トップの方を指して一般的にはいうものと思います。町長の目指すトップセールスマンは、職員を含め営業成績トップのセールスマンになろうということでおっしゃっているのか、あるいは行政トップという肩書を駆使したセールスマンを目指すとしているのか、あるいは両方なのか、いずれにしても御自身をトップセールスマンとして標榜するのであれば、職務の多くをこの時間に費やさなければならぬのかなというふうに考えます。全国をくまなく飛び歩く営業活動が必要ではないのかなというふうに思われます。また、旅費など潤沢な活動費も必要だと思います。これはおもしろい発想なんで、真剣に取り組むのであれば、極めて斬新な町長という位置づけにもなるかと思しますので申し上げますが、副町長2人体制にして、この中、今町長の取り組まれている政務、こういったものを2人の副町長にお任せをして、期間限定でも結構ですが、全国飛び歩く、町長のセールストークは見事です。ぜひ真の意味のトップセールスマンにまで上り詰めていただければ、飯島町は早い時期に儲かる飯島町になっていくんじゃないか、あるいは暮らしやすい飯島町日本一に近づいていくんじゃないか、そんなようなことも思います。町長は、先ほどの質問に対して職員を大変褒めておられました。親切丁寧、また上手な説明でもってファンがついてきたと、町長御自身がそういうふうになっていただければと思うんですが、先ほど申し上げた営業部のページを見ても、町長のトップセールスマンとしての掲出がどこにもないんですね。町長御自身のトップセールスマンとはどのようなものか、恐れ入りますが1分か2分でお答えをお願いします。

町長 町長のトップセールスマンというのは商品売るセールスマンではありません。飯島町を売るセールスマンです。企業、行政、飯島町に目をかけていただける、飯島町に目を向けていただける、こういうお話をさせていただくことが私の考える町長の任務のセールスマンであると考えております。

折山議員 それは、セールスマンっていうか、通常、町長の政務の中のお一つかなあというふう

に思うわけであります。ぜひトップセールスマン、ちょっと一般の人たちが思い浮かぶ、そういった営業成績を町長御自身が上げられて、町民の負託に応えていくのがよろしいのかなあということを申し上げて、2つ目の施策「アルプスのお花畑」や農業塾等で、高付加価値の土地利用と観光の推進」というものを掲げております。営業部掲示板によれば、アルプスのお花畑に向けて、以下は省略します。先ほど町長が熱心に語られた内容が全てであります。ただ、町長の数少ない期間が定められる取り組みの一つとしてこの取り組みを挙げております。感動を与えるお花畑をつくれればお客様から入場料もいただける、年2回のピークが形成できる仕掛けを進める、現状は、そういったようなところへかなり向かっているのかなということで、この秋までにはそういった形がとれるものと、先ほどの御答弁で期待を申し上げましたので、御答弁は求めずに次へ移ります。

「里山文化の魅力で都市との交流を深め、飯島町サポーターを増員しながら定住促進」をやっていうことについて申し上げます。飯島町サポーターは増員できているでしょうか。町の魅力発信基地のアンテナショップも閉じ、定住促進につなぐサポーターをどういうふうにするのか、あわせて今後の展望を伺いたかったんですが、時間の都合で伺わずに、申し上げることを申し上げて次へ移ってまいりますが、町長先ほど職員の営業のやり方で、ネットでの営業もいいけど、対面で親切丁寧に顔を見せながらやることに意欲があるんだということを申されました。私が東京のアンテナショップをなぜ閉じるんだっつって言ったときに、ロスがでかくて、インターネットのほうが効果があるんだと、そういったようなお答えだったかと思います。折々に、その場面場面で違うってことは当然のこと、あっていいと思うんですが、やはり両方が大事だなということの御認識は持っていただいたのかなということを確認させていただいて、次の施策があります。

「地元ヒノキやスギを活用して、協働で飯島企画の農地付き格安住宅を研究開発し販売」をしていくんだということでございました。なかなかこの計画の芽が出てきておらないようであります。これについても順次お取り組みいただいているものと想像をし、御期待を申し上げて、答弁を求めずに次へ行きます。

このチャレンジのまとめに入ります。人口増施策については、こうしたことで町長は1万5,000人という人口増、これを心意気として、一番いいのは1万2,000人、ここの段階から町が活性化する、これは正しい数字だと思うんですね。1万2,000人っていうのは、飯島町の多くの公共施設がそのあたりを包括できる規模になっておりまして、極めて行政効率のいい人数だということで1万2,000人、これはそうだと思うんですが、達成できるかどうかは、ちょっと疑問だとしても、目標人口はいいのかなと思います。しかしながら、それ以上の部分は午前中、それで先ほどまでの議論の中で、人口増施策についてはかなり議論が深まりましたので、私は、その部分は一切割愛をいたします。

町長のオフィシャルサイトの中で、皆さんにもお聞きいただきたいいい一文がございました。私の口から紹介します。いつの世も、みんなが安心して暮らせる豊かな町を目指すのが普遍の将来像だ。行政の使命もここにあるんだと。安心な暮らしとは、子育て教育、健康医療、福祉介護、インフラの整備充実などなど、こういったものがあるんですが、特に社会的弱者への配慮が行き届くことが大切なんだと。その上で、地域がもう

かる産業を育成していく。もう一度申し上げます。一番大事なのは社会的弱者への配慮なんだと、その上でもうかる飯島町をこれから構築していくんだと、こう述べております。町長は以前の私の一般質問に対しても、町の魅力の一つには福祉の充実度だ、この言葉には感銘を受けました、私。いろんな町の魅力があるんだけど、大切な町の魅力は、その町の福祉の充実度だ、そのとおりだと思います。午前中の答弁では、町の魅力は買い物環境だ、消費の帯域の対流率、圏域の対流率、町はちょっとしかねえじゃないかと、店がないから魅力がないんだ、熱く語られておりました。企業誘致だ、ここで今一生懸命、夜も寝られない思いでやっている、つらい、だけど芽を出させてみせる、こういった強い意気込みを語っておられました。政策は生き物です。機を見るに敏、政治家として機微のある取り組みをその都度行っていく、これは大切なことだと思いますが、町長のこれまでのいろんな言動を見ますと、町長の一丁目一番地、これは弱者への配慮なんだと、そこを終えてもうかる飯島町へ、もっと言うともうかる飯島町ができれば弱者にも厚い施策ができる、そういった相乗効果も含めながら、しかしながら、真っ先は弱者だとおっしゃってきた町長についている住民は数多くいらっしゃると思いますので、寝られない夜を通過したら、次の順番はぶれないように、とにかく弱者の皆さんの救済、このところへもう一度焦点を当てた政策を求めたいと思いますが、聞いたほうがいいですか。はい。それじゃあ2分ほどで。

町長 町の福祉、弱者への手厚い施策、これは常に365日、底辺にあるものでございます。あわせて町の活力の要素を唱えていくということも並行して行われるもので、どちらが済んだからどちらという話ではないと私は思っております。

折山議員 質問項目2「上水道事業経営の長期展望を問う」。質問要旨ですが、改正水道法に伴う上水道事業の民営化をどう考えるか。これ実は、この後、竹沢議員が経営的な部分で御提案、御質問があるかと思っておりますので、多くはそこへ譲ります。昨年12月、水道法が改正され、水道事業の民営化が可能となる。2月17日、信毎の社説欄には諸外国の例を挙げて、これはテレビでも随分放送されましたが、民営化の危険性を唱え、水質悪化や料金の飛躍的な値上げに警鐘を鳴らしたところでございます。また、自治体間の広域連携にも疑問を呈しておりました。これはなぜかといいますと、広域連携になると、町の議会、飯島町議会が直接議決できないことから、水質保全や料金改定に住民の意思が反映されにくくなるからだ、そういったことを危惧した記事でございました。これらの民営化でありますとか広域ってということについては、全て自治体の水道事業運営の財政的悪化から来ているものであります。現に町の水道長期ビジョンについても、老朽石綿管等の改修等には値上げを繰り返していかなばならないという記載があるはずで。私は、これまでに3回にわたり、水道事業の安定経営のために、中川村、特に竜西地区への給水、あるいは中川村との水道事業統合、こういったものを提案してまいりました。一定の検討を重ねてくださっているという御答弁もいただいております。詳細はそちらへ譲りますが、一点だけ町長のかたい思いとお約束をいただきたいんですが、どんなに苦しくても、将来にわたり町民の命の水にかかわる水道事業運営を民営化や広域化せずに飯島町独自で、あるいは中川村と協力して、自主運営を死守していくという強いお気持ち

町 長

をここで御答弁いただきたいと思います。

民営化の話が昨今、政府等で話されております。大都市がそれに向けて興味を示しているようですけれども、我が自治体は自主、独立の水の供給を続けていかななくてはならないと、このように思っております。民営化では、一層不安が残るところでございます。また、水道料が高いという現実問題でございます。これにつきましては、やはり広域的にもう少し飯島町の水を飲んでいただける檀家を増やすという努力をしっかりと今進めておるところでございます。成果が出つつあるのではないかなと、相手があることですので、ここまででとどめたいと思っております。

折山議員

町民の皆さんは安心されたことと思います。

質問事項3「障がい児者や寝たきり者が集う理想郷実現を」。質問要旨、障害児者寝たきり者と放課後児童や高齢ボランティアが働き、助け合いながら生活する理想ハウスを提案ということなんですが、これ実は、昨年でしたか、一昨年でしたか、昨年でしたか、富山のグループホームを社会文教委員会で視察をしまいいりました。それで、町の職員も同行しておりますので、ちょっと細かいことは語りませんが、町長も復命をもってごらんになっていると思います。これ何がいいのかなってということだけ申し上げておきたいと思うんですが、私が今まで、ああいう特別養護老人ホームでありますとか、認知の人たちの集まる、そういうケアのところですか、行ってみますと、例えば認知の人たちのフロアですと、車椅子に乗ったお年寄りの皆さん数十人が、2台か3台のテレビがついているところへ、同じ方向を向いて微動だにせずにそこをずっと見ている、あれどのくらいの時間見ているのかわかりませんが、そういったイメージで、そういう施設をちょっと私も見てきたときがあったんですが、多くは今いろんな職員が話をしながら食事をさせる、いろんなことで大分環境は変わってきていると思うんですが、このグループホームでは、大きくは2つの施設がありました。道を挟んで2つの施設があったんですが、同一の方が経営されているわけです。学校から帰ってきた子どもたちの居場所にもなっておりました。これ、お父さんやお母さんがきつと遅い時間になるのかなってということで、お迎えに来るまではそのホームにいる、宿題をやったり、ある障害の方たちと話をしたりっていったようなことをやっている。また、もう一つの施設では、寝たきりの方が扉を開いたままのところで寝たきりの状態で戸が解放されている。そのお隣には常時体をゆすりながら声を上げている方がいる、そのお隣には何かから帰ってきたやっぱり障害を持っている皆さんがそれぞれのことをやっている、ボランティアの皆さんでしょうか、手芸をしたり、それを人に教えたり、高齢の方のそのボランティアさんも御自身の居場所になっているのかなあ、何となく昔の大家族が一回りも二回りも規模を大きくしたような感じで、私どもちょっとなれない者が行くと、大きい声を出しながら体をゆすっている人を見ると、ちょっとの時間戸惑うんですが、あれが多分毎日一緒に生活しているとBGMぐらいになるんでしょうね、余り気にならない、何も気にしていないんですね、そういったことも普通に受け入れながら、何か一つの家族っていうような生活をしていらっしゃる。そうすると、寝たきりの方も戸をあけ放していますから、中の様子がわかるんで、ああ、こっちで騒いでいるなどか、それで、あけ放しているか

らこそ、誰もが通り際に中の様子が見られるっていうような、本当の家族っていうような、ああ、うらやましいなということで見てまいりました。実はこの施設、もう幾つもの厚生労働省の管轄、何ていうんですかね、教育関係の部署の補助金などをもらいながらやっているんですが、富山方式というらしいんですが、制度と制度で求められる設備や対象者や、いろんなものが壁のように切られていくんですね。今言ったみたいに大家族にするためには制度の壁をあけないとできないんですね。富山県が独自に制度間の溝を埋めていくということをやりながら、そういった施設、グループホームを持てている。これを長野県でやるには、まだ時間がかかると思うんですが、多分町長も同じ思いを持てると思うんです。先のことでいいんですが、そこは3人の退職看護師さんが私財を投げ打って、補助をもらいながら情熱のもとにやっているわけです。そこでかわる障害者は、知的の方なんですけど、作業することでかなりの給与をあげなきゃならないっていうふうに言っていました。障害者同士が助け合うことも、だから、そのところはできる人ができることをやるんだという施設で、極めてうらやましく感じましたので、ぜひ飯島町、このグループホームのことも私2～3回もう質問しているんですが、ちょっと具体的な形が見えてきましたので、10年後なのか、そこに向けた人材育成から入っていかないとだめだと思います。長野県自体が制度の隙間を埋めてもらう、そういったものをつくり上げていく必要もあるかと思います。富山の先進例で、かなりの視察がそのところも集まっておりました。どうか、ちょっと視野の一つにぜひ入れていただいて、最後の、橋場議員からは終末期の話もありましたが、本当に終わりを地域で心豊かに送られる、そんな環境づくりのために、ぜひお力添えを求めまして、これについて時間の範囲でどうぞお答えください。

町長 じゃあ、議長のお許しを得てお答えします。今、折山議員のおっしゃられた本当理想郷ですかね、これが本当にできれば、すばらしい世の中だなというところだと思います。大きな目標としていきたいと思っております。

議長 以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。御苦労さまでした。

散会 午後4時10分

平成31年3月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成31年3月11日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

竹沢 秀幸 議員

浜田 稔 議員

三浦寿美子 議員

好村 拓洋 議員

中村 明美 議員

○出席議員（１２名）

１番	本多 昇	２番	滝本登喜子
３番	久保島 巖	４番	好村 拓洋
５番	橋場みどり	６番	浜田 稔
７番	竹沢 秀幸	８番	折山 誠
９番	坂本 紀子	１０番	三浦寿美子
１１番	中村 明美	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 那須野一郎 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 下條 伸彦 会 計 管 理 者 大島 朋子 企画政策課財政係長 林 成昭
飯島町教育委員会 教育長 澤 井 淳	教 育 次 長 林 潤

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	平成31年3月11日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。 7番 竹沢秀幸議員。
7番 竹沢議員	おはようございます。通告に基づきまして一般質問を行ってまいります。今回は4項目について質問いたします。 まず第1に水道法の一部改正など踏まえた飯島町水道事業の将来展望についてであります。水道法の改正は、人口減少に伴う水の需要の減少、それから水道施設の老朽化、水道事業に係る人材不足などの直面する課題に対応するため水道法が改正され、平成30年12月12日公布されました。改正法の中では、広域連携の推進、それから民間活力の導入を含めた官民連携の推進などが改正の趣旨となっております。これに飯島町がどう対応するかにつきましては、去る3月8日、折山議員の質問の中で町長は今後とも飯島町単独で水道事業を行っていくというふうに答弁しております。我が町の水道事業は、南駒ヶ岳から流れ出る花崗岩にこされたおいしい水でありまして、町民の皆さんの命の水でございます。 さて、質問要旨の1であります。飯島町の水道事業の経営の現状、また、単年度収支はここのところ黒字と認識しておりますけれども、経営状況についてまずお尋ねいたします。
町 長	おはようございます。竹沢議員にお答えいたします。現在、水道事業は職員5名体制によりまして施設の運転や維持管理を行っております。昨年8月から9月にかけての豪雨の際など、非常時にも対応し、安定給水に努めているところでございます。近年は広域連携の検討や老朽管の布設がえを加速させるなど、今回の法改正にも関連する水道の基盤強化を進めており、引き続き安全・安心な水をお届けできるよう運営してまいりたいと考えております。御質問の経営状況の細部につきましては建設水道課長より説明を申し上げます。
建設水道課長	それでは、私のほうから水道の経営状況につきまして述べさせていただきます。現状についてでございますけれども、直近の平成30年度上半期におきましてでございますが、料金収入につきましては前年度同時期に比べまして若干の減少となっております。ただ、損益で見た場合でございますが、昨年並みの黒字が見込まれておりまして、経営状態はよい状態にあると考えております。
竹沢議員	ただいまは、水道事業につきまして将来展望を踏まえて基盤の強化を図っていきたい

ということと、現状の経営状況は黒字であると、こういうお話でありました。

質問要旨 1－2に入ります。飯島町の水道施設は半世紀が経過しておりまして、浄水場も老化しております。新年度予算の案の中でも、浄水場の制御機器や配水量計の更新などが今議会に上程されているところであります。また、老朽配水管布設がえにつきましては、昨年からスピードアップして工事が行われていることを評価するものであります。この布設がえによりまして漏水が減少し、有収率も向上しておるわけであります。新年度予算では約 2 キロ、1 億 950 万円を計上されておりまして、これから審議されていくところであります。特に浄水場についてでありますけれども、今後、現施設の耐震診断をしたと思いますが、今の場所で行くのか、あるいは新たな場所をするのか、検討が始まっているようでございましたら、その概要についてお尋ねしますので、お答えをいただきたいと思います。

町 長

水道法の改正に伴いまして厚生労働省が公表いたしました資料によりますと、耐用年数を経過した水道管は平成 28 年度において全国平均で 14.8%であるということでございます。それで、一方、管路更新率は 1%に満たない状況であるとのことでございます。そこで、町におきましては、今年度、平成 30 年度から管路更新を加速させるため、布設がえの予算を増額したところでございます。また、樽ヶ沢浄水場につきましては、昭和 50 年度の供用開始から現在まで稼働を続けており、40 年余り経過しておりますので、今後、施設更新について検討を進めていかなければならないと考えております。なお、町の現状等の細部につきましては、再度、建設水道課長より説明を申し上げます。

建設水道課長

町の水道施設の現状について御説明をいたします。まず、樽ヶ沢浄水場におきましては、町長より申し上げましたとおり昭和 50 年より稼働を始めておりまして、ことしで 44 年経過しております。施設の中で最も古いもの、配水池になりますけれども、これは 52 年経過しているものもあります。このように施設の老朽化が進んでおりますので、計画的な更新を進めていく必要があります。それで、こうした状況を踏まえまして、今年度、浄水場におきまして耐震診断を含む施設診断を実施しております。現在、最後の取りまとめを行っているところでございますので、しかるべきときを見まして説明をさせていただきたいと思います。また、耐用年数を経過した配水管につきましては、平成 29 年度末におきまして全体の 11.8%でございました。これは平成 30 年度末では 10.6%、管路更新率では 1.2%となる見込みでございます。全国平均よりも更新が進んでいる状況でございますけれども、引き続き安全・安心の水道を維持するため、来年度以降も引き続き予算を増額して更新を加速してまいりたいと考えています。

竹沢議員

浄水場につきましては、耐震診断の結果を踏まえて今後検討していくということ、それから、老朽化した給水管につきましては、全国レベルよりも進捗状況がいいようですけれども、さらに継続してやっていただくということでもありますので、理解したところであります。

質問要旨 1－3 であります。今までも折山議員から 3 回にわたって質問があった中川村との連携についてであります。技術的には、中川村と配水管が七久保の針ヶ平でつながっておりまして、緊急時は中川村に配水できる、そういう状況にあるのかなあと思っ

ておりますが、中川村のほうの実情もありますので、できれば飯島町から配水を希望しておる、天竜川東の地区からも要望があるようでありまして、現状の飯島町の浄水場の供給能力からいくと十分耐えられる能力が当町にはあるかと思えますけれども、この課題についてスピード感を持って中川村へ給水する事業の拡張を求めるわけでありまして、つきまして、その進捗状況はどうなっておるのか、実施計画年度、あるいは実施した場合に営業収益が増えるわけですが、どのくらい売り上げが増えるかの見通しについてお尋ねいたします。

町 長

中川村との水道事業の連携につきましては、水道の安定経営に向けた取り組みの中で検討を進めてきているところでございます。事務レベルでは、将来を見越した中で重要課題と認識して、平成 26 年度から勉強を重ねて話し合いなど進めてまいりましたが、来年度から具体的な連携の内容や料金体系などの検討を行ってまいります。スピード感を持ってやりたいと思いますが、相手のスピードとも合わせながら進めてまいりたいと思っております。現状では、収入増について具体的な数字でお答えができないところでございますけれども、御理解いただきまして、公表できる段階になりましたら報告させていただきます。

竹沢議員

ただいまの課題は新年度から具体的に進めてまいるということでありまして、理解しましたので、向こうの側のスピードもあると思いますが、どちらかが積極的にプッシュしていかないとなかなか進まないと思っておりますので、ぜひプッシュしていただければと思います。

質問要旨の 1－4 ですが、これは同僚議員への先週の答弁も含めてあったので、この問題は省略させていただいて、質問事項の 2 のほうへ入ってまいります。

生活困窮者、ひとり親世帯に対する支援は十分であるかについてであります。2015 年の子どもの貧困率、我が国は 13.9%、7.1 人に 1 人であります。同じ年のひとり親家庭の子どもの貧困率は 50.8%、2 人に 1 人でありまして、これは世界で一番であります。長野県は 11.1 でありまして、飯島町も確かこれに近いかなあというふうに認識しております。この生活困窮者、また子どものことですが、根本は、やっぱり親の貧困率が深く影響しておるんじゃないかなというふうに認識しておるところであります。福祉制度の話になりますが、我が国の制度の中では、あくまで申請主義をとっておりますけれども、生活保護がございまして、現在 164 万人が保護を受けておりまして、総額では 3 兆 8,182 億円になっております。この制度も、国のほうでは最近、住宅扶助などを 190 億円削減し、また 2018 年 10 月から 2020 年までにかけて生活扶助基準を見直して 160 億円削減をしようとしておるところであります。飯島町における平成 29 年の実績では、生活保護は 16 世帯 19 人でございます。この生活保護との中間に生活困窮者自立支援法による自立支援の強化が制度として創設され、スタートしておるわけであります。特に就労支援などが展開されておるわけであります。

質問要旨 2－1 であります。当町における生活困窮者支援の現状と課題について。予算概要書によれば、新年度は、ひきこもりのサポートの派遣とか家族会の立ち上げなどに向けた講演会の実施などが新年度予算に計上されておるところでありますけれども、

現状の事業対象者数ですとか支援事業内容についてお尋ねいたします。

町 長

生活困窮者につきましては、社会的な問題として国、県も取り組みを行っているところではありますが、困窮に至る経過やその事案の原因についてはさまざまであり、社会の経済状況にもよるところもあり、その状況についての把握はなかなか難しいところがあります。生活困窮支援は、随時、相談により個々の状況により行っており、今後も地道な取り組みを継続してまいります。また、課題といたしましては、将来的に生活困窮となることが危惧されるひきこもりについて、親亡き後の生活を考えますと、早い段階から支援をしていくことの必要性を感じているところでございます。このことにつきましても、当事者の方々とかかわりを持てるようになるまでに時間がかかることが多く、難しい現実があると思っております。詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきます。

健康福祉課長

御質問の生活困窮者支援の現状につきまして、一つの指標として生活保護制度がございいます。町の在宅の平成 30 年 12 月末現在で 16 世帯 20 名で、保護率でいいますと町は 2.7%であります。県の 5.4%、上伊那 3.4%よりも低くて、郡部の 2.7%とは同じ状況であります。受給世帯数は、平成 19 年度までは 10 世帯を超えることがなかったのですが、平成 20 年 9 月のリーマンショック後の 21 年 22 年は倍増の 20 世帯となり、その後の 10 年間は 11 世帯～17 世帯の間を上下し、リーマンのときよりも減ったものの、それ以前の一桁にはならない状況でございます。生活困窮に関する相談の現状は、随時行っており、福祉の窓口相談に見える方のほかに、収納対策や介護相談等、ほかの部署から個別ケースとしてつながることもございます。相談に対しましては、就労できる方は、まいさぼ上伊那などと連携し、就職先を探すことを最優先いたして経済的な自立につながるよう努めており、また、食についてはフードバンクを活用し、支援を行っています。また、ひきこもり状況の方々やその家族に向けての支援につきましては、大きな課題として捉えておりまして、従前からの取り組みに、今年度は具体的な支援の強化として研修会開催、サポーター養成等を行って、次年度以降さらに展開してまいります。それから、事業対象シェア数でございますが、民生委員さんに調査の協力依頼をいたしまして、県に先駆けて、今年度、飯島町では行っております。いろんな状況の方がおりますが、数十名といった状況でございます。

竹沢議員

この課題につきましては、地道な取り組み、またひきこもりに対する支援、こうしたのが課題であるということを受けとめたわけでありまして、次に、質問要旨 2-2 に入ります。

「要保護・準要保護児童生徒の現状と支援策は」について教育長にお尋ねいたします。要保護・準要保護児童生徒の認定は、昭和 38 年 1 月の文部省通知に始まりまして、生活保護法第 6 条 2 項に規定する要保護者や準要保護者でありまして、現状は、教科書用図書、学用品、修学旅行費、通学交通費、寄宿舎居住費、医療費、それから日本学校安全会共済掛け金などが対象になっております。我が飯島町では、数年前から児童生徒の就学前準備品などについても支援を行っておることは高く評価するものであります。また、特別支援教育支援員の各学校への配置なども行っておるわけで、評価するところであり

教 育 長

ますけれども、現状と今後を含めて、支援策にどう取り組んでいくかについてお尋ねいたします。

経済的な理由によりまして就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して就学援助を行い、義務教育の円滑な実施に資することを目的に援助費を支給しております。今年度の受給者は71名、全体の10.6%に当たります。71名の中には、要保護生徒就学支援を1名、被災児童生徒就学援助3名を含んでおります。内容といたしましては、飯島町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱により、学年にもよりますが、今お話いただいたように学用品、通学用品、校外活動、新入学用品、修学旅行、医療費、学校給食費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費などを支給しております。なお、昨年3月からは、新入学児童生徒に対しましても新入学用品費を入学前の3月に支給しております。今年度も3月8日に小学校入学予定者のうち6名、中学校入学予定者のうち12名に既に支給をいたしました。就学の援助費は、支給額は国の定める範囲内として、実費を支給することが望ましいとされているものについては予算の範囲内で支給しております。保護者の負担の軽減に役立っているものと考えております。なお、生徒の比率ですが、ここ数年コンマ以下の数字であります。減少傾向にはあります。

竹沢議員

よく理解いたしました。

質問要旨2-3に入ります。児童扶養手当法が改正されまして、2019年の11月から支給方法が改善されまして、現在は4月8月12月の年3回支給から年6回1月3月5月7月9月11月となります。先日、私、横浜で議員研修がありまして、立命館大学の教授から受けたんですけども、実は兵庫県の明石市、これは、何とこの4年間、人口が増え続けておりまして、税収も4年間連続増えております。これはちょっと全国的に珍しい市なんですけれども、この市の立役者が泉市長さんです。いろいろで話題になった方です。来る3月17日投票で市長選がございまして、再び立候補するようですね。飯島町に明石市から転入された方と私知り合いでございまして、いろいろ聞きましたら、泉市長さん、元漁師の方で、すごいやり手な方だそうであります。さて、そこで、明石市は全国に先駆けて毎月、児童扶養手当を支給しております。飯島町でもできないのか事務方の健康福祉課のほうへ尋ねましたところ、県内では、いわゆる市、駒ヶ根市とか、市の場合は福祉事務所がありますので、毎月支給することもその気になれば可能になりますけれども、県下の町村におきましては県のほうで、福祉事務所はないので事務を長野県が行っていただいております。したがって、毎月支給するということをするには長野県に働きかけして改革しないと実現できないわけでありまして。そこで、町長をして長野県へ働きかけていただきたいということでありまして。これがもし実現いたしますと、先日の折山議員が紹介した障害者などのグループホームの富山方式というものもありますけれども、我が長野県がこのことに手をつけますと、長野発の長野方式の毎月支給というものができることになるわけでありまして。来る4月7日投票で長野県議会議員選挙がございまして。立候補する方にも、このことについては提言してあるところであります。ぜひ、下平町長、長野県へ働きかけていただけないでしょうか。

町 長

児童扶養手当につきましては、お子さんを養育しているひとり親家庭等の生活の安定

と自立を助け、お子さんの福祉の増進を図ることを目的に支給されるものでございます。町村につきましては、申請受け付けは町村で行い、県知事が認定します。毎年1回の現況届けの事務は町村で行っております。そこで、手当の支給は年3回となっており、県から直接受給者の指定した金融機関の口座へ振り込まれている状況でございます。2019年11月から、議員おっしゃられるとおり年6回に支給回数が増える予定ですが、手当額はそれぞれの方により月額で定まっております、支給回数の増減で支給総額は変わらないということでございます。支給総額を3回に分けるか6回に分けるかということで、支払い回数が増えたということを表示しておりますけれども、総額は変わらないということでございます。分割の回数を増やしたということでございます。そこで、議員さんは毎月という御意見をいただいたわけなんですけれども、この要望につきましては、状況を見て判断をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

竹沢議員

それじゃあ、状況を見て判断をいただければと思います。

質問要旨2-4であります。町内の公共施設使用料を生活困窮者には無料に、他の町民は期間限定で、トップシーズンとか、そのときに半額にするとか、それからマイナンバーを普及する責務は町もあると思いますけれども、マイナンバーカードを持っておる人は75%オフして25%負担してもらうとか、そんなようなことをしてマイナンバーカードをさらに増やすとか、いろいろあると思いますが、要は、公共施設はもともと町民のため、一部町外からの利用も含めて建設されたということで運営されておるわけでありまして、そこで、例えば与田切公園キャンプ場やプールの使用料を、生活に困っている方は無料にする、またそうでない町民であって町の施設であるわけですから、期間限定でもいいので半額にするとか、そういったことができないかという提案であります。マイナンバーカードは住民税務課で普及推進しておりますが、2019年3月1日現在の人口が9,416人で、昨年の3月末の住基カードが1,862枚、マイナンバーが775枚ということであります。このたび、皆さん御案内のようにコンビニで住民票や印鑑証明のほかに戸籍関係書類などもとれるようになっておりまして、私も先般、申請手続きをしたところでありまして、コンビニでこうしたものを手に入れるほうが窓口でやるより安くできると、こういうメリットがあるわけでありまして、また、ただいま税の申告の期間ですけれども、マイナンバーカードで電子申告もすれば便利なわけでありまして、要は、飯島町の公共施設、飯島町民のためにあるわけですので、たとえ経営が赤字であっても仕方ないことでありまして、それよりは町民の皆さんにこうした施設を安価で利用していただく、そういう政策の検討がぼつぼつ必要なあということで提案するものであります。いかがでしょうか。

町長

竹沢議員の2の質問の本流は生活困窮者への対応がその流れの本流にあるかと思えます。それにつきまして使用料等をただにしないかと、こういう御提案でございます。まずは、生活困窮者につきましては、先ほども申し上げましたとおり、それぞれの事情がやっぱり大事なものですから、根本的な改革はそこでということになるかとは思いますが、全体の公共施設の使用料というお話につきましては、もちろん公共施設ですから大勢が使って、もう使い切っていただくというのが一番大事なかなあというふうに考

	えております。いろいろ御提案いただきましたけれども、ただいま、その使用料について、しっかりと今精査、全体の使用料を精査しておるところでございます。その施設が有効にしっかり使えるということに対応してまいりたいと思っておるところでございます。
竹沢議員	現在、使用料について精査しているということでもありますので、私が申し上げた提案も含めて、生活の苦しい人は手助けしてやり、また町民の皆さんは大勢が施設を利用していただけるような、そんな方策をぜひ検討していただきたいと思います。 続いて質問事項 3 に入ります。「広域農道歩道工事の進捗は順調か。」についてであります。 質問要旨 3－1 です。広域農道の歩道工事の進捗は順調かどうかについてお尋ねいたします。
建設水道課長	広域農道の歩道整備でございます。まず、この事業におきましては、県営農道整備事業によりまして柏木から岩間までの約 2 キロを平成 27 年度から 33 年度までの 7 カ年の事業計画で実施をしております。ことしは 4 年目ということでございます。全体事業費が 8 億 4,000 万円余り、町はそのうちの 4 分の 1 を負担をしておるところでございます。現在、柏木から山久までの約 1.6 キロを第 1 工区といたしまして実施をしております。今年度までに測量設計、用地買収、与田切公園北側の歩道工事ですとか、与田切川にかかります歩道橋の下部工及び上部工の発注がなされたところでございます。全体計画に対する今年度末までの進捗率、見込みでございますが事業費ベースで約 48% となっております。まして、おおむね順調な進捗であると考えております。
竹沢議員	48%、順調であるということでもあります。 質問要旨 3－2 であります。広域農道につきましては、県営農道整備事業の予算付けが順調であるかどうかということをお尋ねしたいと思います。さきの議会本会議におきまして平成 30 年度一般会計の補正予算審議総括質疑の中で伺いましたが、社会資本整備事業もそうでありますけど、今後も含めて予算づけは順調かどうかについてお尋ねいたします。
建設水道課長	広域農道の本事業にかかわります国の財政支援につきましては、これまで年度によっては要望どおりの予算づけがなされない年もございましたが、その翌年ですとか、それ以降に不足した予算分を上乗せした予算がついてきておりますので、全体的に見ればおおむね順調な財政支援をいただいている状況と考えております。
竹沢議員	後補充はあるということでもありますので、理解いたしました。 質問要旨 3－3 であります。27 年から 33 年までかけて 8 億 4,000 万円で行うということですが、実際、与田切の歩道橋のあたり、あそこら辺は 33 年まで待たなきゃいけないのか、もうちょっと前から供用開始できるのかについてお尋ねいたします。
建設水道課長	歩道の供用開始についてでございます。今後順調に進捗した場合でございますけれども、第 1 工区の柏木から山久までの約 1.6 キロは平成 32 年度末に、また第 2 工区となります山久から岩間までの約 500 メーターにつきましては 33 年度末に供用を予定しているところでございます。なお、工事が完了した箇所につきましては随時、長野県とも

	協議の上、随時解放してまいるところでございます。
竹沢議員	よく理解をいたしました。
	3－4であります。与田切川右岸道路に夜間照明が必要だということで、設置をしてほしいと、こういうことであります。皆さんも御承知かと思えますけれども、テレビのCEKのチャンネルで、町内の何箇所かライブの映像が配信されておりまして、ごらんになった方もいると思うんですけれども、このテレビを見ますと、与田切川右岸道路の夜の映像は、車が通ったときはヘッドライトで見えますけれども、そうでないときは真っ暗でありますね。そういう映像があります。そこで、この部分の歩道設置工事にあわせて、将来、中学生ほかが夜間通行するということもあると思いますので、夜間照明が必要であります。県で行うか町で行うかはともかくとして、設置を要求するわけでありましたが、実施していただけるでしょうか。
建設水道課長	御質問の箇所の夜間照明でございますが、町としても設置が必要と考えておりまして、この歩道工事にあわせて設置していただくように事業主体の長野県に要望をいたしまして、現在、設置の方向で計画をさせていただいているところでございます。
竹沢議員	設置の方向でということでもありますので、受けとめさせていただいて、最後の質問事項に入ります。
	これは教育長にお尋ねするわけであります。賛否両論はあると思うんでありますけれども、飯島町はどう対応するかについてであります。去る2月19日、文部科学省は携帯電話やスマホの小中学校への持ち込み禁止通知を見直すと発表いたしまして、信濃毎日新聞も翌日報道したところであります。大阪府教育長は、この前日の2月18日、公立小中学校で2019年度から認めることと決めたところであります。また、広島県教育委員会も昨年の西日本豪雨を受け公立学校への持ち込み検討開始しております。また、奈良市の一条高校というところではスマホを授業に活用しております。2017年内閣府調査によりますと、携帯電話やスマホを所有する小中学生が半数を超えているという結果が明らかになったようであります。この規制緩和は、一方で災害時の緊急連絡、保護者との連絡手段としての期待がありますけれども、一方はゲーム依存、ネット依存、動画拡散などのトラブルといった懸念もあるところであります。国は、結論を出すのは2019年度以降というふうにしておるようでありますけれども、飯島町の小中学校の現状はどうか。例えば、孫が中学にもおりますけど、例えばそれを持っておるっていうのが見つかりますと先生にきつく叱られるようであります。この現状について、どう取り組むかについてお尋ねいたします。
教 育 長	飯島町の現状は、今、議員、御指摘がありましたように、小中学生は学校へ持ってこないということです。見つかった場合にはきつくお叱りを受けるというのは、そのとおりであります。大阪府では、昨年6月の大阪北部地震あるいは台風などで登下校中の小学生の安否確認に苦労したというようなことで、保護者からの強い希望により校内にスマートフォンとか携帯電話を持ち込めるというふうにしていくということで、その後、今幾つか御紹介がありましたが、それに続く自治体も幾つか出てきております。長所としましては、災害時の安否確認のための有効なツールということなんですが、一方

で、これも御指摘がありました、どう管理していくとか、情報モラルがまだはっきりできていない子どもたちが学校へ持ち込むことに関する不安もたくさんございます。保管場所につきましても、例えば大阪府では自分のかばんにしまう自己管理ということにしているようですけれども、あるいは使用できるのも登下校時と災害時ですが、子どもたちですから、登下校時にいわゆる歩きスマホなどをして交通事故の心配はないだろうかというような危惧もあるわけです。そのほかに盗難、紛失、破損、あるいは依存やネットいじめというようなこともあります。そのために、教育委員会では、当面は情報モラルに力を入れるということを今校長たちと話をしているところであります。それから、スマホなんですけれども、どれぐらいの割合の子どもが持っているかということなんですが、飯島小学校のデータによりますと、2月25日の調査では、スマホと携帯電話を持っている生徒は約24%です。長野県の調査が昨年11月に発表されているんですが、県の平均では携帯といわゆるスマホを合わせると約60%ということになりますので、飯島小学校の例でいいますと、県平均よりもかなり所持率が低いということになっています。ですので、これ持ってきていいよということになって保護者が購入するということになると、キッズケータイあたりは比較的安価な使用料だということではありますが、それでも経済的な負担があるかなあと思っています。学校では、緊急時の場合は、今、引き渡し訓練、保護者に直接子どもを引き渡す訓練をしておりますし、通学路には子どもを守る安心の家、あるいは見守り隊の皆さんが活躍していただいておりますので、現在、保護者のほうからスマホの持ち込みを許可してほしいというような御要望が上がっているというわけではございません。この後、国も検討するということですので、国の指針が変更され、県の指針も変更されるようにだんだんなってくるんだろうというふうに思っております。これからの時代には欠かせないものですので、いずれどうやって有効利用を図っていくかということは考えなければいけない時期がやってくるということは認識しております。国の指針、それから県の指針等、あるいは先行する大阪府の状況等を検討しながら、また町の方針も決めて行きたいと思っております。

竹沢議員

細かな実態も答弁していただきまして、現状はよくわかりました。経済的に、これを導入するってということになると負担が親御さんにかかるのかという問題もあるでしょうし、まだ国や県の指針も明確ではないということでもありますので、それらを受けたり、また大阪などの先進事例なども含めて、また保護者の御意見も聞いたりしていただいて、どうあるべきかを検討していただければというふうに思います。

新年度予算の中でも、教育現場のほうは、役場もしっかりですけど、IT関連の機器の整備など充実もしていくということで、そうした新しい技術が教育現場に取り入れられていくことは高く評価するものであります。

たまたまきょうは8年前の3・11からということで、災害のことも思い出すわけでありまして、改めて被災された方にお見舞い申し上げるとともに、我が町がこれから災害のない町であることをお祈り申し上げまして、きょうの質問を終わりにいたします。

議 長

6 番 浜田稔議員。

6 番

浜田議員

それでは、通告順に質問を行います。最初の質問は「町の公共施設等総合管理計画の具体的な方向を問う」というかた苦しいタイトルでありますけれども、質問の趣旨をまず述べておきたいと思います。町は2017年、平成29年の3月に公共施設等総合管理計画を策定しました。この計画の中では、多くの施設が統廃合の検討対象とされています。具体的には文化系施設、学校、保育園、道路、橋、農業施設などが統廃合の検討対象ということになっているわけであります。恐らく、これは想像ですけれども、この統廃合の財源は国の立地適正化計画による補助金や税制特例を利用するのではないかなあというふうに考えますし、そういう誘導を国のほうはしてくるんだろうというふうに推定します。この国の立地適正化計画に従うならば、この中心になるのはコンパクトシティーの構想だということで、町に対してコンパクトシティーの具体化を求められるのではないかなというふうに、私はある意味で危惧するわけであります。そこで、まず最初の質問、1－1の最初の質問になりますけれども、飯島町におけるコンパクトシティーへの考え方を町長にお尋ねしたいと思います。

町 長

浜田議員にお答えいたします。コンパクトシティーは、町としての機能や居住地域をコンパクトにまとめ、行政効率のいいまちづくりを進める政策であり、国が推奨しているものでございます。住民の利便性を高めながら効率的な行政を目指すという点では、町としても研究を進めてまいりたいと考えていますが、まずはソフト的に集落内での生活の支え合い、住みなれた地域で暮らし続けるための仕組みづくり、また各地域の実情に合った福祉サービスや交通ネットワークの確保等に取り組んでいくのが重要ではと考えておるところでございます。その一方で、平成29年3月に策定いたしました飯島町公共施設等総合管理計画におきましては公共施設の今後のあり方を示しておりますが、基本的な考え方としましては、老朽化しているもの、利用が低下しているもの、初期の目的を達成したものについて、施設のあり方を十分検討していくこととしております。今後、32年度までに策定する公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画において具体化しております。なお、公共施設等総合管理計画と立地適正化計画、またコンパクトシティーということの関連性についても総体的に検討していきたいと考えております。コンパクトシティーという概念は、どこまでをコンパクトにするかという意味で、それぞれ概念が違ってくるかと思います。大都市のコンパクトシティー、また我々のような地方の田舎の田園風景のあるコンパクトシティー、それぞれ考え方が違うと思います。飯島町って意外と今でもコンパクトシティーではないかなというふうに思うところがございます。しかし、もっと便利な関連性のある施設がそれぞれ関連性を持って、相乗効果、1足す1が3になるような、そういった連携をできる、そういった地域づくりというのが大事なというふうに思っております。

浜田議員

町長のコンパクトシティー、それから立地適正化計画、公共施設等総合管理計画に対しての総括的な御意見を伺いました。ある意味で大変バランスのとれたお答えかなというふうには理解したわけであります。それから、関連性ということについても私も重要

だと考えています。といいますのは、町の公共施設等総合管理計画は、実は、ある意味では哲学がないんですね。町民1人当たりの何%の専有面積という指標があるだけで、これに沿って話を進めると、言ってみれば数合わせの適正化になってしまうんじゃないか。それに対して、やはり町の最終的な姿をどうしていくかという哲学なしには、この計画を進めるべきではないというふうに考えていますけれども、今の町長のお答えの中には、やはり飯島町らしいというお言葉もありましたし、そういう方向で進められることを私としても望むものです。ただ、それが国の制度と衝突せずにやれるかどうかということは、また別の問題ではないかというふうに考えます。国の立地適正化計画、お手元に資料も配付してございますけれども、かなり強い仕組みですね。例えば現在、左側の図ということになりますけれども、町の中央部には鉄道の駅があると、そこからバスなどでそれぞれ幾つかの拠点、この図では青で示されていますけれども、拠点のところへの交通網が確保されていると、その周辺に広く広がった居住地域があるというのが、例えば現在の状態だとします。これを何年後か先には、右の図になりますけれども、先ほど申し上げた町内の幾つかの拠点の周りに広く広がった居住地域を縮小して、町の中央部に集めるような誘導政策を行うと。さらに、これが実現したら都市計画を再び見直して、不断の見直し、つまり小さくなればなるだけ、さらに一層小さくするという、こんな計画が国のガイドラインに書いてあるわけです。これを飯島町に当てはめるとどうなるかということになるわけですが、その前に、この計画自身が持っている問題っていうのを私なりにこの図の中に書き込んでおきました。この計画は、実は矛盾を含んでいるんじゃないかと思います。つまり、中心部に誘導しようとしたら、郊外にある住宅地の人たちに対しては意地悪をしなければいけない、住みにくくしなければいけないわけですね。住みやすかったらいつまでもそこにとどまるわけですから。それでいて、その一方、現在の福祉、介護の中で進められようとしている地域包括ケア、この考え方は、そうではなくて、住みなれた場所で最後までということになるわけであります。現実にもいろいろな例を見聞きしておりますけれども、極端な例で、それまで住みなれたところから離れた高齢者がどうなったかという、一番よくあったのが、都会に出ていかれた御子息、子どもたちが高齢化した親を都会に招くと、結局そういうやり方っていうのは、最終的には破綻して戻ってくるケースが極めて多いんですね。昼間一日中壁に向かってテレビを見て暮らすような生活を都会で何年も続けられないということで、やはり住みなれた地域で最後までっていうことは理にかなっているっていうか、人間の本性に沿っているんじゃないかなというふうに私は思うわけです。ところが、この計画に従うと、飯島町の中でも、具体的な地名を挙げると差し支えますけれども、かなり広がった住宅地が、実は町長の期待とは逆に、もっと縮小することを求められるんじゃないか、そんなことを私は危惧するわけです。効率悪いですから。ですので、やはり国の政策に対して町がどれだけ独自の考えを持つかどうかということが必要なんではないかというふうに考えるわけであります。もちろん一切手をつけなくていいとは私自身も思っていません。例えば、無計画な農地転用による拡散をこれ以上続けてはいけないのであれば、そのことは明確にする必要はあると思いますし、当然インフラも伴いますの

で。それから、危険地域に居住している方については、残念ながらやはり一定の誘導手段をする、とすることも必要だろうと。なんだけれども、その結果として、こういう強い誘導策をとった結果、飯島の周辺部が農村地帯としての姿も失うような、そういうコンパクトシティかというのにはあってはならないのではないかというふうに考えております。歴代のといいますか、この件については、実は本多議員が何回か質問しておられまして、平成26年6月の議会、当時は高坂町長でいらっしゃいましたけれども、地方を拠点的に整備するということについては同意はするけれども、中心部はコンパクトシティ的に機能が果たせても、その反動で周囲がさびれるようなことになってはいけなと、結構な構想だけれども、やっぱり慎重に取り扱うべきだ、これが高坂前町長の答えでありました。それから、現町長は今のお答えとほぼ同じかもしれませんが、政治的な利便性や効率を図る面で効果というのがあるかもしれないけれども、この農村一カ所に一つにまとめるということは難しいし、特に集落内での生活の支え合い、これが大事だと、先ほどの答弁と同じような内容でございました。ですので、やはり為政者の目から見ても、この図にあるようなコンパクトシティそのものを導入するのは好ましくないというのが町長のお考えかなあというふうに私は改めて思うわけですが、その点は、やはり政府の政策等に対してきっちりと踏ん張って、町の姿を守るという点では大事なことでないかと思っておりますので、改めて確認をさせていただきたいと思えます。つまり、飯島町は飯島町にふさわしい形でのコンパクトシティに対する考え方、つまり、田園風景をきっちり守りながらの町の構成を行うんだと、こういうことをお考えであるかどうかということを再度お尋ねしたいと思えます。

町 長

コンパクトシティという言葉も図面も東京の官庁のデスクの上で書かれたレイヤード、ことだと思います。我々が飯島町の町民、または福祉の対応も個人個人の対応が必要だということを常々やっておるわけでございますし、各日本中に散らばる自治体も、それぞれの特色、立地があるわけでございますから、そのとおりのある自治体の数だけのとおりのコンパクトシティというのが考えられるんであって、金太郎あめみたいにすばすばと同じような町が出ていったら、これはつまらん世の中ではないかなというふうに思います。コンパクトシティの考え方っていうのがここのところ6～7年ですか、前に出てきたのは。その前に一番変革があったのは大型店の郊外進出、これが社会の基盤を大きく変えた要因だと私は思っております。私も飯島町の広小路でお店を開いて、我が社はおかげさまで100年になるわけでございます。広小路が華やかしきころは、あそこに何十何百という商店が集まっておりました。それは、民間の資本がそれぞれであそこへ凝縮して、その資本で形成されて町ができておったわけでございます。それが大型店の進出、もちろん片側にはモータリゼーションという文化の発展がありましたんで、広小路には駐車場がないじゃないかと、そういったことの中で、駐車場を確保するには郊外の安い土地へ広い面積を用意してワンストップでショッピングができると、こういう触れ合いのもとで、それは消費者の心をつかみました。住民の心をつかみました。そこへどおんとお客さんが流れ、町の中がその挙句の果てにシャッター街になったということで、瞬時にして、我々中小企業がお店をあそこへ構えて、何度も何度も建てかえて、

私も覚えています。本当、うちのおやじはお店を変えるのが大好きで、店舗を何回も変えました。こんなにしたらお客さんが来るんじゃないかという努力を、皆さんが努力を積み重ねた、その社会資本というのが一気に崩れ去ったと、こういう実情で、外へ外へと行きました。ところが、またコンパクトシティで、また戻ってこいと、それは、意味はわかります。それは一つのところにあって、みんなが歩いてそういった施設の利便性を享受するという意味では、その考え方は正しいと思います。しかし、飯島町というのは農村が、これが売りですし、田園地帯、日本の古来からの風景っていうのが癒やされる部分で、都会に出ていっていた人たちも連休中には田舎へ来て田園風景を見て心を癒やして、また勤務で働くと、こういう癒やしの場でもありますから、飯島町というのは、その部分をやっぱししっかりと大事にしていかななくてはならない。みんなが集まって、農村の人たちがいなくなって田園がなくなる、これはないと思いますけども、それは悲しい事態であるなど。飯島町の一つの売りとしては、そういった静けさ、田園風景の静けさ、その中で生活できる、私は、こんなキャッチフレーズ、ああ、だめだ、これを言うと――課長会で飯島町のキャッチフレーズを考えて提出しようよと、こういう一つの子どもの課題のもとに宿題を与えて、みんな今集めておると。それで、私も副町長も教育長も一緒だよと、どういうふうにしたいのと、こういうキャッチフレーズを集めておる最中なんで、ここで言っちゃうと僕のところへ投票が集まっちゃう可能性があるから……。じゃあ僕のキャッチフレーズは今回抜いて、ここで最初公表すると、考え方を公表すると、「2つのアルプスが真正面 エンジョイ スローライフ 飯島」これなんです。問題はスローライフというところなんです。それぞれの生き方があっていいんじゃないかと、時間に流されずにゆっくりと暮らせる町というものが飯島町にあるんじゃないかなあと私を思っております。哲学の話なんで、これはいろいろと、コンパクトシティにつきましては、お話をさせていただきました。

浜田議員

田園風景を守るということを基本にまちづくりを考える、そのことは再三言明していただいたんで、その方向で、その信念を守っていただくっていうことを強く求めたいというふうに思います。実際、そうは言いましても、政府のほうは、やはり具体的な計画を求めてきます。例えば、先ほどの図面にお示したように、例えば黄色いところはどこなんだという話が持ち上がる可能性があります。ただし、この計画が策定された段階、瞬間に、私が一番危惧しているのは、そこの宅地やなんかは一切売れなくなりますよね。あくまでも町が見放す場所ですから。そんな計画に従ってはならないというふうに私も考えますので、くれぐれもコンパクトシティの進め方に対しては注意深く対処していただきたいと思います。実は、この問題、この図を見ていてつくづく思ったんですけれども、きのう、きょう人口問題がさんざん議論されています。違う角度から見てみて何なんだろうと思ったことがあるんですけれども、国勢調査が行われる2010年と2015年の間の人口の推移を見ました。多分飯島は3.6%減っていますね、この間に。一方、国全体はどうだったかっていうと1.1%しか減っていないんですよ。ですので、町の人口減少っていうのは、実は少子化、高齢化の影響がメインなんではなくて、町長が先ほどおっしゃったように一極集中化が実際には人口減少の最大の原因だと、もちろん大

店舗の問題も、当然モータリゼーションも含めてそうなんですけれども、一方で、東京はこの期間に 2.7%増えています。まさに一極集中が進んでいると。その結果、東京は恐らく非常に危険な、もう信じられないほど、世界でも例を見ないですね、ざっと見たらグレーターロンドン、つまりロンドン市だけでなく、その周辺も含む人口は約 800 万人です。ところが東京圏は、イギリスの 2 倍ぐらい日本は人口ありますけれども、東京圏は約 3,500 万人、ですので、東京圏、要するに東京、神奈川、埼玉、千葉、それから群馬の南部、この辺までを含む地帯というのは、世界でも例を見ない非常に異常な地帯だと、これはいずれ正されるべきだと思っています。それが何かのきっかけで正されたときに、飯島が本来の姿を持っている、これが私は必要な哲学の姿だと、その姿は恐らく町長のおっしゃるような姿だろうというふうに思います。ぜひ、そういう立場で政策を進めていただきたいと考えるわけであります。もう一つ、ついでながら、日本の人口が減るといって、1 億人に減った場合にどうなるかということなんですが、実は、1970 年、昭和 45 年に日本の人口は約 1 億ちょっとでした。そのときの飯島の人口は、ちょうどその 1%1 万数千人だったわけです。ですので、もし正しい国土の中での人口配分がもとに、健康な状態に戻るのであれば、飯島町っていうのは 1 万人以上暮らしても何の不都合もないということだというふうに私は考えていますし、それが人口問題に対する我々の展望であるべきじゃないかというふうに私は個人的に思っております。こればかり、この質問ばかりやるわけにはいかないんで、先ほどの町長の御発言を確信にしながら次の質問に進めてまいりたいと思います。

2 番目は、町内の自主防災会の装備を底上げして区の役割も見直す必要があるんじゃないかということであります。日本の各地が大地震や洪水にこの数年間見舞われる中で、各自治会の装備も随分整ってきたというふうに思います。それから、町も防災倉庫やさまざまな照明、無線機、発電等も配備をすることでそれなりに整ってきたのかなというふうには考えていますけれども、実は、逆に自治会ごとの立ち位置の差によって差が出てきているんじゃないかっていうことを私はむしろ今は心配しています。最初の質問は、その状況、要するに自治会ごとの装備の差を把握しているのか、また対策を講じているのかについてお尋ねしたいと思います。

町長 自主防災会で共通して保有している防災装備備品としましては、平成 25 年度に町が一括購入し、自治会に貸与しております。防災倉庫と非常用投光器、非常用発電機がそれに当たります。その他装備品につきましては、町の自主防災設備備品事業補助金を利用していただきまして、それぞれの自主防災会の判断で必要と思われる装備品を整えていただいております。自主防災会での防災装備品の状況につきましては総務課長から詳しく説明をさせていただきます。

総務課長 町長のほうから申し上げましたけれども、自主防災会での装備品につきましては、町の自主防災施設整備事業補助金、またコミュニティー助成事業等によりまして整備がされてきております。平成 10 年以降の各自主防災会の装備品の整備状況等取りまとめておりますけれども、やはりばらつきがあるということを感じ、認識をしてございます。平成 29 年度から自主防災会の役員の皆さんを対象といたしまして防災研修会を開催して

きておりますけれども、その中で自主防災会としてどのような装備をそろえているか、またどのような装備を優先して整えていくべきかについても情報提供いたしまして、自主防災会での装備品について確認また検討をお願いしてきているところでございます。ただ、町部また在部での住民の皆さんが保有しております防災装備等につきましては、やはり各御家庭で持っています資機材等もございますので、一律ではないということは認識してございます。また、4月でございますけれども、自治会の役員が交代となりまして自主防災会の体制も変わりますことから、また新年度開催をしております防災研修会におきまして、町のほうから最低限必要と思われる装備品を提案して、装備の充実のほうを働きかけてまいりたいと思っております。

浜田議員

私も役員なんで、その研修には出ているんで、詳細は知っているんですけども、各自治会の居住環境の違いもありますし、それぞれのスタンスもあるので、ある程度の差が出るのはやむを得ないかなあというふうに思っています。ただ、一方では人命に直結することでもありますので、今課長がお答えになったような単なる情報提供のレベルを超えて、もっときちんとしたガイドラインを設けて、自治会に点検をして、レベルを引き上げるべきではないかっていうことを私は考えています。自分のところの経験しかわからないんですけども、私の自治会では、ある想定を設けて装備を行いました。具体的にどういうことかっていうと、災害が冬の夜中に起こった場合に、住民の皆さんを集会所に誘導して、明るくなって外で活動ができるまでの間、命をつなげるかと。そのために何が必要かという議論を役員の間でやったわけですね。その結果、先ほどの発電機や照明はもちろんですけれども、一方で無線機、これは今隣組単位まで全部配備されています。それから、担架っていうのは恐らく現実的じゃないだろうということで組み立て式のリアカー、それから水、非常食、それと高齢者の方の体温を維持するためにアルミの保温用の寝具、こういったものをそろえました。これは、先ほど言ったように、ある一定の考え方に基づいて装備を進めてきたわけでありまして。こういうことがないと、あそこはこれをそろえている、ここがこれをそろえているというだけではだめだと思うので、私の要求としては、私どもの自治会のやり方が正しかったかどうかわかりませんが、やはりもっときちんとしたプロを入れたガイドラインを定めて、今の段階では、むしろ不十分なところの底上げを徹底的に図る時期ではないか、こんなふうに考えます。これについて町長の見解をお尋ねします。

町 長

議員がおっしゃられる時期が来ていると思っております。

浜田議員

それでは、次の2-2でありますけれども、区は防災対応の中継機能を担うべきだということであります。区というのは4区であります。毎年の防災訓練で安否確認情報というのはそれぞれの区を通じて町に報告する、こういう仕組みになっています。結果的には、区は自治会と町の間位置する組織というふうに位置づけられているというふうに認識しています。けれども、不幸にして町内に大きな災害が発生した場合に、この組織、つまり中間に区を置いた安否確認や伝達情報の組織は本当に機能するというふうにお考えなのかどうか、これについて、ずばり町長にお考えを伺います。

町 長

町内で大規模災害の発生を想定した場合、町の地形の特徴から、道路網が分断され地

区が孤立する可能性があることや発災直後において町職員がどれだけ集まってこられるかなど考慮いたしますと、初期初動、初動時においては、町災害対策本部のみで遅滞なく、おくれることなく住民の皆さんの安否確認や被害状況を把握することができるかといえ、それはちょっと不可能であると、直後は、と考えております。現時点では、地区内の被災状況のとりまとめや町への情報提供を区にお願いすることが必要であると考えております。区の関係者の皆様には御負担をおかけすることとなりますが、地域の住民の安全は地域で守るという、まずはこの基本姿勢を共通認識に置いていただきたいというふうに思うところでございます。今後は、町と区、自治会、それぞれが果たす役割の見直しや確認作業を進める中で、御指摘いただきました課題について、区や自治会の皆さんから御意見をいただきまして、町として研究をしながら、変えるべきところは変えてまいりたいと思っております。

浜田議員

変えるべきところは変えるというお話でありますので、今の問題をもう少し具体的に私のほうから述べさせていただきたいと思います。なぜ区が中間機能を担うことに対して懸念を抱いているかということなんですけれども、一つは区の人員、役員の方、かなり昼間不在ですね。町の職員とはまた違います。そこに全ての権限を集中した場合に本当に機能するのかという懸念が一つあります。それと、もう一つは事務処理、それから個人情報の掌握、この権限を任意団体である区は持っていないはずで、それから通信機能も、やっこの間、無線機が配られただけということで、極めて貧弱な組織に、実は飯島区だと幾つなんですか、かなりの自治会の情報は集約するというので、本当に機能するのかということが一つです。それから、町長おっしゃった町内が災害で分断されるという意味では、区ほど分断される危険がある場所はないと私は思っているんです。例えば私のいる本郷区がそうですけれども、下の国道端と私が暮らしている本一本二の平との間は、むしろ分断されます。ここを一つの防災区域としてまとめることのほうがよほど理にかなっていない、それは田切でも同じです。春日平と南割と、ここの連絡をとるほうがよほど危険で、むしろ春日平であれば高尾、岩間と連携をとったほうがよほど。要するに等高線に沿って水平に連絡をとったほうがよっぽど現実的だろう、こんなふうに思います。それから3番目、法律的な問題です。そもそも町の防災計画、パソコンで区について検索をかけても、どこにも区のそういった機能は記されていません。要するに、防災計画に明示できないようなことを訓練の中でやっているということなんです。しかも、地域から町へだけではなくて、町から各自治会に情報を伝達するときも区に責任を負わせるということになると、伝達不十分な場合の責任は単なる任意団体に過ぎない区にしよわされることになります。でも、区会議員の方は公務災害に対する何の補償もないわけです。この責任を果たそうとすれば大変危険なことをすることになってしまう。最後に、各市町村の実例です。総務産業委員会でBCPの研究のために静岡県を訪問しました。浜松市、富士市、どちらも大きな人口を抱える市ではありますが、自治会は直接行政とつながっています。途中で中間的な任意団体を含めているような行政はありません。もちろん、それはこういう理由です。昔の合併前の出張所があったので、そこに職員は参集するというので、必ずそこには正規の身分を持った職員の

方が常駐することで自治体としての責任を果たしているわけです。飯島のような例はないと私は思っています。もう一つ、袋井市も調査しました。自治会があつて、普通、自治会というのはその上に自治会連合というのがあるわけですが、「じゃあ防災組織について自治会連合を経由して市とつながっているのか。」と言ったら「とんでもない。全部直結だ。」というのが袋井市のお答えでした。ですので、今申し上げたような実際的な問題、それから法的な問題、どれをとってみても区にこの役割をしょわせるべき理由っていうのは、私には見当たらないと思っています。ぜひ再考すべきだと思いますけれども、町長のお考えを再度お尋ねします。

町長 災害の発生を今ぐっと想像したときに、災害のど真ん中である場合と、ちょっと離れたところと、うんと離れたところによって、災害の危険度のフェーズというのはおのずと違ってくると思います。2なのか3なのか5なのかということですね。それで、災害が起きたど真ん中の場合には、まず隣近所で助け合わないといけないだろうなあというふうに思います。これが、やっぱし地域の住民は地域でみんな協力して守ろうよと、だから普段のきずなが大事ですよと、こういう理論になるわけなんですけれども、まず第一段階はそれじゃないかなと思います。それから、ちょっと離れているところについては、やはり全体の統括が必要であるから、その部分の連絡、いかがでしたかっていうようなことについては、その区でまとめて報告していただくということも大事なんじゃないかなというふうに思います。ですから、一概、災害にこれっていうふうに割り切れなくて、議員のおっしゃるとおりと並行で動いたほうがいいんじゃないかと、それは当然その部分、場合もあると思います。ですから、いろいろの要素、フェーズが混在していますから、その部分に応じて、やっぱしもっと研究する必要があるかなと、区に任せてあるから区でお願いしますっていう一元的な考え方は、これまた危険だなというふうに思います。いろんなことをやっぱし想定しなければならないなあというふうに思いますんで、今後の災害対策については、そういった想定がどこにあるのかということにおいて対応は違ってくるんじゃないかなと思います。違ってくるということをまず認識しなければならぬかなというふうに思っています。

浜田議員 今の私が指摘した問題に対するお答えではなかったように思うんですけども、区の役割について見直しされるおつもりがあるのか、ないのか、改めて伺います。

町長 それは最初の質問でお答えしましたとおり、今後、区の方々と防災についてしっかりと相談した中で、区の意向も聞く中で、町が対応しなければならないというふうに思っています。

浜田議員 それでは3番目の質問に移ります。「住民自治組織への行政負担を軽減し、減災・福祉介護・環境整備などへの役割に支援を求めるが。」という内容であります。

その1は、これまで自治会長へのアンケートはどう生かされたっていうことであります。町は、数年おきに自治会長の経験者、つまり一年終わった方々にアンケート調査を行ってきたというふうに認識しています。多分2回か3回なさったんじゃないでしょうか。かなりシリアスな問題もその中には書かれていたというふうに記憶しておりますけれども、最後に行われたのは多分平成27年、3年前ですかね。こういう中で記述された

ことに対して町としてはどんなアクションをとってきたのか、そもそもそこに書かせたこと、まさか、ただアンケートを集めたただけだとは思わないんですけれども、どういうふうに考え、どういう対応をしてきたかについて、まず全体のことについてを町長にお尋ねいたします。

地域創造課長

それでは、自治会長へのアンケート、どのように活用されたのかについてとお答えをさせていただきます。議員さんおっしゃったとおり、自治会長へのアンケートにつきましては、町内自治組織の現状を把握し、今後の行政施策に生かすということを目的に行っておりまして、直近では、おっしゃるとおり平成 27 年度に実施してございます。内容につきましては、例えば 1 世帯当たりの集金額ですとか、加入金、それから、先ほどシビアというふうにおっしゃいました自治組織の運営や活動上で行う中で困っていること、あるいは行政と自治組織が協力して行う各種取り組みの必要性ですとか、自治組織の組織としての見直し、こういったものについてお聞きをしているということでございます。それから、アンケート結果につきましてでございます。こちらについては、まず過去においては行財政運営の見直しを検討いたしまして、生活改善推進協議会の廃止ですとか、複十字シール募金の募集方法の変更といったことに取り組ませていただいているところでございます。できるところからやっているというようなところでもあります。それからまた、アンケート結果については、データがいろいろございますので、移住とか定住の相談があった場合に、例えば当該自治組織への加入金ですとか、自治会費などの負担について、こういったことを相談者の方への情報提供といったことにも活用させていただいているというところでございます。以上でございます。

浜田議員

その都度個別に対応していただいているということでございます。これを個別にやると時間がないし、本来一般質問にそぐわないかなと思うんで、大くくりの話だけにさせていただきたいと思いますが、確かにアンケートを見ているとかなりいろんな項目が出ていまして、行政組織の仕組みがよくわからないとか、それから用語もわからんとか、それから番地の記入まで求められるけども、自治会長はそれぞれの番地について知るすべもないと、町に訪ねなければ。そんなことで、ちょっと行政の方は一生懸命やっているんでしょうけれども、行政の具体的な仕組みになじみのない方が年度送りで自治会長になった場合のさまざまな御苦労については、今後とも引き続き改善を求めたいというふうに思っております。それとか、水路に雪が詰まってあふれたら何とかしろという話なんだけれども、自治会長はお仕事で、どこかに行っていて、とつてもじゃないけど対応できないということで、やはり自治会の現在抱えているなり手不足だとか高齢化だとか、そういった問題もあることを承知の上で対応いただきたいと思います。時間も押していますので、もう一つ、次の 3-2 にまいります。

多分、先般、各区との懇談会が何かをなさったというふうに私も漏れ聞いていますけれども、この概要について、もし差し支えなければ、自治組織の関係でございまして、御紹介いただいて、それに対する町の対応が何か方向が出ているのであれば、それについても伺いしたいと思いますが、いかがでしょう。

地域創造課長

先般行った区会への意見聴取の結果と、それに伴っての取り組みの方向性についての

お尋ねかと思います。自治組織の行政負担、こういったことの軽減の検討を進めるということに当たりまして、昨年末、12月ですけれども、それから2月にかけて4区の区会の皆さんと地域創造課のほうで懇談を行わせていただきました。結果について今整理をしているところでございますけれども、例えば、個別役職への負担ですとか、あるいは各種委員の地区等からの推薦、こういったものを、役員の担い手不足の中、負担が重過ぎるということで、自治組織へお願いする業務の棚卸しを行って、抜本的な見直しをしてほしいということが4区共通な御意見と、切実な御意見、御要望が多かったということで認識をしております。これにつきましては、今後、町としましては、来年度になりますけれども、自治組織の負担軽減、どこまでやれるかあれですけれども、これについて来年度早いうちに結論が出せるように内部で検討を進めていきたいというふうに考えております。

浜田議員

今のお話を伺っていると、多分自治会から出ているのと恐らくかなり似通っていたんですかね。区のほうが一層負担は重いかと思うんですけれども、私もいろいろ区会議員の方からも伺うんですけれども、やはり共通していることは役の多さ、町から依頼される役って本当に必要なのかと、町のさまざまな委員会の委員も区長や区から出せと。多分、自治会もそうなんですけれども、それぞれの自治会の自治会長の役にとどまらずに、区の自治会長会とか、そんなところの上になって、町の全体の長になって、下手すると上伊那かどこかにもあるんですか。要するに、自治組織でありながら、言ってみれば姿の见えない巨大なピラミッドのそれぞれの役が振られてきて、その都度出ていかなければいけないと、この負担もお勤めなんかによってはかなり大きな負担になる。恐らく、私、直感ですけれども、このピラミッドってほとんど意味がないと思っているんですよ、年に1回総会を開いて、そこで懇親会をやってお開きで、その方針も下に傳達されるようなことがない組織が、その辺に無数に転がっているんじゃないかというふうに思っています。各種の審議会、委員会もそうなんですけれども、これまでの町の行政報告書なんかを見ていまして、ほとんど充て職で委員会に参加することになって、その一方で、結果、策定されたものを見ても、町民からのパブリックコメントほとんどゼロというケースが非常に多かったというふうに思っています。ただ、昨年か一昨年、ちょっと大きな変化が私には目につきまして、パブリックコメントですけれども、景観計画については18件、それから健康づくり計画については2件のパブリックコメントが寄せられたというのは、私はちょっと注目しています。どうして注目しているかというと、形だけで何かの仕事を割り振って、形ばかりの審査をしてですよ、失礼な言い方ですけど、町が準備した計画書にほとんど100%合意して、それに若干意見つけ加えるとしても、単にしょうゆかワサビの量を増やしたか減らしたかぐらいの、こういうことではなくて、やはり、先ほどのアンケートを見ていると、もう少し中身について考えている方が取り組みによってはいらっしゃるのかなあというふうに思ったわけです。ですので、本当にそういう方に参加していただくような仕組みを町としても取り組んでいただきたいと。先ほどの景観計画の場合、ちょっとお尋ねしたら、担当者の方がかなり熱心に意見を寄せてくださいという取り組みをなさったということで、必ずそういうことに対して

は反応される方がいると思っています。1万人の飯島町の中に。ですので、単に充て職を減らすという消極的なことを申し上げているのではなくて、やはり一つ一つ丁寧に町民の意見をくみ上げるような仕掛けをつくることと平行に、形ばかりの充て職というのを減らしていついていただきたいというふうに私は思うわけですが、町長はどうお考えでしょうか。

町 長 町にあります本当に多数の審議会やら、その役をしょわれて出席して、お時間を本当にいただいております方には、心より感謝をまず申し上げるところでございます。それで、その会が本当に効率的に身のあるものに、飯島町の発展に資するものになるようにしていかななくてはならないというふうに基本的に思っております。それで、区や自治会の町との関係の役職というのが充て職という部分の中で消化されてきておるといようなことも、私は目に映っておるところでございます。行政側としては、今までのとおりのことをやると安心しているというものもあるのかなあというふうに思いますので、いや、それは、どれだけそのことによって飯島町の魅力がアップしたのかと、この部分を常に、この会に対する、これを一年間やってどれだけ魅力をアップするというこの目標をしっかり持った中でやらなければならないのかなというふうに思っております。まずは、数的にも多いので、これは、減らせるところはまず減らしていくということですが、しかし、その会もできたという必要性の背景もやっぱし考えた中で改革をしなければならないと思っています。昨年の4月に、自治会長さんのスタートするときに行政との懇談会を開いていただきまして、区長さん方、公民館長さん方もそこにおそろいでお話をさせていただいたんですけれども、やっぱし自治会、区、改革する時期が来ていますので、ぜひ屈託のない意見をもう言い出しましょうよと、今までは、なるべく表に出ないような形だったんだと思いますけれども、控え目にやっていたかと思っておりますけれども、ぜひ、それは本当におおっぴらに、みんなで考えなきゃいけないんで出していきたいということの中で、いろいろみんな考えていただいたと、いっぱい出てきていると思います。それを一つ一つ、来年度はしっかりと一つずつ潰して――潰してというか、しっかりしたものにしていきたいなというふうに考えております。

浜田議員 もう時間もありませんので、ネタバレだけして終わります。私、実は来年度の自治会長でございまして、とにかく楽しみたいので、本気でこの問題に取り組みたいと思いますので、ぜひ御理解をよろしく願いいたします。最後の問題については単純にお答えいただければいいんですけれども、私は、自治会は、あれもこれもではなくて、一番基本的な誰が必要としていることを基本に自治会活動を進めるべきだと考えています。それは、具体的にはお困り事の解決なんですね。その場合に一番住民の方の参集が図れると思うので、それを中心に自治会活動の改革について町側としても検討していただきたいと思いますので、それについてのお答えを伺って、質問を終わりたいと思います。

町 長 町民の皆さんが我が町のことを考えることは一番大事なことです。御意見をいっぱい出してください。

議 長 ここで休憩をとります。再開時刻は11時5分といたします。休憩。

休憩再開

午前 10 時 45 分
午前 11 時 05 分

議長

会議を再開します。一般質問を続けます。
10 番 三浦寿美子議員。

10 番
三浦議員

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。最初に国保税の負担軽減策についてということで質問をしたいと思います。12 月定例会での一般質問で国保税を 4 方式から 3 方式にすべき、収入のない被保険者も保険料を払わなくてはならない、資産割は廃止すべき、所得割の税率は上がるが低所得者には有利になる、不足分は基金の活用をとの質問に、基金の取り崩しを含めて検討するとの答弁がありました。今回の国民健康保険税条例の一部を改正する条例が提案されました。長年培われてきた飯島町の地域性、地域の社会状況から、資産割について検討され、軽減の形で見直しが提案されたことを評価するものです。前回、私は、全国知事会が協会けんぽ並みの保険料に引き下げのために 1 兆円の公費負担を国に求めていることに対する町長の所見をお聞きいたしました。県、他市町村と連携して知事会の要請を支援していくとの答弁がありました。期待をしているところです。しかし、これが実現するまでにいかほどの年月がかかるか全く見通しは立っていません。現在も、これからも、制度として平等割、均等割が課せられるということになります。被保険者全員にかかる均等割、人頭税などとも言われます。収入のない子どもなども対象であり、家族が多いほど負担が重くなる保険の仕組みになっています。18 歳以下の子どものいる世帯や障害者のいる家庭にとって均等割は重い負担となっていると思われます。低所得者が多い国保の加入世帯にとって、7 割・5 割・2 割軽減はありますが、重い負担となっています。現状をどのように把握しているのかお聞きをしたいと思います。

町長

三浦議員にお答えいたします。国保税率の見直しにつきましては、昨年度は 4 方式を継続して若者世代に配慮した改正を行っております。また、引き続きまして本年度は、過日行われました国保事業運営協議会、飯島町で国民健康保険について、その運営について協議をする会議なんですけれども、この協議会におきまして、県の示す 3 方式にスムーズに移行できるよう資産割を減額する方向で検討され、結果として資産割を 2 分の 1 にするとの答申が出されました。議員の評価というのは、この点を評価していただいております。町としましても。今後は適正に国保事業運営に努めてまいりたいと思っております。なお、質問の現状等については担当課長より詳しく説明させていただきます。

住民税務課長

それでは、現状等について御説明申し上げます。現在、町では国保の国保税賦課に当たりまして、所得割、資産割、均等割、平等割の 4 方式で行っております。軽減措置としましては、一定の所得に満たない世帯につきましては、議員御指摘の均等割のほか、1 世帯当たりに賦課されます平等割につきましても規定の 7 割 5 割 2 割の減免がござ

います。また、所得が基礎控除額に満たない世帯につきましては所得割も賦課されてお
りません。なお、今月1日、3月1日の現状でありますけれども、加入全世帯1,302世
帯あるわけでありまして、そのうち軽減世帯、軽減対象世帯につきましては約
56%の741世帯となっております。以上でございます。

三浦議員

今、飯島町の国保の加入者の実態をお聞きしたところです。私、行政報告書を見てみ
たんですが、1世帯の国保の被保険者数とか世帯主の年齢、加入世帯の年齢構成
などを読み解くことはできません。国保の被保険者は74歳以下ゼロ歳児に至ります。所
得が年金のみの世帯や非正規雇用など、社会保険に加入できずに国保に加入せざるを得
ない、そうした若い世帯も加入をしているという状況もあります。また、今課題となっ
ておりますひきこもりになっている人の中にも国保の加入者もいるというふうに見てお
ります。国保加入世帯の負担額について、世帯の所得の状況や家庭の事情、家族構成な
どを踏まえて具体的に把握をできているのかどうか、この点についてお聞きをしたいと
思います。

住民税務課長

現在、資料的にはちょっと把握しておりません。

健康福祉課長

国保の経営のほうでいろんなデータを集めておりまして、経営側といたしましては年
齢構成も把握しております。飯島町は、前期高齢者が非常に多い国保でありまして、国、
県に比べても非常に多く40%台、もうじき半分ぐらいの方が65～74歳という形になっ
ていくような状況になっております。それから、所得につきましても、昨年度の国保の
運協で行いました所得の額よりも、今の現状、一年たった額のほうが少なくなっていた
という現状もございます。それから、国保の平均年齢でございますが、毎年大体1歳ず
つ上がっているような状況にありまして、これはほかの国保よりも年齢が高いというよ
うな状況でございます。50歳代ぐらいの平均年齢になっております。子どもさんにつ
きましては、ほかのところよりも多いということはございませんけれども、いないって
いうことではございませんので、国民健康保険の方の赤ちゃんというのは毎年5人～9人
ぐらい生まれているというような状況でございますので、これは飯島町の出生児数に対
する比率からいうと減っていないか、あるいは増えている年もあるというような状況に
あるところでございます。

三浦議員

ただいま住民税務課長と健康福祉課長から様子をお聞きしました。それで、私は今、
それぞれの課長からお話をお聞きしまして、現状をお聞きしまして、連携が必要かなと
いうふうに、後から言いますけれども感じたところです。現場では何らかの軽減策があ
れば生活を支える一助になったのではないかというふうに感じる事例などもあるのでは
ないでしょうか。そんなふうに今感じたところです。それで、先ほどもお聞きしまし
たけれども、住民税務課と健康福祉課の連携で具体的に実態を把握する必要があるん
ではないかというふうに私は考えるところです。今もお聞きしましたとおり、住民税務課
の実態把握は、現実にはされていないというふうに感じたところです。健康福祉課では、
今具体的に数字を持って国保の加入者の世帯の様子なども把握しているのではないかと
いうふうに受けとめたところですので、そういう中で実態を把握する連携が必要だとい
うふうに感じるわけですが、低所得であることが鬱病の原因であったり虐待の原

	因であったりと、間接的に社会問題とつながっていると言われてしています。また、健康や子どもの学力などにも影響があると言われてしています。広い視野でさまざまな角度から検証することが必要と考えます。国保税を徴収する住民税務課と具体的な国保の事業、福祉事業を実施している健康福祉課が連携をして、つかんでいる情報を数字で見えるようにする取り組みを私はするように提案したいと思いますが、この点について町長の所見をお聞きしたいと思います。
町 長	そういった、今議員さんがおっしゃいました現状、あるいはデータをしっかりと共有することは大事だと思っています。国保の協議会は、町の皆さん、地域の方々もメンバーになっていただいて、しっかりと時間をオーバーした意見が出るほどに意見が出る会議です。これは、この会議に比べて。その席には健康福祉課もいますし、住民税務課の事務担当者も来ておりますので、その部分はしっかりと認識はされているんじゃないかなというふうに私は期待しております。今課長さんは、その部分でちょっと手元に資料がないということで、そういう発言をされましたけれど、担当部署ではしっかりと共有がとれているんじゃないかなと思っています。議員のおっしゃるとおり、今後さらに、そういったことを連携しながらやるっていうことは基本だというふうに思っております。
三浦議員	ただいま共有することが大事だというふうに町長からお聞きしましたので、ぜひそんなふうな取り組みを進めていっていただきたいなあとというふうに思うわけです。 1－2の質問に移っていききたいと思います。協会けんぽ並みの国保税で子どもや障害者のいる世帯を支援できないかということで提案をしたいと思っています。最初に、全国知事会の1兆円の公費負担実現を待っている余裕がないのではないかなというふうに先ほども言いましたが、感じているところです。低所得者の多い国保の制度でありながら世帯の被保険者の人数で算定される均等割は、事業者負担のある他の健保にはない仕組みです。例えば、ゼロ歳児でも均等割として医療分が飯島町ですと2万円と後期高齢者支援分が7,200円かかります。全く収入のない18歳未満の子どものいる家庭は、子どもの人数が多いほど重い負担になっているというふうに思われます。また、子どもばかりではなく、障害者のいる家庭でも均等割が重い負担になっているのではないかなというふうに感じています。世帯に被保険者が多いほど負担が重くなる仕組みになっています。7割・5割・2割軽減の対象世帯以外にも均等割の負担が重く、苦しんでいる家庭があると思いますが、そのような状況を把握しているかどうかお聞きをしたいと思っています。
住民税務課長	議員御指摘の負担軽減対策につきまして、12月の議会におきまして県や他市町村と連携をしながら要望していきたいという答弁を申し上げておりますけれども、その後、確認いたしました。そこで、県内の自治体でありますけれども、18歳以下の被保険者と第3子以降の均等割を免除する措置案を議会に諮ろうとしたところ、国並び県より免除が地方税法に適さないとの見解が出されて、その措置案につきまして撤回をしたという事象がございました。理由としましては、減免に当たり地方税にあります被災などの特別な理由に当たらないということでございました。そのため、議員御指摘の子育て世帯、また生活弱者世帯につきましては、今申し上げたような形で減免できないという、制度上でありますけれども、そういうことがわかりました。保険料の割合の関係ですけれど

も、協会けんぽにつきましては、雇用者と個人、働いている方ですけれども、折半であります。当町の国民健康保険税の負担割合につきましては、国民健康保険事業会計の全体の2割ということになっておりますので、割合的に言えば協会けんぽよりも低いのかなあという感じで感じております。なお、税法上できる軽減措置につきましては、ここ数年行われております軽減判定所得基準の見直しが予定されておりますので、今後所定の手続をとってまいります。以上でございます。

三浦議員 私がお聞きしたかったのは、まず施策じゃなくて、今現在、こうした国保の均等割があるために、均等割の負担が重いために、負担が厳しいと、苦しいというような家庭があると思うが、そういう状況を把握しているかと、そういう状況があるのかどうかというふうにお聞きをしたかったのですが、そういうことは把握していないというふうに受けとめていいんですか。

住民税務課長 税のほうでありますけれども、収納の関係のほうで、おおむねそういう方が数名いらっしゃるというのは把握しております。

三浦議員 ただいま住民税務課長から私の先ほどの質問に、県内では均等割について減免の措置をとるという提案があったが、それは税法上できないというふうにあったというふうに言われましたけれども、恐らく県内では小海町だったというふうには私は認識しているんですけれども、議員の提案でそれが国保ではなくて、違う形で支援がされるというふうになったというようなことをお聞きしておりますし、実は、全国的には、来年度の実施も含めまして均等割の独自軽減策を行うとしている自治体が全国で25市町、村はないと思いますけど、があります。実施に当たっての理由としては、子育て支援として子育て世帯の国保税の負担軽減、中には定住促進も理由に含まれているという自治体もございます。子育て支援を魅力に施策を講じてきた飯島町としては、まだ全国でも数少ない均等割に対する軽減策は検討に値すると考えているところです。国や県の指導がどのようにあったのかというのは課長がお聞きしているので、制度的にはできないと言われているかもしれませんが、例えば北海道では旭川市、岩手県では宮古市、宮城県では仙台市、福島県では南相馬市、白河市などなど、25の自治体が来年度から、今現在もしている自治体もあるわけですが、軽減をやっております。それは、中には18歳まで全子どもを対象に免除しているところ、軽減しているところもあれば、第3子からとか、所得に応じて差があるとか、いろんな条件も市や町ごとに条件は異なりますけれども、現実として全国では実施しているところがあるということを知っていただきたいなあというふうに思います。それで、私は、そういう意味で、先ほど少し言いましたけれども、子育て支援を魅力に施策を今までも飯島町は講じてきました。やはり飯島町にもっともっと子どもさんのにぎやかな声が聞こえたらいいなあと皆さん思われていると思いますけれども、なかなか今の社会状況の中で、子どもたくさんは、国保でしたら本当に保険料払うのも厳しいなあ、これだけあったらもっと子どもにほかのところで生かせるのというふうに思われる方もいるんじゃないかなあというふうに思います。そういうことも考えますと、本当に施策としてはとても魅力のある施策かなあというふうに私は思います。そして、私は、子育て支援だけではなくて、障害者のいる家庭など、生活弱者の方

の支援策として均等割の軽減を検討するように求めるものです。現在、障害者の方を対象にして取り組んでいる自治体は、この施策としてありませんので、全国に先駆けて子どもや障害者の方、生活弱者に優しい町として国保税の均等割の軽減策を実施することを前提に、ぜひ、全国の事例も研究していただいて、この軽減策をしていただきたいと、そのための検討を進めてほしいというふうに思うところです。そこで、町長の所見をお聞きしたいと思います。

町 長

誰にもかかる均等割について軽減策をということでございます。保険の運営というのは、みんなで運営していくものですし、どこかを減らせばどこかは増やすということの影響もあるわけでございます。しかし、今言われた部分については課題であるという認識の中で、やはり運営協議会の皆様方にも御提案申し上げながら考えていただいて、常にこれは決まりではありませんので、これからずっと未来永劫この率でいくということではございませんので、この保険の率については常にみんなで考えていくことかなというふうに思っております。

三浦議員

ぜひ、国保の仕組み的に非常に低所得者に対して重たい、一人一人にかかる均等割でするので、その辺のことについてよく理解していただいて、暮らしやすい、そして医療にもかかりやすいためのものですので、その負担が重いために滞納になってしまったりとか、短期証でなければ取得できないとかっていう方が生まれられないような努力をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく検討をお願いします。

それでは、次の質問に移っていききたいと思います。2つ目の質問です。「153 伊南バイパス開通による町道の交通量の変化への対策について」ということで質問をしたいと思います。153 号伊南バイパスが開通したことで今までとは違う車の流れができています。私自身、行き先を考え、バイパスからどのコースを通って目的地に行くかと考えるとき、開通前には考えもしなかったコースを走ることが増えています。どのコースが近道か、バイパスに出るためには、なかなか変わらない信号機は避けようなどと思いをめぐらすものです。一つ間違えると袋小路に迷い込むこともあります。抜け出すために走ったこともない道を右往左往するのです。自分だけかと思えば、似たような経験話が話題になります。町道の交通安全対策に対する認識についてお聞きをしたいと思います。

町 長

昨年 11 月に念願でありました伊南バイパスが全面開通となりました。このバイパスの開通により、町内はもとより駒ヶ根市方面への移動時間が大幅に短縮されたこと、町内の国道 153 号線は冬期間におけるスリップ事故が減少しているなどの効果を実感しているところでございます。また、バイパス周辺の脇道となる道路は通勤時間帯を中心に多くの車が通るようになったとのお話も聞いており、これまでとは変わった車の流れができていますと認識しております。駒ヶ根警察署にバイパス開通以降の町内での交通事故の発生状況を照会しましたところ、町全体で前年度と比べて減少してきていること、また伊南バイパスの開通に起因すると考えられる交通事故はこれまでにないとの回答をいただいております。なれたところが一番危ないということもございますので、今後も地域の皆さんや安協の皆さんと連携して交通安全対策に十分留意して、必要な対策を講じてまいりたいと思っております。

三浦議員

ぜひ、そのようにお願いをしたいと思うところですが、実は、東部保育園の周辺では、やはり町長が今言われましたが、交通量が増えていまして、危険を感じると、そういう声もお聞きしているところです。保育園のお散歩コース、そこを通ってお散歩に行きます。また、私が見ていても散歩をする人が多いところです。また、犬とお散歩をされたり、押し車で一回り回らないと一日の日課が済まないと、そういう方もいらっしゃると思います。出勤や帰宅、その時間帯の車の流れも変わってきているというふうにもお聞きしています。交通量が増えているというふうにもお聞きしたところです。また、保育園の送迎の車も集中する時間帯があります。保育園があることを意識しているとは思えないスピードで車が通っているんです。私も、ああ、保育園があるなあと思ってスピードを緩めようと思いますけど、ついスピードは余り緩めないというか、60キロは出しませんし50キロも出しませんけれど、40キロではちょっと出し過ぎかなというふうに、運転していて保育園の近くだと、誰も歩いていなくても思いますので、やはりそういう意識が必要ではないかなあというふうな気がしているところです。それで、東部保育園の周辺は歩道ありませんし、私は早急な安全対策が必要だというふうに思っているわけです。その点について認識とお考えをお聞きしたいと思います。

総務課長

東部保育園の周辺の交通量ですが、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、通勤時間帯を中心に増加してきているのではないかと認識をしております。保育園西側の道路、横道ですが、ことしに入りまして北に進んだところの県道日曽利線との交差点で衝突事故が発生をしたと聞いております。現場の状況ですとか事故の原因等を確認しながら、警察に協議し、必要な対策を実施してまいりたいと考えております。また、町道等から伊南バイパスへ流入する際に、やはり信号機の待ち時間の短縮ですとか、近道、抜け道として周辺の道路を利用される方が増えているのではないかなというふうに思っております。東部保育園での交通安全の取り組みをお聞きしましたところ、園児の散歩の際にはロープ等を握らせたり引率する保育士の数多くするなどの対応をするとともに、危険と思われる道はなるべく避けているとのこと。また、保育園のひよこ安全クラブを通じまして園児また保護者の方へは交通安全教室を実施してきているということをお聞きしております。保育園のほうから、これまでは、そういった具体的な交通安全対策についての要望等については御意見、また保護者の方からもそういった御要望もちょっといただいていたところが実際でございます。しかしながら、やはり保育園周辺での交通安全の対策、重要と考えております。今後も地域の皆さん、また保育園の関係者の皆さんから声をお聞きしながら必要な安全対策をとってまいりますし、状況によりましては警察での指導を要請してまいりたいと思っております。

三浦議員

安全対策をこれから検討してとっていきたいというふうにお答えをいただいたわけですが、バイパスの全線の開通によって、交通安全についてもやはり心配をされるというふうに思います。先ほども課長のほうからは事故も発生しているというふうにもお聞きしたところです。学校への通学路とか、特に東部保育園周辺なんですけれども、安全対策が必要だという箇所を把握しているのかどうか、その点について教育長にもお答えをいただきたいなあというふうに思います。どんなふうに箇所として把握をされて

教 育 長	いるかどうかお聞きします。 安全対策につきましては、まず一つ、教育の面では、子どもたちには交通安全教育を学校あるいは保育園で取り組んでいただいておりますし、飯島小学校では、通学路を楽しむ会というので、おうちの方と一緒に学校に歩いてくるといような機会を設けており、その後、校長先生と一緒に見えになったおうちの方と話をして危険箇所がないかというようなことをお聞きしているという状況があります。また、学校のほうは、3校のPTAによる通学路の安全点検ということも行われておりまして、交通安全施設等の整備、改善に関する陳情を受けて、総務課の危機管理係や建設水道課の建設係とともに、その都度対応させていただいておるということでもあります。ちなみに、今年度は、新潟県での児童殺害事件を受けて通学路の合同点検を10月に行いました。駒ヶ根警察署、あるいは飯島七久保の駐在所、小学校の先生、保護者、防犯女性部、防犯ボランティア、総務課の危機管理係や建設水道課の建設係、あるいは教育委員会の職員などで町内の通学路を点検いたしました。153バイパスの全線開通に伴って交通量が変化して、ここをこういうふうにしてほしいというのは、まだ直接、そういった回答ではお聞きしてはおりませんが、今後、今おっしゃられるように伊南バイパスの開通によって交通量の増加や変化というものがあると思いますので、そういったところからの声をいち早く聞いて、それぞれの部署と連携しながら対応してまいりたいというふうに思っております。
三浦議員	とにかく安全対策大事だというふうに思うわけです。それで、例えば、今現在だと東部保育園がこの近くにあるのでスピードを緩めなきゃいけないとか、スピードを喚起するということなどが全くできていませんね。保育園がどこにあるかも知らない人が通れば普通に、歩道ありませんし、ですけれども、それはそれなりに広い道ですので、東西の道であれば、やっぱりスピードが結構自然に出てしまいます。なので、やっぱりそうした表示が必要じゃないかなあというふうに思います。よくありますね。保育園ありとか、そのためにスピードを減速してくださいみたいな表示があつたりするところもありますけれど、そんなような対応が必要ではないかなあというふうに私は感じますし。まず、一番いいのは、私は歩道の設置が必要というふうに思うわけですが、早速というわけには、これはいかなないかなあというふうに思います。長年の要望の出ている農道の歩道であっても少しずつしか進まないんですから、一気にそのところに歩道をといても難しいものがあると思いますけれども、将来的には、ぜひ、保育園の近くですし、そういうわけで交通量も増えていますので、歩道について検討はしていただきたいなあというふうに思うんですけれども、まずは、それができないうちは、今申しましたように保育園があることをよくわかるようにしていただいたり、そのためにスピードは緩めていただく、それから、それがよくわかるような標示、標示板とか路面標示とか、そういうような安全対策を迅速に私は行うべきだというふうに思うんですけれども、その点についてお考えをお聞きしたいと思います。
総務課長	まず歩道ですけど、やはり建設水道課との相談を踏まえまして、必要性、優先度を総合的に判断しながら検討するという形で御理解をお願いいたしたいと思います。また、

町道への標示板ですとか路面標示、注意喚起のための看板類の設置でございますけれども、法の規制に触れない場合には、必要な予算を確保した上で迅速に対応してまいりたいと思います。新年度のほうの予算での対応が考えられると思います。具体的な安全対策としましては、やはり一旦停止等の必要な場合にはカラー舗装によります路面標示の工夫ですとか、一旦停止の標示が夜間でも発光し点滅して場所がわかると、そういったような対応も考えられるところでございます。なお、信号機ですとか横断歩道の設置につきまして、また交通規制につきましては、駒ヶ根警察署のほうとも協議をしながら県の公安委員会に要望を上げていくということになりますので、そういった部分も、また地域の皆さん、保育園の皆さんの御要望、意見をいただきながら対応を考えてまいりたいと思います。

三浦議員

ただいまは東部保育園の付近の周辺のことについて提案をしたわけですがけれども、例えば私は本郷の湯殿入という本六の与田切川の近くに住んでいますので、バイパスに出る近道というのは、与田切川の下鳥居原に出る、保育園の西側に出る、その道を使ってバイパスに出るのが近いですね。そうしますと、保育園のある通りだと信号待ちが長いんです。そのまま真っすぐ行きますと、何と石曾根の集会所の前を通過してコンビニの上あたりに出てくるんですね、バイパスの。信号はないですし、道路は交差点が多いので気をつければ割と短時間にたどり着くんです。「信号を待っているよりも行っちゃったほうが早いかな。」なんて気持ち的には思います。よく考えてみると、信号を待っていて出たほうが安全だと、そんなに時間的には大差はないような気もするんですけど、あのイライラの信号待ちは、本当にそういう衝動に駆られます。ということで、そういう道の使い方をする、走り方をするんです。私だけじゃないんです。なので、ぜひ、そうした交差点の安全な、ちゃんと一旦停止をして左右確認をするような喚起とか、いろいろ工夫をぜひしていただきたいなあというふうに思うんです。例えば、柏木でよく出会い頭の事故とか、以前には死亡事故も出ました。今路面に、何ていうか、ちょっと喚起をするような仕組みがされていますよね。なので、少しスピードを緩めたり、そこでとまって左右をちゃんと確認できるような、そういう、運転者が思えるような、そんな対応も、ぜひ、保育園周辺だけでなくって検討をしていただきたいというふうに考えますが、その点いかがでしょうか。

総務課長

やはり、そういった部分、実際の車の通り方等を確認しながら対応する必要があるかと思えます。やはり地域の皆さん、また交通安全協会の皆さんの御意見いただきながら、一度に全部っていうことはできませんので、順次必要な重要性が高いところから対応してまいりたいというふうに思っております。

三浦議員

今そういう対応を順次やっていただける、やっていくと、また保育園周辺については来年度の予算の中でも対応していきたいというようなお話もありましたので、ぜひ、そういう点で住民の皆さんや今の状況などもしっかり把握していただいて、対応を求めて、質問を終わりにしたいと思います。

議長

ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後 1 時 45 分といたします。休憩。

休憩再開

午前 11 時 46 分

午後 1 時 45 分

議長

会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。

4 番 好村拓洋議員。

4 番

好村議員

それでは、通告に従い一般質問を始めます。今回 2 点について質問いたします。1 つ目は県企業局の小水力発電所についての話で、もう一点は地域おこし協力隊についての課題と今後の方針について質問いたします。町長の言葉を借りると、希望を持って意見を言い合おうというスタンスですので、どうぞよろしくお願いします。早速質問に入ります。

質問事項 1 「県企業局による小水力発電計画 その後の状況は」という質問です。

1-1 「昨年、県企業局による与田切発電所の再開発計画が上がったがその後の進捗状況と町の対応は。」という質問です。昨年 9 月に一般質問をした際、町長は、県企業局は与田切本流からの取水を検討し、町としては具体的な方策は未定だが、企業局の事業が円滑に進められるよう協力していきたいと答弁しております。また、先日の一般質問の答弁でも林道整備をシオジ平まで企業局にやってもらいたいと言っておりましたが、まず、その後の進捗状況について伺います。

町長

好村議員にお答えいたします。県企業局では、新規水力発電開発プロジェクトにおいて県内 33 の候補地点から早期調査着手地点ということで 4 件を含む有力候補地点 10 件を選定しております。そのうち早期調査着手地点の一つとして与田切川上流が含まれており、企業局において新たな発電所の建設に向けた可能性調査で電気及び土木施設の使用検討の調査や川の水の流量調査等に着手して、事業の調査が進んできております。その調査結果により、3 月ごろには開発地点候補が決定される見込みと思っております。町の対応としましては、調査に対する協力を行ってきており、浄水場の取水量や図面等の提供を行っております。今後も継続して事業推進のため協力してまいりたいと思っております。議員が先ほど述べられましたけれども、この開発することにおいて、与田切川の今はオンボロ沢という与田切川の北側からの谷の水を使って水力発電を行ってしまっていますが、名前のとおりオンボロ沢でございますので、雨が降るたびに水が濁ってしまうと、崖が崩れてきて水が濁るということでございます。その左側の谷、ちょっと登った奥のほうの左側の谷の水は、これは不思議に濁らないんですね、雨が降っても。そういう調査を県がして発見しておった中で、これはやっぱり本沢から水をとるべき、といいますのは、やっぱり水が濁ると、その中に土砂、砂利がまぎりますから、タービンの羽根が余計減ってしまうと、だから、とめなければならないという状況が発生するんです。そうすると、発電の機械がとまってしまう回数が多いということは、せっかく与田切川の流量が十分あって、今回も 10 本の指に入るぐらいのいい環境の与田切川なんですけれども、もったいないじゃないかと、こういうことの中で、南側の斜面

から下ってくる本沢のほうへ取水口を設けようと、こういう県の考え方でございます。とすると、今ある発電所よりもさらに上へ登った本沢からの取水で発電するとなると、当然工事があるわけでございまして、その工事をするためにダンプカーが登ったり、いろいろしなくちゃならないんで、自然と道路がよくなると、こういうことでございます。これは、私たちは、県の企業局がそういう事業を展開してくれることにおいて、飯島町にも大きなメリットがあるし、山にも登りやすくなりますし、今残念ながら通行どめになっておりますシオジ平、すばらしい自然の観光が見られるいい環境、エメラルド色の谷っていいですかね、そういったものが今は通行どめで本当に見られなくなって残念ということで、これもまた道路が開通することによって、そういった利益を受けられるということがございますので、大きな飯島町にとってもメリットがあるということで、この事業を一生懸命、県とともに推進していこうと、こういう心構えでおります。

好村議員

町長の思いも何か少し聞いたような気がします。現在の進捗状況と、本流からとるということで、事業自体は、計画自体は私も理にかなっているということで、何も県の企業局がやることに必ずしも反対ではないという立場だけは言っておきたいと思います。一つ確認なんですけれども、新規発電所ということで今町長も言っておられましたが、取水のところだけ変更して、例えば今の導水管、建屋、6,300 キロの与田切発電所ございますよね、それ自体を取水だけ変更して、そこに接続して使うような形になるのか、それとも完全に新規なのかということについては、町は把握されているのでしょうか。伺います。

産業振興課長

ただいま町長が申し上げたオンボロ沢の上流、与田切川の源流のほうですけれども、そこからまず取水をしまして、一旦新たに発電所を新規でつくります。その新規で1回発電する発電所ですけれども、企業局のほうからいただいている資料によりますと、想定出力が999キロワットで、想定年間売電収入が1.1億円ということで、事業費は約24億円程度かなというような、新たに1個そこに発電所をつくると、そこで発電した水がまた下流に行くわけですが、その水は川に戻さずに今ある発電所、そこに持ってきて今現有のタービンをまた回すという考え方を聞いております。現在、今ある発電所についても取水口が昨年の大水で壊れておりますので、こちらにつきましても2億円を超える金額を投入して直して、強化をしていくということですので、飯島町に2カ所の、企業局は2カ所の発電所を持つというような計画であることを聞いております。

好村議員

今課長から答弁ありまして、新規は999キロワットで年間売電収入が1.1億円、総事業費24億円ぐらいだろうというお答えがありました。999キロワットの発電所と今ある6,300キロ、当然、改修2億円という数字も今出ましたけれども、余り企業局、今ざっと収支計算といたしますか、20年の売電収入は22億円ぐらいですので、1個ですと、余りもうかんないんじゃないかなと、本当にそれ進むのかってところをちょっと心配するわけなんですけれども、そこは大丈夫なんでしょうか。町長、お答えください。

町長

県のもうかるかもわからないかという懐具合は、ちょっと私ではかり知れません。もうかるんじゃないのかなあというふうに思っている、どのくらいもうかるかっていうことはわかりませんが、それによって、県の姿勢は、そのもうかった利益を還元しよ

うという一つのプログラムも提示してきておるところでございます。金額はもっと欲しいなあというような金額なんですけれども、ドローンとかIT教育とか自動運転とか、社会資本を整備するような事業に補助をするというような計画を承っておるところでございます。それは利益の中から配分することなのかなというふうに想像をしております。想像の域を脱するものではありません。

好村議員

想像の域を出ないということではありますけれども、何かしら、協力するからには必ず、ちょっとそこは町にとっていい利益というか、道路の面でも結構だと思いますし、還元できるような取り組みを求めたいと思います。今回、この質問、9月もそうなんですけれども、そもそも論にはなってしまうんですが、先日、坂本議員の質問の町長の答弁として、坂本議員は出資はっていうところで話をしていたんですが、もう一つ危ない橋は渡れないという発言がございました。一方で、企業局はある程度もうかるんじゃないかということで、町へ還元してもらいたいということを書いておられたんですけれども、じゃあ、そもそも企業局が、企業局の立場に立って考えれば、よっぽど赤字になるんだったら多分やるはずがないし、有望箇所を選定されるわけがないというところで、ちょっと企業局の話をしますけれども、企業局、平成24年ごろまでは存続の検討とかを行っていたようです。オイルショックの時代に国から自分たちの電源つくれということで、その時代に与田切発電所、昭和63年だと思いますけれども設置をしたと、それまでは建設した発電所の事業を企業局は基本的には維持管理だけ、さらに、ちょっと今後面倒見られないから町へ譲渡したいという話もあったようなんですけれども、県の企業局も、あれから数十年たっていますし、どうやら人材がかなり、建設に携わった方が退職されたりしていないようなんですね。昨年の9月の一般質問でも言ったように、基本的に、もうほぼ丸投げ状態、どういう取水路等、どこで取水して、どういう配管して、何キロワット出るかっていうのを全部公募でやっています。それで、9月のときには西春近の何十億円っていうお話をしたと思うんですけれども、町がそれだったら公募してやれたんじゃないかっていう、そういった可能性、そこは検討されたんでしょうか。お伺いします。

町 長

与田切川で水力発電するという事業は、これは大事業だというふうに思います。それなりの識見がなければ、またノウハウがなければ、もうかりそうだからとか、町も出資して半分利益をもらおうよとか、そういう軽々に腰を上げられる問題ではないのかなあというふうに思っております。私だって、今時点、どうすればどういうふうになるっていう明確な答えが出せない、こういう知識の状態の中で、もうかりそうだからということで一歩突っ込んでいくっていうことよりも、どこでその部分の利益を分けていただけるかということのほうが地についた交渉事業の進め方かなというふうに思うところでございます。飯島町には、おかげさまで、好村議員もそのメンバーになっておられますように、小水力発電を研究しているグループがございます。そういった方々はしっかりと研究されていますんで、またそういった方々の提案をいただきながら、いろいろ進めていくのがいいのかなと思っていますけれども、その一つの可能性として、発電が終った後の水というのは、砂利やなんかは取り除かれているもんですからタービンを傷めない

と、こういうことがありますので、うまくその水を使えないのかということとは、小水力発電の民間企業の考え方があります。そういった方々とタイアップしながら——もともと与田切川は、私たちの川に降ってきた雨が私たちの川だよという、地元の人たちは自分たちの水っていう、そういう意識があってね、それを県に利益をかつさわられてなるものかと、こういうような思いもあるんじゃないかと、根底にはね、そういうふうに思います。しかし、国の法律でいうと、あの水は国のものですよと、こういうことなんです。だから、氾濫したときにも国の責任において護岸整理したり堤防をつくったり、治めて、水を治めているわけですね。ですから、それまでは町としてはできませんから、当然、国としての権利を主張することはやぶさかではないのかなあというふうに思います。それを受けて、許可を受けて県が水力発電をやっているということなんですけれども、飯島町が取り組める部分は、先ほど申し上げました最後の水を独自に使えるということをもた交渉してまいりたいと思っていますし、最後の水は最終的には与田切川へ流れます。発電した時点で、その水はもう国のものと、こういう法律になっているそうでございます。そこを何とかという話になるんですけれども、そこをまたお話しする機会があったらして、飯島、儲かる飯島町につなげられたらいいなというふうに思っております。

好村議員

町長から期待の持てる発言をいただいたかと思いますが、まず、地域資源は誰のものっていうところから入ると、やっぱり私は、飯島町に流れている川は飯島町民が一番最初に利益を得てっていうのが大原則というか、それは、やっぱり国や県に町長として求めていただきたいなと思います。今回の発電所に限らず、やっぱり地域資源は地域のものだというところで、まだまだ、河岸段丘の地形も、坂ばかりで私も大変だと思うんですけれども、逆を返せば、それだけ落差に恵まれている地形ですし、町長が確か選挙の立候補の演説会のときですかね、4,000～5,000メートルの海外の山を例えて、そう言われたらどう返すんだっていったら3,000メートルの山と3,000メートルを足して6,000だと、それぐらいのやっぱり発想の転換と意欲が必要だっていうことを言っていたのを、私すごい印象に残っているんですけれども、ぜひ町民の皆さんのために、そういった部分、一番根底にある部分を大切にさせていただいて、事業費が過大だからっていうのもあるかもしれませんが、まずは、そんな事業は、じゃあもうかるのかっていうのを、御自分なり各課に振るなりして、試算していただいて、大丈夫だという判断であれば、やっぱり取り組むべきところは取り組むべきだと私は思いますので、そういったことを求めて、ちょっと1－1の質問は終わります。何かあれば、どうぞ。

町長

水力発電については、そういう判断で取り組んでおります。一方、地域資源ということを見ると、森林も、これまた地域資源でございます。今ちらほらと話が出てきておるバイオマス発電につきましては、これもまた地域の森林を、これ本当に再生しなければならない時期が来ておりますし、その材をどのように使用していくかと、消費していくかと、消費しなければ山の木が使われないわけですから、まずは安定的に消費することが大事で、その消費するっていうのはペレット発電で消費しようということなんですけれども、山にある資源を刈り出してくる、それをやり出すと産業がぐっと広がってく

	るわけなんですけれども、そういった部分については、町の取り組む部分が水力発電よりも身近なところにあるのかなというふうに考えておるわけでごさいます。優先順位でいきますと森林開発の地域資源を使うことのほうが身近かなと思っております。けれども、水力発電については、本当に与田切川をせきとめて発電をするということについては、ちょっと、それこそダム、堤防が高いかなと、困難が、ハードルが高いかなというふうに考えておるところでごさいます。いずれにしても、そういった地域資源というものを本当に地域のために有効に活用するにはどのようにしたらいいかと、それを契機に飯島町の産業基盤に新たな産業基盤が展開するっていうことは、私も大きな期待を持っておるところでごさいますので、好村さんのいろいろのお知恵を拝借してまいりたいと思いますので、今後ともよろしく御指導のほどをお願いいたします。
好村議員	1－2の質問に移りたいと思います。「新たに七久保北村地区での小水力候補地が新聞掲載された。この事業における町の考えは。」という質問です。先ほどの事業と比べると格段に費用的には小さいのかなという事業です。理由は、農業用水ですので、農業用水ですと、農水省から自治体や土地改良区が取り組む事業であれば半額の補助が出ます。その分、制約もついてくるにはくるんですけれども、十分に組みめる規模感だと思えますが、まず、この事業に対する、これも企業局なんですけれども、町長の考えを伺いたいと思います。
町長	企業局の発電へのかかわりにつきましては、事業化に向けた協力を積極的に進めたいと、まず思っております。その中で、協力費や交付金など、何らかの支援を地元要望としてしていきたいと思っております。また、そういう支線での小水力発電でも、一番最初にやると、やっぱし砂、土の問題がありますので、その後の水をうまく使えないかと、こういう、いわゆるコバンザメ商法と申しますかね、いいところのいいところをどのようにいただけるかなあということは、したたかにチャレンジしていく必要はあると思っております。
好村議員	これも協力をしたいということなんですけれども、この規模の事業ですと十分町で組みめるという規模感かなと私は思います。ちょっと私がしゃべるよりもあれなので、一旦まずお伺いしますけれども、この事業の総事業費だったりとか、先ほどあった収支計算、そういったものは県から示されているんでしょうか。伺います。
産業振興課長	今御質問の候補地でごさいますが、七久保の北村地区ということで、当初、御質問でも町長のほうから答えさせていただきましたが、新規水力発電開発プロジェクト、企業局ですが、これで検討中の10件の候補地のうちの2次選定ということでされた6件、これがあるわけなんです、そのうちの一つということでごさいます。場所につきましては、千人塚に登っていく県道の南側に流れております準用河川の大森沢川ということで、企業局からは候補地として調査したい旨の打診があったということでごさいます。こちらは、今後、流量調査や採算性を検証していく段階でありまして、2020年のFIT申請の適用期限にこだわらないで、次期FIT申請も視野に入れたスケジュールで進んでいくというふうに企業局から情報をいただいております。したがって、ちょっと時間がまだまだかかるという内容かと思えます。河川兼農業用水路の計画ということで

ございますので、関係部署及び地元の管理者との調整を行いながら、必要に応じて企業局に協力していくというスタンスでいます。したがって、まだ細かいところは全くの白紙状態ということで聞いておりますので、お願いしたいと思います。

好村議員

今後の話で、まだ白紙だということなんですけれども、逆にいうと、白紙だからこそしっかりと検証して、もうかるって言ったら変ですけれども、採算がとれて発電できれば、そりゃあ自分たちの地域資源を使って自分たちの電力を多少なりとも賄うと、町の魅力にもつながりますし、町長が先日もみずからの地域はみずから掘り起こすと言っていました。別に県の企業局に協力するのが私は気に食わないわけではなく、まず自分たちでしっかりと検証して、取り組めるんだったら、やっぱり取り組むべきだと私は思います。ちなみに、この事業なんですけれども、出力はどうなるかはわかりません。私も正確に流量をはかっているわけでもないですし、ただ、新聞報道によると 50 キロ～150 キロの出力が見込めるんじゃないかということでしたので、仮にですよ、150 キロの水力発電が年間大体、効率は太陽光の 5 倍ぐらいですので、計算しますと大体売り上げは 3,000 万円です、年間。当然投資額もあるので、すぐには 3,000 万円という金額は出てこないですけれども、じゃあ、この 3,000 万円っていう金額がどういう金額かっていいますと、まず、12 月の一般質問で竹沢議員が上伊那一高い上水道の基本料金を一番安くしたらどうだと、移住、定住とか、そういったことも含めて、町民の皆さんに還元できるのでというところの答弁で、建設水道課長が基本料金を安くするにはやっぱり 3,000 万円ぐらい不足するよという答弁もありました。また、来年度の計画では、土地開発公社、黒字予想ですので、どうなるかはわかりませんが、毎年一般会計から土地開発公社に 3,000 万円繰り出しています。そういった数字が、自分たちが取り組んでやっていくことによって少しでも財政が楽になる可能性がある、そこは、やっぱりしっかりと、初めから県がやるからしょうがないなあっていう感じで協力するのではなくて、そういったちょっと姿勢を町長に持っていただきたいと、私はそういう姿勢を求めますけれども、町長いかがでしょうか。

町 長

すばらしい考え方だと思っています。私の基本的には、それに取り組まないということではなくて、なるべくロスが少ないところで取り組みたいということでございます。一番最初に取り水口を得て、そこから水を得てガリガリガリとタービンを減らすよりも、きれいになった水をと、こういうことでございますので、そういったところでやれば、やっぱりそこへは民間活力が入っていただければ一番ありがたいというふうに思うところでございます。そういったことは常に考えておりますので、ぜひ、水路活用にしても、バイオマスの発電、また熱の利用にしても、多くの方々が検討できる間口を広げた中での研究会というものをしっかりと持たなくてはならないかなというふうに思っております。また御協力をお願いします。

好村議員

町長は全然諦めていないということですので、ぜひ、これはみんなで取り組むべき事業だと私は思っていますので、ぜひ折に触れて、いろいろ情報交換しながら地域資源を掘り起こしていければいいかなと思います。

同じ、すみません、1－3の質問をやってしまったので、2番の質問に移ります。地

域おこし協力隊関係ですね。今年度末に任期を終え、複数名退職されると聞きました。飯島町のために精いっぱい任務に取り組んでくださった隊員の方には、OBとして、また一町民として非常に感謝申し上げるところです。家庭の事情で帰られる方もいらっしゃるのと、それは仕方ないことなんですけれども、町は定住に向けてどのような支援ができたのか伺います。

副 町 長

地域おこし協力隊が大勢退任されるということで、その状況、定住に向けた取り組みと課題は何かという御質問でございます。先ほど来、自然資源は町の財産だということで、それを有効に活用していくという第1番目の質問でありましたけれども、やはり人も「人財」、「財」というのは「財産」ですけれども、この人財もやはり町の大切な資源だと思いますので、地域おこし協力隊の皆さんには、町の定住を第一に現在13人の方に活躍をしていただいております。今年度末でそのうち6名の方が退任されます。任期満了で退任される方ですけれども4名、あとの2名の方は今議員さんも申された状況もありますし、また新たに自分で起業したいということでやめられる方もいらっしゃいます。6名の方のうちの5名は、地元に残っていただいて、これからも活躍をしていただけるというところでございます。隊員の皆さんは、それぞれミッションが違いますので、それぞれ所管課がさまざまなサポートをしながら起業、退任後の起業に向けた支援をしていただいているところでありますけれども、やはり今まで町にかかわっていただいた協力隊のOBの皆さん、議員さんも含めて、そういった1期生のOBの皆さんにぜひとも支援をとということで、ことしからそういった方たちにサポートをしていただく仕組みもとってきたところであります。いずれにしても、最初のうちはなかなかミッションと起業ってところがコミットしなくて、1人の方はやめられたりしましたけれども、あの方々は、それぞれまた地域に根づいていただいて、それぞれの立場で起業というか、仕事をしていただいているところでありますけれども、やはり退任後に飯島町に定住していただくようにきちんとサポートをしていきたいと考えています。

好村議員

課題はまだあるとのことですが、改善していきたいと、前向きな発言をいただいたのかなと思います。この協力隊制度自体は、私もこの制度を利用して飯島町にきた人間ですので、余り悪くは言いたくはないですし、悪くは言えないんですけれども、私が協力隊の制度、町がどうのこうのではなく、協力隊の制度の課題っていうところでは、やっぱり任期が最長3年と、その中で事業の結果を求められるっていうのが1点あります。あと、3年後、やっぱり事業が途中であったりとか、もう少し軌道に乗らないっていう場合に、一切交付金措置とかがないっていうのが非常に厳しいところなのかなと思っております。簡単にいいますと、もう協力隊、最長3年、卒業した瞬間に当然職と同時に事業費から出ていた家賃補助もなくなる、極端な話でいうと職と住みかを失うと、同時に失うことがちょっと課題かなと思っております。町も4年目以降、協力隊っていうのは別に国も認めていることですので、ただ交付金はないよと、町が負担するんだったら、それは国としてはやってくれないけれども、町としては財政的に厳しいと、これは町ではどうしようもない部分でもありますけれども、来年度14名ですかね、多くの隊員を迎え入れている飯島町ですので、機会があればというか、ぜひ町長から、その

豊かな弁舌をもって国へ3年目以降のフォローとかいうところもこの制度の課題ということで伝えていただきたいと思いますけれども、町長いかがですか。

町 長 地域おこし協力隊につきましては、日本中の自治体で大きな期待をもってこの制度を利用しているんじゃないかなというふうに思っております。それなりの成果が各地区で得られているんじゃないかなと思いますけれども、好村議員がおっしゃったとおり、その後の、3年後の仕事、住みかということについて、また仕事のやりかけということがあって、3年っていう限度がどうなのかという、そういう問題が現実にあるということでございますので、そういった課題につきましては、国、県へ、その機会を得た中でお話を申し上げてまいりたいと思っております。町としても、採用する際に、できるだけ3年でその職につける関連性のあるような、地域の人たちと知り合いになって、それをベースにその仕事ができると、こういうことも一つの方法かと思えます。全然関係のないところへやると大変なんですけども、3年間で3年後につながるような仕事、地域おこしというものを、やっぱりしっかりと考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

好村議員 ぜひ折に触れ、そういったところは求めていっていただきたいと思います。

では、2-2の質問に移ります。取り組んでいる事業によっては3年後の生活に直結しないかなというミッションがあります。現実的な問題として、今後、じゃあそういう方たちはどういうふうに飯島に定住できるようにしていくのか、その点のことをちょっと副町長にお伺いします。

副 町 長 現実的な課題として今後どういうふうに取り組んでいくかということでもありますけれども、まず、やはり今までは3年後にどうしたらいいかっていうのを3年後に考えていた状況があります。今回6名の方が退任されまして、新たに採用試験をこの間行なったわけですが、やはりミッションが将来の起業につながるような、そういった面接をさせていただきました。ですので、都市交流ということでもありますけれども、都市交流も、やっぱり関係人口を増やしていくという、そういう大きなミッションの一つですので、そういう中で、その方がシェアハウスに取り組みたいとか、そういうお考えがあれば、そういう取り組みを優先していただきながら、将来、3年後にきちんと、自分の夢もかなうし、町のミッションも実現するっていう、そういう取り組みをしていただくように、今度面接方式を変えてきました。全部が全部、それぞれ協力隊員の皆さんの要望にお応えできるかはわかりませんが、起業支援の国の助成もありますので、そういったものを3年間の中でうまく使いながら、きちんと3年後に飯島町に住んでいただいて起業していただくというのを目指していきたいと考えています。

好村議員 採用の段階で、ちょっと入り口の——入り口というか、面接方法を変えたというお話でした。協力隊の本来の目的といいますか、趣旨を簡単にいいますと、1つは地域の方たちが課題としている問題を地域の方たちと一緒に解決する、それが1つ、2つ目が将来的にはその地に定住する、この2つのミッションがあるかと思えます。当然、当町もそういう思いで協力隊を募集し、本人たちも飯島に期待を、大きな期待を抱いていると思います。最終的に、任期の終了後、飯島町いいねと気に入っていただいて定住

希望なら大変喜ばしいことだと思いますし、町もそれを期待して採用していると思いますので、そこはしっかりとフォローしてあげてほしいと思います。任期は最長３年ですので、早くから、ちょっと定住に向けた取り組み、時間の確保の配慮や、やっぱり相談を受ける体制はあるのかなのかっていうところも含めて、来年度、ちょっと関連なんですけども、わら細工と、あと田切の里ですかね、ある意味、事業者、既にもう事業を行っているところへ協力隊を投入する事業が予算案であります。その方たちは、どのような形態で勤務されるのでしょうか。その点を副町長にお伺いします。

副 町 長

ちょっと若干質問が質問項目にない質問でありますけれども、確かに道の駅田切の里につきましては、３年前も協力隊の皆さんにお手伝いいただきながら今まで運営をしてきたところであります。どうしても相手のあることですので、そちらの事業形態の中で活躍していただくということで御活躍いただいたんですけども、なかなか、やっぱり事業主との間、また町との関係の中でうまくいかなかった場面があります。今回新たに米俵、わら細工の関係でお２人を採用していくということでありますけれども、こちらでも町の足かせはできるだけ省いて、相手の事業者の方の意向に沿った協力隊の仕事をさせていただくということで考えております。どうしても相手のあることですので、当然いろいろ課題はありますし、予算は当然町の予算で組み立てていますので課題はありますけれども、できるだけ協力隊員の皆さんと相手の事業者が十分話し合いながら、最初の段階できちんと業務の内容、あるいはこれからの展開の内容を確認しながら取り組んでまいりたいと思います。

好村議員

ちょっと質問がぶれたということで、それは大変失礼いたしました。ただ、最初にすり合わせも十分大切なんですけれども、やっぱり、私が聞いている中では、販売であったりとか、やっぱり一スタッフとして働いていると、やっぱり３年後どうしようとかいう、その時間がとれなかったということも聞いております。そこは、町とやっぱり事業者の話し合いの場、せめて半年とか１年に１回で結構だと思いますので、本人を交える交えないはお任せいたしますけれども、そういった配慮は求めたいと思います。質問項目になかったので答弁は求めませんけれども、こういった事業者に協力隊を配置するってことなんですけれども、地域の活性化につながる取り組みですし、こういう手段をとること自体は大変結構なことだと思います。大いにやるべきだと個人的には思っております。しかしながら心配な部分も今言ったようにありますということですので、３年後の目標の共有をやはり町と事業者、協力隊員、３者でやっぱりしっかり握って、定住に向けて取り組むことをちょっと求めます。

最後の、ちょっと時間ないので２－３の質問に移ります。まちの駅は協力隊の事業費で成り立っているのが現状だ。既に地域のコミュニティーの場として非常に活用されており、欠かせない。協力隊制度がなくなったときの今後をどう考えるかという質問です。まちの駅ができてから数年がたちました。私もそんなにちょくちょくは通えていないんですけども、いつ行っても子どもから年配の方まで幅広い年齢層の方が利用されており、また、町外から訪れる方もたまに行くと見かけますし、非常に有効活用されていると思います。以前の一般質問でも協力隊制度がなくなったときに出口戦略をどうするの

地域創造課長	かつていうことをちょっと質問もしたんですけれども、その後の検討について伺います。 地域おこし協力隊のまちの駅の関係ということになります。協力隊制度がなくなった場合ということでございます。まちの駅の運営につきましては、御承知のとおり地域の皆さんに参加いただいて組織するまちの駅運営委員会が中心になって運営しておりまして、中でも地域おこし協力隊の方には中心的存在として運営を担っていただいているというところでございます。今後、仮に協力隊の制度がなくなった場合ということでもありますけど、2点ありまして、やっぱり、まず協力隊としてお願いできる方の確保と制度の存続という2面があるわけでありまして。まちの駅の運営の見直し、これが必要になるっていうことは、当然制度が変われば必要になってまいりますけれども、どのような制度改正が行われるかとか、そういうことは全く今のところわかりませんし、国のほうでそういう検討をしているというような話もございませんので、町としましては、運営体制、財源の確保については意を置きつつ、国の制度運用の状況を注視して、それで対処してまいりたいというふうに思っております。
好村議員	先のことはわからないというような答弁だったのかなとちょっと思いますけれども、まちの駅、多分こちらにいらっしゃる皆さん、ほぼ全員、うまくいっているという認識だと私は思っていますけれども、うまくいった理由の分析とか、そういったことはされていきますでしょうか。伺います。
地域創造課長	町としてうまくいっている理由っていうのをつぶさに分析をしているわけではありませんけれども、私は、先ほど言いましたように、先ほど議員さんおっしゃったように、地域おこし協力隊のミッションっていうことは、地域の人とかかわりながら地域の課題を解決していくと、そういうところにあるというふうにおっしゃっていましたが、まさにそれがうまく実践できている、そういう形でうまくいっているという部分になっているんじゃないかなというふうには思っております。
好村議員	そういうことでした。あそこが盛り上がっているのは、私の認識なんですけれども、もちろんハード面が新たに整備されて集いやすい場ができたっていうのももちろんあると思うんですけれども、それ以上にソフト面、端的に言うと、協力隊に限らずですけれども、今後の目標といいますか、常駐している人がいて安心して利用できる環境が整っていると、それが一番の理由かなと思っていますので、今後、制度がどうなるかわからないという中で、今後また検討をするような感じではありましたが、まちの駅を現状のような形で残すことを求めますが、最後に町長のその点についての考えを伺って、私の質問を終わります。
町長	将来、まちの駅のあの周辺がどのように変革していくかということも当然あります。時代時代の流れを見据えて、人心の気持ちを掌握しながら、的確な政策を打っていきたいと思っております。
議長	ここで休憩をとります。再開時刻は午後2時43分とします。休憩。
休憩	午後2時33分

再 開	午後 2 時 4 3 分
議 長	会議を再開します。ここで暫時休憩とします。
休 憩	午後 2 時 4 3 分
再 開	午後 2 時 4 7 分
議 長	会議を再開します。一般質問を続けます。 11 番 中村明美議員。
11 番 中村議員	それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。今回は 4 つの大きな質問をさせていただきます。 1 「子育て環境の更なる充実に向けての施策は」について 2 つを質問いたします。幼児教育の無償化がようやく実施の方向となり、国、自治体の負担割合もおおむね決められました。国主体で本年 10 月から始まる無償化予算に約 3,880 億円が盛り込まれました。それには消費税率引き上げに伴い国と地方に配分される増収分を一部活用、無償化に必要な費用の本年度分は国が全額負担いたします。しかし、2020 年の 4 月以降は地方自治体も負担することになります。この幼児教育の無償化実施に当たり、町の概要も出されました。近隣自治体では、無償化に伴い独自に少子化対策として教育費の支援拡充を図っているところもあります。通常の保育料には給食費などが含まれていますが、当町の幼児教育無償化内容と、その結論に至った経過をお伺いいたします。
教 育 長	保育料の無償化は国の新しい経済政策パッケージ、経済財政運営と改革の基本方針 2018 の施策の一つで、消費税増税時の平成 31 年 10 月からの実施予定です。その主な内容は、今御質問にありましたように、保育所あるいは障害児通園施設を利用した際に要する費用、つまり保育料について 3 歳以上の全ての子どもと 0 から 2 歳児までの住民税非課税世帯を対象に無償化するものです。無償化した費用は、31 年度分は交付金として、翌年度からは普通交付税措置で国から交付される予定です。しかし、食材料費については無償化の対象外とし、施設による実費徴収の考え方が示されています。飯島町では、現在、保育料の中に食材料費を含め保護者から徴収をしています。徴収金額の中には保育料が幾らで食材料費が幾らというふうな形ではなく、合わせた形で徴収をしています。保育料が無償化となった際に、町として食材料費をどう考えていくかの検討が迫られております。しかしながら国からの交付金などの詳細につきましては、国の基準で交付されるのか、あるいは市町村の保育料を基準に算定されるのかもよくわかっておらない状況であります。町としては、子育て環境の充実を考えた上でも大きな課題と捉えまして、今後の国からの情報、あるいは近隣市町村でも検討を始めているところがあるというふうに聞いておりますので、そういった状況を踏まえ、これは慎重に検討していかなければいけないと思っております。
中村議員	食材のところは保育料に加わっていますのでね、なかなかそこの辺のところは、国

も自治体のほうに求めるのか、国がまた交付金の一部としてそこを見るのか、低所得者世帯とか、そういうところには軽減措置が拡大されるというふうな方向でも出ておりますので、町もそういうところを含めながら、また町独自の施策をしっかりと打っていただきたいというふうに思います。と申しましても、今や子育て世代にとって保育料は地域評価として大きなウエイトを占めていると感じます。しかし、そんな中にあっても、我が町の子育て支援に、施策をこれから進めていく中であって、しっかりプロセスを持ち、そして決まったものに対してはしっかりと自信を持って公表をしていくようにしていただきたいと思います。私が子育て政策に重きを置いてほしいということがありますけれども、それは子どもの心の成長に寄り添い、どの子も取り残すことなく、のびのびと個性を育めるよう、相談室や支援員の充実、地域力の強化に努めていくことを求める次第です。費用的支援だけに一喜一憂することなく、地域ぐるみで子どもの成長のために汗し働くことを喜び合える、そんな活気あるまちづくりが理想です。教育長、こういう子育て支援がいろいろと変わってくるわけですが、教育長自身の子育て支援に対する考え、子どもが育っていく段階で、どういう支援が必要なのか、どういうことが大事なのか、そんな教育長のお考えがありましたらお聞かせください。

教 育 長

子育て支援についての考えということですが、子どもは地域の宝だというふうに思っています。ですので、まず、子どもたちが経済的な格差によってさまざまな機会に差がつかないようにしていくというのがまず第一で、今回の保育料無償化も、あるいは準要保護についても、そういった施策の一つだというふうに考えております。もう一つは、さまざまな家庭的、あるいは本人の発達上の課題を抱えているお子さんもいますので、こういったお子さんたちに何らかの支援を行うことによって、みんなが共生して生きる社会をつくっていくということが重要だと思います。非常に多様化しておりますので、まちの財政的な支出というのは当然大きくならざるを得ないところはあると思いますが、町としてできる範囲のところは合理的な支援をしていきたいなというふうに思っております。

中村議員

私も同じ思いでありますので、ぜひそういう方向で子育て支援の充実を図っていただくよう求めまして、②では子どもたちの虐待問題についての質問に移ります。

昨今急増する虐待件数、本日の長野日報の中にもありましたけれども、2018年の一年間に児童相談所への通告した県内の18歳未満の子ども数が前年比18%、153人増の1,003人に上ったとありました。これは児童虐待が広く周知されてきた結果、今まで隠れていた虐待があらわれてきたという面と、ひとり親の増加や3世代同居の減少、近隣とのつき合いの希薄化などで社会全体の養育力、子どもを育てる力が低下してきたという面の両方が考えられるようです。児童虐待対策では、発生予防を重視するようになり、困り事を抱える家族に声をかけ早期支援する仕組みが重要になっています。政府は、2022年度までに子育ての悩みなどの相談に応じる子ども家庭総合支援拠点を全市区町村に設置する目標を掲げています。当町の取り組みは始まっているのでしょうか。虐待の対応においては、家庭、学校、児童相談所、警察のかかわりがあるため複雑であること、また、目に見えない精神面での判断は難しく、悩んでいる子どもを守り切ることができな

い実態もあります。子どもを守るため、児童相談所との連携とともに、親御さんのカウンセリングが私は大変重要だと思っております。家族が親子にとって安らかな場であるための支援策を講じていくよう努めていただきたい。また、幼少期から結婚時、出産後など、段階的で命、家族、社会について学び合い、弱い立場の子どもたちを優しい眼差しで見守っていける虐待のない飯島町であることを誇りと思えるようになるよう努めていただきたいものです。当町での虐待予防や虐待での対応を、現状はどのような状況か伺いいたします。

教 育 長

虐待に関するお尋ねであります。近年、虐待により子どもたちが犠牲となるというような事案が数多く報道されて、大変胸が締めつけられるという思いであります。子どもたちが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童相談所、学校、地域、町、あるいは警察などが協力して子どもを守っていかなければなりません。飯島町では、要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童や要支援児童及びその保護者、さらには特定妊婦を把握し、それぞれの関係機関と個別ケース会議などを適宜開催して、情報共有をしながら支援を行っております。ここ数年特に、それぞれの機関の意識の高まりがあったり、当然当町もそうでありますけれども、こういったネットワークが誘発的に機能し始めてきているかなあというふうな現状だと思っております。今お尋ねの虐待防止ですけれども、まず虐待の発生予防ということで、先ほど国の総合支援の仕組みのお話がありましたが、当町では子育て世代包括支援センター、これを健康福祉課と子育て支援センターの職員が相談窓口をつくっている事業ですし、あるいは乳幼児家庭全戸訪問、いわゆるこにちは赤ちゃん事業こういったところで相談窓口を開催して、保護者の相談ができやすい体制をつくっています。それから、早期に発見することに関しましては、乳幼児については各種健診、あるいは園児、児童、生徒は保育園や学校での生活の中で子どもの様子をいち早く捉えて、いつもと変わっているところはないかとか、どこかにあざがあるのを見つけたかというような取り組みを、いち早くそういった様子を捉えるようにしておりますし、民生児童委員さんや、あるいは近隣住民の方からの情報に基づいて対応することもございます。今後につきましては、虐待について子育て支援講座の中で取り上げたり、また子どもがみずからSOSを発信できるような、そういった活動といいますか、取り組みも行っていきたいと思っております。虐待の起こる背景は、複雑だし多岐にわたります。それぞれに合った継続的な支援を行っていけますように、関係各部署、あるいは関係各機関と連携をとりながら迅速、的確に対応していきたいというふうに思っております。

中村議員

町の今の体制をお聞きいたしました。結構連携がとれているのかなあというふうに思いますけれども、より一層情報共有をして、そして子どもたちを絶対悲しませないような環境づくりをしていただきたいというふうに思います。きょうもテレビを見ていたら、SNSを使って子どもが親の虐待を何とかしてほしいという、それを見た人たちが警察に通報して、そして子どもの命を守れたという、兎相のほうに送ることができたという、そんなニュースを朝ちょっと見たわけですがけれども、時代はそういうふうに変わってきて、いろんな人たちが今虐待に対しての目を、何ていうのかな、しっかりと開

いて、そして住民も危機感を持っているという、協力しているという、そんな体制ができてきているということを感じております。ぜひ、町で暮らす全ての人たちが誇れる子育て環境づくりをして、みんな仲よしな飯島町になるといいと思いますし、そうなるようにともに努力をしてまいりたいと思います。

それでは、大きな質問の2番に移ります。「女性活躍企業へ「いいじま☆えるぼし」認定で中小企業の後押しを」について質問いたします。この質問の中で「プラチナくるみん」「えるぼし」という名称が出てくるんですけれども、「プラチナくるみん」認証というのは子育て世代の女性の働く環境をしっかりとしている企業ですよというところに認証されるもの、「えるぼし」というものは、これは女性全般にわたって女性の働く環境づくりに我が社は大変整った環境ですという、そういう企業に送られる認証でございます。私は、この「プラチナくるみん」に対する取り組みに対して、平成27年12月の一般質問でさせていただきました。そのとき町側の答弁として、子育て世代にかかわる仕事ということでありましたので教育長のほうから答弁がありました。町の企業、隣接の企業の方にも意識を高めていただくよう図っていきいたいというふうに思っておりますという答弁でした。それから4年たったわけですが、子育て世代施策であって、その後の進展が見えてこないわけですが、それが余り進展していない、それはどこに原因があったのか、何かお考えがあつてでしょうか。今の現状を伺います。

教 育 長

今御質問にありました子育て支援で企業も含めてというお話です。当時教育長が子育て講演会などを通じてというようにお話をさせていただいたと思うんですけれども、その後、子育て支援センター主催の子育て講演会を何回かシリーズでやっておるんですが、その都度、企業の担当の方に御案内をして一緒に勉強しましょうというお誘いをしたんですが、なかなか実際は、お越しいただく企業ももちろんございましたけれど、そんなに多くの企業の方にお越しいただくというのはなかなか難しい状況でありました。本年度は、子育て講演会の視点が少し子育てそのものに入っておりますので、企業の方とのかかわりっていうのは少し薄くなっておりますけれども、今後また子育て支援で、そういった講演会などで企業の方にもお力添えをいただくというような場面については、また御案内など出していきいたいなあとというふうに思っています。

中村議員

初めに言うのを忘れてしまったんですけれども、この質問をするに当たっては、下平町長が次年度施政方針で女性に優しく女性が住みたくなるまちづくりへの熱い思いが込められておりましたので、今回この質問に至ったわけでございますので、よろしく願います。4年前に町の将来を見据えて女性雇用環境の充実に真剣に取り組んでいたら、今もう少し進展していたのではないかなあというふうにちょっと残念に思うわけなんです。確かにこの制度、ちょっと面倒くさいところもあるんですけれども、うまく活用すれば厚生労働省のネットの中に入りますので、女性が飯島にというときには、飯島はこういうふうに女性の雇用で充実している企業があるんだなあということで、女性が移住するきっかけにもなっていたのではないかなあというふうに思います。それでは「えるぼし」認定とはどういうことか。これは女性活躍推進法で2016年4月から始まり、認定基準には、採用、継続就業、労働時間等の働き方、管理職比率、多様なキャリアコー

スの5つの評価項目が設けられ、認定は基準を満たす項目数に応じて3段階あります。女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況等から優良な事業主は申請を行うことによって厚生労働大臣の認証を受けます。認証を受けた事業主は、認証マーク、愛称、これが「えるぼし」といいます。商品や広告、求人票などに使用することができ、女性の活躍を推進している事業主であることをアピールすることができます。この国の制度は、中小企業にとっては少しハードルが高いんですよ。そこで、川崎市なんですけれども、自治体版の認定制度で取り組みやすい女性の活躍の場を広げています。紹介しますと、市では、女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスを推進するために平成30年度より働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる中小企業の皆様を対象に「かわさき☆えるぼし」認証制度を新設しました。市は、女性活躍を牽引するモデル企業の募集を行い、24社を「かわさき☆えるぼし」認証企業に決定しています。認証企業の24社のうち18社、75%が従業員数50人以下の事業所です。また、今回の申請を機に新たに女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した企業は半数の12社、独自の「えるぼし」制度が国の「えるぼし」獲得へのステップアップになっていることがわかります。一般行動計画策定以外にも、社会で女性活躍プロジェクトの立ち上げやノー残業デーの設定など長時間労働の是正に向けた取り組みを開始するなど、多くの企業が申請を機にさらなる女性活躍や働き方改革に向けた取り組みを強化する傾向が見受けられてきたようです。川崎では認証取得によるメリットとして、やはり国と同じように5つあります。認証書の交付、認証マークを名詞や企業のホームページに使用するなど「かわさき☆えるぼし」認証企業であることをPRすることができます。また、ホームページ等で取り組みの紹介、人材確保の支援、公共調達における受注機会の拡大、この5つがあるんですが、この制度は女性の活躍に向け中小企業に一步踏み出してもらおうのが狙いです。そこで、町が目指す女性が個性豊かに活躍できる環境づくりのためにも、企業の意識改革へ自治体が後押しをするこの制度なんですね。女性の雇用環境が充実につながると私は感じて提案する次第です。町長の見解を伺います。

町 長

女性の社会での活躍の問題でテーマでございます。いろいろの形の中で厚生労働省がいろんな規格基準をつくって、それを推進しておるところを中村議員が御紹介いただきました。少子高齢化が進んでおります。これは皆さん御承知のとおりです。子どもさんが生まれにくくて高齢者が増えていくと、その中で社会的にどういう現象が起きているかということ、生産年齢人口、働ける人口、その生産年齢というのは15歳～65歳の方々のことをいうんですけれども、ここの人口が2013年から2015年の間に日本全体で800万人減少するという数字が出ております。これは経済にとって大変なことなんです。それで、政府としては、それを600万人、そのままにしておいたら減っていくんだけど、600万人増やそうと、こういう計画が進んでおります。一つの方法は、60歳定年なんですけれども75歳まで引き上げましょと、こういう高齢者の社会進出の推奨、もう一つは女性なんです、これが、特に女性の社会進出っていうのは結構進んできていると思うんですけれども、先ほど来問題になっております子育て中のお母さん、この方々の労働市場への参入、これを狙っているわけなんです。というのは、子育てによっ

て職を離れるという風潮が日本中にあるんですけれども、子育てしながらも仕事ができると、こういう環境をつくっていきましょよと、こういうお話なんです。まず、女性は、やっぱりその環境が整って初めて「ああ、子どもを産んでもいいなあ。」という、そういったことになるんじゃないかなあと、このように思うわけですね。そういった希望が多いからそういったことになっていくんですけれども、そのことについては、飯島町もしっかり積極的に取り組んでいきたいなあというふうに思っております。例えば女性が子育て——女性が子育てって言うと、これまた怒られるんですよ。今は男性も子育てしなきゃいけないんで。子育て中の家庭が子育てしながら仕事もできると、こういう状況っていうのは、やっぱり地域の方々の認識が必要だと思うんです。飯島町にある企業さん方が、会社の中で子育てしている家庭っていうのは、そうは、そんなに多く、全員がしているわけじゃなくて2～3人だと思うんですけれども、その方々につきましては、働くタイム、そのシフトといいますか、仕事のシフト、これを自由に、もっとフレキシブルにしてあげましょよと。それで、その抜けたときにはカバーし合いましょよと、こういうことをしっかり認識し合う、町中で認識し合うっていうことが大事なあと私は思っているんです。それで、商工会の会議とか、いろいろの席でこういうお話をさせていただきますので、議員おっしゃるような地域ぐるみで、こういった女性の環境を守っていくと、働ける環境を守っていくというところをやらなければならぬなあというふうに思っています。実際問題、こういう話をすると、飯島町で積極的にそれをやっているところあるんですね。やっぱり、そういったところは大々的に発表していかなくちゃいけないし、商工会とも連携して、行政とも連携して、そういった企業をどおんと発表して、そういったところへは、今やっぱり人手不足ですから、そういう方々を呼び集めるというようなこともやっていく、これがやっぱり町の魅力、全体的な大きな、魅力になってくるのかなというふうに思っておりますので、中村議員さんの今の御提案につきまして飯島町も積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

中村議員

大変前向きな答弁をいただきました。ぜひスピード感を持って、ネット社会ですので、若い世代はとにかくネットで全てを調べていくわけなんです。そういう中に飯島町が載っているっていうことは、大変目を引き、また女性の関心が高まることですので、ぜひ企業のほうにも真面目に取り組んでいただけるように、また難しいところは、ぜひ町も事務的なこと、そういうことは一緒になって取り組んでいただくように要望いたします。

それでは、3つ目の質問に移ります。「豪雨災害による河川の防災・減災対策の強化を」について質問いたします。8年前のきょう起こった東日本大震災の恐怖は今でも忘れることができません。先ほど黙禱の中で被災地の皆様へ心を寄せさせていただきました。東日本大震災以降も深刻な自然災害が続いています。昨年も大きな自然災害が頻発した年でありました。そして、当町でも夏の豪雨により中田切川上流の第4砂防ダムが土砂で埋まり、猿ヶ城用水、南割用水、中平用水、福地用水、川原用水の5つの全てが泥で埋まってしまい、一時は地元住民が不安な状況に陥りました。この打ち続く自然災害に対してどう対処していくかが大きな課題になっております。今までの災害の少ない町と

建設水道課長

の認識を改め、危機感ある対策を加速する必要があります。国は、昨年の災害を受け 30 年度補正予算で防災のかさ上げなど防災・減災対策として予算が投入されましたが、それを受け、町は防災・減災対策で活用できるのかどうか、どのような検討をされたのか伺います。

昨年の豪雨によりまして中田切川や与田切川などでは大量の土砂流出や流木が発生したところでございますが、今までに整備していただきました砂防堰堤や流木どめによりまして、幸いにも下流への被害がなかったところでございます。全国では、昨年の豪雨によりまして河川やダムなど各施設の能力を上回るような災害が発生し、甚大な被害が発生しております。それを受けまして、国では大規模な浸水、土砂災害等による災害防止に関する緊急対策といたしまして補正予算が計上されたところでございます。今回の補正予算につきましては、国や県が管理する 1 級河川が対象となりまして、甚大な人命被害が生じるおそれのある河川の堤防強化や砂防堰堤整備の対策を実施するものとして補正が計上されたところでございます。この補正について国や県に確認をしながら進めておりましたけれども、今回の補正について町内で対象となる河川は、今回残念ではないということと言われておりました。ただ、先ほど議員さんもおっしゃられましたとおり、中田切、与田切での土砂の流出、また各用水路取水での土砂の堆積、これにつきましては天竜川上流河川事務所におきまして別枠で補正予算を投じていただきまして、それぞれの土砂撤去ですとか流木の除去をいち早く実施していただいております。以上でございます。

中村議員

今回の補正では 1 級河川、大きな河川が対象となっていたので当町には対象のものがなかったけれども、天竜川上流等の流木等の対応を要望し、迅速に対応していただいたということで、町側も真剣に対応されていたということがわかりました。安心いたしました。今年度の気象予報では、本年の 6 月～8 月は豪雨が心配されると長期予報で発表されています。予報が外れればよいのですが、前々の用心が重要です。町全域の中でも特に豪雨による河川の氾濫など、警戒地域の住民へは改めて命を第一に守るための周知が重要ですが、町は万全でしょうか。また、昨年の経験からですが、山に豪雨が降り続いても、里は雨がやみ、晴れ間が出ているときがありました。そのようなときに警戒情報が発令されても、住民は情報に耳を傾けないのが実態です。実際に昨年がそうでした。上流と下流の違い、山と里の天候が大きく異なることを町民にしっかりと周知することを求めます。昨年の豪雨での砂防ダムを埋め尽くした映像や百間ナギの過去と現在の変化状況、山、川の変化など、目で見て状況を伝えなければ町民意識は変えられないと思います。DVD やドローンなど活用し、住民意識の啓発と豪雨時の避難意識を高め、自然災害で一人も犠牲者を出さないとの取り組みを切に求めます。本年も昨年のような豪雨が起きたときの減災対策が万全にできるのでしょうか、その辺を伺います。

町 長

現段階での河川の減災対策の急がれるところ、影響度の高い地域住民への周知は万全であるかどうかと、こういう御質問で、お答えさせていただきたいと思います。町内では、堤防の決壊や越水により浸水被害の発生が予想される河川として天竜川を想定しております。また、天竜川以外の河川では、氾濫による浸水被害よりも土砂災害や土石流

の発生が想定される河川が多くあることから、浸水警戒地区や土砂災害警戒区域、土石流危険渓流を表示した総合ハザードマップを作成いたしまして、全世帯や関係機関に配布いたしまして周知を図ってきているところでございます。新年度につきましては、天竜川上流河川事務所で天竜川の水位観測の機器を町内で5カ所に整備していただけるとのお話を聞いております。観測体制が強化されることを大変うれしく思っております。地域の皆さんへの周知、取り組み等につきましては担当課長から詳しく説明させていただきます。

総務課長

まず天竜川に関してでございますが、国土交通省の試算によりますと、千年に一度の大雨、48時間で605ミリほどの降水があった場合の天竜川の洪水予測では、天竜川沿いの地域で最大20メートルの高さまで浸水となる可能性があるということで、田切地区で10世帯、飯島地区で2世帯、本郷地区では1世帯で浸水被害があると予想がされております。この推計に基づきまして、該当する全ての世帯、また関係地域の皆さんには周知をしてあるところでございます。また、毎年5月には天竜川の重要水防区域の合同巡視が行われておりまして、町、消防団、消防署、警察署及び地域の関係者が一堂に会して、それぞれ確認を行っておるという取り組みをしてございます。天竜川以外の河川につきましては、各御家庭に配布してございます総合ハザードマップにより、地域の防災訓練を初めさまざまな折に地域の皆さんで再確認をお願いしていくよう、それぞれお知らせをしておるところでございます。また、町のホームページでも、こういったハザードマップのほうを公開しておるところでございます。大雨が予想される際には、このハザードマップで再度御自分のお住まいの地域、また危険箇所を個々の御家庭で御確認していただくことをお願いしますとともに、このハザードマップで、町ですとか消防団、また地域の皆さんがハザードマップを利用しながら巡回、警戒をされているという取り組みもされております。自然災害に備える中で、どこまで住民の皆さんに周知をすれば万全だという到達点はございませんが、情報の収集、また関係機関と連携を図りながらきめ細かな情報提供に努めてまいりたいと、そういったことで災害のほうに備えてまいりたいと思っております。

中村議員

ハザードマップ等も必要だと思いますけれども、ぜひ目で見るとね、目は90何%という力がありますので、ぜひ自分たちが暮らしている、その山の、川の、その状況がどういう状況なのかっていうのは住民がよく知っているっていうことが大事だと思うんですね、そういうことをぜひ今後町が町民のほうへ周知することを求めまして、最後、4番目の質問をいたします。

「高速バスの町玄関である飯島バス停の関連施設を清潔・安全に」でございます。飯島高速バス停は飯島上ノ原にあり、その施設清掃は上ノ原自治会有志の皆様が町から委託を受けきれいにいただいております。バス停を気持ちよく利用できるように、この皆さん方の御尽力のおかげであり、心より敬意と感謝も表す次第でございます。本日は、この皆様が傍聴されています。町長に現状を理解いただき、改善に向けての前向きな答弁をいただけますよう、期待をして見えている皆さんでございます。どうか皆さんが心軽やかに帰宅できますよう、町長の答弁をお願いいたします。高速バスの

駐車場には、平日で30台以上、休日を挟むと40台～50台の乗用車が駐車されています。送り迎えによる利用者を含めると、かなり高速バスの利用率が高いのかなあというふうに思います。飯島高速バス停は町の玄関であります。その玄関の現況はというと、階段の破損、西側の土手は水が流れ出して、階段への流れ込みも時々あり支障が出ます。駐車場東側の急斜面のガードレールの変形、全体的に施設付近の街灯が少なく大変危険な状態です。そして、何より大変なのがトイレの状況です。伺うことによりますと、上ノ原の皆さんが毎週1回、御苦労されてきれいにお掃除をしてくださっていますが、毎回きれいであったためしがないとのこと。私も現状を見てきましたが、本当に目を伏せたくないような状況でした。昔ながらの和式トイレのため、お掃除には本当に御苦労をされております。暑い日、また凍てつくような寒い日、そんな中でも必死できれいにお掃除をしてくださっています。それで、これは改善が必要だと実感いたしました。清掃をしてくださっている皆さん方は、時代に沿った洋式トイレになることできれいに使用してもらえ、掃除もしやすくなるため、トイレ環境の改善を切に切望されています。時代に沿った洋式トイレに取りかえていくときと私は考えます。町は、現バス停環境をどのように把握しているのか伺います。

町 長

上ノ原にあるバス停の環境整備についての御質問でございます。お見えの上ノ原の皆さん、大変御苦労さまでございます。北の玄関口が田切の里、南の玄関口が花の里、七久保にございますね、道の駅。そして中央道のあそこの玄関口は飯島町の西の玄関と言っても過言ではないところでございます。おり立ったときにきれいであるということは、やっぱし、おりた「ああ、飯島にきた。」そこがきれいであるっていうことは、まず第一印象がきれいであるということは欠かせない、非常に飯島町のイメージづくりとして第一印象は大事なところでございます。そこを皆様方の御苦労によりまして常に整備環境を整えておっていただけることに、本日ここで改めまして皆様方に御礼を申し上げるところでございます。大変ありがとうございます。(一礼)こういうお礼を言っていると、中村議員も感慨にむせて胸が熱くなってきて、つられてこっちも胸が熱くなってくるんですけれども、そういった方々が町民におられるということが、この飯島町の隠れた力かなと思っております。さて、そこでバス停の環境をどのように把握しているかということにつきましては、総務課長より現在の状況をお話させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

総務課長

現在、それこそ飯島バス停、また周辺の駐車場の環境美化につきましては、トイレ掃除を初めといたしまして上ノ原自治会の女性団体の皆さんにお願いいたしまして、作業をお願いしていただいております。おかげさまでトイレ、また駐車場の美化が保たれておるということでございますけれども、やはりトイレは昔ながらのくみ取り式のものであるために、トイレの管理、清掃につきましては大変御苦労をおかけしているということで、その御苦労に対しましては御礼を申し上げるところでございます。また、引き続きまして地域の皆さんの御協力をいただきながらバス停周辺の環境美化に努めてまいりたいというふうに思っております。また、関係いたしますバス停への階段等の関係でございますけれども、これにつきましては道路公団、NEXCO中日本の

ほうで設置をして管理をしておる部分でございまして、町のほうでは、やはり直接手が出せる部分も少ないという形でございます。そういった部分につきまして、また御要望、また御意見をいただきながら、NEXCO中日本のほうに働きかけをしてまいりたいというふうに思っておるところでございます。トイレの関係でございますが、やはり改めまして近隣の市町村にあります高速バスのバス停のトイレの有無等を見ますと、バス停、バス発着場所ですとかインターチェンジ内のバス停を除きまして、バス停の周辺にトイレがほとんどないというような状況もございます。また、近年では高速バスの車内にもトイレが完備されてきていることから、飯島のバス停の駐車場にありますトイレを今後も引き続いて維持していくこともあわせて検討していく必要があるのではないかと、いうふうに思っております。また、水洗化につきましても、それぞれまた検討してまいりますけれども、そういった部分もあわせて総合的にちょっと研究、検討してまいりたいというふうに思っております。

中村議員

ぜひNEXCOのほうにも働きかけを要望する次第です。今答弁の中にもありましたけれども、なくすことは簡単ですよ。駐車場周辺の地域の人たちにとっては、あそこが災害のときの第一に集まる、集合する場所にもなったりしているので、何かのときにはトイレがあることはうれしいのかなというふうに思います。また、過去には駐車場の周りを汚され大変なときもあったと聞きました。それでトイレが設置されたのかなあというふうに私は想像しているんですけども、トイレがなくなることで、その周辺が不衛生になることが懸念されますので、そういうことも加えて慎重に考えてほしいと思います。また、一つとしては、今の時代でトイレの有料化というのをしているところもありますので、そんな研究もぜひ進めて、慎重にして、ぜひいい方向にお願いしたいと思います。

では、次の質問でございます。バス停までの階段が急であり、段数も多いことから、高齢者や障害者にとって非常に上り下りが大変と聞きます。安全・安心な環境へと改善が必要に思います。町長は、事あるごとにリニアの時代での町の展望は語られます。それも町の未来を展望していく中で大変重要ですが、高速バスは、利用対象が学生さんに始まり多くの町民、また近隣市町村の方など、主にこの町に暮らす人たちが利用しています。また、ふるさとへの帰郷など県外者の利用もあります。リニアが開通しても乗車時間に縛られない、運賃が安い、自然環境を楽しみたいなどで、高速バスを活用する率はそれほど今と変動ないか、もしかしたら観光客が増えるのではないかなあというふうにも考えられます。とはいえ、リニア開通まで7年の時間を要します。リニア時代を迎える前に飯島ファンを増やすことが不可欠です。そのためにもバス停を利用しやすい環境にすべきと考えます。そして、今の高速道路、大変勾配が高いんですね、駐車場まで。そこをバリアフリーにするのも一つの考えですけども、そこから北のほうへ、150メートル先へ移動して、そうすると勾配がほとんどない位置があるわけなんですね、そういう所に、すぐとはいきませんが変えていくってということも一つ考えられるのかなあというふうに私は考えております。そのようなことを含めて、バス停へ行くまでの間のそういう改善、そういうところを検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

町長	リニアの新時代を迎えますと、品川から 45 分で、今、座光寺のところに長野県駅ができる予定です。そこから 30 分たつと名古屋へ行けると、こういう代物でございます。そこでおりた後の交通機関に何を使うかということが、これ 2 次交通という課題を抱えているわけでございます。それを、153 号の今バイパスが建設されていますけれども、これを使うのか、あるいは飯田線なのか、あるいは高速道路なのかと、こういう 3 つの方法があるわけでございます。高速道路は、すぐそこに、おり立ったところの座光寺にスマートインターチェンジ、今駒ヶ根にあるような、駒ヶ根のサービスエリアから飯島へ簡単におりられるようになった、あんなようなスマートインターチェンジが座光寺にもできますから、駅と直結してスマートインターチェンジで高速道路に乗れるということでございますから、これは有力な 2 次交通で利用できるんじゃないかなというふうに思うところでございます。それは誰が担うかということは別問題として、私は決してそれを、高速道路を軽視しているわけではございません。そこからおり立って、バス停から、高速道路のバス停からおり立って飯島町へ入るということも十分考えられます。ですから、整備は引き続き行っていかななくてはならないかなというふうに思っております。この整備については、急な階段があつて、冬滑りやすく、暗いし、非常に劣悪な環境です。ですから、そこら辺は NEXCO 中日本へ力強く改善を求めていると思っております。それでまた、上り坂が問題だということで、大胆な発想の中で、もっと平らな所へバス停を移動したらどうかと、こういうお話もいただきました。NEXCO にもそんな話をしてみようと思えますけれども、多分びっくりこいちゃうんじゃないかなというふうに思います。大きなお金もかかるし、構造的に変更することが多いんでね。けれども、そういったこともしっかりと真面目な顔でお願いしてまいりたいと思っております。
中村議員	玄関はその家の顔とか、その家の玄関を見ると家の生活が見えるというふうに言われます。そんな思いがあつて一生懸命清掃に携わってくださっている皆様に、ぜひ、よい前向きな改善が進みますことを要望し、終わりといたします。
議長	以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。御苦労さまでした。
散会	午後 3 時 38 分

平成31年3月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成31年3月20日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 第 5号議案 飯島町屋外広告物条例

日程第 3 第 7号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 4 第 9号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第 5 第16号議案 平成31年度（2019年度）飯島町一般会計予算

日程第 6 第17号議案 平成31年度（2019年度）飯島町国民健康保険特別会計予算

日程第 7 第18号議案 平成31年度（2019年度）飯島町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 8 第19号議案 平成31年度（2019年度）飯島町介護保険特別会計予算

日程第 9 第20号議案 平成31年度（2019年度）飯島町公共下水道事業特別会計予算

日程第10 第21号議案 平成31年度（2019年度）飯島町農業集落排水事業特別会計予算

日程第11 第22号議案 平成31年度（2019年度）飯島町水道事業会計予算

※第16号議案から第22号議案まで一括議題

・委員長報告、質疑、議案ごと討論、採決

日程第12 第26号議案 飯島町文化館の指定管理者の指定について

日程第13 第29号議案 平成30年度飯島小学校冷房設備設置工事変更請負契約の締結について

日程第14 請願・陳情等の処理について

日程第15 議会閉会中の委員会継続調査について

平成31年3月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

平成31年3月20日

追加日程第1 発議第1号 「地域からの経済好循環の実現に向け中小企業支援策の拡充と最低賃金の改善を求める意見書」の提出について

追加日程第2 発議第2号 J A上伊那長期構想・3ヶ年計画の再考を求める決議について

1 町長あいさつ

1 閉会宣言

○出席議員（１２名）

１番	本多 昇	２番	滝本登喜子
３番	久保島 巖	４番	好村 拓洋
５番	橋場みどり	６番	浜田 稔
７番	竹沢 秀幸	８番	折山 誠
９番	坂本 紀子	１０番	三浦寿美子
１１番	中村 明美	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 那須野一郎 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 下條 伸彦 会 計 管 理 者 大島 朋子 企画政策課財政係長 林 成昭
飯島町農業委員会 会 長 片 桐 孝 明	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育長 澤 井 淳	教 育 次 長 林 潤
飯島町代表監査委員 羽 生 收 一	飯島町監査委員事務局 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	平成31年3月20日 午前9時10分
議 長	おはようございます。 町当局並びに議員各位には、大変御苦勞さまです。 これから本日の会議を開きます。 今定例会も本日をもって最終日となりました。会期中は、それぞれ本会議を初め各委員会において提出されました案件につきまして大変御熱心に審査に当たられ、感謝を申し上げます。 本日は議案1件が追加提案されております。 また、去る3月6日の本会議において各委員会へ付託をしました条例案件ほか4件、新年度予算案件7件、また請願・陳情案件2件につきまして、それぞれの委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書並びに請願・陳情審査報告書が提出されております。本日は、これらの委員長報告に基づく審議などを願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールにのっとり慎重に御審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 諸般の報告はありません。
議 長	日程第2 第5号議案 飯島町屋外広告物条例を議題といたします。 本案につきましては、総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から委員会審査報告を求めます。 久保島総務産業委員長。 総務産業委員長 それでは、条例の審査報告を申し上げます。 今定例会、6日、初日におきまして総務産業委員会に付託になりました新設条例であります第5号議案 飯島町屋外広告物条例の審査報告となります。 片桐建設水道課長並びに田中調査計画係長に出席を願い、補足説明をいただき慎重なる審査を行いました。 結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決しました。 審査の中で出されました主な質疑について申し上げます。 問い「地権者や周辺の同意書は、既存のものについても対象になるのか。」答え「既存については、あえて許可は不要、地域の同意も必要ない。」、問い「既存の看板で新たに申請しなければならないものがあるか。」答え「3年ごとに申請書を出してもらうが、範囲が広がるのでかなりの数になると思う。調査してある。ある程度は把握をしている。」、

問い「旗も対象になっているが、交通安全とか町内のイベントとか、これも対象になり申請になるのか。」答え「これは対象外とする。町長が認めるものに当たる。対象は営利を目的としたものに限る。」、問い「公職選挙法に基づいた看板類等は対象外ということでしょうか。」「対象外となる。」。

その他、PRの方法や告知につきまして、注文やら修正を申し入れたところでございます。

次に、討論、意見について報告いたします。

賛成として「町は自然景観を売り物にしており、この景観を守ることは大切なことである。よって賛成とする。」、賛成「条例の開設に当たり、よく調査しており、適切であると思う。ここも評価し、賛成とする。」。

以上でございます。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
久保島委員長、自席へお戻りください。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第5号議案 飯島町屋外広告物条例について採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3 第7号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
を議題といたします。

本案につきましては、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長からの委員会審査報告を求めます。

坂本社会文教委員長。

社会文教委員長 それでは、審査報告を申し上げます。

3月7日、社会文教委員会に付託されました第7号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを審査いたしました。

お手元に配付のとおり可決すべきものと決定いたしました。

説明では、現在の町の税の被保険者の所得は上位から半分ぐらいの位置にあり、国保税は低いほうだということ、医療費の高いところまたは所得の少ない市町村を現在飯島町の被保険者が負担している状況であると説明がありました。

出ました質疑では、問い「支払準備基金を1,100万円取り崩して対応するのか。」答え

「国民健康保険運営協議会で、県の経営方針と町の状況を鑑みて資産割を半分にすることで落ち着いた。」、問い「今後は資産割の廃止が目の前にあるが、決定は市町村に任されているのか。」答え「方式は、今は市町村の運営方針になっている。いずれ3方式を目指して行くが、とりあえずこの3年で3方式にし、それでもできない場合は、もう3年あり、激変緩和措置は6年となっている。」、問い「田舎での資産割をなくすと低所得の方の均等・平等割にかぶってくるということになるが、資産がある人と資産のない人が同じ保険料になる場合もあるのではないか。その点はどうか。県はどう考えているのか。」

「運営協議会でその議論はなかったが、低所得の方は所得に対して2割5割7割のかなりの軽減制度がある。県の3方式の試算を示して、資産割がなくなれば均等、平等に転化される。」、問い「基金を取り崩しながら5～10年は持つというが、なくなれば平等割を上げていくことになるのではないか。」答え「税を上げるか、県にも基金があるので借りてしのぐということになる。借りたものは3年かけて返すことになる。一般会計からの繰り出しはしない。」、問い「単年度で医療費が大きくなった場合に、基金がゼロであると過度の税の引き上げがあると思うので、基金の扱いは慎重に行い、これから5年で使い切ってしまうというような考えではなく、対応してほしいが。」答え「運営協議会では5,000万円ぐらいの余裕は持っておいたほうがよいのではないかとになっていて、十分に検討していきたい。制度が変わったばかりなので、県も負担金のあり方に困っている。」以上の質疑でありました。

議長
社会文教委員長

これから委員長報告に対する質疑を行い……

すみません。討論を……。すみません。討論を言っておりません。討論では、賛成として「近隣でも税を引き上げているところもあるが、資産割を2分の1として、町として適切な処置であり、賛成とする。」「低所得者に十分に配慮された軽減制度の確認ができ、また過激な税の変動がないような基金の運営が確認でき、賛成である。」。

以上であります。

議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

坂本委員長、自席へお戻りください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第7号議案飯島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

議 長	日程第 4 第 9 号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。 本案につきましては社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から委員会審査報告を求めます。 坂本社会文教委員長。
社会文教委員長	それでは審査報告を申し上げます。 3 月 7 日、社会文教委員会に付託されました第 9 号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例について審査をいたしました。 お手元に配付のとおり可決すべきものと決定いたしました。 出された質疑は、問い「なぜ条例を変えることになったのか。今まで国の補助部分は出ていたのか。」答え「県で現在の条例の書き方では読み取れないと言われ、金額を明記することとした。今まで国の補助は出ていた。」。 討論では、賛成として「条例の明記の方法によるものであり、今までも軽減分の国の補助は出ていたことを確認したので、賛成とする。」。 以上であります。
議 長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 坂本委員長、自席へお戻りください。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 9 号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例について採決します。お諮りします。 本案に対する委員長の報告は可決です。 本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 9 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 5 第 1 6 号議案 平成 3 1 年度 (2019 年度) 飯島町一般会計予算 日程第 6 第 1 7 号議案 平成 3 1 年度 (2019 年度) 飯島町国民健康保険特別会計予算 日程第 7 第 1 8 号議案 平成 3 1 年度 (2019 年度) 飯島町後期高齢者医療特別会計予算 日程第 8 第 1 9 号議案 平成 3 1 年度 (2019 年度) 飯島町介護保険特別会計予算 日程第 9 第 2 0 号議案 平成 3 1 年度 (2019 年度) 飯島町公共下水道事業特別会計予算

日程第 10 第 21 号議案 平成 31 年度（2019 年度）飯島町農業集落排水事業特別会計予算

日程第 11 第 22 号議案 平成 31 年度（2019 年度）飯島町水道事業会計予算

以上、第 16 号議案から第 22 号議案までの平成 31 年度予算 7 議案を一括議題といたします。

本案につきましては予算特別委員会に審査を付託してありますので、委員長から一括してそれぞれの議案に対する審査報告を求めます。

橋場予算特別委員長。

予算特別委員会に付託されました平成 31 年度予算関連 7 議案につきまして委員会審査報告を申し上げます。

第 16 号議案 平成 31 年度（2019 年度）飯島町一般会計予算、第 17 号議案 平成 31 年度（2019 年度）飯島町国民健康保険特別会計予算、第 18 号議案 平成 31 年度（2019 年度）飯島町後期高齢者医療特別会計予算、第 19 号議案 平成 31 年度（2019 年度）飯島町介護保険特別会計予算、第 20 号議案 平成 31 年度（2019 年度）飯島町公共下水道事業特別会計予算、第 21 号議案 平成 31 年度（2019 年度）飯島町農業集落排水事業特別会計予算、第 22 号議案 平成 31 年度（2019 年度）飯島町水道事業会計予算の審査を行いました。いずれも可決すべきものと決定しました。

それでは、その経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、去る 3 月 6 日、本会議にて予算特別委員会に付託されましたので、翌 3 月 7 日、委員会室 1 において開会し、正副委員長の互選を行いました。

予算特別委員会は、総務産業分科会、社会文教分科会を設け、各所管事業への質疑を行うように求め、3 月 12 日 13 日 14 日 15 日の 4 日間にわたり委員会室において、説明のために町当局関係の出席を求め、質疑を行いました。

まず、3 月 12 日、9 時 10 分より委員会室 1 で第 16 号議案 平成 31 年度（2019 年度）飯島町一般会計予算の総括的説明の中で出された主な質疑の御報告をいたします。

問い「七久保保育園駐車場用地取得は、現在の場所か。」答え「南東の駐車場部分。」、ほかに交付税、地方消費税交付金の算定にかかわる質疑がありました。新たな問い「義務的経費が増えている。どこを削減するか。」答え「物件費、人件費を抑えていくことが大きなところ、増えていくものを行革で抑える。」、問い「特別交付税の地域おこし協力隊の影響は。」答え「上限を上回らなければ措置される。それ以外の部分の財政措置はされないで、影響する。」、問い「町税の関係はマイナス傾向だ。町税、法人税など、税収を上げる方向は。要因は何であったのか。どんな展望からこの数字になるのか。」答え「税収の増には個人、法人は景気による。他の施策を複合させ、企業誘致努力、未収に対策する。工場が来ることで、宅地、償却資産、減免措置から通常の課税となり増となる。」。

次に、3 月 17 日、議場において予算特別委員会を開催し、各分科会の主査報告を行いました。既に主査報告をされていますので、その主な内容を御報告いたします。

総務産業分科会の主な内容、総務課では、問い「飯島駅は引き続き管理していくのか。」

答え「検討を始めたところで、今年度は継続し、具体的には今後の検討。委託の駅員とも意見交換をしながら進めたい。」、問い「消防団無線機配備が 32 台では足りるのか。トランシーバーなら行政無線や消防無線との連携はどうか。」答え「副団長以上は無線機を配備。今回は部長に配備する。デジタル無線でつながりやすさを考慮した。消防無線は町に 2 台あり、町を通して団と連携する。積載車には行政無線がついており、連携できる。車から離れた場合の連絡手段の拡大。」。

企画政策課では、問い「第 6 次総の審議会委員や計画などに女性目線を重視してほしいが。」答え「地域づくり委員会などになる。区に限ってはいない。」、問い「財政調整基金は抑制するということだが、年度当初に繰り入れるのが本筋ではない。事業目的がないのはなぜか。」答え「財調は一般財源扱いで特定財源ではないので明記できない。」。

産業振興課では、問い「農家民宿の見通しはどうか。食事は農家で、宿泊はホテルという取り組みもある。」答え「現在 8 世帯。もっと増やしたいので研修会を行う。アグリネチャーへの宿泊も考えたいと思う。」、問い「伊南バイパス全通後の商業、小売業などの影響はどうか。調査の予算はあるか。」答え「影響調査は現状なし。看板の要請はあり、対応した。調査の必要性は感じている。商工会には、会員の今後の経営意向などのアンケートを依頼している。」、そのほかにも多面的機能支払返還金などについての質疑がありました。

地域創造課では、問い「ふるさと応援基金を 4,000 万円にしているが、PR して増額の考えは。」答え「総務省の指導で年々減額傾向にある。平成 29 年は 1 億円、平成 30 年は 4,600 万円の見込み。かたく 4,000 万円とした。魅力ある返礼品や体験メニューを入れ、楽天や「さとふる」の研究もし、増額に努めたい。」、問い「まちなか 2 号店の拡張をするようだが、何になるのか。」答え「1 階店舗の一部を借りていたが、音楽イベントなどでは手狭となっていた。自転車置き場にはならない。レンタサイクルのリースはやめる。」、問い「千人塚の指定管理を民間に委託するというが、町の今後の方針と一致するのか。」答え「難しい点もある。町もアウトドアスポーツに取り組みたいことは選任の段階でも示していく。その後もほったらかしでなく、情報共有を図りながら進める。期間は 2 年間。」、そのほか、トレーラーハウスの利用状況についての質疑もありました。

建設水道課では、「町道の除草委託の内容は。」答え「農道ふれあい橋から柏木交差点までで、町内の 2 業者をお願いする。自治会で対応できないところをお願いする。」、問い「現在つなぎ込んでいないが、高齢者で工事予定がない場合の対応は。」答え「事情をお聞きして、無理がなければ還付している。本年は 3 件あった。」。

次に、社会文教分科会の質疑から、国民年金事務取扱費、学校教育総務費では、中学生のネパールへの派遣交流事業についての人選や費用負担の質疑がありました。問い「人選の方法は。帰ってきてから校内で発表会をするのか。」答え「公募してもらおうが、決め方はまだ考えていない。2 月に写真を見せながら発表会をする。冊子もつくる予定。」。特に費用面での質疑があり、問い「人材育成で始めたと思うが、義務教育ではお金のない人も行ける制度にすべきではないか。子どもの負担をゼロでやろうという意見は出なかったのか。」答え「出なかった。過去にも駒ヶ根市、中川村と飯島町の中学生を派遣し

ていたことがある。そのときも親が負担していた。親の負担は 10 万円～20 万円ほど。」。

図書館費では、問い「195 万円のツリーハウスの内容は。今後の管理はどうするのか。関係予算が入っていないが。」答え「昨年の 12 月の話だったので、予算書に間に合わなかった。図書館の近くなら月曜日以外は人がいるということで、近くの木にした。利用注意の看板をつくり、今後の活用を考える。」。

次に、健康福祉課の在宅老人福祉事業では、問い「集落支援員 2 人の予算が盛られているが、どのような事業か。」答え「地域とかかわりを持てる方が集落支援員となる。自治会の中のサークルをターゲットに体操、交通安全、低栄養の勉強会などをコーディネートし、グループの方々が自発的に活動できるよう側面支援する。」。ほかに福祉タクシー券の利用法とその周知についての質疑がありました。

感染症予防事業では、問い「風疹感染拡大防止事業の内容は。補助金はないのか。」答え「2019 年は、昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日の男性 300 人にクーポン券を送り、抗体検査を受けてもらう。そのうち 2 割の 60 人に予防接種を受けてもらう費用。あとから交付税と補助金が出る。」。

戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカードの進捗状況についての質疑がありました。

国民年金事務取扱費では、新制度で国民年金保険料の産前産後期間の免除制度についての質疑がありました。

母子保健事業では、産後ケア事業、産後サポート事業拡大についてなど、質疑がありました。

国民健康保険特別会計予算では、透析を行っている医療機関の充足などについての質疑がありました。

後期高齢者医療特別会計予算、一般管理費では、事業で栄養士と保健師が訪問する低栄養予防事業や重複診断予防事業などの医療費削減に努める質疑がありました。

介護保険特別会計予算、一般管理費では、問い「いちいの会は総合事業の中に入るのか。足の確保も大切だが、モデル地区もつくってみては。」答え「行政主導の会として捉えている。なかなか増えていかないが、実習活動の中に含めていく。足の確保は、事故の保険をどうするのか、今後の課題。」、そのほか地域支援事業の拡大内容の質疑がありました。

主査報告に対する全体質疑では、文化館管理については、過去の経過とこれからのあり方についての質疑が行われました。問い「給食センターは校舎外でも検討か。健康づくりポイントの住民周知説明は。」答え「具体的な場所はない。これから考える。周知説明は健康大会から始める。」。問い「ツリーハウスの管理者は。中学生のかかわりは。」答え「管理は教育委員会。中学生のかかわりは、これから検討。」。

その後、理事者に対する総括質疑を行いました。

問い「予算案では、ひきこもりサポーターの派遣、家族会の立ち上げに向けた講演会の実施のための総額 211 万円、予算計上された。この事業費のうち 113 万円、国費が充当され、支援を受けます。本事業の実施は、本県 77 市町村で飯島町と大町市のみです。

これは先進的モデル事業であり、他市町村も取り組む課題です。長野県が本腰を入れて町村を支援すべきと考えます。長野県へ働きかけを。」答え「ひきこもり経済的困窮者には、地域住民に寄り添い、きめ細かさのためサポーターが要る。本当なら手を挙げてほしい。素直に手を挙げてほしい。県へもアピールする。その中でプラスの支援を話していく。各省庁からガイドラインが示されている。地方財政措置について昨年7月に示されている。補助金、交付税措置に注視していく。」、問い「財政調整基金の新年度予算繰り入れがあるが、事業目的でない繰り入れとなっている。むしろ減債基金の活用をすべきではないか。」答え「償還がピークを迎え、その影響を推されるため。」というお答えです。ほかに予算の組み立てに関する質疑がありました。問い「文化館を集いの場になるように指定管理に出すということだ。単なる建物の確認というが、町に信念はないのか。かつて事務所があいたからまちセンに移動したことと同じことが起きている。何をしてほしいのか、何をしたいのか、委託者に伝えるべきでは。」答え「何を求めるかは、教育・文化向上の中で文化芸術活動の発表、多様な文化の鑑賞など、町民の文化活動の支援を考える。生涯学習も教育委員会の中でたくさんの講座をやっており、多くは文化館を活用している。より多く活用してもらうために、民間感覚でたくさんの人に来てもらえるよう、いろんな方法で提案いただいている。基本協定、年間協定を結びながら、これまで以上に持っていく。暴走しないかは、仕様の中に調査、支援したり改善を求めることができることも入る。教育委員会と協議しながら運営してもらう。」、問い「学校給食センター費だが、平成33年着手としているが、本年度はどこまでやるのか。場所、施設規模の内容は。修繕のおそれが高いものは何か見ているか。その対応と予算は。」答え「平成33年度着手、完成を目指す。生徒数700食余の規模。場所は、来年度、建設委員会を立ち上げる。稼働しつつ新しい給食センターを配置。修繕は緊急的なものについては修繕していく。」、問い「町の基幹産業は農業だ。農地習得機構で家族経営の1割が離れている。JA関連の撤退で危機的だ。本格的戦略見直しの時期だ。大幅にメッセージとして伝える必要があるが。」答え「農業は基盤産業だ。町の売りは田園風景。大きな変化は30年問題。担い手不足を組織営農を用い、農業を守るのには役立った。今度は攻める農業、もうかる農業を長期的な展望に立った新しい計画の中に織り込むべき。」。そのほか、紅葉園の活用に対する質疑などがありました。

次に、各会計討論について御報告いたします。

まず、第16号議案 平成31年度（2019年度）飯島町一般会計予算について可決に賛成としての討論「福祉、防災に積極的予算で、前向きな施策と見受けられる。議論のあった文化館などをめぐる問題は、否決するほどの瑕疵には当たらない。執行の過程で適切に行われることを求める。」、次に「執行に当たり十分に精査し、適切な運用を注文する。」、次に「予算額を変えるものではなく、賛成。運用の中で検討を求める。」。

第17号議案 平成31年度（2019年度）飯島町国民健康保険特別会計予算可決に賛成としての討論「県に移管されているが、適正な運用である。」。

第18号議案 平成31年度（2019年度）飯島町後期高齢者医療特別会計予算、討論はありませんでした。

	第 19 号議案 平成 31 年度（2019 年度）飯島町介護保険特別会計予算可決に賛成としての討論「具体的に集落支援で新しい事業が始まるとのこと、積極的に地域に入ってもらうことを御期待する。」。 第 20 号議案 平成 31 年度（2019 年度）飯島町公共下水道事業特別会計予算可決に賛成としての討論「つなぎ込み 82%、毎年 1 %増の説明があった。今後も多くは見込めない。利用料の滞納を抑えられるよう求める。」。 第 21 号議案 平成 31 年度（2019 年度）飯島町農業集落排水事業特別会計予算、討論はありませんでした。 第 22 号議案 平成 31 年度（2019 年度）飯島町水道事業会計予算可決に賛成の討論「石綿セメント管更新工事の 31 年分を除くと、残り 3.5 キロメートルになり、2021 年度に完了。国の補正を注目し、住民の健康を守るためにも順調に進めていくよう努力されることを希望する。」。 以上をもって予算特別委員会の審査報告といたします。
議 長	これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	橋場委員長、自席へお戻りください。
	以上で平成 31 年度予算関係 7 議案に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。
	これから議案ごとに討論、採決を行います。
3 番 久保島議員	最初に、第 16 号議案 平成 31 年度（2019 年度）飯島町一般会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。 可決すべきものと討論いたします。 しかし、運用に当たりましては、総括質疑でもありましたように、お答えいただきましたけれども、必要なところには必要なだけちゅうちょなく迅速な御対応を求めています。 また、予算ありきということではなくて、適切なる事業執行を求め、賛成といたします。
議 長	ほかにありませんか。
5 番 橋場議員	可決すべきものとして討論いたします。 中学生の海外派遣事業は、日本とは違う生活や文化を体験できる貴重な経験ができます。世界に目を向け、国際感覚が育つ事業だと評価します。地方創生の取り組みの一つに持続可能な開発目標、SDGs、誰一人取り残さないことを目標に取り組んでいます。その中の目標の一つに教育があり、質の高い教育をみんなにという目標があります。総括質疑の中でもみんなが行けるようにとの意見もございました。ぜひ、誰一人残さないように、平等に学べるようなことを希望し、賛成といたします。

議 長 6 番 浜田議員	そのほかにありませんか。 可決すべきとの立場から討論いたします。 予算全体を見渡しますと、介護、福祉、防災等に手厚い配慮がなされた予算であるというふうに考えます。 ただ、過去3年間の予算の執行実績を見ていますと、大幅な実質収支の黒字が続いておりまして、これが基金の積み増しにつながっているという意味で、執行の上では大きな問題を依然として解決できていないのではないかというふうに思います。したがって、この点につきましては、使い残しのないといいますか、きちんとした予算に沿った執行が行われることを求めて、賛成といたします。
議 長 9 番 坂本議員	そのほか。 賛成の立場で討論いたします。 歳入においては、税収全体を見るに、依然として厳しい状況が続いている中での平成31年度予算でありました。大変手がたい予算でありました。 しかし、下平町長は任期最終年としては、少し特徴のない予算であったように思われます。予算の立て方もあるのではないかと思います。 しかし、今後の芽になる予算として中学生海外派遣事業、農家民泊、それから空き家対策や改修、それから伝統技術承継事業、工業等用地取得や商工業青年部の後継者育成などという事業がありまして、これが将来への投資的事業と捉えております。今後、町長の抱える3本柱の実現に向けて頑張っていただけることを期待いたしまして、賛成といたします。
議 長 7 番 竹沢議員	ほかに。 2019年度の飯島町一般会計予算、可決すべきものという立場で討論に参加いたします。 私も過去に数回、一般質問で尋ねてまいったところでもありますけれども、給食センターの予算づけが始まり、2021年度、供用開始となるわけであります。建設場所、建設規模、運営方法等、課題もあるわけですが、建設委員会を立ち上げ、先進地視察など具体的に動き出すところでもあります。教育現場では、エアコンの設置等がございまして事業着手が1年おくれたわけでもありますけれども、児童生徒の給食のみでなく、町民の皆様に幅広く利用いただける複合レストラン機能など、十分研究を求めるところでございます。カレーライスをスプーンで食べられる給食センターに期待をいたしまして、賛成といたします。
議 長 11 番 中村議員	ほかにありませんか。 本予算を可決すべきものと認め、賛成討論をいたします。 4点を申し上げて賛成といたします。 町税におきまして、法人・個人税の減少について町長のほうから説明がありました中

	に、町長は、目先の利益ではなく、10 年先を見据え、継続性を鑑み着実に取り組んでいくとのことをお聞きました。その点から、本年は企業、商業への町単独の支援を拡充していることがわかります。これら事業により町の財政が向上することを期待するものでございます。
	2 点、無駄削減については、提案してまいりました新電力が大きく拡充されたことを評価します。
	3 番目には、町民の安全・安心なという面から道路の整備に大幅に拡充したことを評価いたします。
	そして、町民の健康という観点からは、新たに地域ポイント、健康ポイントから進めるとのことですが、これが町民の健康意識への推進と、そして町民の町事業への参加が期待できることを評価し、賛成といたします。
議 長 8 番 折山議員	そのほかにありませんか。
	私、最も評価する 1 点を申し上げまして、賛成の立場で討論に加わりますが、町長の公約の中で地域福祉の構築、これを大きく掲げておりまして、高齢化社会、また、そういった生活弱者対策、こういったものを進めるという公約の中で、集落支援員、これを配置するということは、これからの地域共助の核になる部分かなあとということで評価するものであります。ぜひ、これを後退させることなく、毎年度新しいチャレンジに取り組みながら、地域の有する集落単位の自治能力の高揚ほか、福祉の向上に努めていただけることを期待申し上げて、賛成の討論といたします。
議 長	ほかにありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これから第 16 号議案 平成 31 年度 (2019 年度) 飯島町一般会計予算を採決します。お諮りします。
	本案に対する委員長報告は可決です。
	本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 16 号議案は原案のとおり可決されました。
	次に、第 17 号議案 平成 31 年度 (2019 年度) 飯島町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。討論ありませんか。——ありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これから第 17 号議案 平成 31 年度 (2019 年度) 飯島町国民健康保険特別会計予算を採決します。
	お諮りします。
	本案に対する委員長報告は可決です。
	本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

議	長	(異議なしの声)
		異議なしと認めます。したがって、第 17 号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第 18 号議案 平成 31 年度 (2019 年度) 飯島町後期高齢者医療特別会計予算 に対する討論を行います。討論はありませんか。
議	長	(なしの声)
		討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 18 号議案 平成 31 年度 (2019 年度) 飯島町後期高齢者医療特別会計予 算を採決します。 お諮りします。 本案に対する委員長の報告は可決です。 本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声)
		異議なしと認めます。したがって、第 18 号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第 19 号議案 平成 31 年度 (2019 年度) 飯島町介護保険特別会計予算に対す る討論を行います。討論はありませんか。
議	長	(なしの声)
		討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 19 号議案 平成 31 年度 (2019 年度) 飯島町介護保険特別会計予算を採 決します。 お諮りします。 本案に対する委員長の報告は可決です。 本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声)
		異議なしと認めます。したがって、第 19 号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第 20 号議案 平成 31 年度 (2019 年度) 飯島町公共下水道事業特別会計予算 に対する討論を行います。討論はありませんか。
議	長	(なしの声)
		討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 20 号議案 平成 31 年度 (2019 年度) 飯島町公共下水道事業特別会計予 算を採決します。 お諮りします。 本案に対する委員長の報告は可決です。 本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声)
		異議なしと認めます。したがって、第 20 号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第 21 号議案 平成 31 年度 (2019 年度) 飯島町農業集落排水事業特別会計予 算に対する討論を行います。討論はありませんか。
議	長	(なしの声)

議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 2 1 号議案 平成 3 1 年度 (2019 年度) 飯島町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。 お諮りします。 本案に対する委員長の報告は可決です。 本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 21 号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第 2 2 号議案 平成 3 1 年度 (2019 年度) 飯島町水道事業会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 2 2 号議案 平成 3 1 年度 (2019 年度) 飯島町水道事業会計予算を採決します。 お諮りします。 本案に対する委員長の報告は可決です。 本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 22 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 1 2 第 2 6 号議案 飯島町文化館の指定管理者の指定についてを議題といたします。 本案につきましては社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から委員会審査報告を求めます。
社会文教委員長	それでは、審査報告を申し上げます。 3 月 7 日、社会文教委員会に付託されました第 2 6 号議案 飯島町文化館の指定管理者の指定についてを長時間にわたり慎重に審査をいたしました。お手元に配付のとおり反対 1 賛成 4 で可決すべきものと決定いたしました。 生涯学習係の説明では、3 月末にまちづくりセンターいいじまの指定管理が終了となるので、文化館をより有効活用する目的で試験的に他の団体に 1 年間お願いし、この間に、その指定管理者とともに多目的な運営を考えていくと言われました。その後、公募したら 1 団体であり、プレゼンをしてもらい、120 点の審査で 82 点であったアクターズゼミナール伊那塾に決まったということです。 公募に際して必要となる町側の飯島町文化館指定管理者の業務仕様書とアクターズゼミナール伊那塾の定款及び活動報告書、また決算書と、それから事業計画書が書類で出され、その説明を受けました。 業務仕様書に追加された内容は、運営において同一敷地内にある図書館と子育て支援センターと連携を図ることと、さまざまな年齢層の町民が集う施設となるように努める

ことでした。

業務内容においては、事業計画書を提出し、それによって業務を行うことが加えられたと説明がありました。

アクターズゼミナール伊那塾の定款は、文化・芸術・スポーツの振興、社会教育の推進、子どもの健全育成、演劇教育や創作活動、文化、芸術の担い手育成などを目的としている。

事業計画書では、町民が集う文化活動を担う拠点としての文化館を想定し、情報交換し合えるパブリックスペースにしたい、利用者の使いやすい、また、どんな活動にも平等に使えるようにする、基本方針を説明されました。

また、文化館の館長としてNPO法人理事長の後藤俊雄さんは必要に応じて出勤、常勤の事務職1人、企画事業担当1人を置き、大ホール利用の際には照明、音響の担当4人で対応する。また、他の事業で忙しい場合に随時アルバイト対応、また、坂井宏光さんは非常勤で全体を見てもらうと説明がありました。

出された質疑は、問い「施設管理の範囲と内容は。」答え「文化館大ホールと文化館全体と外回りの造園管理。費用では、人件費、光熱費、建物及び備品の保守点検、清掃、整備、植栽と造園の管理。」、問い「まちづくりセンターでの文化館だけの管理と今回の指定管理料では、今回のほうがお金がかからないということなのか。」答え「おおむねまちづくりセンターでは2,000万円前後であった。今回の指定管理料では2,258万6,000円で受けてもらい、それに自主事業が入り2,868万6,000円となっている。アクターズの指定管理料は、消費税分の考慮はしていない。」、問い「指定管理に生涯学習センターの位置づけはないが。」答え「指定管理の中にはうたっていない。中央公民館の仕事は生涯学習センターに移っていて、現在、教育委員会の中にあり、その中でやっている。町民の生涯学習を担っているのは、各地区の公民館である。公民館の活動を生涯学習センターで支援するという位置づけである。」、問い「公募の募集期間が短かったのではないか。」答え「募集の説明会には3団体があった。大金を使う事業なので、もう少し時間をかけて検討し、決まってからも相手がスタートできるよう準備できるのが望ましかった。まちづくりセンターの休止が年明けてからだったので、時間のない中での公募となってしまった。」、問い「プレゼンテーションの内容は。」答え「多目的の利用の提案がされた。会議室をパブリックスペースやシェアオフィス、コワーキングスペースとしての利用、喫茶やレストランなど。これらは行政財産の目的外使用になる。貸し出す場合の家賃の問題など、今後の課題となっている。」、問い「文化館を貸し館にして、その管理団体の自主事業が主体となるということか。」「そのとおりである。7年間のうちに利用者が少なくなってきたことや、まちづくりセンターの人員の3人のうち文化館の管理は1人弱であった。」それから「また、4地区の公民館に社会教育をお願いしている。合併のころから方向転換したことで現在に至っている。」、それから問いとして「文化館を改造する費用が地方創生交付金でもらえると思うので、研究してほしいが。」「利用率の少ない一番奥の部屋をシェアオフィス、コワーキングにするために考えている。指定管理から外し、行政財産の契約をして貸し出す考えもある。この1年で考える。」、「文化サロン事業

と予算は確保されるのか。」答え「文化サロンとアクターズは連携してやっていく。サロンの会員にアクターズの坂井さんになってもらう予定である。」、それから問い「指定管理の職員に1人社会主事を置いたらと提案する。お任せではなく、かかわっていくことが大事であるが。」答え「1年かけて考えていく。会議は何度も持つようになる。」、問い「施設の基本の考えは。生涯学習実現のためにつくった館であったのではないか。しかし、まちづくりセンターにまかせた期間、教育委員会がかかわってこなかったことで利用率の低下を招いたのではないか。社会主事が1人館にいたほうがよいのではないか。」答え「教育委員会が西庁舎に移ってから、さまざまな会議は庁舎でやることが多くなり、文化館の利用も減った。また、文化サークルなど活動が低調になってきたし、若い方々は別のことをやっていて参加が少ない。」など多くの意見が出されました。

討論では、賛成として「まちづくりセンターで1人弱の管理であったものが指定管理で常勤2人、館長随時となり、管理機能が高まる。また、アクターズの提案の中で行政では考えられないような提案もあり、今までできなかった人が集う空間になるのではないか。また、人が集まれば生涯学習の働きかけができるチャンスが増えるという内容で、1年かけて様子を見るということでの指定管理なので、賛成である。」、「運営において指定管理者と教育委員会とともに考えていくということなので賛成であるが、日々の運営に教育委員会から1人入ることを希望する。」、反対討論として「教育委員会の生涯学習のあり方がまちづくりセンターへ移る中でうまく機能しなかった点をしっかり検証されていない。それをせずアクターズに任せるのは時期尚早であり、検証が足りない。教育委員会の立場を明確にし、文化館のあり方をはっきりした中で指定管理をしていくことが大切である。指定管理者が悪いわけではないが、今回は反対である。」。

以上の内容でありました。

議長
3番
久保島議員

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

それでは、委員長にお尋ねいたします。

1つとしまして、公募要綱等を決めたということなんですが、その要綱の策定に当たり、例えばあり方検討委員会とか、住民の意識調査とか、住民代表の意見を聞くとか、そういうことがなされたかどうかお尋ねをいたします。

もう一点、もう二点あります。もう一点は、アクターズゼミナールから申請書、企画書等が出されたということでしたが、その詳細について検討されたのかお伺いをいたします。

もう一点は、アクターズゼミナールの構成メンバーの中、または協力団体、これにはどなたがいらっしゃって、どのような実績があるのか。先ほどアクターズの話は聞きましたけれども、アクターズさんの経歴等ですと、文化館の施設管理ってということについては非常にどうなのかなあと、それから新しいことについてはどうなのかなあということだったので、その辺のところについての情報もしくは審査があったかどうかお伺いいたします。

社会文教委員長

ただいまありましたあり方検討委員会、住民意識調査は、なされなかったと思われま

す。説明はありませんでした。

それから、アクターズから出されました企画書は提示されておりまして、その内容は審査しました。

それから、3つ目なんですけど、アクターズの内部のことなんですけれども、定款と理事のところはあったんですが、かなりな書類でしたので、短時間で、その内部のアクターズ自身の構成メンバーもかいてありましたが、議論までは至りませんでした。伊那塾の活動については報告がありまして、また実績等、また会計等も報告の説明がありました。

以上であります。

議長
11 番
中村議員

そのほかにありませんか。

この一年間様子を見てというふうにあったんですけれども、一年間様子を見るということであれば、まちづくりセンターのままで、その中で様子、今後の方針を検討しながら、そしてスタートをすべきだと私は思うんですよね。何でそんなに急ぐのか、どうして今年度やらなきゃいけなかったのか、それはどういうことからこの展開に至ったのか、その辺はありましたでしょうか。

社会文教委員長

単純に言えば、まちづくりセンターがなくなったために、指定管理者の契約が切れるという中で、そういうようなお話でした。それ以上の突っ込んだ話はありませんでした。それと、一年間かけてという中では、教育委員会と直営はどうなのか、結局まちづくりセンターの契約がなかった中で、では、じゃあ教育委員会に戻って直営にしたらどうかという意見が出ましたが、直営するとなると、やはり今全員が、教育委員会が西庁舎の中に全員来ておりますので、そこから1人派遣するとなると連携がとれないので難しいというお話でした。それで、一年間の間でアクターズとともに具体的な、どういうふうな館の活用の、もっと活発な人が集えるような活用、先ほど言いましたコワーキングとか、そういう形、そういうのを考えていくというお話でした。

議長
11 番
中村議員

ほかにありませんか。

すみません。もう一点。先ほどの委員長報告の中で、アクターズに委託することで行政では考えられない事業ということが言われたんですけれども、例えばどんな事業のことが挙げられていたんでしょうか。

社会文教委員長

それは、行政財産を使ってということなので、これを指定管理から外しないとできない事業ではありますが、パブリックスペースとかシェアオフィス、または喫茶やレストランなどとして飲食を伴うという目的外使用になるという場合のことでございます。ここには家賃の問題など発生いたしますので、それが今後の課題ではあるというお話がありました。

議長
(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
坂本委員長、自席へお戻りください。

3 番
久保島議員

これから討論を行います。初めに反対討論はありませんか。

第 26 号議案に反対の立場で討論いたします。

本日の委員長報告に対する質疑でも、それから 3 月の 17 日、予算委員会において質疑でも、町の文化館に対する利用、活用が町民の納得する骨太の計画に沿ったものではないということが言えると思います。もう少し町民を加えたり、それから検討するなりして、ここを詰めていくべきじゃないかと思います。急ぐ必要はないというふうに思います。アクターズゼミナールさんの是非ではなくて、委託する町側に、やっぱり思いが貸し館という全く文化館の施設としては不適切な考え方があるというふうに、ここは問題であるというふうに思います。

今、坂本委員長からも報告がありましたように、総括質疑の折でも、教育長から空きスペースをシェアオフィスとして活用したいなど斬新なアイデアもあると、とんでもないことを言い出しております。喫茶店やコワーキングスペースとか、貸し館をして、そこで利益を上げる、家賃を取るということは、又貸し行為ということで公共施設の管理については非常に不適切だというふうに思わざるを得ません。このところももう少し議論をする必要があって、何も慌てて 4 月 1 日からやる必要はないというふうに思うところであります。

それから、応募要項についてもじっくり検討し、ここ数カ月延びてもいいじゃないですか。4 月 1 日ありきではなくて、じっくりと町民の意見を踏まえた上で、また法令等の順守等も考えていただいて、じっくりスタートしていただきたい。よって、この本案、4 月 1 日付のアクターズゼミナール伊那塾への委託については反対いたします。

議 長
8 番
折山議員

次に、賛成討論はありませんか。

それじゃあ、これに賛成の立場で討論を申し上げます。

まず、今回の指定管理の部分は、どこもそうだと思うんですが、建物の管理が主な委託内容であります。どこもそうだと思うんですが、生涯学習センターという機能を委託するという自治体はまずないかと思います。ですから、今議論されているのは、今の教育委員会が、町の行政機構の中で、文化館で行ったほうがいいという話になれば、この指定管理とは別に、機能の移転は十分そこで論議されるべきだと思います。

また、各施設の利用のことを言われていますが、これからは文化館ばっかではなくて、全ての公共の施設が、高齢化、人口減少の中で、利用っていうのは徐々に落ちていく、そうすると、どこを残し、どこをっていう議論に発展するほどの、現在は当町、高齢化と少子化の人口減少の渦の中におるかと思います。そうした中で、いわゆる公民館ってどうあるべきかという議論がなされ、大きな移動を要する中央をメインにしていくということから、比較的手軽に集まれる各地区へ、その機能の、今までは中央があり地区館があり、上下関係であったものを、ぜひ充実しようという方向の中で、各地区館が独立した運営、力を入れてまいられて、それぞれの地域の特色を生かした活動がなされているのかなというふうにも思います。そういった状況の中で、これで生涯学習の今の議論

は機能まで指定管理の中に入れ込んでしまうかどうかという、これは無謀であって、多分そういう議論ではないかと思えますので、1年という期間を切るということは、受ける側にとっても大きなリスクです。伴う人の確保、そのリスクを承知しながらひとつ体制を充実してという意気込みは、いわゆる候補者の意気込みは評価されるべきなのかなというふうに感じられますので、ぜひ、ここでは生涯学習センター機能と今回の指定管理にかかわる内容とは分離しての御議論が正しいのかなというふうに思われます。

議長
9番
坂本議員

次に反対討論はありませんか。

委員長である私なんですけれども、委員会の中では、ちょっと反対は言えなかったもので、この場で反対をいたします。

私は、文化館の状況は7年前のときも一般質問にかけて、ずっと見てまいりましたが、余りにも教育委員会のあり方、それは、今、折山議員が言われた館の活用とは違うとおっしゃいましたが、教育委員会が余りにも、生涯学習センターを西庁舎に移したことで全くほとんどかかわってこなかった、それが現実であると思います。それに対して、きちっとまちづくりセンターを手だてもせずに、また利用率が低いからといって館の委託を指定管理に出すということは、もう一度反省というか、検証していただきたい。なぜそうなったか、それは人員不足だったのかもしれないし、考え方の違いかもしれないですけども、その点をよく話し合っていたいただきたいと思います。よって反対といたします。

議長
7番
竹沢議員

次に賛成討論はありませんか。

そいじゃあ賛成の立場で討論に参加します。

まず、皆さんも考えていただきたいんですけど、なぜ今、教育委員会が西庁舎へ移ってきたか。子ども室がありまして、ここの連携、それから、当時、保健センターも廃止するというので、当時、同僚議員からも保健センターも子ども室と連携したほうがいいということで、そういうこともあって、この3つが一体となって、教育委員会、また子育て支援ということ始めてきたわけですね。そのことと、文化館に教育関係者がいないという状況、また、まちづくりセンターが7年間やってきたというこの中で、反省として、やっぱり、まちづくりセンターの中では、特に生涯学習的な機能ですか、そういう部分について職員も少ないのでうまく対応できなかったという反省があって、今次、まちづくりセンターとの縁を切りまして、新たに指定管理をということになります。

私も質疑の中で直営はできないかっていうこともお尋ねしまして、それも、今回、とりあえず否決になれば直営で当面やっていかんやいかんというところでありますので、それもそれで、できないことはないと思うんで、いいんですけど、ただ、新たに民間の指定管理ということで提案されておるわけでありまして、中身的には、現在の文化館、それから図書館、また子育て支援センター、ここら辺を含めた連携の部分仕様書の中にも書かれていますけれども、やっていただきたいという教育委員会の思いもあって指定管理を結んでいきたいと、こういうお話であります。

話は違いますけど、頭を柔らかくしていただきたいと思いますが、全国で今一番はやっている図書館、東京の立川市にあります。ここは、夜まで開館しとるんですけど、今朝の時間ですから、朝ですとすれば 800 円以内でモーニングコーヒーとトーストとか、そういうのが食べられます。お昼はパスタとかピラフとか。夜になりますと、日本で初めてですけど飲食ができるようになっております。もう全国的には、そういうふうに進んでいる図書館もあるわけです。こういうことをやれということを書いておるわけじゃないですけど、今次提案されておるアクターズゼミナールの企画書の中でもやわらかいソフトの部分、提案されておるわけでありまして、ここら辺をやるについては、そうはいっても 1 年くらいの猶予を双方で研究しながら進めていくという意味で、1 年間うちゅう部分が出てきたのかなあというふうに思っております。

また話は違いますけど、きょうで確か締め切りですけども、地域創造課のほうで担当します千人塚公園の管理につきましても民間の方々が手を挙げておるというふうに承っております。ですので、やはりこれからは、民間のそうした指定管理も含めて多面的な部分を担っていただく、そういうことが私は必要かなあというふうに改めて思うわけでありまして、今次指定管理について、ぜひお認めいただくように、賛成の立場で討論いたしました。

議長
6 番
浜田議員

ほかに討論はありませんか。

26 号議案に反対の立場から討論いたします。

これは、アクターズゼミナールに対する指定管理の議案という形をとっておりますけれども、実際には、この背後にある大きな問題 2 点が潜んでいるんだというふうに私は考えております。1 つは、社会教育っていいですか、生涯学習、これに対するまちの考え方の一つの転換点になるのではないかというのが一つです。それから、もう一つはまちづくりセンターいいじまの活動に対する一体どのような総括がなされたのかと、この点がもう一つ問われる案件ではないかというふうに考えております。

私自身、私ごとになりますけれども、文化館が生涯学習センターの役割をしょっていた時代には、あそこの活動にも少なからず参加させていただきました。生涯学習にかかわった方に、この間も何人かから御意見をいただきましたけれども、共通におっしゃっていたのは、生涯学習の機能というのは、決して短期に育つものではないと、その結果というのはすぐに目に見えないかもしれないけども、長い時間をかけて町の文化という形で育ち、あるいは伝えていくもんだと、そういうお考えが一つでした。それから、もう一つは、それを担う人材というのは決して 1 年や 2 年でできるものではない、こういうお考えがありました。実際、私が参加していたころの文化館の活動っていうのは、もっと生き生きしていたというふうに考えております。先ほどの参加者の少なさというのは、実は時間をかけた結果そんなふうになったんじゃないかというふうに私は個人的な体験から思っております。

2 つ目、まちづくりセンターに対する課題は解決されたのかと、この問題が放置されたまま別の指定管理者に移行しているのではないかということを私は強く感じるわけで

あります。

この本会議の始まりのときに副町長がおっしゃったことが大変私にとっては衝撃的に残っているわけでありますけども、特に文化館の活用に対して積極的にかかわれなかった理由は、教育委員会との連携がなかった、こういう説明でありました。その一方で、今回の提案に対してどういうお話をなさっているかという、指定管理者は、所管課、各所管課と連携をとり、意向を取り入れて指定管理の運営に当たるべきだ。この2つの言葉を結び合わせますと、あたかも、まちづくりセンターがみずから進んで所管課の意向を求めて、それで動かなかった結果、連携がとれなかったと言わんばかりの説明ではないでしょうか。現実には、私はいろんな機会に文化館に出入りすることがありましたけれども、そこで町の職員の方と顔を合わせる機会はほとんどありませんでした。指定管理者の側から聞きに来いと言わんばかりの、このようなやり方でまちづくりセンターが活動できるわけでもないわけであります。

話を戻して、教育委員会との連携がなかったというのであれば、この全く第三者的な説明なんですけれども、そうであるならば、その原因をしっかりと究明すべきで、人手が不足だったのか、あるいは教育委員会としての方針が明確でなかったのか、あるいは責任者の指導能力がなかった、このあたりについては一切明確にされていません。その中で、突然まちづくりセンターが休止に追い込まれると、こんなやり方の中で次の指定管理者が決まったとしても、ここで解決されていない問題は何一つ私は前進しないと思っています。

この両方から見て、これまでの問題点の洗い出しも行われないうちで次の再生に移るようなことは、全ての責任を曖昧にしたまま、しかもほぼ丸投げに近い形で、しかも、生涯学習は何かという立場から言えば、ほとんど育成の機械もないような状態で次のステップに進むことにならざるを得ないと考えます。このような方針に対して、私は強く反対するものであります。以上です。

議長
11 番
中村議員

ほかにありませんか。

私も大変迷っているわけだったんですけれども、だんだんと皆さんの議員の意見等々を聞く中で、やはり物事を切りかえるときには、なぜこういう結果になったのか、なぜこうしなければならないのか、やっぱりなぜなぜ分析というものをきちっとやってから次へのステップを目標をもって進んでいかなければ、物事は成功していかないか、進んでいかないと私は考えているんですね。それを今、委員会の審査とか、今のそれぞれの議員のお話を聞く中で、それが不十分のような気がいたします。委託が悪いとか、そういうわけではありませんけれども、一年間試してやってみるのであれば、もう一度、教育委員会を中心にしっかりとした分析をして、そして新たにスタートを切るという、そういうことのほうが望ましいように思いまして、よって、この26号議案に対して反対いたします。

議長

ほかにありませんか。——ありませんか。
(なしの声)

議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 2 6 号議案 飯島町文化館の指定管理者の指定についてを採決します。 この採決は起立によって行います。 本案に対する委員長報告は可決です。 本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。 〔賛成者起立〕
議 長	ありがとうございました。お座りください。起立少数です。したがって、第 26 号議案は否決されました。
議 長	日程第 1 3 第 2 9 号議案 平成 3 0 年度飯島小学校冷房設備設置工事変更請負契約の締結について を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第 2 9 号議案 平成 3 0 年度飯島小学校冷房設備設置工事変更請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。 平成 31 年 3 月 6 日の本会議において御議決いただきました平成 30 年度飯島小学校冷房設備設置工事にかかわります工事請負契約につきまして、工期に関する変更契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び飯島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。 細部につきましては教育次長から説明させますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。
教育次長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありますか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありますか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 2 9 号議案 平成 3 0 年度飯島小学校冷房設備設置工事変更請負契約の締結についてを採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 29 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 1 4 請願・陳情等の処理についてを議題とします。 本案につきましては、去る 3 月 6 日の本会議におきまして総務産業常任委員会へ審査

を付託しており、お手元に配付のとおり委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。

各請願、陳情等の審議については、一括して委員長より委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、案件ごとに討論、採決を行います。

これから委員長報告を求めます。

それでは、本定例会初日におきまして総務産業委員会に付託されました陳情案件2件につきまして審査報告を申し上げます。

3月7日、午後1時30分から参考人に出席を願い審査を行いました。

2件の陳情は、上伊那地区労働組合連合会議長 河野則夫氏から提出され、参考人に当事務局長 林澄男氏に御出席をいただきました。林氏には、1件ごと追加の説明をいただき、意見ごとに質疑を行ったところです。

最初に、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡大を求める意見書」の採択を求める陳情につきましては、慎重なる審査の結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決しました。

なお、審査の中で出されました意見について申し上げます。

反対「国も目標を1,000円に向けて取り組んでいる。すぐの実施は事業者を圧迫するおそれもあり、国も努力しておるのにこの意見書を出す必要は今さらない。よって不採択とする。」。

賛成「アベノミクスは機能していない。利下げによる金融出動は、中小企業と労働者が内需を支えるものになっていない。2020年までに最低賃金1,000円は達成すべき数値である。再度、政府に対して意見書を提出すべきだ。」

賛成「非正規労働者にスポットを当てているものだ。大企業の労働者でも預金を取り崩しているという調査もある。低所得者の婚姻率は下がっており、スパイラルダウンを阻止すべきだ。そのためにも最低賃金を上げることが効果のある刺激策となる。」。

よって、提案の意見書を丸写しではなくて、修正を加え、趣旨を生かしたものに書きかえることで意見書提出することを議会に提案することにいたしました。

次に、国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情につきましては、慎重なる審査の結果、お手元の報告書のとおり不採択すべきものと決しました。

審査の中で出された意見を報告いたします。

反対「国は既に10%に向けて準備を進めている。軽減税率や子育て支援策、保育料の無料化など決めている。ここでの中止は大混乱を招くものがある。よって不採択とする。」。

賛成「消費税には増税するかどうかの判断基準に景気条項があり、ここは一旦戻すべきである。大企業にはまだ納税能力があることを見れば、応能負担にすべきだ。消費税は逆累進性税で、一番低所得者に厚くなるおそれがある。ここを100歩譲っても、今ではない。消費不況の状況にある現時点での増税に踏みとどまるべきだ。」。

以上、陳情審査報告といたします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長	質疑なしと認めます。 総務産業委員長、自席へお戻りください。 以上で請願・陳情等を処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。 これから案件ごとに順次討論、採決を行います。 最初に、31 陳情第 2 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について討論を行います。本陳情についての委員会審査報告は採択ですので、初めに原案の反対討論はありませんか。
11 番 中村議員	反対の立場で討論を申し上げます。 この陳情では、一番末尾に「国に対して別紙の意見書を提出するよう陳情します。」ということから、私は陳情書の内容を判断し、反対といたしました。 まずは、1,000 円に引き上げるということは、国が 3 年前から毎年 3 % ずつ上昇、値上げをしているわけです。しかしながら、ここではすぐに 1,000 円に引き上げろという、そういう強硬な意見書でございます。急に 1,000 円というのは、まず無理でしょう。地域格差、そしてまた企業のそれぞれの経営状況もあることから、まず拙速過ぎるということで反対。 また、それぞれのところでは、国が各企業と中小企業等へも負担を軽減するような措置も行っております。地域格差もあることだから順次に進めていくものと思います。 よって、国は既に取り組んでいることであり、努力していることでもあるということから、私は、この陳情は強行過ぎるということで反対といたします。
議長 6 番 浜田議員	次に賛成討論はありませんか。 この陳情に賛成する立場から討論いたします。 アベノミクスが日本の経済の再生ということで主張してきたトリクルダウン、大きな企業がもうかれれば、それは滴のように垂れ落ちて、隅々にまで給与が回って、その結果、日本国民は豊かになる、このトリクルダウンが実際には行われなかったということは、もう既に数字で明らかであります。 また、政府は 3 % の最低賃金のアップということを言っているかもしれませんが、その計算で行きますと、当然、政府の目標の年度には届きません。ですので、この段階で、やはり明確な意思表示をすべきだというふうに私は考えています。 日本の国内の経済を復活させるためには、国内の消費の、GDP の 6 割を占める、6 割～7 割と言われてはいますが、そういった個人消費の底上げなしには、日本の経済の復活はあり得ないというふうに思っています。それを支えるのは、特に低賃金層であります。全てを消費に回さざるを得ないという意味では。この層に手厚い支援を行うことが今最も求められているというふうに考えますので、賛成といたします。
議長	次に反対討論はありませんか。 そのほか討論ありませんか。 (なしの声)

議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 31 陳情第 2 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について採決します。 この採決は起立によって行います。 本陳情に対する委員長の報告は採択です。 本陳情は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は御起立ください。 [賛成者起立]
議 長	お座りください。起立多数です。したがって、31 陳情第 2 号は採択とすることに決定しました。 次に、31 陳情第 3 号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書について討論を行います。本陳情についての委員長審査報告は不採択ですので、初めに原案に賛成討論ありませんか。
10 番 三浦議員	それでは、賛成の立場で討論を行います。 この国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情について、本来、消費税は税の原則から逆進性の税金であり、あってはならない税金だというふうに認識をしております。税の原則は応能負担です。 1998 年から今日までの消費税の徴収額と法人税率の引き下げによる大企業と富裕層への税率の軽減の総額がほぼ同じとのデータも示されています。最優先すべきは公平、公正な税制を求めることだと考えます。消費税増税の前にこのことはすべきことだと考えます。 消費税が導入された 1989 年 4 月、それから 1997 年の 4 月には 5 %引き上げ、2014 年 4 月には 8 %へと引き上げられました。このときは、東日本大震災の復興真ただ中で、消費税が 8 %に引き上げられたことで被災地と被災者に大きなダメージとなったことは記憶に新しいと思います。 飯島町は、年金生活者と非正規雇用者で働く人が増加しているというふうに報告がありました。住民の暮らしを第一に考えれば、消費税増税はすべきではありません。5 %から 8 %に消費税が引き上げられたことで買い物の量が減っているとのデータもあります。町内でも同様であると認識をしております。この傾向は商店の経営にも当然影響があり、住民生活に大きな影響が出ていることは明らかです。町内の中小業者にとって重い負担となっていること、これ以上の消費税の増税は住民生活への影響が大き過ぎると見るべきです。 住民の暮らしを守る立場の議会として、陳情内容を私は重く受けとめるべきであると考えています。消費税増税は日本経済の危機を後押しするもので、決して住民生活を豊かにするものではないと認識をしています。ましてや、増税の根拠に使われている賃金構造基本調査は、不正、偽装が明らかになっています。このような根拠が揺らいでいる消費税増税は即刻中止すべきであり、私は、この選択肢は 10 %への増税を中止するほかにないというふうに考えておりますので、この陳情に賛成するものです。

議長

次に反対討論はありませんか。
討論はありませんか。

6 番

浜田議員

陳情に賛成する立場から討論いたします。

2%の消費税増税が飯島町にどのような影響を与えるかということを考えてみるだけでも、この税が執行された場合の影響は明らかであります。飯島町の世帯の分布の最大値を占める家庭は年収 200 万円～300 万円です。2%増税されれば、この方々は、私もそれに近いかもしれませんが、大半を消費に回さざるを得ない、そういう生活者がこの階層だというふうに思います。そうしますと、一年間で考えてみれば、ほぼ5万円の減収に近い影響を与えることになります。これは自動的に消費そのものを冷え込ませることに他ならないというふうに考えます。今回の議案、要するに町の一般会計の税収の項を見てみますと、既に住民からの住民税の徴収額は減りつつあります。それから、企業も上位 10 社の中で2割の減少だというふうに報告がされています。全体の景気が冷え込んでいる中で、さらに消費を圧迫するような増税は、仮に消費税に賛成するか反対するかという立場をさておいても、今の経済状態のもとでやるべきではない。

現実に政府も、かつて伊勢志摩サミットのころでしたか、消費税増税を延期するということを決断しました。当時理由にされたのは、世界経済の不安定、とりわけ中国の先行きの不透明さということでありました。もし、それを言うのであれば、現在の世界の経済情勢は、それ以上に危機的な局面になっているということは全ての報道が伝えているところであります。このような真ただ中で日本の消費税を増税させることは、日本の経済を回復不能な地点に追い込むのではないかと、これが懸念されると、そういう大局的な見地からも、この増税に反対すべきだというふうに私は考えて、この陳情に賛成するものであります。

議長

11 番

中村議員

ほかに討論はありませんか。

この陳情に反対の立場で討論を申し上げます。

まず、委員会の中で陳情者が見えたわけですが、この陳情に対して、では、その分をどこから捻出するのかということに対して具体的なお答えもありませんでしたし、それはわからないというような感じでありました。

今、もう既に社会保障の充実と保育料の無償化とか、消費税を 10%に上げることによる国民への充実を図る施策がとられてきて、もう進んでいるわけですね。考えてみてください。これを廃止することになったら、またどれだけの無駄な費用が加算するのか。既に国でも、これはもう採択されていることです。よって、むやみに反対ありきのようなこの陳情に対しては反対いたします。

議長

4 番

好村議員

ほかに討論はありませんか。

この陳情書に賛成の立場で討論いたします。

今の地域経済、また世界経済を考えるに当たって、不正統計問題とかもありますけれ

		ども、今現状、地方は困っておるということが私の実感です。景気が回復しているのか、していないのかっていうところはさておき、今現状、消費税を上げることには、完全に反対の立場ですので、反対いたします。
議	長	ほかにありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから 31 陳情第 3 号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書について採決します。 お諮りします。 本陳情に対する委員長の報告は不採択です。 ここで念のため申し上げます。委員長報告は不採択であります、議事の整理上、本陳情の採択について採決をとります。 この採決は起立によって行います。 本陳情は原案を採択することに賛成の方の御起立をお願いします。 〔賛成者起立〕
議	長	お座りください。起立少数です。したがって、31 陳情第 3 号は不採択とすることに決定しました。
議	長	日程第 15 議会閉会中の委員会継続調査についてを議題といたします。 会議規則第 72 条の規定により、お手元に配付のとおり議会閉会中の継続調査について各委員長から申し出があります。 お諮りします。 申し出の事件について議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、本件については、各委員長から申し出のとおり継続調査といたします。 ここで休憩といたします。再開時刻を 11 時 5 分とします。休憩。
休	憩	午前 10 時 50 分
再	開	午前 11 時 05 分
議	長	会議を再開いたします。 ただいまお手元へお配りしましたとおり、好村議員から 1 件、浜田議員から 1 件の計 2 件の議案が提出されました。 お諮りします。 本案を日程に追加し、追加日程第 1 及び第 2 として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。 (異議なしの声)

議 長	異議なしと認めます。したがって、議案 2 件を日程に追加して議題とすることに決定しました。
議 長	追加日程第 1 発議第 1 号 「地域からの経済好循環の実現に向け中小企業支援策の 拡充と最低賃金の改善を求める意見書」の提出について を議題とします。 事務局長に議案を朗読させます。 (議案朗読)
議会事務局長	
議 長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
4 番	
好村議員	それでは、この意見書に対する提案理由の説明を申し上げます。 昨年 3 月にも同様の趣旨の意見書の提出をいたしましたが、実現には至っていないため、再度提出するものです。 現在、アベノミクスによる異次元の金融緩和により大企業の内部留保は増えましたが、依然、中小企業の経営は厳しい状況が続いております。 また、実質賃金は下落し、消費支出も減少し続けております。 非正規労働者が全労働者の 4 割に達しており、4 人に 1 人が年収 200 万円以下のワーキング・プアに陥っています。しかし、その中には扶養内で働きたい意思の方もいますので、非正規労働者自体が問題である旨の意見書ではないことを申し添えます。 また、2018 年改定による地域別最低賃金は、最も高い東京で時給 985 円、長野県では 821 円であり、毎日フルタイムで働いても月 11 万～14 万円の手取りにしかありません。 さらに、時給含む給与での地域間格差が地方から労働力の流出を招き、地域経済を疲弊させている要因となっています。 よって、地域経済を再生させる上で、まず中小企業への支援策を拡充し、その上で地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げは必要です。 詳細は意見書をごらんいただき、議員各位の御賛同をお願いいたします。 以上をもって説明とさせていただきます。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 提出者は自席へお戻りください。 これから討論を行います。初めに反対討論はありませんか。
11 番	
中村議員	私は、この意見書の提出に反対の立場で討論を申し上げます。 先ほどの 31 陳情第 2 号の採択により意見書の提出となっているわけです。それをもって、その陳情に反対しているという立場からも反対の要因の一つであることと、また、賃金が 1,000 円に引き上げられるということ、これは大事なことですけれども、その上で、もっと大事なものは、賃金が上がったからといって、じゃあそれでいいのかと

	いうことではないと私は思います。それにあわせて物価が上昇していくというふうになってしまえば、いつまでたってもその格差が続いていくわけですね。そういうところも国は配慮が必要であるということもありますので、その点の、それが地域間格差なのかわかりませんが、私は、そういうところも国へ要望するのであれば注視していく必要があるという観点であります。そのようなことが盛り込まれていないということも反対の理由の一つとして、反対いたします。
議 長	次に賛成討論はありませんか。
6 番	
浜田議員	討論ありませんか。 この意見書に賛成する立場から討論申し上げます。 主な理由は、先ほどの陳情のところで申し上げましたが、やはり日本の経済を好循環に導くための、それと同時に国民生活全体を底上げするための一番基本的なところは最低賃金のアップだというふうに考えます。 物価上昇という懸念がありましたけれども、実は、物価上昇を目指しているのは政府自身でありまして、1%の物価上昇は日銀の方針です。むしろ、これについては別の意見書で反対すべきかなあというふうに私は思っております。 そんなことはともかく、やはり今、私たち国民が直面している問題を一番そのところから解決する上でも必要な措置ということで、この意見書に賛成するものであります。
議 長	ほかに討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから発議第1号 「地域からの経済好循環の実現に向け中小企業支援策の拡充と最低賃金の改善を求める意見書」の提出について採決をします。 この採決は起立によって行います。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。 [賛成者起立]
議 長	お座りください。起立多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。
議 長	追加日程第2 発議第2号 J A上伊那長期構想・3ヶ年計画の再考を求める決議について を議題とします。 事務局長に議案を朗読させます。
議会事務局長	(議案朗読)
議 長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
6 番	
浜田議員	それでは、決議案の趣旨説明を行います。 先ごろ、J Aとの懇談会の中で長期構想・3ヶ年計画が提案されました。その内容は

		大変衝撃的でありまして、当町にとっては、具体的には七久保のＪＡの窓口業務が飯島に統合される、それから上ノ原の資材店の閉鎖、また南部工場の駒ヶ根への集約という内容であります。これがそのまま実行されるならば、飯島の、とりわけ家族経営、あるいは小規模経営の農家に与える打撃は極めて大きいものになると考えます。それと同時に、地域の金融機関である農協、それから地域のさまざまな生活を支えている機能が大幅に縮小されることは疑いを得ません。 その一方、この計画は、私も不確かですけれども、確か農協の定期総会の中では議案になっていなかったというふうに私は認識しております。それが、このような唐突な形で提案されることも大きな問題ではないかと思います。 よって、トップダウンではなくて、もともと農業協同組合というのは組合員の組織でありますから、組合員の総意に基づいて今後の進むべき道を決めることを求めて、この決議を提案するものであります。 議員の皆さんの御賛同を求めて、趣旨説明といたします。
議	長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
		(なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで討論を終わります。
		提出者は自席へお戻りください。
		これから討論を行います。初めに反対討論はありませんか。
		(なしの声)
議	長	次に賛成討論はありませんか。
7 番		
竹沢議員		それでは、私のほうから本決議について賛成の立場で討論参加してまいりたいと思います。 農協改革が始まったところであります。 ＪＡ上伊那のホームページを見ますと、ＪＡ上伊那のビジョンですけれども、農を基盤に助け合い、ともに喜びを分かち合える地域社会の実現を常に念頭に置き、地域になくてはならないＪＡを目指して今後も活動すると、こういうふうになっております。 先ほど提案者からも説明ありましたように、来年度以降、グリーンセンター、それから南部工場の駒ヶ根統合、それから私たち地元の七久保の金融などの窓口が飯島へ統合などが行われるわけであります。組合員の身近な施設の利用が採算性のもと合理化されるのは、誰のための農協なのであるのでしょうか。 さきに２月１５日、私の所属する有限会社みどり（水緑里）七久保におきまして、地元の農協理事・監事、それから所長を招きまして、この課題について懇談を行いまして、ＪＡに対していろいろ意見、具申を申し上げたところであります。 本決議案のとおり、上伊那農協が拙速な結論を出さず、組合員の声を十分聞いて進めるよう、本決議に賛成するものでございます。
議	長	ほかに討論はありませんか。
		(なしの声)

議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから発議第2号 J A上伊那長期構想・3ヶ年計画の再考を求める決議についてを採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は全部終了しました。 本日の会議を閉じます。 ここで町長から議会閉会のごあいさつをいただきます。
町 長	3月議会定例会の閉会に当たりましてごあいさつを申し上げます。 去る6日から本日まで15日間の会期をもって開催されました3月議会定例会、議員各位におかれましては、連日にわたり慎重な御審議をいただき、上程いたしました28議案については全てを原案どおり御議決、御同意をいただきまして、まことにありがとうございました。心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。 さて、3月も余すところ10日余りとなりました。先週には小学校、中学校の卒業式があり、保育園の卒園式も間近となっておりまして。子どもたちには、それぞれ大きな夢を、また希望を持って元気に育ってほしいと心から願うところでございます。そして、進学や就職で飯島町を離れる皆さんには、新天地で大いに勉学や仕事に励まれますことを願うとともに、行く行くはふるさと飯島町に帰ってきていただき、まちづくりの主角として力を遺憾なく発揮していただきたいと思うところでございます。 さて、先ほど御議決賜りました平成31年度の予算は、リニア新時代に向けた魅力あるまちづくりのための体質強化予算として位置づけ編成いたしましたものでございます。みんなが安心して暮らせる豊かな町を目指して、住民ニーズに即した生活基盤の増強と保育・教育環境の改善を最重点に据えたものでございます。このことを念頭に、町民の皆さんが生き生きと暮らせるまちづくりに積極的に取り組んでまいります。 議員各位からは、本会議や委員会での審議、一般質問で、また今議会では新たに取り組まれた休日議会の予算特別委員会での総括質疑を通じて広範囲な行政課題に対しまして貴重な御意見や御示唆をいただきました。これらを重く受けとめ、町民の皆様からの負託と信頼に応えるべく、私を初め全職員が心一つにして、新たな発想と行動力をもって全力で行財政運営に努めてまいりたいと思っております。 議員各位を初め町民の皆様には、平成30年度の町政運営につきまして御協力賜りましたことに改めて感謝申し上げますとともに、平成31年度においても、大きな災害がなく、さらなる発展を遂げられますよう、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。 最後になりましたが、本定例会に御出席いただきました羽生代表監査委員さん、片桐農業委員長さんには、大変お忙しいところ、まことにありがとうございました。 議員を初め皆様方には、ますます御健勝で御活躍されることを心からお祈り申し上げます。

		まして、３月議会定例会閉会のごあいさつとさせていただきます。
		まことにありがとうございました。
議	長	以上をもって平成 31 年 3 月飯島町議会定例会を閉会といたします。
		御苦労さまでした。
閉	会	午前 1 1 時 2 2 分

上記の議事録は事務局長 小林美恵の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員